
Ⅲ 県政の現況と施策

- 1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、
発展する 2 9
 - 2 誰もが住み慣れたところで働き、長く
元気に暮らし、子どもを安心して産み
育てることができる 7 6
 - 3 感染症や災害に負けない強靱な社会を
つくる 2 4 4
 - 4 将来の発展を支える基盤をつくる ... 2 5 5
-
-

1 次代を担う「人財」の育成

(1) 学校教育の充実

- ・ 学校教育は、こどもの社会的自立の基礎となる資質・能力を培い、社会を支えその発展に寄与する人材を育成する役割があり、次代を担う「人財」の育成の基盤となります。そのため、県内の全ての地域において学校教育の充実が必要です。

(学力・体力の向上、健康教育の推進)

- ・ 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- ・ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和7年度)では、小学校女子、中学校女子が全国平均を下回っています。また、体育の授業以外で運動やスポーツをしないこどもが一定割合いるという課題が挙げられます。
- ・ こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- ・ メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。

(豊かな心の育成)

- ・ 「福岡県民ニーズ調査」(令和7年度)によると、教育分野では、道徳、人権など、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- ・ 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- ・ 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が社会生活の様々な場面において存在しています。
- ・ 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

(個性や能力を伸ばす教育の推進)

- ・ グローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。
- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システム^{※1}の理念を踏まえ、障がいのあるこどもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。

1 次代を担う「人財」の育成

(教育環境づくり)

- ・ 全ての子どもが等しく学校教育の ICT※2 化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。
- ・ 学校施設、社会教育施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- ・ ICT を活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。
- ・ 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。

※1 障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。

※2 Information and Communication Technology の略。デジタル化された情報の通信技術。



①学力・体力の向上

1) 学力の向上

確かな学力の育成のため、県・市町村・学校が一体となって、総合的な学力向上の取組を推進しています。

「ふくおか学力アップ推進事業」では、学力向上推進強化市町村及び学力向上推進拠点校（中学校）に対して、指導主事や非常勤講師等の重点的派遣や学力向上策への助成等を行っています。

また、指定都市を除く県内の小学校 4 年から中学校 3 年までに国語、算数・数学の「基礎基本を含む活用力を育成する教材集」を提供し、活用を促進することで、児童生徒一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上を図っています。

平成 27 年度から「福岡県学力調査」を、小学校 5 年、中学校 2 年を調査対象として毎年 6 月に実施し、全ての教科の基盤となる国語、算数・数学の学力について、各学校が早期に課題を把握し、授業改善等を進められるようにしています。29 年度からは、中学校 1 年を調査対象に加えることで、全国調査と合わせて小学校 5 年から中学校 3 年までの児童生徒の学力の状況を継続して把握できるようにし、各学校の検証改善サイクルの確立を支援しています。また、令和 7 年度からは「福岡県学力・学習状況調査」に改め、これまでの調査内容に新たに中学校 2 年において英語を加えるとともに、児童生徒の 1 人 1 台端末を用いて、オンライン方式で実施しています。

さらに、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動事業」を実施し、

1 次代を担う「人財」の育成

地域と一体となつてこどもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

2) 体力の向上、健康教育の推進（詳細はⅢ24(1)③④に記載）

②豊かな心の育成

1) 道徳教育、人権教育の推進

未来を担う児童生徒の豊かな心の育成のために、小・中学校においては、地域の道徳教育推進の中核となる教員を育成する道徳教育地域指導者研修を実施するとともに、各学校における「道徳教育実践ハンドブック vol.2」の活用を推進しています。

学校における道徳教育の充実には、家庭や地域と連携した取組が重要であることから、毎年6つの道徳教育推進市町村を選定し、公開授業や協議会を開催しながら実践的な研究を行うとともに、地域教材の開発・活用として、「ふくおか郷土資料」や「いのちのかたち（授業づくり例）」を作成し、各学校での活用を推進しています。

また、命を慈しみ、命を大切にする心の育成を目的として、動物飼育相談を実施しています。

さらに、自他の人権を守ろうとする実践力を持ったこどもを育成するため、学校教育においては、指導資料や人権教育学習教材の活用を推進しています。

人権教育を通して培われた知識や様々な技能、態度をもとに、課題を自ら発見し、他者と協力しながら学びを深め、論理的に思考・判断し、人権問題の解決に向けて主体的に行動していく総合的な課題解決能力を育成するための研修プログラムを実施します。

教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

2) 実体験を重視した教育の推進

こどもの主体性や協調性を育むため、「地域学校協働活動事業」等において放課後等におけるこどもの体験活動を実施します。

また、地域活動指導員を配置する市町村を支援し、地域におけるこどもの体験活動等の充実を図っています。

③個性や能力を伸ばす教育の推進

1) こども本位の指導の推進

小・中学校において、こどもが自律的に成長するための原動力となる非認知的能力（学びを調整する力、粘り強く挑む力、自己有用感、自己効力感、協働する力等）を育成するため、鍛えて、ほめて、こどもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り

1 次代を担う「人財」の育成

入れた具体的実践を県内に広く普及しています。

また、「自律的に学び続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト」を実施し、「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた資質・能力の三つの柱（知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）をバランスよく育成する取組において、非認知的能力を測る鍛ほめアンケートや、福岡県学力・学習状況調査の個人結果票の効果的な活用方法、こどもが主体的に学習する方途について実践研究を行います。

2) 特別支援教育の推進

特別支援学校、特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒等の数は増加傾向が続いています。また、障がいの重度・重複化や多様化が進む中で、知的発達遅れの発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への対応も求められています。

このような中、本県では、「県立特別支援学校の今後の整備方針について」（平成 28 年 11 月）及び「県立特別支援学校設置計画」（平成 31 年 2 月）に基づき、令和 6 年度に糸島特別支援学校、8 年度にむなかた特別支援学校及び福岡つくし特別支援学校を新設しました。

このほか、令和 4 年 4 月には、特別支援教育推進のための中長期計画「福岡県特別支援教育推進プラン（第 2 期）」を策定し、県内の市町村等と連携しながら施策や事業を推進しています。

例えば、「県立学校等医療的ケア体制整備事業」では、県立特別支援学校 16 校及び県立高等学校 1 校に看護職員を配置して、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に教育を受けられる環境の整備に努めています。

「モデル校における医療的ケア児通学支援事業」では、医療的ケア児の登下校に係る保護者付添いの負担を軽減するため、モデル校において通学支援を実施し、安全で効果的な手法を研究しています。

「特別支援学校専門スタッフ強化事業」では、県立特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性の向上と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中・高等学校等に在籍する障がいのある児童生徒等に対する相談・支援も行っています。

「発達障がい児等教育継続支援事業」では、公立・私立の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができる体制の整備を図るため、専門家による巡回相談のほか、保護者向けハンドブックの配布、学校間接続時に支援内容等を確実に引き継ぐための「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」の活用促進を図るため、紹介リーフレットの配布などを行っています。

「高等学校等通級指導推進事業」では、在籍する学校で一定期間の支援を受けた上で、一部の授業について、障がいに応じた特別な指導を特別な場で行う「通級による指導」

1 次代を担う「人財」の育成

を必要とする生徒に対応するため、県立高等学校4校の拠点校と拠点校の通級指導担当者を派遣して通級指導を行うサテライト校を2校設置し、自校及び他校通級の形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援を行っています。

「高等専修学校における学びの継続支援事業」では、発達障がいのある生徒や不登校生徒等への指導を行う専任の教職員の配置やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を行う高等専修学校に対し、県がその経費を助成することにより、発達障がいのある生徒や不登校生徒等が学びを継続することができるよう、支援を行っています。

また、小・中・高等学校における障がいのある児童生徒への対応については、これまで特別支援教育コーディネーター研修会の実施や校内委員会の設置など特別支援教育推進のための体制整備を図り、各学校でそれらが十分に機能するよう取り組むとともに、特別な支援を必要とする児童生徒等に対し、適切な支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」の活用を進めています。

3) キャリア教育・職業教育の充実

児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、目的意識を持って進路を主体的に選択できるよう、学校教育だけでなく、地域の企業・経済団体等と連携して、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育・各地域のニーズに応じた職業教育を充実させることが重要になっています。

そこで、本県では、各学校において職場体験を中心とした様々な教育活動を通じ、児童生徒が基礎的・汎用的能力を身に付け、社会的・職業的自立ができるよう、入学から卒業までのキャリア教育指導計画を作成し、各学校のキャリア教育の推進に努めています。

また、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関する活動について、学びのプロセスを振り返ることができるよう児童生徒が活動を記録し蓄積する教材としての「キャリア・パスポート」の作成・活用を推進しています。

高等学校においては、地元の企業・経済団体と連携したインターンシップ、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動等の充実を図り、就職決定率の向上を目指します。

さらに、進路未決定者に対して高校卒業後も支援を継続するとともに、就職後においても企業訪問を行うなど、必要に応じて支援し、早期離職者の減少を目指します。

県立高等学校を対象に、高校生が金融リテラシーを身に付けられるよう、教材の開発や外部人材を活用した授業を実施するとともに、専門学科及び総合学科において、専門的な知識や技術・技能を高めるため、高度な職業資格を受検する生徒に検定料の助成を行います。

特別支援学校においては、企業関係者、福祉・労働等の関係機関との連携を図るとと

1 次代を担う「人財」の育成

もに就職支援サポーターを配置し、ICTを活用したテレワーク実習を含む産業現場等における実習の実施や実習先・就職先の開拓等を進めています。

また、進路サポートセミナーや就職ガイダンスを実施したり、「現場実習実施マニュアル」を活用し、特別支援学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行う「デュアルシステム型現場実習」を実施したりすることで、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を高めています。

さらに、平成30年度から実施している「特別支援学校技能検定」では、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する清掃技能検定を実施することで、県内特別支援学校生徒の就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせ、生徒の卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高めています。

④教育環境づくり

1) 学校教育の情報化

県立学校では、タブレット型パソコンや大型提示装置など学校のICT環境を整備しています。また、こどもが日常的にICTを活用するために必要な技術支援体制として、ICT支援員を全県立学校に派遣しています。

ICTを活用した取組として、県立高等学校の生徒が学校の枠を越えて、指導力の高い教員の講習をオンラインで受けたり、アーカイブ動画で自身の進路や興味・関心に応じて学習できたりする環境を構築します。また、他校生徒と協働した学習活動など、多彩な学習機会を提供するとともに、生徒の学習データを蓄積・分析するデジタル採点分析システムを活用し、個々の生徒に合わせた指導や授業の改善を実施します。

また、情報、数学、理科等の教育や、ICTを活用した文理横断的な学びを強化する学校に必要な環境を整備します。

特別支援学校においては、訪問教育を受けている児童生徒や病气療養中の児童生徒の交流又は学習機会の確保・充実を図るため、分身ロボット等を活用するとともに、障がいの状態や特性に応じた各教科等の指導の充実を図るためデジタル教科書等の普及を進めています。

さらに、義務教育段階の公立学校においては、福岡県公立学校情報機器整備基金を活用し、令和6年度から5年程度をかけて1人1台端末の着実な更新を実施します。

私立学校に対しては、4年度に創設した1人1台端末の整備にかかる補助制度で、学校が整備する経費を助成することにより、ICT環境の整備や活用が進むよう支援します。

2) 学校施設、社会教育施設の整備・充実

県立学校については、「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成30年3月）に基づき、改築や改修などの老朽化対策を計画的に実施しています。市町村には、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供しています。

1 次代を担う「人財」の育成

また、生徒の健康を守り、災害時における避難所環境の改善を図るため、県立高校の体育館等へエアコンを設置しています。

さらに、教育環境の改善を図るため、県立高校、特別支援学校のトイレに温水洗浄便座を設置しています。

社会教育施設については、利用者が施設を安心して利用できるよう、計画的に補修・修繕を行い、老朽化対策を進めます。

3) 教員の指導力・学校の組織力の向上

福岡県教員育成指標をもとに、全ての教員が効果的かつ計画的な研修を受けられるよう、若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのキャリアステージに応じた基本研修、今日的課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修など、教員の資質・能力の向上に資する研修を実施します。

また、教員が主体的に学びを深められるよう教員育成指標と照らして自身が高めたい資質・能力に応じた研修を選択、受講することができる”Plant”という Web 上のシステムを活用しています。

さらに、教職員の ICT の利活用をサポートする ICT 支援員を全県立学校に派遣しています。

特別支援学校においては、福岡県教員育成指標を踏まえた特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を牽引する核となる人材の育成を推進しています。

加えて、それぞれの障がい種別の専門性の維持向上や学校経営に参画できるミドルリーダーの育成に取り組んでいます。

教員採用試験では、大学3年生チャレンジ特別選考や大学等推薦特別選考、教員免許を有していない社会人経験者特例の導入、併願受験の対象者拡大を行うなどの工夫改善を図っています。

また、大学等と連携して、教職を目指す県内外の学生等に教育実践に触れる機会を提供する「教員養成セミナー」や教職の魅力等を伝える出前講座を実施するなど、質の高い教員の確保に努めています。

県立高校においては、教員が自身の目的に応じた指導法を学んだり、経験豊富な教員の指導技術やノウハウ等を、学校を超えて全体で継承したりする環境を構築し、教育力の維持及び向上につなげます。

1 次代を担う「人財」の育成

(2) 未来へはばたく青少年の応援

- ・ 近年、これまで経験したことのない大規模災害や感染症の発生等、先を見通すことが難しい時代になってきています。こうした予測不能な時代を、青少年が自立して生き抜くためには、コミュニケーション能力やチャレンジ精神、他者への思いやり等を育む体験活動が必要です。
- ・ 自然体験を多く行ったこどもの方が、自己肯定感や道德観・正義感が強いという傾向が見られます。
- ・ 急激に変化する社会の中で、青少年が自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、高い志と意欲をもって課題に向き合い、柔軟な発想を持って、多様な価値観を持った人々と協働しながら課題を解決することが求められます。
- ・ 将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成するため、企業、関係機関等と連携し、青少年が自ら考え、議論し、解決策を導き出していく実践的な教育の場を設ける必要があります。
- ・ 青少年が持つ能力や個性を伸ばし、スポーツ・文化芸術の分野において次代を担う人材を育成する取組の推進が必要です。



① 未来こどもチャレンジ応援プロジェクトの実施

次代を担うこどもたちが多様性を理解し、他者と協働しながら自分軸を持ち未来を切り拓くことができるよう全力で応援する「未来こどもチャレンジ応援プロジェクト」を実施します。

プロジェクトでは、(公社)福岡県青少年育成県民会議が中心となって、市町村や企業等の多様な主体の連携体制を構築します。

こどもたちが仕事、科学、工作など様々な体験ができるようフェスティバルを各地で開催します。

豊築地域ならではの職業体験や工場見学等ができるこども向け仕事体験イベントを開催します。

体験活動ポータルサイト「福岡こどもたいけん会議」において、県内の体験活動の情報を一元的に提供します。

無限の可能性を持つ高校生を「未来を担う主体」と位置づけ、様々な課題解決に向けたチャレンジを支援します。高校生が地域固有の課題・ニーズに挑戦する「ローカルイノベーションズチャレンジ」、ソーシャルビジネスでの起業を目指す「アントレプレナーズチャレンジ」を通じて、資金の援助に加え、専門家による伴走支援を行い、その実現を応援します。また、高校生のほか大学生や若手起業家などの社会人も加わるコミュニティを形成し、主体的なキャリア構築を促進します。

1 次代を担う「人財」の育成

メディアとの適切な付き合い方を伝えるとともに、乳幼児期に必要なリアルな体験活動の内容について普及啓発していく講師を育成します。

②次世代のリーダーとなる青少年の応援

世界や日本で活躍する一流の講師陣による教養、ビジネス、国際等、多様な分野の講義を行う「日本の次世代リーダー養成塾」を開催し、豊かな経験と広い視野を持ち、世界で活躍できる能力を持ったリーダーを育成します。

当養成塾では、アジア諸国からの奨学生と一緒に、将来のアジアがどう協力し発展させていくか議論を積み重ね、リーダーとして必要な多面的思考力、分析力を養います。

地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成することを目的とし、「未来の地域リーダー育成プログラム」、「ふくおか地域リーダー育成キャンプ」を実施します。

③次世代の競技者や芸術家の育成

1) スポーツ分野

福岡県タレント発掘事業（平成16年～）の修了生503名のうち、パリ2024オリンピックに前回大会を越える8名が出場しました。（東京2020オリンピック3名出場）

今後、本県タレント発掘事業の参加者をさらに拡大し、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。また、そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、継続的・計画的な競技力の向上に取り組めます。

また、本県ゆかりのトップアスリートに対し、十分な強化活動ができるように支援します。

さらに、アクション福岡を拠点として、海外選手の招へい・育成と、海外選手との交流やスポーツ医・科学を活用した県内アスリートの強化育成を図る国内最高峰のトレーニングセンターの開設に向け、施設改修に係る基本計画の策定及び基本・実施設計を行います。

競技団体や地域で活動する総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携を推進するとともに、地域における指導者や支援者を育成します。

2) 文化芸術分野（詳細はⅢ14(1)に記載）

アクロス福岡において、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。

また、子どもたちが音楽を気軽に楽しめる場を提供することで、将来の音楽家育成の裾野を広げる取組を進めます。

九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設やアーティスト・イン・レジデンスに取り組めます。

若手芸術家を対象に、みやま市の廃校を制作拠点とした滞在型プログラムや東峰村・

1 次代を担う「人財」の育成

添田町アーティスト・イン・レジデンス事業に参加したアーティストのフォローアップを実施するほか、国内外で実施する多様な芸術活動に係る経費を助成します。

九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、こどもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や九歴ボランティアによる古代体験アイテムを活用した体験学習、バックヤード解説を行います。

1 次代を担う「人財」の育成

(3) グローバル社会で活躍する青少年の育成

- ・ 国際社会の一員として必要な「異文化理解力・対応力」について、「十分身に付けていると思う」又は「ある程度身に付けていると思う」と回答した日本の若者は約3割となっており、調査対象国の中では最も低くなっています。
- ・ 「青少年の意識・ニーズに関する調査」（令和5年度）では、海外留学や海外で仕事をする意向があるのは、小・中学生で2割台半ば、高校生で3割台であり、海外留学や海外で仕事をしたいと思わない理由は、小・中・高校生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- ・ 国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍する青少年を育成するため、留学支援、国際リーダー養成、交流・体験事業等の取組の推進が必要です。
- ・ 経済や文化等様々な面で国際化が急速に進む中、異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協働していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付けることが必要です。
- ・ 青少年が世界をもっと身近に感じることができるよう、様々な国の青少年と交流し、言語の壁を越えて互いにコミュニケーションができ、感動を味わえる体験の場づくりが必要です。



①世界にはばたく青少年の応援

海外に留学し学位取得を目指す学生への奨学金の交付や、留学を目指す若者を支援するプラットフォームを設置する等、国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍することを目指す青少年を応援します。

また、世界トップクラスの大学の学生を招き、高校生と寝食を共にしながら、自分の将来や世界の未来について議論するキャンプを実施し、次世代のリーダーを育成します。

姉妹提携先との交流では、米国・ハワイ州とフードビジネス分野における人材育成交流事業を実施します。友好提携先との交流では、タイ・バンコク都とアントレプレナーシップ（起業家精神）人材育成プログラム、ベトナム・ハノイ市と日本語教育分野での交流を実施します。

国連ハビタット福岡本部と連携し、国連機関やグローバル企業で必要とされる英語運用能力やマネジメント能力を身に着けた即戦力グローバル人材を育成するプログラムを実施します。

在福岡米国領事館と連携し、高校生を対象に、米国のスタンフォード大学が開発・運営する英語による異文化理解教育プログラムをオンラインで実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。

幼児・小学生を対象に、留学生等との遊びや食を通じて、多文化を学ぶ交流体験の場を

1 次代を担う「人財」の育成

提供します。

渡航経験のない小・中学生を対象に、海外でのホームステイや現地の児童・生徒と交流する機会を提供します。

②外国語能力の向上

グローバル人材に必要とされる英語の4技能5領域（聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）、書く）の向上と、主体性、積極性の育成のため、児童生徒の英語力の向上と、教員の英語力・指導力の向上の両面から取組を進めます。

中学校においては、英検 IBA の実施や英語スピーチコンテストを開催し、英語力の高い生徒を育成します。また、外国人との英語による仮想対話を通して様々な場面で使う表現を学習できる動画コンテンツ「Mentai English」を公開しています。さらに、AI を活用した英語授業モデルの構築事業や宿泊体験型英語プログラムを実施することで、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする生徒を育成します。また、中学校英語教員に対して授業力向上実践講座を開催し、デジタル教科書の効果的な活用について研修を行います。

高等学校においては、ALT（外国語指導助手）の効果的な活用や、ALT スペシャリストによる英語以外の教科におけるイメージ教育の実施、ネイティブ英語教員の配置等により、指導方法の改善・充実と生徒の高度な英語力の育成を図ります。さらに、AI を活用してスピーキングやライティングなどの言語活動を充実させるとともに、生徒一人一人の学習過程や到達度を可視化し、新しい英語授業モデルを構築します。

③異文化理解力・対応力の向上

高等学校において、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的な発展を支える志を持った優秀な人材を育成するために、海外留学に関する情報提供を行うとともに、留学助成金を給付し、経済的な支援を行います。また、海外の企業や大学等で最先端の知識・技術を学ぶハイレベルな研修と海外企業における職場体験などの短期留学研修プログラムを実施します。加えて、探究活動を伴う留学に対して、産学官が連携して支援します。県内在住の留学生や JICA 海外協力隊等海外活動経験者を講師として派遣し、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図る「国際理解教室」を開催します。

また、県が設立している三公立大学法人において、異文化交流の機会を拡大し、国際的視野を持つ人材を育成するため、オンラインプログラムも有効に活用しながら、アジアをはじめとする世界の大学との学術交流、外国人留学生の受入れ等を進めています。

1 次代を担う「人財」の育成

(4) 産業人材の育成

- ・ 本県では、これまで、中小企業が新たな事業活動を展開するうえで必要となる人材、半導体・水素等の成長産業における人材、ものづくり中小企業の中核人材、観光産業・農林水産業分野での人材等、産業発展を支える人材育成に取り組んできました。
- ・ 現在、デジタル化の進展、DXの必要性の高まり、2050年カーボンニュートラルに向けた動き等、デジタル産業やデジタルインフラ、そして、その基盤となる半導体を取り巻く環境は大きな変化に直面しています。
- ・ 中小企業においても、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけとして、省人化・遠隔生産体制等、デジタル社会へのシフトが求められており、デジタル化を担う人材の育成は喫緊の課題です。
- ・ 観光産業では、持続可能な観光の実現のため、多様化する観光ニーズに的確に対応でき、地域の稼ぐ力を引き出す人材の育成が必要です。
- ・ 農林水産業では、経営規模の拡大やDXによる効率化で生産力を向上させる等、デジタル化に対応し、経営感覚に優れた、稼げる農林水産業を実現できる人材の育成が必要です。
- ・ これら様々な産業分野において、これからの時代の変化にも対応でき、産業発展の中核となる人材を育成することで、本県の将来の発展につなげていきます。



①半導体・DX人材の育成

半導体産業の拠点化を促進するため、最新技術動向を踏まえた専門講座を提供します。

半導体人材の育成を強力に推進していくため、「福岡半導体リスティングセンター」を令和5年8月に開設し、半導体分野やデジタル産業分野などの重要技術に精通した人材を育成します。

地域での先進企業と連携し、現場に直結した実践的なデジタル基礎技術を修得できる現場技術者向けの人材育成を実施します。中高生を対象に半導体と宇宙、先進モビリティをテーマにした教育プログラム「テクノロジー人材創生塾」を開催し、技術者を目指す人材を創出します。

産学官金で構成される「九州DX推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながら本県の産業の特性、ニーズに合わせたDX人材育成のプログラム構築を行います。

県内技術系企業の人材確保のため、理工系人材に限らず、文系学生や技術系企業での就職未経験者に対し、技術系中小企業の魅力を広く発信するとともに、インターンシップを実施します。

高等技術専門校において、電気科では、ZEH機器（太陽光、蓄電池）、シーケンス制御機

1 次代を担う「人財」の育成

器、EV 充電スタンドを配備し、令和 12 年の新築住宅の ZEH 対応義務化に向けて、導入に必要な設備の設置、保守技術を習得した人材を育成します。

OA 事務科では、ノーコードアプリや AI を活用した事務改善スキルを修得した人材を育成します。

溶接科では、3D プリンタや 3DCAD ソフトを導入し、溶接だけでなく、電気や機械加工技術を習得した人材を育成します。

自動車整備科では、燃料電池車（FCV）、電気自動車（EV）を配備し、電動車や衝突軽減装置等の新しい電子制御技術に対応した自動車整備士を育成します。

左官科では、ドローンを配備し、建設・土木等の人手不足分野において、専門知識に加えてドローンを活用して生産性向上を図ることのできる人材を育成します。

県立工業高校において、社会のデジタル化の急速な進展や自動車産業における技術革新を踏まえ、実習環境の整備や企業における教育・訓練、高度熟練者による実習指導などを通して、県内の自動車・半導体関連企業で活躍できる人材を育成します。

県立高等学校及び私立高等学校において、県内の情報・先端技術関連企業・大学等の見学や出前授業、エンジニアによる実習指導により、生徒の興味・関心の向上を図り、進路選択の幅を広げます。

公立中学校においても、同様の目的で、県内の関連企業や県立工業高校と連携した出前授業及び講演会を行います。

②新成長産業人材の育成

県内企業の参入を促進するため、バイオや宇宙ビジネス、ブロックチェーン、IoT、水素エネルギー等、新成長産業の技術動向を踏まえた専門講座を実施し、新成長産業の発展を支える人材を育成します。

③ものづくり中小企業の中核人材育成

3次元設計や金型、めっき、生産・品質管理の製造基盤技術に関する講座の実施により、中小企業の生産性向上に資する中核人材を育成します。

④産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

県内 7 か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、半導体、デジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。

⑤観光産業における人材の育成

宿泊事業者のサービス向上、生産性向上のための専門家による指導に加え、観光案内所スタッフや観光ガイドの育成及びスキルアップを図り、各地域の観光を支える人材を育

1 次代を担う「人財」の育成

成します。

⑥農林水産業における人材の育成

本県では、より多くの農林水産業の新規就業者を確保するため、農林水一体となった就業セミナー・相談会をはじめ、東京等で開催される就業相談会へのブースの出展を行っていきます。

農業高校においては、地域先進農家等でのインターンシップ及びスマート農業実践者などの外部専門講師を招聘した授業を実施し、先端技術を取り入れた新しい農業経営にチャレンジする人材を育成します。

また、農林水産業への新規就業者を定着させるため、講習会や研修会の開催などを行います。（詳細はⅢ 9（3）に記載）

2 世界から選ばれる福岡県の実現

(1) 国内外からの戦略的企業誘致

- ・ 新型コロナウイルス感染症への各種対応、世界情勢の変化に伴う国の経済安全保障への影響、脱炭素化の進展等、昨今の産業を取り巻く環境は急速に変化しています。これらの変化も見据え、将来の成長産業分野における企業の集積等、地域のポテンシャルを活かした戦略的な企業誘致を展開することが求められます。また、「福岡県民ニーズ調査」(令和7年度)によると、企業誘致は、地域振興のために最も力を入れてほしい施策となっています。
- ・ 本県では、成長著しいアジアの活力を本県に取り込みながら、世界的な半導体拠点等の構築を図り、アジアとともに発展していくことで世界から選ばれる福岡県、九州をリードする福岡県を実現していくことを目指しています。
- ・ これらを実現する上での重要な要素として、① 国内外からの戦略的な企業誘致、県と市町村が連携した企業誘致の受け皿となる産業団地等の整備 ② グリーンアジア国際戦略総合特区での環境を軸とした環境配慮型製品の開発・生産拠点の形成 ③ 地域経済を牽引する企業の取組支援 ④ 産学官が連携した産業集積の充実を図ることが必要です。
- ・ また、成長が期待される産業分野や企業への資金供給の円滑化等を促進するため、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」一丸となって、国際金融機能誘致に向けた取組を進めています。



①戦略的企業誘致の推進と受け皿整備の促進

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となる大規模データセンターや半導体をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。

過去5年間(令和3年度～7年度)の企業立地件数は、合計217件であり、業種別では、製造業が98件と最も多く、次いで運輸業が34件などとなっています。県内4地域の立地状況は、北九州地域が55件、福岡地域が93件、筑後地域が50件、筑豊地域が19件となっています。

県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に向けた調査等を行う市町村を支援しています。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備等を行う市町村を支援しています。

2 世界から選ばれる福岡県の実現

②本社機能の移転・拡充の促進

本県の産業競争力を高め、良質な雇用の場を確保するため、企業の本社機能の移転・拡充を促進します。このため、本県では、国の税制優遇や県独自の税制優遇、交付金などを効果的に活用しながら、企業の本社機能の移転・拡充の推進に取り組んでいます。これらの優遇制度を活用して、制度が創設された平成 27 年度から令和 7 年度までに 78 社の本社機能の移転・拡充が実現しています。

③グリーンアジア国際戦略総合特区の推進

平成 23 年、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、電気自動車等の電力消費を抑えるパワー半導体など、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献することで、アジアとともに発展することを目指しています。

国による金融・税制面の支援に加え、県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な支援措置を講じてきました。

また、特区推進のためには、産業集積地や工業団地など、今後事業実施が見込まれる地域まで広く指定する必要があると国に働きかけ、これまで 7 度にわたって指定区域の拡大を行いました。この結果、指定区域は当初指定の 7 市町から 30 市町（令和 6 年 5 月末現在）に、面積は当初の約 4 倍に拡大しました。

これらの取組により、特区指定から現在までに、多くの企業が特区の支援制度を活用し、活発な設備投資を行っています。

さらに、25 年度からは、特区の効果を広く県内中小企業に波及させるため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資に対する助成を実施しています。

今後とも産学官が一体となって、本特区を強力に推進します。特区を起爆剤に、その活力を県内へ波及させることにより、日本経済の成長に大きく貢献するとともに、本県がアジアの中で先進的な拠点、魅力ある地域となるよう進めていきます。

④地域経済を牽引する企業の取組支援

平成 29 年 7 月に施行された地域未来投資促進法は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者へ相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進するこ

2 世界から選ばれる福岡県の実現

とにより、地域経済の成長発展を図るものです。本県は、同法に基づき、県内 60 市町村と共同で第二期基本計画を作成し、令和 6 年 4 月に国の同意を得ました。

同計画では対象事業分野として、①グリーン関連、②バイオ・メディカル、③IT 関連産業、④成長ものづくり、⑤クリエイティブ産業、⑥観光関連産業、⑦物流関連、⑧農林水産・地域商社の 8 分野を掲げており、県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、法人税の軽減、不動産取得税の課税免除、国補助金の優先採択、日本政策金融公庫による融資などの支援を受けることができます。

本県では、広く制度の周知を行うとともに、事業計画の作成支援、関係機関と連携した製品開発・販路開拓等の支援を行っています。

⑤知的拠点の形成

九州大学伊都キャンパスを核とした学術研究都市形成を目指し、平成 10 年に地元産学官の連携による「九州大学学術研究都市推進協議会」を設立し、13 年に「九州大学学術研究都市構想」を策定しました。また、16 年に「財団法人九州大学学術研究都市推進機構（25 年 4 月、公益財団法人へ移行）」を設立し、構想の具体化に向けて取り組んでいます。17 年から開始された九州大学の伊都キャンパスへの統合移転は、30 年 9 月に完了し、これを受けて 31 年 1 月に概ね 10 年後の目標像等を示す「新たなフェーズにおける事業方針」が協議会において策定されました。また、令和 4 年 4 月には県では初となる大学との包括連携協定を九州大学と締結しました。これにより、脱炭素、医療、環境といった幅広い分野において新たなイノベーションの創出を目指します。

引き続き、産学官で連携し、九州大学の最先端の研究成果や学術研究都市内の研究開発機能・施設を活かし、将来の成長産業分野の企業や研究機関の集積、創業の促進に取り組むことで、アジア・世界に開かれた知のネットワーク拠点となる学術研究都市づくりを推進するほか、国際研究開発プロジェクト等について情報収集を図るとともに、国への要望等を通じ、本県への誘致を目指します。

⑥国際金融機能の誘致

国際金融機能の形成に向け、産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」一丸となり誘致活動を推進します。令和 6 年 6 月に選定された「金融・資産運用特区」を活用し、成長資金を供給するベンチャーキャピタル等の資産運用業者や金融の新たな潮流であり金融の DX を推進する FinTech 企業などの集積を目指します。

そのために、金融関連団体等とのネットワーク構築や国内外におけるプロモーション活動により、世界の金融界における本県の知名度向上を図るとともに、本県への進出に関心を示す海外企業の招聘やビジネス創出のためのマッチングを行います。

また、地元大学や進出企業と連携し、福岡で活躍する金融人材の創出にも取り組みます。

2 世界から選ばれる福岡県の実現

(2) 企業等の海外展開支援、海外からの誘客促進

- ・ 人口減少が進み、国内市場の拡大が見込めない中、県内中小企業や農林水産業が成長し、地域が持続的に発展し続けていくためには、経済のグローバル化の進展とともに、日々拡大する国際市場の獲得競争に打ち勝っていくことが重要です。
- ・ また、平成 30 年 12 月に TPP11（環太平洋パートナーシップ協定）が、令和 4 年 1 月に RCEP（地域的な包括的経済連携協定）が発効する等、今後、本県における輸出の拡大も見込まれます。
- ・ 本県は、アジアに一番近い大都市圏であり、地理的近接性をはじめ、充実した交通インフラ、多様な産業集積等、本県ならではの強みを活かすことで、成長著しいアジアとともに発展できるポテンシャルを有しています。
- ・ 本県の貿易に占めるアジアの割合は、令和 7 年時点で輸出は 64.9%（全国 54.3%）、輸入は 73.3%（全国 49.2%）と全国と比較して高い割合となっています。また、令和 7 年における県内企業の海外進出件数は、中国の 181 件をトップに米国が 94 件、ベトナムが 61 件となっています。
- ・ 一方、外国人旅行客の県内消費額は、令和元年に 1,900 億円を超えたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少していましたが、水際措置の緩和以降、急速に回復し、令和 6 年は 4,000 億円程度となっています。



①中小企業の海外展開支援

県内の企業が今後も成長し発展していくためには、これまでのアジアに加え、米国、欧州などの「新たな市場の開拓」や、様々な規制や通関手続きなど「海外展開に向けたノウハウ不足」への対応が必要です。本県では令和 7 年度より「福岡アジアビジネスセンター」の機能を強化し、中小企業の海外展開やスタートアップの事業展開を強力に支援する拠点「グローバルコネクト福岡」を「CIC Fukuoka」内に開設しています。

この「グローバルコネクト福岡」では、中小企業の「新たな市場の開拓」に対応するため、アジアや米国、欧州への海外展開を支援するアドバイザーを設置するとともに、海外のバイヤーを招へいした商談会を開催するなど中小企業の海外展開を支援します。

また、「海外展開に向けたノウハウ不足」に対応するため、法規制や商品分野、市場別のマーケティング戦略を学ぶ「海外展開オンラインセミナー」や、貿易事務や市場調査を担う輸出支援事業者と中小企業とのマッチングイベントを開催します。

さらに、海外進出により成長を目指す中小企業を対象に、専門家（中小企業診断士）による伴走支援ならびに海外で売れる商品の開発や開発した商品の展示会への出展等によ

2 世界から選ばれる福岡県の実現

する経費の助成を行い、企業の海外展開を支援します。

②県産農林水産物の輸出拡大支援

人口減少・少子高齢化の進行に伴う国内消費の減少が懸念される中、農林漁業者の所得向上を図るためには、輸出により販路を拡大させることが重要となっています。

このため、本県では、輸出先国・地域の量販店や高級飲食店における県産農林水産物の販売促進フェアの開催、海外バイヤー等の実需者を対象とした PR 試食会や商談会、メディア等を活用した情報発信などを実施し、輸出拡大を図っていきます。

さらに、九州・山口が一体となった官民共同での輸出プロモーションにも取り組み、豊かな自然と食に恵まれた九州・山口をアピールします。（詳細はⅢ 9（2）に記載）

③戦略的なインバウンド誘客による偏在解消と旅行消費額の拡大

インバウンドの国・地域の偏り等の課題を解決するため、ターゲットとする国、地域を絞り込んだ上で、戦略的な誘客を行い、旅行消費額の拡大を図ります。

本県の知名度が低い欧米豪に対しては、英国・仏国・米国・豪州に本県の観光誘客拠点を設置し、継続的なプロモーションに取り組みます。また、フランス、アメリカ、中東等からの旅行者の嗜好に合わせた高付加価値な旅行商品を造成し、観光消費のさらなる増加を目指します。人口に占める富裕層の比率が高い中東に対しては、イスラム圏出身のインフルエンサーを活用し、本県の観光情報を発信します。

また、ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリム等の多様な食習慣や文化的慣習を有する国内外からの旅行者に対応できる県内の飲食店・宿泊施設の充実を図るとともに県観光情報サイトで情報発信します。

さらに、世界のグルメ情報を発信する「ラ・リスト」の東京・パリでのイベントに出展し、「食の王国福岡」の魅力を発信します。

加えて、それぞれの国・地域で影響力のある SNS や Web サイト等を活用した情報発信とデジタル広告により誘客を促進するとともに、事業効果やトレンドを踏まえ、発信内容や方法の継続的な改善を図ります。

④国際航空路線の誘致

本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

3 ワンヘルスの推進

(1) ワンヘルスの推進

- ・ ワンヘルスは、人と動物の健康と環境の健全性をひとつと捉え、一体的に守るという取組で、国連が掲げる SDGs の目標の多くにも関わっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症をはじめ、多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされ、ワンヘルスの視点からの各分野の取組が必要です。
- ・ 平成 28 年 11 月に北九州市で開催された「第 2 回世界獣医師会-世界医師会 “One Health” に関する国際会議」において、ワンヘルスの理念を実践する基盤となる「福岡宣言」が採択され、「福岡宣言」の地として、ワンヘルスの推進に取り組んできました。
- ・ 令和 2 年 12 月には、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。また、3 年度に、条例に基づき実施する施策等を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、4 年度には、ワンヘルスの取組の実効性を確保するため、県や市町村、事業者、県民が担うべき責務などを定めた「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」を制定しました。なお、「福岡県ワンヘルス推進行動計画」においては、以下の課題に取り組むこととしています。

① 新型コロナウイルス感染症をはじめとした人獣共通感染症

- ・ 人、動物及び環境の各分野における対策、特に、人への感染リスクが十分解明されていない野生動物や愛玩動物の感染症について、調査、監視を行う必要があります。

② 薬剤耐性菌

- ・ 抗微生物剤の不適切な使用等を背景として世界的に増加する一方、新たな抗微生物剤の開発は減少傾向にあります。薬剤耐性菌による感染症のまん延を防止するため、医療、獣医療、畜産等の各分野において、国が作成した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を踏まえた抗微生物剤の適正使用等の取組が必要です。

③ 人と環境の関係

- ・ 生物多様性は、我々の暮らしに様々な恩恵をもたらし、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。生物多様性保全のため、絶滅危惧種等の希少動植物の保護を図る必要があります。
- ・ 地球温暖化による気候変動は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えています。県民、事業者、行政といった全ての主体が連携し、省エネルギー対策を強化するとともに、再生可能エネルギーの導入や水素エネルギーの利活用を推進する必要があります。
- ・ 大気、水、土壌等は、あらゆる生物が共有しており、その汚染は、生物多様性や生態系へ影響を及ぼします。健康で快適な生活環境を確保するため、良好な大気環境の

3 ワンヘルスの推進

確保、流域の特性に応じた水環境の保全、健全な水循環の確保、土壌環境の保全等に向けた取組が必要です。

④ 人と動物の関係

- ・ 動物は心に潤いを与える存在であると言われていますが、いまだ多くの犬猫が保健福祉（環境）事務所や動物愛護センター等において引き取られており、動物の愛護や適正（終生）飼養に関する意識の向上が課題となっています。また、致死処分数の更なる削減のために返還・譲渡の促進を行う必要があります。
- ・ 災害時における動物救護対策については、東日本大震災や熊本地震により、飼い主による同行避難の重要性や避難所における受入体制の整備等の課題が明確になりました。災害時に円滑な避難や救護を行うため、犬や猫の飼い主に対し、平時から災害時の備えについて周知するとともに、市町村における同行避難の受入体制整備を図る必要があります。
- ・ 近年、人口減少等による山林の手入れ不足や農地の放棄・荒廃等が、里地里山の多様な生物の生息・生育に影響を与えており、野生動物の生息域の拡大により、鳥獣被害が発生しています。農林水産物の被害や野生動物を原因とする感染症の感染リスクを軽減するための総合的な鳥獣被害防止対策が必要です。

⑤ 安全な食と環境の関係

- ・ 人の健康は、健全な環境の下で生産された安全な農林水産物等を食することで維持されるため、環境に配慮した農林水産業を進める必要があります。また、本県は、微生物を利用した食品の製造が盛んであり、近年、バイオ技術を生かした産業の集積が進んでいます。生態系を保つ重要な生物として微生物との共存を図り、その活用を進めていく必要があります。



①人獣共通感染症対策

●発生予防（平時の対応）

医療、獣医療、関係自治体等と連絡会議等を開催し、関係者及び関係機関等の緊密な連携体制の構築を図るとともに、県民に対して、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進し、家畜伝染病の発生予防に努めます。

さらに、狂犬病予防法による犬の登録及び予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と連携し、飼い主に対し、啓発・指導します。

3 ワンヘルスの推進

●まん延防止（患者発生時の対応）

患者発生時には、疫学調査、健康診断等を実施するとともに、必要に応じて感染症専門医による支援体制を整備します。

家畜伝染病発生時には、速やかな罹患者畜の処分、農場や通行車両の消毒等を実施します。

●動向調査、監視

人における人獣共通感染症の発生動向を把握・分析し、その結果を県民や医療関係者に迅速に公開するほか、畜産農場への立入により、家畜伝染病の発生動向を把握します。

また、愛玩動物の病原体保有状況等調査を実施し感染症の発生動向を把握・分析します。

●研究開発、創薬

バイオ技術を核とする新産業の創出や関連企業、研究機関の一大集積を形成し、次世代医薬品の研究開発を推進します。

②薬剤耐性菌対策

●動向調査、監視

令和9年度供用開始予定のワンヘルスセンターでは、保健環境研究所と動物保健衛生所が連携し、薬剤耐性菌に関する調査を実施することとしています。この調査の在り方について、専門家の意見を踏まえ検討を進めます。

また、人における薬剤耐性菌感染症の発生動向を把握・監視するとともに、届出された症例から得られた検体について検査を実施し、市中への拡散リスクの分析・評価に努めています。

このほか、家畜分野における薬剤耐性菌の発生動向調査も実施します。

●抗微生物剤の適正使用

動物用医薬品販売業者、獣医師、畜産農家等に対し、抗微生物薬の適正な流通・使用について監視指導、啓発します。

また、愛玩動物を診療する獣医師に対しても、抗微生物薬の適正な使用について啓発します。

③環境保護

●生物多様性の保全

生物多様性の重要性を周知・啓発するため、生物多様性情報総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」による一元的な情報発信を行います。

また、生物多様性の保全活動に取り組む団体と、活動に関心がある事業者との連携を支援することで、生物多様性保全活動の安定化を図ります。

●特定外来生物対策

3 ワンヘルスの推進

「福岡県アライグマ防除実施計画」（令和6年3月策定）に基づき、県・市町村・地域が一体となったアライグマの防除に取り組んでいきます。

●地球温暖化対策

デング熱等の蚊媒介感染症の発生動向を把握・分析し、適切な感染予防策が取られるよう、県民や医療関係者に情報提供します。

また、耐震性のない木造戸建て住宅において、耐震改修と併せて省エネ改修を行う工事への補助により、省エネルギー住宅の普及を促進します。

あわせて、県内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源である太陽光・風力・水力・バイオマス等の再生可能エネルギーを積極的に導入するための取組を推進します。

さらに、森林所有者等が実施する間伐等の森林整備に対する支援を行うとともに、今後荒廃のおそれがある森林では「福岡県森林環境税」を活用した強度間伐を実施するほか、都市公園における緑地の適切な保全、緑地空間を創出します。

●大気・水・土壌環境保全対策

大気環境、水環境について、監視体制を構築するとともに、環境保全への各種対策の実施と情報の提供を行い、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図ります。さらに、「福岡県汚水処理構想」（令和7年3月策定）に基づき、県と市町村が連携して、地域の特性に応じた下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を促進することで、計画的かつ効率的な環境保全を図ります。

④人と動物の共生社会づくり

●人と愛玩動物の関係性の向上

動物愛護フェスティバル等の機会を通じ、県民に動物の愛護や終生飼養、不妊去勢手術の実施等適正飼養について普及啓発するとともに、飼い主に対し、所有明示の啓発を行い、マイクロチップ（個体識別のための固有番号が記録された電子標識器具）の普及を促進します。

また、市町村や地域住民との協力による地域猫活動、動物愛護団体との連携の強化、県獣医師会との連携による小学校における動物飼育活動の支援などを通じて、返還・譲渡の促進に取り組んでいきます。

●災害発生時等に備えた体制整備

災害時における動物救護については、飼い主に対し、災害時の同行避難等に必要な備えについて啓発するとともに、各市町村に対し、地域防災計画に同行避難等について規定するよう助言を行っています。

●人と野生動物の共存

鳥獣被害対策については、農林水産物被害の軽減に向けた侵入防止柵の整備や捕獲活動などを支援するとともに、野生鳥獣の行動域を見える化するシステムの活用や狩猟者の確保、市町村域を越えた一斉捕獲などの対策を強化していきます。

3 ワンヘルスの推進

また、捕獲されたイノシシやシカの肉は、地域の魅力的な資源の一つであるため、県産ジビエを使用する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、ジビエフェアの開催や、未活用の捕獲獣を県域で収集・加工し、ペットフード原料として有効活用する取組を支援するなど、獣肉の利活用の拡大に取り組めます。

さらに、野生動物による農作物等への被害が生じている地域の里山林において、人と野生動物の棲み分けを図るため、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い緩衝地帯の整備を進めています。

⑤健康づくり

●自然とのふれあいを通じた健康づくり

生物多様性の豊かさを体感できる県内の自然公園、森林公園、都市公園づくりを推進します。

また、福岡県立四王寺県民の森を、ワンヘルスを象徴する施設として「ワンヘルスの森」と位置づけ、より多くの県民に自然の中でワンヘルスを実感してもらうため、森林浴の体験ツアーを実施しており、その際には、ワンヘルスの説明や森の案内ができるガイドを派遣しています。

●愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり

愛玩動物との健康づくり及び良好な関係づくりを推進するため、都市公園におけるドッグラン等の整備や維持管理を行います。

⑥環境と人と動物のより良い関係づくり

●健全な環境下における安全な農林水産物の生産等

持続可能な農業の実践に向けては、GLOBAL G. A. P. をはじめとする国際水準 GAP の認証取得を目指す農業者を対象に研修や技術指導などの支援をしていきます。

6月から8月までを農薬安全使用運動月間と定め、農業者や防除業者に対して、農薬の安全かつ適正な使用の啓発を図ります。

また、減農薬、減化学肥料栽培等、環境に配慮した農業を推進するとともに、有機農業指導員を育成します。

畜産物の生産段階における安全性を確保するため、動物用医薬品の適正使用や飼養衛生管理基準の遵守について畜産農家等を指導します。

さらに、飼料の製造業者、販売業者や畜産農家等に対する立入検査や指導を実施し、安全な飼料の生産と使用を徹底し、安全・安心な畜産物の生産を推進するほか、堆肥の高品質化と流通を促進し、家畜排せつ物の適正な処理と利用を推進します。

●生産・消費における環境への負荷の低減

製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する食品ロス削減推進協議会を中心として各主体での取組

3 ワンヘルスの推進

を促進します。

具体的には、フードバンク活動の普及促進や飲食店における食べ残し持ち帰りボックスの導入拡大、食品ロス削減に関する優れた取組の表彰等を行います。

●地産地消・食育の推進

県産農林水産物を積極的に購入・利用する家庭、飲食店、企業・団体からなる「ふくおか農林漁業応援団」を増やすことにより、県民の県産農林水産物への支持拡大を図ります。

また、学校給食への県産農林水産物の利用拡大を図ります。

さらに、生産者と消費者の交流を促進する「農林漁業体験ツアー」の実施や、小中学校等での食育を推進します。(詳細はⅢ 9(4)に記載)

●有益な微生物の活用

微生物等が持つ物質生産能力を最大限に活用したスマートセル※の実用化を推進します。

また、生物食品研究所が保有する各種菌や関連技術を活用し、県内企業の微生物を活用する技術開発や製品開発を支援します。

※ スマートセル:最先端の情報処理技術やバイオ技術の活用により、植物や微生物の機能を遺伝子レベルで高度に制御することで物質生産能力を最大限に引き出した生物細胞。

⑦ワンヘルス実践の基盤整備

●啓発活動の推進

ワンヘルスとは何かわからない、具体的に何をしてよいのかわからない、といった県民の声があることから、県民一人ひとりがワンヘルスを自分ごととして捉え、積極的に取り組んでいただけるよう、身近なワンヘルスの取組やその伝え方などを話し合う「ワンヘルス未来会議」を開催し、県に提案いただきます。

ワンヘルス未来会議から提案いただく内容を県民に広く浸透させるため、市町村やワンヘルス宣言事業者が未来会議からの提案内容を踏まえて行う実践活動や普及啓発等の取組を支援します。

このほか、ワンヘルスの理念に沿って生産・販売される農林水産物等を認証する「福岡県ワンヘルス認証制度」を推進し、大規模イベントでのPR販売や大手量販店でのフェア等により、農林水産業におけるワンヘルスの取組を県民に周知します。(詳細はⅢ 9(4)に記載)

●教育の推進

令和5年度から全ての県立高等学校等において、ワンヘルス教育を実施するとともに、各学校の推進教員に対する研修を行っています。さらに、8年度から全県立学校で「花による美しいまちづくり運動」に取り組み、緑化意識や環境保護の意識を醸成します。

3 ワンヘルスの推進

小・中学校においては、6年度から「ワンヘルス学習推進校」を指定し、ワンヘルスに関する教育活動、県立高等学校を活用した体験学習、福岡県ワンヘルスマスターによる講話等を実施しています。

7年度には、児童生徒が生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、ワンヘルスの理念に基づき、福岡県獣医師会の協力のもと、ワンヘルスに関する教育啓発のためのリーフレットをリニューアルしたほか、特別支援学校の児童生徒向けのリーフレットを作成しました。

幼稚園・保育所においては、7年度から幼児向け教材を新たに作成し、幼稚園教諭・保育士等に対するセミナーを実施しています。

県立特別支援学校においては、7年度からドッグセラピーやワンヘルスマスター等を活用した講演会等を実施しています。

青少年教育施設においては、ワンヘルス教育に関するプログラムを実施します。

私立小・中・高等学校に対しては、学校の特色にあったワンヘルス教育について助言するための専門家派遣を行うとともに、担当教員向けのセミナーを実施しています。

また、ワンヘルス教育実践の動機付けのため、私立学校経常費補助金の学校配分方法である教育改革推進加算の一つとして「ワンヘルス教育推進加算」を私立高等学校に対しては6年度から、私立幼稚園・小・中学校に対しては8年度から新設しています。

このほか県内大学におけるワンヘルス教育の普及を図るため、ワンヘルス教育プログラムの授業動画作成に加え、ワンヘルス教育プログラムの実証を行い、プログラムの改善と県内大学におけるプログラムの導入を促進しています。

「生物多様性」をテーマに、小学生を対象として「屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン（仮称）」を活用したワンヘルス教育プログラムを作成します。

●中核拠点の整備等

新興感染症や地球温暖化等のワンヘルスの課題に取り組む実践拠点として、みやま市に人の健康と環境の保全に関する機能を持つ保健環境研究所と、動物の保健衛生を一元的に扱う動物保健衛生所が相互に連携した「ワンヘルスセンター」を整備し、その中核施設となる保健環境研究所の建設及び動物保健衛生所の建築工事を実施します。

また、保健環境研究所の附属施設として、国内外から多くの人が集まり、ワンヘルスに関して学び、体験する場を提供することを目的に、屋内外が一体となった「ワンヘルス体験学習ゾーン（仮称）」を整備します。屋内ゾーンについては実施設計および展示制作を、屋外ゾーンについては整備工事を実施します。

アジア各国、九州各県、大学、研究機関と広域的に連携して、人獣共通感染症対策や薬剤耐性対策を行う「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の誘致を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症などに対して、医療、獣医療、環境など各分野の世界トップクラスの研究者がワンヘルスアプローチにより

3 ワンヘルスの推進

解決することを目指し、研究成果などを世界に向けて発信するため、福岡県ワンヘルス国際フォーラムを開催します。

さらに、令和5年8月1日に福岡市に開設された、アジア獣医師会連合（FAVA）の日本事務所であるアジア獣医師会連合（FAVA）ワンヘルス福岡オフィスと連携し、日本のみならず、アジア、そして世界のワンヘルスの推進に大いに貢献し、本県がワンヘルスの世界的な先進地となることを目指します。

県民がワンヘルスについての理解を深められるよう、ワンヘルスを学び、体験できる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定します。

4 移住定住の促進

(1) 移住定住の促進

- ・ 本県の人口は昭和 45 年の国勢調査以来、一貫して増加基調にあったものの、令和 7 年度の国勢調査において、60 年ぶりに減少へ転じています。
- ・ 県内市町村では、少子高齢化に伴う自然減に加え、転出超過による社会減の傾向が継続しており、持続可能な地域づくりの観点から、移住・定住の取組による若い世代の地元定着や地域外からの人の流れの創出が求められています。
- ・ 転出超過となっている地域へ移住者を呼び込むことができるよう、魅力ある地域づくりを推進し、情報発信の強化や市町村と連携した移住者への支援など、様々な移住・定住施策を通じて、本県への移住・定住の促進を図ります。



①地域の基幹産業の振興、雇用の創出

林業では、間伐材等の森林資源の有効活用に向けて、地域の森林・林業を支える主体の一つとして、週末や仕事の合間を利用して無理なく間伐等の作業を行う「自伐林家」の育成に取り組んでいきます。

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となる大規模データセンターや半導体をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。

過去 5 年間(令和 3 年度～ 7 年度)の企業立地件数は、合計 217 件であり、業種別では、製造業が 98 件と最も多く、次いで運輸業が 34 件などとなっています。県内 4 地域の立地状況は、北九州地域が 55 件、福岡地域が 93 件、筑後地域が 50 件、筑豊地域が 19 件となっています。

県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に向けた調査等を行う市町村を支援しています。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備等を行う市町村を支援しています。

また、観光振興や特産品開発等、地域の担い手として活動している地域おこし協力隊員を対象に、退任後の同地域への定住を促進するため、県内隊員経験者と連携し、定住準備セミナー及び起業準備セミナーなどの各種研修会や交流会を実施しています。

②UIJ ターン就職の促進・テレワークの推進

UIJ ターン就職支援協定締結大学と連携し、県内への UIJ ターン就職を促進しています。

4 移住定住の促進

このほか、三大都市圏（東京圏・名古屋圏・大阪圏）から県内への移住を促進するため、県内の成長産業分野等の企業や運輸業の企業等の求人情報を掲載し、情報発信をする福岡県移住・就業マッチングサイトの運営と併せて、三大都市圏等から県内の中小企業や人材が不足している職種への就職・移住を支援するため、市町村と連携して移住支援金を支給しています。

また、県内のテレワーク拠点等について移住・定住ポータルサイトを通じて情報発信し、テレワークを活用した移住の促進を図っています。

③相談体制、情報発信の強化

県内市町村の空き家バンクの情報を集約し、まちの魅力や移住者への支援策などと併せて情報発信を行うサイト「福岡県版空き家バンク」を、福岡県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会福岡県本部と連携して開設しています。

令和2年10月には「福岡県空き家活用サポートセンター」を開設し、空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅の所有者から相談を受け、基本的な情報の提供から、所有者の意向を踏まえた活用処分方法の提案、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行っています。

また、県内の市町村や空き家に関わる専門事業者と連携して出張相談会を開催し、潜在的な空き家の掘り起こし活動も行っています。

5年度から空き家対策に積極的に取り組む専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録し、ホームページ等で公表することで、空き家所有者等が空き家対策に積極的な専門事業者に対し、直接相談しやすい環境づくりを行っています。

さらに、県内の移住増加を図るため、若年世帯・子育て世帯が購入した空き家を子育てしやすい仕様にリノベーションする際の費用を支援する「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業」について、7年度から県外から移住する世帯には、補助率と上限額の引き上げを行っています。

これらに加えて、空き家を活用した移住推進セミナーを開催するとともに、本県の移住・定住ポータルサイトに空き家の活用に関する特設ページを開設し、空き家を活用した本県への移住促進を図ります。

このほか、首都圏をはじめ県外からの移住を促進するため、東京及び福岡に移住相談窓口「ふくおかよかこ移住相談センター」を設置し、仕事、子育て、住宅等に関する市町村の制度の紹介や、移住に関する相談にきめ細かく対応しています。

また、首都圏等で開催される大規模イベントや県内で開催される大規模スポーツイベントに出展し、広く本県の魅力をPRするとともに、実際に本県に移住された方と移住希望者が双方向にフリートークを行う移住サロンを開催しています。

加えて、市町村と連携して地域の特色ある就業先を掘り起こし、就業・居住・交流が一体となった体験プログラムを作成し、8年度からは、条件不利地域を中心に移住を希望す

4 移住定住の促進

る方々に提供しています。また、各市町村の移住・定住プロモーション動画の制作・発信を行い、本県への移住促進を図っています。

さらに、8年度からは、移住相談センターの相談情報やポータルサイトのアクセスデータ等を分析し、得られた結果をもとに、Web 広告やポータルサイト、動画コンテンツを改善し、より効果的な情報発信を展開することで、人口減少地域への移住につなげていきます。

④関係人口の創出・拡大

多様な形で本県と関わり、将来的な移住に向けた裾野の拡大にも繋がる「関係人口」の創出・拡大を図るため、「ふくおかファンクラブ」会員を対象としたメールマガジン、公式 LINE アカウントにより、観光や物産、地域体験イベント等の本県の様々な情報を発信しています。

また、県内でワーケーションやテレワーク移住体験を実施する企業に対して、テレワーク施設の利用料や宿泊費等の2分の1を助成しています。

(1) 地域社会と行政のデジタル化

- ・ 光ファイバ等のデジタル基盤の整備やモバイル（携帯）端末の普及が進み、AI や IoT といったデジタル技術が浸透する等、社会のデジタル化が急速に進展しています。
- ・ 加えて、少子高齢化や過疎化が進行していることから、住民の利便性や産業の生産性向上に向けた地域社会の更なるデジタル化が必要となっています。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症対策の実施を通じて、各種給付金の受給申請手続、支給作業の一部に遅れや混乱が生じたため、特に行政分野におけるデジタル化やオンライン化が必要であることが明らかとなりました。
- ・ 「福岡県民ニーズ調査」（令和7年度）によると、デジタル化の分野では、「行政手続のオンライン化」に対するニーズが最も高いものの、60 代以上では低い傾向にあります。デジタル化の進展に高齢者が取り残されないための対策が必要となっています。
- ・ このため、今後は、県民に簡単で便利な行政サービスを提供できるよう、行政のデジタル化やオンライン化を強力に推進することが求められています。



①地域社会のデジタル化

「ふくおか医療情報ネット」では、電話相談窓口や休日夜間・当番医一覧などの救急医療や医療機関の情報を県民に提供しています。令和8年2月からは、医療機関の検索機能を国の医療情報ネット「ナビイ」に切り替え、県内外の医療機関の情報が検索できるよう利便性を向上させています。

医療法人の事業報告書等については、国のシステムにより電子報告が可能となり、5年4月1日からインターネットの利用等による閲覧ができることとなりました。本県においても、簡便な電子報告を推進するとともに、県ホームページへの事業報告書等の掲載も開始しており、今後も利便性の向上を図っていきます。

介護記録から報酬請求業務まで一貫してできる介護ソフト及びタブレット端末等の導入を促進することにより、介護事業所の業務効率化を通じて、介護職員の負担軽減を図ります。

DXにより効率的かつ円滑に質の高い行政サービスが提供できる社会を実現するため、オンライン手続きのワンストップ化やマイナンバーカードの活用促進、「ふくおか電子自治体共同運営協議会」の仕組みなどを活用したシステム・サービスの共同利用の推進等により市町村を支援します。道路等の工事施工や維持管理の効率化、品質向上、現場の安全確保等を図るため、ICTを活用した工事施工や点検作業を推進します。

また、港湾に関する手続きの効率化、迅速化による生産性向上に向け、各種情報の一元化、データの有効活用、各種手続きの電子化に取り組みます。

5 デジタル社会の実現

職員が行う土木施設点検において、ドローン等を活用し、災害時等の状況把握の迅速化、点検作業の効率化、安全性向上に取り組めます。

震災直後の余震による二次被害を防止する目的で行う被災建築物応急危険度判定を迅速に実施するため、判定支援アプリを活用したデジタル応急危険度判定体制の整備を進めます。

また、Web 講習等の実施により、新規判定士の確保や判定技術の維持向上にも取り組んでいます。

令和4年12月に、気象や避難情報等が容易に入手でき、操作も簡単で、誰にも親しみやすい県独自の防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の配信を開始しました。ひとりでも多くの県民の皆さまに登録していただけるよう、市町村や防災協定締結先企業等と連携したPRや、県・他団体等のイベント出展など、様々な手段による普及に取り組んでいます。

また、6年度に実施した「地震に関する防災アセスメント調査」の結果を踏まえ、7年度に「震度予測」や「液状化予測」などを地図で表示する地震メニューを追加しました。

スマートフォン型端末を活用した迅速な事案対応により、事件・事故にあわれた方の負担軽減につなげるとともに、高度な情報分析システムを活用した効果的な分析により、事案の早期解決を図ります。

また、スマートフォンアプリを活用して県民の皆さまに事案発生情報や防犯対策情報を適時適切に提供することで、犯罪防止対策を推進します。

光ファイバ通信網は、大容量の通信を支える基盤となるインフラですが、県内でも、離島や中山間地等、未だ整備が進んでいない地域があります。また、県内では、都市部を中心に5Gのサービスエリアが広がっていますが、今後、地域の発展を図るための基盤として、面積及び人口カバー率の向上を目指す必要があります。

このため、5G等の基地局設置に必要な光ファイバの通信網について、地理的条件や事業採算上の問題がある地域でも整備が進むよう、市町村と連携して、国等に働きかけていきます。

②行政のデジタル化

県のすべての行政手続（約8,600手続）のうち、7,300を超える手続を令和7年度末までにオンライン化しました。8年度は、県ホームページを活用してオンライン申請の積極的な普及促進及び利用者の利便性の向上を図ることで、申請率の増加に努めていきます。

本県におけるアナログ的な手法を前提としている規則や事務処理のルールを点検し、見直しを行いました。今後も、国が作成するテクノロジーマップ/技術カタログを参照のうえ、引き続きデジタル技術を活かした見直しを進めます。

また、デジタル技術を活用し、ワークスタイルの変革や更なる県庁行政事務の効率化を図る取組である「フルデジタル県庁」を推進するため、「決裁手続きの電子化」「業務のり

5 デジタル社会の実現

モート化・自動化・省力化」「県庁内のペーパーレス化」の観点で、これに資するシステムの利用を令和8年度も引き続き拡充していきます。併せて、県庁における行政事務のDX推進のため、DX推進人材の育成を実施します。

デジタル技術を活用した働き方に対応した環境整備を図るため、文書管理システムを再構築し、電子起案の添付ファイルの閲覧性や決裁者への案件通知機能など機能や操作性を向上させました。

昨今の巧妙化するサイバー攻撃への対処や個人情報保護の要請に応じるため、情報セキュリティの更なる強化が必要とされています。このため、情報システムの安全対策の強化や所属における情報資産の管理徹底、職員へのセキュリティ教育・研修といった取組に加えて、県内市町村と共同でサイバー攻撃対策を行う「自治体情報セキュリティクラウド※1」を整備し運用しています。

マイナンバー制度の利便性向上や関係機関との適切な連携を図るよう、国へ働き掛けを行っています。また、法に定められた事務以外についても県独自の条例を定めマイナンバーを利用することにより、行政手続の簡素化を推進しています。

市町村が地方公共団体システムの標準化・共通化を進める際に外部のデジタル人材を活用できるよう支援するとともに、国の情報を収集・共有するなど、各市町村がそれぞれの期限までに対象システムを移行できるよう、また、システム移行後もシステムの安定稼働ができるよう支援します。

本県では、県政の透明性の向上、公開データの活用による地域経済の活性化などを目指し、県内自治体と連携して、データ分類・形式の共通化などの取組を推進しており、平成29年6月に、本県が保有する統計、行政資料等をオープンデータ※2として公開を開始し、令和7年度には、「福岡県オープンデータカタログサイト」として、九州各県をはじめとする300以上の地方公共団体が利用するオープンデータ連携基盤サービスに一本化して、ユーザーの利便性の向上を図りました。公開開始以降、引き続き、データの拡充、市町村のオープンデータ公開支援及び利活用の推進を実施しています。

運転免許試験場等の収納窓口にキャッシュレス端末を整備することで、県民の皆さまがキャッシュレス決済を利用できる環境を構築します。

県立高等学校入学者選抜の出願手続をWeb上で行うシステムを活用し、志願者や保護者等の利便性の向上や教職員の業務の効率化を図ります。

※1 各自治体が個別に行っていたインターネットとの接続における情報セキュリティ対策を都道府県単位で集約・強化することにより、セキュリティ水準の確保とコスト削減を図ろうとする全国的な取組。

※2 統計情報、防災情報など行政機関が有する様々な情報を、国民や企業等が利活用しやすいよう、自由に加工できる形式で、二次利用可能なルールの下で広く公開するもの。

(2) 産業のデジタル化

- ・ 近年、デジタル化の波は、IT 企業だけでなく、製造業、サービス業、農業、医療等も含め、すべての産業、社会経済システムに変革をもたらしています。また、脱炭素化、生産性向上等産業が抱える課題は、デジタル化なしに解決することはできない状況です。
- ・ デジタル化関連市場は、今後、大きな成長が期待されており、県内 IT 企業にとって新たなビジネスチャンスとなっています。本県には、最先端の優れた技術を持ち、製品・サービスの研究・開発を行う IT 企業が集積しています。こうした強みを活かし、時代のニーズを捉えた新たな製品・サービスを提供できる企業の育成が必要です。
- ・ 農林水産業では、高齢化や後継者不足により生産力の低下が懸念されていることから、スマート機械等の先端技術を活用し、生産の効率化・省力化を進める必要があります。
- ・ 本県には、数多くの優れた半導体関連企業、半導体人材を育成する大学や高専、工業高校等の教育機関が集積しています。さらに、他に例を見ない公的支援機関として、企業の研究開発を支える「福岡超集積半導体ソリューションセンター」や半導体人材を育成する「福岡半導体リスクリングセンター」を有している強みがあります。
- ・ また、デジタル社会を支える大規模データセンターや半導体等の関連産業についても、時代の変化を正確に捉え、拠点化を図ることが必要です。



①中小企業や農林水産業の DX 推進による生産性の向上

「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」(令和8年5月に「福岡県中小企業 DX 推進センター」を改組)において、DX に関する課題を抱える中小企業に対し、業務プロセス改善・変革による生産性向上やビジネスモデルの変革に向けた取組を支援します。

また、農林水産業では、産学官連携による「福岡県農業 DX 推進協議会」を開催し、現地実証を通じ、メーカーと連携してスマート農業のシステムを改善するとともに各地域でのスマート農業推進品目・体制を整理し、スマート農業機械の導入を加速します。

②IT 企業の育成

今後成長が期待されるデジタル化関連産業への参入を促進するため、県内 IT 企業の新製品開発支援やビジネス展開支援等に取り組みます。

5 デジタル社会の実現

③DX 人材の育成

現場に直結した現場技術者向けの人材育成を実施します。また、「九州 DX 推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながら DX 人材育成のプログラム構築を行います。（詳細はⅢ 1（4）①に記載）

加えて、高等技術専門校の電気科、OA 事務科、溶接科に最先端技術の訓練機器を導入し、企業のニーズを踏まえた DX 人材を育成します。（詳細はⅢ 1（4）①に記載）

このほか、経営発展意欲のある農業経営者に対して、事業計画の策定やスマート農業、企業管理能力など具体的な経営課題解決を目的としたリカレント講座を実施して、本県農業を牽引するトップランナーを育成します。

さらに、DX 人材の育成に向け、県農業大学校における農業用ドローンや環境制御装置を備えた DX 対応型ハウスなどの先端技術を活用した実習に加え、各産地においては、更なる収益向上を図るため、農業 DX を牽引する「農業 DX 専門人材」を育成します。

④グリーンデバイス※開発・生産拠点化の推進

カーボンニュートラルの実現に向け、本県の強みを活かしながら、産学官が連携してカーボンニュートラルに対応する製造業を支える「グリーンデバイス」の開発・生産拠点化を推進します。

※ 電力、電圧を制御するパワー半導体、高速処理・効率処理により低消費電力化を実現する半導体及びこれらの関連製品。

⑤大規模データセンターの誘致

デジタル社会の進展を見据え、充実した交通インフラ等、本県が持つ大きな優位性を活かして、自動車の自動運転や遠隔医療等、データ転送のわずかな遅延も許されないビジネスに不可欠な大規模データセンターの誘致に取り組みます。そのため、企業の初期投資の負担軽減や雇用創出等を目的とした福岡県企業立地促進交付金において、データセンターに対する支援内容を拡充しています。

(1) 脱炭素化の推進と産業の育成

- ・ 2021（令和3）年8月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、私たち人間の活動によって排出される温室効果ガスの増加により、地球温暖化が引き起こされることが初めて断定されました。
- ・ 地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、集中豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加等、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与えます。
- ・ 我が国では、2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を宣言し、2021（令和3）年4月の気候サミットで「2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること」を表明しました。
- ・ また、2020（令和2）年12月には、脱炭素化への挑戦を経済成長の制約と位置付けるのではなく、成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。これを受け、2021（令和3）年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、パリ協定の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。
- ・ 本県では、グリーン成長戦略で強力的に施策を推進する14の分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでおり、国の制度も活用しながら、その取組をさらに進めていく必要があります。
- ・ これら温室効果ガスの排出を削減する取組を行っても一定の気候変動は避けられないことから、その影響による被害を防止・軽減していく取組も求められています。



①温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進

●省エネルギー型ライフスタイルへの転換

県民の省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進するため、省エネルギー・省資源に取り組む家庭を「エコファミリー」として募集し、その活動を「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」を通じて支援します。

また、より多くの人がいつでも、どこでも気軽に温暖化対策に取り組めるよう、温暖化対策に関するポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」を通じて、家庭や事業所等における脱炭素への取組の参考となる各種情報や、県内の環境関連イベント情報などを発信します。

6 グリーン社会の実現

さらに、環境負荷が少ない中古住宅市場の活性化や住宅リフォームの促進に向け、住宅関連事業者団体や政令市などで構成される住宅市場活性化協議会において協議を行い、中古住宅を安心して取引するための建物状況調査「住まいの健康診断」の普及や、地域の住宅関連事業者に向けた研修の開催、若者世帯や子育て世帯を対象にした改修費補助制度であるこどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業など、さまざまな施策に取り組んでいます。

令和4年度からは、木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助制度を設け、耐震改修と併せて省エネ改修等を行う工事に要する経費の一部を補助しています。

また、中古住宅だけではなく、高い断熱性能を有する長期優良住宅の普及啓発など、新築住宅の省エネルギー化に向けた取組も進めています。

さらに、ZEH水準を上回る断熱性能を有し、PPA（電力購入計画）により太陽光発電設備を導入した「福岡未来づくり住宅」で検証した高水準の省エネルギー住宅の持つ光熱費削減効果や健康への好影響について、「福岡未来づくり住宅応援事業者」を通じて県民へPRしていきます。

これらの取組を通じ、省エネルギー性能と耐久性に優れた住宅の更なる普及を図っていきます。

加えて、スケールメリットにより購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用し、太陽光発電設備等の導入を促進します。

●省エネルギー型ビジネススタイルへの転換

県内中小企業等の省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を促進するため、脱炭素に関する相談窓口の設置、情報発信や人材育成の支援のほか、太陽光発電設備等の設置にかかる費用の助成や共同購入等により、県内事業者の脱炭素化を推し進めます。

また、中小企業への脱炭素経営の導入を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定、省エネ・再エネ設備導入計画の策定を支援します。

さらに、県自らも一事業者として率先して温暖化対策に取り組むため、「福岡県環境保全実行計画（第5期改定版）」に基づき、県有施設への太陽光発電設備の導入、県有施設の省エネルギー化に取り組んでいます。

●地域共創による脱炭素地域づくりの推進

脱炭素化と地域課題の一体的解決に取り組む市町村を支援するため、事業化調査への助成と専門家からの助言を提供することにより、先進的な脱炭素地域づくりを推進します。

●公共施設等における再生可能エネルギー導入

次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の普及拡大を図るため、避難所に指定されている県立学校等の屋根への率先導入や民間事業者における導入実証への支援に取り組めます。

●温室効果ガスの吸収源対策

6 グリーン社会の実現

森林の有する水源のかん養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能の持続的発揮を図るため、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援のほか、今後荒廃のおそれがある森林では、「福岡県森林環境税」を活用した、強度間伐等を実施し、森林の荒廃の未然防止を図ります。

●まちづくりにおける対策

マイカーの利用を抑制するため、パーク・アンド・ライドの推進等による地域公共交通の利用促進やシェアサイクルの普及等による自転車の利用促進に取り組むほか、交通渋滞を緩和し交通の円滑化を図るための街路の整備、都市公園事業の推進による緑地の保全・緑地空間の創出などの対策を進めています。

●道路分野における取組の促進

令和8年6月に、本県の管理する道路において、道路分野の脱炭素化に向けた目標を示した「福岡県道路脱炭素化推進計画」を策定しました。

道路分野における二酸化炭素排出量を削減するため、道路照明のLED化率100%の取組、バイパス整備・4車線化等の道路整備による交通渋滞の緩和対策や自転車通行空間の整備などとともに、低炭素アスファルトの導入促進や次世代太陽電池の道路施設への試験導入など、脱炭素化に資する取組を積極的に行っていきます。

②脱炭素化に資する産業の振興

●新たなエネルギー社会の実現に向けた取組の推進

中小企業者向けのエネルギー対策特別融資制度の運用により資金供給を円滑化し、中小企業者における省エネや再エネの取組を推進します。

国・県の施策情報やイベント・セミナー情報など、県民・事業者役に役立つエネルギーに係る情報を広く提供するため、福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>)を用い、インターネット上で広く情報提供を行います。

再エネ・省エネの先進事例の紹介やコージェネレーションの認知度向上を図るため、民間事業者向けの「地域で取り組む再エネ・省エネ・コージェネ促進セミナー」や、エネルギー産業の新規参入やビジネスマッチング、開発製品の市場化等を促進するための展示会などを開催します。また、エネルギーの専門的知見を有するアドバイザーを県内の民間企業等に派遣し、助言・指導等を行うことにより、再生可能エネルギーの導入に向けた課題解決を支援します。

●風力発電産業の振興

洋上風力発電は、大量導入が可能であり、また、コスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギーの中でも、特にその導入拡大が期待されています。

県では、風力発電産業の集積及び参入促進に向け、風力発電に関する最新情報の提供

6 グリーン社会の実現

や参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における販路拡大支援を行うとともに、県内高校・高等専門学校对学生に対する企業見学及び出前授業や離職者に対する公共職業訓練など、風車メンテナンス人材の育成・確保に向けた取組を行います。

さらに、運転・維持管理分野における業務遂行に不可欠な専門認証取得を支援するなど、連携した風力発電人材の育成支援を実施します。

また、福岡県響灘沖が洋上風力発電の促進区域に早期指定されるよう、関係者との意見交換等を実施します。

●運輸における取組の推進

令和7年5月、本県は、国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域※」の「中核地方公共団体」に、全国6都県のうちの一つとして選定されました。これまで実施してきたFCトラックの導入費支援や運行に係る燃料費の支援、水素ステーションの運営費支援などの取組に加え、重点地域選定による国の支援策を最大限活用して、九州初の大規模水素ステーションの整備やFC大型トラック等の本格導入を推進します。

また、8年度から、既存の中型ディーゼルトラックをコンバージョンした水素エンジントラックの導入の支援を行い、運輸における水素需要のさらなる拡大を目指します。

また、自動車の生産工場におけるカーボンニュートラル化の促進等により、工場や輸送分野における脱炭素化の実現を目指します。

苅田港においては、太陽光発電の導入、製品を製造する過程で発生した廃熱を利用した自家発電、再生可能エネルギー由来のグリーン電力の利活用等、既にCO₂排出量の削減に関する取組が進められています。

また、苅田港及び三池港においては、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた取組として、港湾脱炭素化推進協議会を開催し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を目指しています。

※燃料電池（FC）商用車の導入や、需要と一体となった水素ステーションの整備を2030年度までの期間において先行的に推進していく中核地方公共団体及び地理的に隣接する都道府県を含めた地域

●ものづくり中小企業の新製品開発支援

高い成長意欲を持ち、製品開発に積極的に挑戦する中小企業が実施する省エネ化につながる製品開発を補助し、ものづくり企業の競争力強化、発展を促進させます。

●農業における取組の推進

農業では、園芸施設で最適な温度管理を行うための自動環境制御装置の導入や保温効果を高める二重被覆の設置を支援し、燃油使用量の削減を進めます。

③気候変動の影響への適応

国内では、高温による農作物の品質低下や動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがあります。

6 グリーン社会の実現

本県においても、年平均気温が 100 年あたり 2.5℃の割合で上昇し、短時間強雨の増加などが見られます。

そこで、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進等の防災・減災、県土強靱化の取組を進めます。

農業分野においては、気候変動に対応した新品種の開発・普及を推進します。

感染症対策においては、デング熱等の蚊媒介感染症の発生動向を把握・分析し、適切な感染予防策が取られるよう、県民や医療関係者に情報提供します。

また、熱中症による健康被害を予防するため、暑さ指数、熱中症（特別）警戒アラート、クーリングシェルター・涼み処等の情報を、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、SNS等で発信します。

このほか、県内における気候変動の影響による被害の防止・軽減を推進するため、「福岡県気候変動適応センター」において、気候変動による影響や適応策に関する情報の収集・発信を行っています。

7 成長産業の創出

(1) 新たな成長産業の創出

- ・ 本県では、これまで、バイオ、半導体、IT、水素エネルギー等新成長産業の育成、集積・拠点化を推進してきました。新成長産業の育成・集積は、本県の将来の発展を支えるとともに、地域における新たな雇用創出、県内中小・スタートアップ企業の大きなビジネスチャンスにつながることから、一層の振興を図る必要があります。
- ・ デジタル化の進展に伴い半導体需要が急増しており、半導体の安定供給が喫緊の課題となっています。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、半導体技術の高度化や半導体エンジニア等の人材不足といった課題が生じています。
- ・ 100年に一度の大変革の時代と言われる自動車産業では、次世代自動車の普及や CASE (Connected (つながる)・Autonomous/Automated (自動化)・Shared/Service (シェアリング/サービス)・Electric (電動化)) の潮流等自動車産業を取り巻く環境は大きく変化しています。2050年カーボンニュートラル宣言を受け、自動車メーカー及び地元自動車関連企業も脱炭素化に向けた前向きな取組が必要です。



① バイオ産業拠点化の推進

本県は、令和3年、国（内閣府）の「地域バイオコミュニティ」（地域の企業や研究機関を中核として、特色あるバイオ産業を展開することで、持続可能な循環型社会を実現し、世界市場にも進出する企業が活躍・発展する地域拠点）の第1号として認定されました。

今後、国のバイオエコノミー戦略と連携した「福岡バイオコミュニティ」の形成を進めるため、本県の強みである「ファーマテック」「フードテック」「ヘルステック」の3分野をターゲットに、ソーシャルインパクトプロジェクトや製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組めます。

優れたものづくり技術を持つ企業集積を活かし、今後成長が期待される医療福祉機器分野への参入を促進するため、病院・施設等の現場ニーズの発掘から製品開発、販路開拓まで、一貫した支援に取り組めます。

② グリーンデバイス開発・生産拠点化の推進

本県には、数多くの優れた半導体関連企業、半導体人材を育成する大学や高専、工業高校等の教育機関が集積しています。さらに、他に例を見ない公的支援機関として、企業の研究開発を支える「福岡超集積半導体ソリューションセンター」や半導体人材を育成する「福岡半導体リスキリングセンター」を有している強みがあります。

こうした強みを活かし、産学官が連携して、新製品開発支援や、県内企業が開発した優れた製品を大型展示会へ出展することによるビジネス展開、社会人向け人材育成等に取り組

7 成長産業の創出

り組み、カーボンニュートラルに対応する製造業を支える「グリーンデバイス」の開発・生産拠点化を推進します。

③IT 産業の振興

本県には、これまでの取組により、優れた技術を持つ IT スタートアップ・エンジニアが集積しています。こうした強みを活かして、産学官連携組織「福岡県未来 IT イニシアティブ」において IT スタートアップ企業の新製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を発信するフォーラムの開催及び小学生から大学生まで未来の IT 人材の育成支援等に取り組みます。

④宇宙ビジネスの振興

本県には、これまでの産業政策により、世界トップレベルの性能を持つ小型レーダー衛星の打ち上げに成功した宇宙スタートアップ企業や高度な技術を持つものづくり企業、IT スタートアップ企業、大学等が集積しています。こうした強みが評価され、令和 2 年、国（内閣府）から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定されました。

本格的な宇宙利用時代の到来に向け、国や JAXA と連携し、宇宙ビジネスの専門家による県内企業への新規参入・ビジネス拡大の支援やネットワーキングイベントの開催、宇宙関連ビジネスの製品・サービスや宇宙福岡食の開発・認証等の支援を通じて、本県発の宇宙ビジネスの創出に取り組みます。

⑤有機光エレクトロニクス※研究開発拠点化の推進

有機光エレクトロニクス分野の研究で世界をリードする九州大学や関連するスタートアップ企業、有機光エレクトロニクス実用化センター等の公的支援機関の集積を活かし、県内中小・スタートアップ企業が取り組む次世代発光材料や製造装置の製品開発支援、ビジネス展開支援等に取り組み、関連産業の育成・拠点化を推進します。

※ 有機化合物を用いて発光を行う技術。同分野において代表的な有機 EL は、ディスプレイに用いると薄型・軽量、フレキシブル、低消費電力が可能となる。

⑥水素分野におけるグリーン成長の推進

本県は、平成 16 年に産学官連携組織「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立し、研究開発や人材育成、産業の育成・集積などを総合的に展開してきました。

令和 2 年の「2050 年カーボンニュートラル宣言」を契機とした脱炭素化の流れを受け、4 年には、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」に改組し、水素製造・供給の低コスト化・多様化、FC モビリティなど新たな水素利用分野の拡大、水素関連産業の集積に向けた取組により、水素による「グリーン成長」を図っています。

6 年 10 月には、低炭素水素等の供給と利用を促進する「水素社会推進法」が施行され

7 成長産業の創出

ました。本県においても、「北九州市響灘臨海エリア」を中心とした水素供給拠点の構築に向けた取組と合わせ、県内各地への水素サプライチェーンの展開を推進します。

モビリティ分野では、7年5月に本県が国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」の「中核地方公共団体」に、全国6都県のうちの一つとして選定されました。これまで実施してきたFCトラックの導入支援や運行に係る燃料費の支援、水素ステーションの運営費支援などの取組に加え、重点地域選定による国の支援策を最大限活用して、九州初の大規模水素ステーションの整備やFC大型トラック等の本格導入を推進します。

また、海外との交流では、5年に豪州ニューサウスウェールズ州と締結した「水素分野における協力促進に関する覚書」に基づき、企業のマッチングや大学等の交流支援を実施します。

8年は、既存の中型ディーゼルトラックをコンバージョンした水素エンジントラックの導入の支援を行い、運輸における水素需要のさらなる拡大を目指します。また、将来的に水素分野で活躍する人材のすそ野を広げるため、九州大学や久留米高専などと連携し、中高生を対象とした水素分野の人材育成プログラムを実施します。

⑦北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクトの推進

本県は、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASEに対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を地域の力を結集し総合的に推進しています。

北部九州は産学官が一体となったこれまでの取組により、年間150万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点に成長しました。

現地生産の維持、拡大を図るには、これまでの電動化やCASE等の支援に加え、生産性向上や人材確保など多様な課題を解消する必要があるため、産官が連携してサプライチェーンの強靱化に取り組み、国内における自動車産業の拠点として更なる成長を目指します。

⑧風力発電産業の振興

洋上風力発電は、大量導入が可能であり、また、コスト低減による国民負担の低減効果や経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギーの中でも、特にその導入拡大が期待されています。

県では、風力発電産業の集積及び参入促進に向け、風力発電に関する最新情報の提供や、参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における販路拡大支援を行うとともに、県内高校・高等専門学校の学生に対する企業見学及び出前授業や離職者に対する公共職業訓練など、風車メンテナンス人材の育成・確保に向けた取組を行います。

さらに、運転・維持管理分野における業務遂行に不可欠な専門認証取得を支援するなど、

7 成長産業の創出

風力発電の人材育成を支援します。

また、福岡県響灘沖が洋上風力発電の促進区域に早期指定されるよう、関係者との意見交換等を実施します。

⑨航空機関連産業の振興

今後、世界的に航空機需要が拡大することが見込まれ、我が国の航空機産業も成長していくことが期待されます。

本県では、産学官からなる「福岡県航空機産業振興会議」を平成 22 年に設立し、24 時間運航可能で広大な用地や港湾機能を有する北九州空港周辺地域への航空機関連企業の誘致とともに、自動車やロボット産業で培った高い技術力を有する県内企業の航空機産業への参入促進に取り組んでいます。

航空機産業への参入支援として、航空機産業関連の展示会・商談会への出展支援や参入を目指す企業グループ「FAIN（福岡県航空機産業研究会）」に対する試作品製作支援等を実施しています。

また、工業技術センター機械電子研究所では、航空機部品に関する加工・検査・評価機能の強化を図り、県内企業の航空機産業への参入を技術面から強力に支援しています。

(2) 創業・ベンチャーの支援

- ・ 地域経済にとって、スタートアップ・ベンチャー・中小企業を育成することは、雇用の増大、地域経済の活性化、次世代を担う人材の育成を図るうえで、極めて重要です。
- ・ 本県では、平成 11 年から令和 6 年度まで「フクオカベンチャーマーケット（FVM）」を基盤とし、ベンチャー企業の資金調達、販路拡大等を幅広く支援してきました。
- ・ こうした県による取組もあり、令和 7 年度は、ベンチャーキャピタル※1 による県内のスタートアップ・ベンチャー企業に対する投資額は約 301 億円となっています。
- ・ このような中、令和 7 年 4 月には、世界的なスタートアップ支援機関である CIC※2 のアジア 2 拠点目となる「CIC Fukuoka」が福岡市天神に開設され、今後、スタートアップやベンチャー企業のさらなる大型資金調達が期待されます。
- ・ また、県内全市町村が産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定しており、市町村の支援を受けた創業件数は近年増加傾向にあります。本県でも、「創業支援等事業計画」の実行支援に取り組んでいます。地域によっては取組が進んでいない状況です。

※1 未上場のスタートアップ・ベンチャー企業に出資して株式を取得し、将来の売却益を得ることを目指す投資会社。

※2 Cambridge Innovation Center の略。米国・ボストンを本拠点とし、スタートアップや起業家の支援を行う。



①スタートアップ・ベンチャー支援

「CIC Fukuoka」の中に県の新たなスタートアップ支援拠点「グローバルコネクト福岡」を令和 7 年 5 月に開設。スタートアップ、ベンチャー及び挑戦意欲の高い中小企業の資金調達やビジネスマッチング、海外展開等を一体的に支援します。

国内外のベンチャーキャピタル、事業会社とのマッチングの場を提供し、企業の資金調達や販路拡大等を支援する「F★Pitch」を毎月第三木曜日に開催します。

また、スタートアップ向けアクセラレーションプログラム「福岡県 NEXT ユニコーン育成スパークプログラム」、「ISSIN」や、アトツギベンチャー※1 やサッシンベンチャー※2 の、新規事業開発を伴走支援するプログラムを行うほか、九州大学との連携により創設した「福岡県 CX0 バンク」を通じた、CX0 人材※3 とスタートアップや中小企業とのマッチングを行い、企業の成長を支援します。

※1 若手後継者（アトツギ）が家業の経営資源を活用して新事業に挑戦する中小企業。

※2 後継者でなくても第二創業などの新分野に挑戦する中小企業。

※3 Chief X Officer の略であり、企業活動における X(業務・役割)の最高責任者。

7 成長産業の創出

②地域創業支援

「地域中小企業支援協議会」の構成機関が主催する創業セミナーや相談会を通じて、創業に関する意識の醸成を図るとともに、創業希望者の創業に向けた取組が促進されるよう支援します。

また、県内全ての市町村が策定した創業支援事業計画の実行を支援する等、地域の特徴や強みを生かした創業支援の取組を促進します。地域資源の活用や地域課題の解決をテーマとしたビジネスプランコンテストの開催を通じ、創業者を発掘するとともに、「地域中小企業支援協議会」を中心に地域ぐるみの創業支援を実施します。

(1) 経営基盤の強化

- ・ 少子高齢化による生産年齢人口の減少等を背景に、労働力不足が深刻化する中、県内中小企業においては、自社の強みを生かす事業計画の策定、新たな技術や高効率な設備の導入、DXによる業務の効率化を通じた生産性の向上が喫緊の課題となっています。
- ・ また、中小企業の中には、優れた商品を持っているものの、単独でのバイヤーへの働きかけ等が難しく、販路の拡大につなげられない事業者が多く存在します。
- ・ さらに、中小企業においては、経営者の高齢化が進んでいますが、「後継者候補がない」、「事業の売却・譲渡先が見つからない」など事業承継に課題を抱える事業者数は、依然として全体の約6割にのぼるなど、事業承継の取組を引き続き進めていく必要があります。



①生産性向上

「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」（令和8年5月に「福岡県中小企業DX推進センター」を改組）では、中小企業診断士等が企業診断により課題を明確化し、結果を踏まえて専門アドバイザーが最適策を具体的に指導する伴走型のきめ細かな支援を行い、中小企業の「業務の効率化」、「デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革(DX)」等、生産性向上の取組を強力に支援します。

また、建設分野における生産性の向上を推進するため、遠隔臨場の取組拡大やICT活用工事の一層の普及など、建設業におけるDXがより促進されるよう支援します。

②産業人材育成

現場に直結した現場技術者向けの人材育成を実施します。また、「九州DX推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながらDX人材育成のプログラム構築を行います。加えて、中小企業の実業性向上に資する中核人材を育成します。（詳細はⅢ1（4）に記載）

加えて、高等技術専門校の電気科、OA事務科、溶接科に最先端技術の訓練機器を導入し、企業のニーズを踏まえたDX人材を育成します。（詳細はⅢ1（4）①に記載）

③価格転嫁の円滑化

官民労13団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、コスト増加分を適切に価格に反映させる機運の醸成に取り組んでいます。

また、「賃金と物価の好循環」の実現に向け、「価格転嫁相談窓口」の設置や、「価格転嫁円滑化推進大会」、業界向け講習会、賃上げや価格転嫁に取り組む事業者に対する専門的知見から伴走支援する「中小企業賃上げ応援専門家」の派遣を実施しています。

8 中小企業の振興

④経営改善支援

経営改善サポートデスクを開設し、経営の改善に取り組む中小企業に対し、アドバイザーによる簡易経営診断を実施するとともに、必要に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善計画策定や販路拡大・新商品開発を支援しています。

⑤販路開拓支援

商談会や展示会の開催、首都圏等で開催される大規模展示会への出展支援等により、中小企業の販路開拓を支援しています。

また、中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE ふくおか商工会ショップ」の運営に対して助成を行い、県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場を提供しています。

⑥事業承継支援

中小企業の経営者は高齢化が進んでおり、事業承継が極めて重要な課題となっています。県内中小企業の事業承継を促進するため、商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体、行政など170の関係機関が参画する「福岡県事業承継支援ネットワーク」を設立し、関係機関一体となって、経営者の気づきから事業承継の実現までを一貫して支援しています。

また、事業承継前の売上拡大・業務効率化等の収益力強化につながる取組を支援するとともに、事業譲渡を希望する事業者や事業譲受を希望する者が支払うM&Aに伴い発生する諸費用を支援しています。

⑦資金繰り支援

取扱金融機関への預託や保証協会への保証料補填、損失補償により、低利で保証料負担の少ない県制度融資による資金繰り支援を行っています。

令和8年4月から物価高等により厳しい状況にある中小企業の経営改善を支援するため、8年度に限り保証料を低減した「経営改善促進特別融資」を創設しました。

また、「DX・生産性向上支援資金」を創設し、DX・デジタル化、業務プロセスの効率化など生産性向上に取り組む県内中小企業の資金繰りを支援しています。

さらに、令和8年7月には、「中東情勢対応緊急つなぎ融資」を創設し、中東情勢の影響を受け、急激な仕入れ価格の上昇や資材の入手困難等により、経営に支障をきたす県内中小企業への資金繰りを支援しています。

⑧県内就職の促進

企業規模や知名度にとらわれない職業選択による県内就職の促進を図るため、高校生や大学生等を対象とした地元企業の見学会や地元企業経営者等との座談会を実施してい

8 中小企業の振興

ます。

また、高校の進路指導教員に地元企業への理解を深めていただくため、県内4地域で高校教員と地元企業の交流会を実施しています。加えて、県内企業の人材確保を支援するため、県内外の大学関係者と地元中小企業の情報交換会を開催しています。

⑨魅力ある職場づくりの促進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、働き方改革に関する各種制度の導入を促進するセミナーを開催し、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組を支援するためのフォローアップを実施しています。

また、中小企業で働く労働者の雇用環境を改善し、雇用の安定を実現するため、中小企業雇用環境改善支援センターを設置し、人材確保・定着・育成に関する企業向けセミナーや専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。

⑩外国人材受入企業支援

育成就労制度への移行を見据え、技能実習生の受入れに向けた企業の魅力発信や居住環境整備等を行う県内中小企業への支援を実施しています。

⑪奨学金返還助成による人材確保支援

中小企業が実施する従業員の奨学金代理返還や手当支給に要する経費に対し助成を行い、中小企業の若手人材確保に向けた経営支援を実施しています。

(2) 新たな事業展開の促進

- ・ 人口減少に伴う国内需要の縮小や労働力の減少、アジア諸国の成長に伴う消費市場の拡大、グローバル競争の激化、デジタル化技術の進展、経営者の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への対応等、県内中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 中小企業がこれら様々な環境の変化に対応し、発展していくためには、既存の事業だけではなく、新たな事業展開を促進することが必要です。
- ・ しかしながら、中小企業では経営資源や情報収集にも限界があることから、行政による適切な支援が求められています。
- ・ これら課題に対応するため、
 - ① 新たな事業展開に取り組む「経営革新」による支援
 - ② 工業技術センターによる技術高度化支援
 - ③ 特許、意匠、商標等の知的財産の取得・活用支援
 - ④ デザイン活用や農商工連携による高付加価値製品の開発と販路開拓に取り組んでいくことが必要です。



①経営革新計画策定・実行支援

本県では、事業者が新しい事業活動を行うことにより、その経営の向上を図ることを目的とした経営革新を推進しています。商工会議所・商工会をはじめとする支援機関との連携により、経営革新計画の策定支援体制を整備するとともに、県内4地域に「経営革新計画策定指導員（中小企業診断士）」を配置して計画の質を高め、着実な実行に向けた支援を行います。

また、物価高・人手不足等の経営環境の変化に対応するために、経営革新計画に基づく新事業活動を行う県内中小企業等を支援します。

②技術の高度化支援

「工業技術センター」の4つの研究所がそれぞれ担当する産業分野の研究開発、人材育成、技術相談等に取り組み、ものづくり企業の製品品質・生産性の向上や製品・サービスの創出・改良、新規事業展開を支援します。

「技術支援コネクトグループ」を工業技術センター内に設置し、オンライン技術相談機能等を強化することで、ものづくり企業の更なる支援の裾野拡大や競争力の底上げを図ります。

また、「プロフェッショナル人材戦略拠点」により、新商品の企画・開発等の専門技術

8 中小企業の振興

を身につけた人材の確保を支援します。

③知的財産支援

「知的財産支援センター（福岡、北九州、久留米）」を拠点に、知的財産に関する相談、外国出願、特許を活用した製品開発、知的財産実務者の育成等、中小企業の特許等の取得・活用を支援します。

④商品開発・販路開拓支援

本県では、平成9年に設立された「福岡県産業デザイン協議会」を中心として産業デザインの振興に取り組んでいます。中小企業が製造販売するデザイン性に優れた商品・サービスの審査表彰を行う「福岡デザインアワード」をはじめ、商品開発の課題を抱える企業と学識経験者やデザイナーを交えた議論を行う、デザイン開発ワークショップの開催等を通じて、国内外に通用する高付加価値製品の開発と販路開拓を支援します。

また、中小企業振興センター内に農商工連携アドバイザーを配置し、商工業者と農林水産業者の連携による商品開発・改良と販路開拓に向けた助言・指導を行い支援します。

(3) 小規模企業者の事業の持続的な発展

- ・ 令和7年3月、国において第Ⅲ期小規模企業振興基本計画が閣議決定され、計画において、日本経済が「潮目の変化」を迎える中、小規模事業者が経営力向上や地域課題解決に取り組む必要性が示されるとともに、支援機関の体制強化や支援機関同士の連携を通じて地域全体で支援していく考え方が示されました。
- ・ 本県においても、平成27年4月から県、中小企業支援団体、金融機関等からなる地域中小企業支援協議会を県内4地域で設立し、地域の総力を挙げて小規模企業者の支援に取り組んでいます。
- ・ 少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴う労働力の不足や限られた経営資源、地域ごとに抱える課題等、小規模企業者が直面する問題を解決し、事業の持続的な発展につなげていくためには、引き続き、デジタル化による生産性向上や販路開拓等による支援が必要です。
- ・ また、地域経済はコロナ禍以前から厳しい状況にあり、引き続き消費の下支えを行っていくことで、地域のにぎわいの場である商店街の活性化を図る必要があります。



①計画的な経営の促進

地域中小企業支援協議会、商工会議所、商工会によるセミナーの開催を通じ、事業計画の重要性等について理解促進を図っています。

また、商工会議所・商工会の経営指導員による巡回指導・個別相談や中小企業診断士等の専門家を派遣することにより、小規模企業者の事業計画策定の支援をしています。

②事業継続力の向上

経営指導員による巡回指導をはじめとした商工会議所・商工会による伴走支援や地域中小企業支援協議会による重点支援の取組を強化し、小規模企業者の事業継続力の向上を図っています。

また、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会が、計画策定のワークショップや災害予防タスクチームの派遣、策定した計画を発表するフォーラムを開催することで、中小企業の事業継続力強化計画策定を支援します。

③資金繰り支援

福岡県中小企業振興資金融資制度の「小規模事業者振興資金」等により、小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。

8 中小企業の振興

④生産性向上・DX 推進

「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」（令和8年5月に「福岡県中小企業DX推進センター」を改組）では、中小企業診断士等が企業診断により課題を明確化し、結果を踏まえて専門アドバイザーが最適策を具体的に指導する伴走型のきめ細かな支援を行い、中小企業の「業務の効率化」、「デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革（DX）」等、生産性向上の取組を強力に支援します。

⑤販路開拓支援

商談会や展示会の開催、首都圏等で開催される大規模展示会への出展支援等により、中小企業の販路開拓を支援しています。

また、中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE ふくおか商工会ショップ」の運営に対して助成を行い、県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場を提供しています。

⑥商店街の活性化

後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題に直面している商店街に対し、その課題解決に向けた取組を支援します。

また、商店街の次代を担う若手経営者を育成するため、市町村・商工団体と連携し、若手経営者グループによる地域の商店街振興に向けた活動を支援します。

(1) マーケットインの視点での生産力の強化

- ・ 農林水産業では、高齢化や後継者不足により生産力の低下が懸念されている一方、少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化に伴って消費者ニーズが多様化していることから、時代に対応した生産力と競争力の強化が求められています。
- ・ 本県ではこれまで、担い手への農地の集積・集約や経営規模の拡大、スマート機械等の先端技術を活用した生産の効率化・省力化を進めてきましたが、今後はこれらに加え、消費者が求める農林水産物を、生産から消費までのデジタルデータを活用して、これまで以上に効率的に生産・供給する取組が必要です。
- ・ また、林業と漁業では、資源の適切な管理と利用の循環により、生産力を維持・向上させる取組が必要です。



①消費者ニーズに対応した生産の促進

水田農業では、水稻の「元気つくし」や小麦の「ラー麦」、大豆新品種「ふくよかまる」等の優良品種の作付けを拡大するとともに、トラクターやコンバインといった農業機械等の導入により、米・麦・大豆の品質向上と安定生産を図るとともに、優良種子の安定供給を推進します。

園芸農業では、いちごの「あまおう」や柿の「秋王」、みかんの「早味かん」、なしの「玉水」などの優良品種の作付けを拡大するとともに、耐候性ハウスやいちご高設栽培施設、高性能機械等の導入により、園芸作物の品質向上と安定生産を促進します。

畜産では、「博多和牛」の肉質と増体に加え、脂肪の質の向上のための新たな飼養管理技術の導入支援や現地巡回指導に取り組みます。また、規模拡大に必要な施設や自給飼料の生産に必要な機械の導入支援とともに、酪農経営の省力化機械、生乳や肉用牛の生産を増加させるための高能力乳用牛や肥育もと牛の導入、ゲノミック評価を進めていきます。

林業では、「博多ぶなしめじ」や「博多えのき」といったきのこの品種改良や人工ほだ場の整備、運搬車の導入といった生産基盤の整備を支援するとともに、メンマ製造者が若い竹を利用する体制を整備してたけのこ産地の振興を図るなど、特用林産物の品質向上や生産の効率化を促進します。

水産業では、消費者ニーズへの対応力を強化するため、高品質な冷凍商品の供給拡大に必要な商品開発を支援しています。

②DXの推進による高品質・高収量・省力化の実現

水田農業では、ロボットトラクターやドローン等のスマート農業機械等を導入し、収量、品質、労働時間等のデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進

9 農林水産業の振興

します。

園芸農業では、「あまおう」やなす等の施設園芸において、労働負担の軽減や生産性向上を図るため、ハウス内の環境を遠隔で監視・制御できる IoT、AI 等を活用した新技術の導入を推進します。さらに、生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進するとともに、産地や物流拠点が共有・活用できるシステムの構築を支援し、物流の効率化を推進します。

林業では、航空レーザー測量を実施することで、森林資源の情報や境界情報をデジタル化し、調査や作業計画の策定などの作業を大幅に省力化・高精度化する取組を進めるとともに、ICT 高性能林業機械の普及による収益性の向上や林業用ドローンを使いこなす人材の育成により、植栽作業の効率化を図ります。

また、木材生産者、木材加工業者、工務店などの関係者間で需給情報の一元管理や需給マッチング等を行う協議会に対し、活動に必要な助言を行っていきます。

水産業では、筑前海の漁船漁業の効率的な操業を推進するため、漁業者が漁場の選定に活用できるよう、7日先までの水温や潮流等の予測情報を提供しています。また、有明海ではノリ養殖の安定生産のため、リアルタイムの水温や潮位等の海況情報や気象情報、ノリの生育情報とともに、3日先までの潮位や水温等の予測情報を提供しています。豊前海では、貧酸素水塊の発生を予測し見える化するシステムの開発に取り組みます。

③生産基盤強化と集約化、大規模化の推進

本県農林水産業の競争力強化を図るためには、生産性の向上が不可欠であることから、幹線水路や揚水機場といった農業水利施設をはじめ、基幹的な林道、漁港施設など生産基盤の強化に向け計画的な整備に取り組んでいきます。

また、ほ場整備や畦（あぜ）の除去などによる農地の大区画化とともに、農地中間管理事業を活用し、経営規模拡大に意欲のある個別農家や集落営農法人といった担い手への農地の集積・集約を推進します。

さらに、選果場やカントリーエレベーター等の共同利用施設の効率的な利用や運営コストの低減等を図るため、複数 JA での広域利用や再編整備を推進し、将来にわたって利用可能な体制の構築を進めていきます。

林業では、効率的で安定的な林業経営が行われるよう、小規模・分散的に所有されている森林を森林組合といった林業経営体に集約化する経営受託を促進します。また、林業の生産性に大きく影響する、大型機械等への更新を支援することで、林業経営体の生産基盤の強化を促進します。

漁港では、岸壁や物揚場等の漁港施設の機能を保全するため、機能保全計画の見直しや計画に基づく補修を実施しています。

9 農林水産業の振興

④資源の循環利用を通じた県産木材の供給拡大

林業では、本県の充実した森林資源を有効活用するため、主伐を行う事業者に対して搬出経費の一部助成を行い、主伐を推進します。

原木生産の低コスト化を図るため、高性能林業機械の導入や路網整備に対して支援するとともに、効率的な作業システムの普及・定着や、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗を活用し、主伐から植栽までを連続して行う「一貫作業システム」の導入を推進します。

さらに、製材品については、製材工場における木材加工流通施設の整備を促進し、供給力強化を図ります。

⑤海や河川の特性に応じた漁場や資源づくりの推進

本県は、筑前海及び有明海、豊前海の3つの海と、筑後川や矢部川などの河川を有しており、それぞれの特性に応じ、魚礁の設置や底質環境の改善などによる漁場づくりを進めています。例えば、有明海では、大規模な覆砂による底質改善を行っており、アサリなど二枚貝の増殖に繋がっています。

また、藻場は、「海のゆりかご」とも呼ばれ、水生生物の産卵場や稚魚の育成場となることから、漁業者が行う海藻を増やす取組や、食害生物であるウニの除去といった活動を支援しています。

水産資源を持続的に利用するため、漁業種類ごとに操業の期間や区域を制限するなどの規制を行うとともに、漁業者による自主的な資源管理の取組を定める資源管理協定の策定やその見直しを支援しています。併せて、漁業者によるクロアワビやガザミ、アカウニ、トラフグなどの種苗放流も支援しています。

ノリやカキなどの養殖業においては、生産が安定するよう、水温や塩分などの海況や生産状況を的確に把握し、その情報を漁業者へ迅速に提供するとともに、漁場環境に応じた、きめ細かな養殖指導を行っていきます。

内水面では、漁場環境の変化に影響を受けているアユの生産を安定させるため、成熟抑制した親アユの生産・放流技術を確立することで、漁業者の収入向上を図ります。

(2) 「選ばれる福岡県」に向けたブランド力強化、販売の促進

- ・ 本県では、販売単価 21 年連続日本一の「あまおう」をはじめ、九州一の出荷羽数を誇る「はかた地どり」等の県育成品種や全国茶品評会において常に上位に入賞している「福岡の八女茶」、全国有数の生産量を誇る「福岡有明のり」等、数多くのブランド農林水産物が生産されています。
- ・ これらのブランド農林水産物は高単価で販売される等、市場関係者や消費者から高い評価を得ていますが、他産地も独自品種を開発し、ブランド化を進めており、産地間の競争がますます激しくなっています。
- ・ このため、消費者ニーズに対応した県独自品種の開発・普及を加速するとともに、県内はもとより、国内外に向けて本県農林水産物の魅力発信と認知度向上に取り組み、ブランド力を強化していく必要があります。



①世界への福岡の農林水産物等の魅力発信と輸出の拡大

「あまおう」や「福岡の八女茶」、温州みかん、博多和牛などの本県ブランド農林水産物は、その品質が高く評価され、アジアや米国などに輸出されています。

本県では、県産農林水産物の認知度向上、輸出拡大を図るため、輸出先国・地域の量販店や高級飲食店における販売促進フェアの開催、海外バイヤーとの商談会、メディア等を活用した情報発信などを実施しています。

令和8年度は、台湾において県産酒の認知度向上と販路拡大を図るため、飲食店関係者などの実需者を対象とした商談会の開催や、県内酒蔵への招へいを行います。

また、新たな販路の確保を図るため、県産活水産物のベトナムへの流通ルート構築に向けた試験輸出に取り組めます。

さらに、九州・山口が一体となった官民共同での輸出プロモーションにも取り組み、豊かな自然と食に恵まれた九州・山口をアピールします。

②県独自品種や新技術の開発・普及の加速

県農林業総合試験場では、消費者ニーズに対応した、競争力の高い特長ある新品種や、気候変動に対応した新品種を開発するとともに、農協や森林組合等と連携して、高品質化、低コスト化を進める技術の開発に取り組んでいます。

具体的には、高温といもち病に強い米や、「福岡の八女茶」の新品種開発に向けた現地試験・品質評価の実施、「あまおう」の生産拡大に向けた環境保全型いちご増収技術、「はかた地どり」の供給体制強化に向けた DNA 分析による鶏の選別技術の開発などを行っています。

県水産海洋技術センターでは、消費者や水産業者のニーズに沿った試験研究を実施し、

9 農林水産業の振興

その成果を迅速に漁業者等へ普及しています。アサリなど二枚貝や海藻の増殖に関する技術の開発に取り組むとともに、海況予測技術の開発や水産加工品の開発・販売に関する研究などを行っています。

③福岡の農林水産物等の認知度向上と販売の促進

首都圏及び関西圏等の外食・中食事業者へ、県産農林水産物と日本酒等の加工品を「福岡の食」として一体的に売り込み、「福岡の食」の認知度向上と販売・消費の拡大に取り組んでいます。これらの販売促進活動を通じて得られた外食事業者等からの食材に関する要望等を把握・分析し、生産者や製造事業者へフィードバックすることで、今後の取引拡大へつなげます。

また、東京に設置したアンテナレストランにおいて、四季折々の県産食材を使用した「こだわり」のメニューを提供することで「福岡の食」の魅力を発信し、県産農林水産物及び加工品のさらなる販売・消費の拡大を図ります。

さらに、GI 認定を受けた県産酒の販売拡大に向け、県産酒ナビゲーターの育成や公式 Web サイトの多言語化を実施するとともに、県内で開催される全国会議や国際会議において、県産食材を PR し、提供される料理への利用を働きかけます。

加えて、農林漁業者の所得向上を図るため、消費者ニーズをとらえた付加価値の高い6次化商品の販売を促進します。

このほか、令和5年度に北九州市中央卸売市場内で共用を開始した「Marukita Logistics Base(丸北物流拠点)」を活用した県産青果物の共同輸送を推進するとともに、航空機輸送によって付加価値を高めた県産青果物の販売促進に取り組みます。

④新たな木材需要獲得による県産木材の利用推進

県有施設をはじめとした公共建築物等の木造・木質化や、林道工事での木製ガードレールの導入など公共土木工事における木材利用を推進します。

また、公共・民間施設等での木材利用促進に向け、木造ビルの提案ができる人材を育成するため、建築士等を対象とした技術者講座を開催するとともに、木造・木質化の普及に取り組む団体が行う、課題解決ワーキンググループ開催やアドバイザー派遣といった活動への支援を通じ、木造建築を検討する事業者などに対し、設計や工法についての技術的な支援を行っていきます。

さらに、非住宅建築物の木造化を推進するため、木造設計への支援や、学生向けの木造建築デザインコンペを通じた若手人材の育成を行います。

加えて、中高層建築物での需要が見込まれる CLT への県産木材シェアを拡大するため、森林組合や製材工場、CLT 製造企業といった関係者と連携して、運搬方法の見直しや規格の標準化により県産木材を使用した CLT の低コスト化に取り組めます。

9 農林水産業の振興

このほか、未利用間伐材などのバイオマス利用を促進するため、間伐材等の効率的な収集・運搬方法の普及を進めるとともに、チップに加工する機械や、温浴施設等での木質チップボイラーの導入を支援していきます。

(3) 農林水産業の次代を担う人材の育成

- ・ 農林水産業では、担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、これらに対応するため、新規就業者の確保・定着に加え、担い手（既就業者）の規模拡大や雇用導入を推進してきました。今後も、次代を担う人材を育成するため、更なる取組の強化が必要です。
- ・ 担い手の経営発展のためには、日々進歩するスマート機械やデジタルデータを活用し、経営改善等に取り組むことができる人材の育成が必要です。
- ・ また、新規就業者の安定的な確保・定着を図るためには、雇用環境の改善はもとより、技術習得を進める研修受入体制の整備・強化が必要です。
- ・ 加えて、多様な人材が活躍する農林水産業・農山漁村の実現に向け、女性農林漁業者や障がいのある方の能力発揮や社会参画の推進が必要です。



①農林漁業者の経営発展の推進

農業大学校を拠点に、経営発展意欲のある農業経営体に対して、事業計画の策定やスマート農業、経営管理能力など具体的な経営課題解決を目的としたリカレント講座を実施し、本県農業を牽引するトップランナーを育成します。

また、強い農業構造を確立するため、経営判断能力を高める研修に加え、経営面積の拡大に必要な支援を行うことにより、本県農業の未来を担う企業型経営体を育成します。

林業では、高齢化などにより経営意欲が減退した森林所有者に代わり、森林組合などが林業経営をできるよう、経営の受託を促進します。

さらに、経営が不十分な森林を、市町村を介して、意欲と能力のある林業経営者に集約化する森林経営管理制度を活用し、林業経営者の経営受託を一層推進していきます。

漁業では、若手漁業者を対象に、ノリやカキの養殖技術指導を行うとともに、個別相談会やアドバイザー派遣を通じ、ノリ養殖経営体の法人化を支援します。

②産地での受入体制強化による新規就業者の確保・定着の促進

本県では、より多くの農林水産業の新規就業者を確保するため、農林水一体となった就業セミナー・相談会をはじめ、東京等で開催される就業相談会へのブースの出展を行っています。

また、新規就業者を定着させるため、農業では、国の新規就農者育成総合対策の活用促進や新規就農者に対する営農基礎講座を実施していきます。

林業では、就業希望者に対する基礎的な技術講習会や、本格就業前のトライアル雇用、就業後の経験年数に応じた研修等を実施していきます。

9 農林水産業の振興

漁業では、水産高校の生徒に、県内の沿岸漁業への就業検討のきっかけとなるよう、漁業現場での水産高校生の研修支援を行います。また、経験の少ない就業直後の漁業者に対して養殖技術の研修等を行うとともに、就業希望者への情報提供及び相談を行っていきます。さらに、外部からの就業者の受け皿づくりのため、ノリ養殖経営体の法人化を進めていきます。

③女性農林漁業者の能力発揮の促進

農業従事者の4割を占めている女性の果たす役割は、非常に重要であることから、女性農林漁業者への経営参画支援を通じ、農村社会における女性の地位向上、地域の関係機関・団体の方針決定に関わる場への女性の登用を促進します。

本県では、農業農村の固定的な役割分担意識の解消に向けたワークショップや女性が農業技術などを学ぶ研修を行います。

また、女性認定農業者を増やす取組として、経営改善計画検討会の開催や新たな生産品目の導入支援を行います。

④農福連携の推進

農業の担い手として障がい者就労支援施設への作業委託や障がい者就労支援施設が農業に取り組む農福連携を推進するため、一連の農作業を細分化する手法や配慮する点などを学ぶための農福連携講座を開催します。

また、農業人材の確保や障がい者の賃金向上を図るため、農業分野における障がい者雇用の実証を行うとともに、環境整備を支援します。

(4) 持続可能な農林水産業に向けたワンヘルスの推進

- ・ 令和3年1月に公布された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」では、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものというワンヘルスの基本理念が示され、人獣共通感染症対策や環境保護、環境と人と動物のより良い関係づくり等の基本方針が規定されています。
- ・ 農林水産分野では、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防に加え、人獣共通感染症への対策も必要となります。そのため、家畜保健衛生所の機能を野生動物や愛玩動物まで拡充することが求められます。
- ・ また、「福岡県民ニーズ調査」（令和7年度）では、安全で安心な農林水産物の提供や食の大切さの教育（食育）の推進が求められています。これらの取組や自然とのふれあい等を通じワンヘルスの基本理念を普及・啓発していく必要があります。



①ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育の推進

ワンヘルスの理念に沿って生産・販売される農林水産物等を認証する「福岡県ワンヘルス認証制度」を推進し、認証商品のロゴマークや専用ホームページでの情報発信、大規模イベントでのPR販売及び大手量販店でのフェアや常設コーナーの設置等により、農林水産業におけるワンヘルスの取組を県民に周知します。

さらに、ワンヘルスの実践が、次世代の食と農につながることを理解を進め、県民に認証ロゴマークが付いた県産農林水産物を選んでもらうことで、地産地消につなげます。

県産農林水産物を積極的に購入する「地産地消応援ファミリー」、年間を通じて県産農林水産物を使用する「地産地消応援の店」、県産農林水産物の消費拡大や農山漁村地域での社会貢献活動を実施する企業・団体である「農林漁業応援団体」からなる「ふくおか農林漁業応援団」を増やすことにより、県民の県産農林水産物への支持拡大を図ります。

11月の「食育・地産地消月間」に関係団体と連携し、食や農林水産業の大切さを考える県民大会の開催などにより、地産地消を推進します。

また、学校給食において、県産米「夢つくし」・「元気つくし」の導入支援や、県産ブランド農林水産物である「博多和牛」「福岡有明のり」の提供に必要な食材費の助成、県産農産物を優先利用するための食材調達システムの開発などにより、県産農林水産物の利用拡大を図ります。

さらに、生産者と消費者の交流を促進する「農林漁業体験ツアー」を実施するほか、小中学校等での調理実習での柿の皮むき体験の実施や食育出前講座の開催、総合学習等で活用できる食育動画の提供により、食育を推進します。

9 農林水産業の振興

②心や身体健康づくりに向けた森林等の利用推進

県民の心や身体健康づくりのため、森林浴体験ツアーの実施などにより、「ワンヘルスの森」の利用を推進します。

また、木材や木製品とのふれあいを通じて、県民が木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学べるよう、福岡おもちゃ美術館において専門講師による講座を開催し、木育を推進する人材を育成します。加えて、県産木材を使用した玩具の貸出を行うことで、各種団体が取り組む木育イベントを支援します。

花や緑のもつ癒し、情操の向上等の機能に着目し、花や緑を教育、地域活動に取り入れる取組である「花育」の推進を図ります。若年層の花きへの興味や飾花習慣を醸成するため、小学生を対象としたフラワーデザインコンテストの実施、親子で参加するアレンジメント教室の開催等、花関連のイベントを積極的に開催します。

③環境に配慮した生産と食の安全・安心の推進

農薬や肥料の適正使用や農業生産活動の実施、記録、点検及び改善活動を行う農業生産工程管理（GAP）を通して、県産農産物の安全確保を推進します。

加えて、適正な食品表示を推進するため、小売店・直売所等を対象とした巡回調査を実施します。

畜産物においては、生産段階での安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進しています。

また、家畜伝染病の発生予防対策を推進し、農林水産物の安全確保に努めています。

④動物の保健衛生の一元化と家畜防疫の強化

動物の保健衛生に一元的に取り組むために、筑後家畜保健衛生所を移転し、新たに野生動物や愛玩動物の保健衛生業務を付加した「動物保健衛生所」の整備を進めるとともに、動物の保健衛生を担う人材の育成に取り組めます。

安定的な畜産経営を行うためには、衛生的な環境で、病気にかかりにくい、健康な家畜を育てることが大切です。このため、農家に対して、個別に衛生管理技術指導を実施し、農場の消毒や病原体の侵入防止対策などを定めた飼養衛生管理基準の遵守と、更なる衛生意識の向上を図ります。また、農家の生産性向上のため、家畜保健衛生所、農林事務所、普及指導センター、市町村及び農業協同組合が連携し、多方面からきめ細やかな生産指導に取り組んでいきます。

また、万が一、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）などの特定家畜伝染病が発生した場合に防疫対応が円滑に行えるよう、九州各県の防疫実務者との連携強化を進めています。さらに、迅速かつ的確な初動防疫を行うために、県職員、畜産関係者、協定団体等を広く参集して、実際の防疫措置を模擬体験する実践型の演習を定期的に開催するとともに、必要な防疫資材の整備を図っていきます。

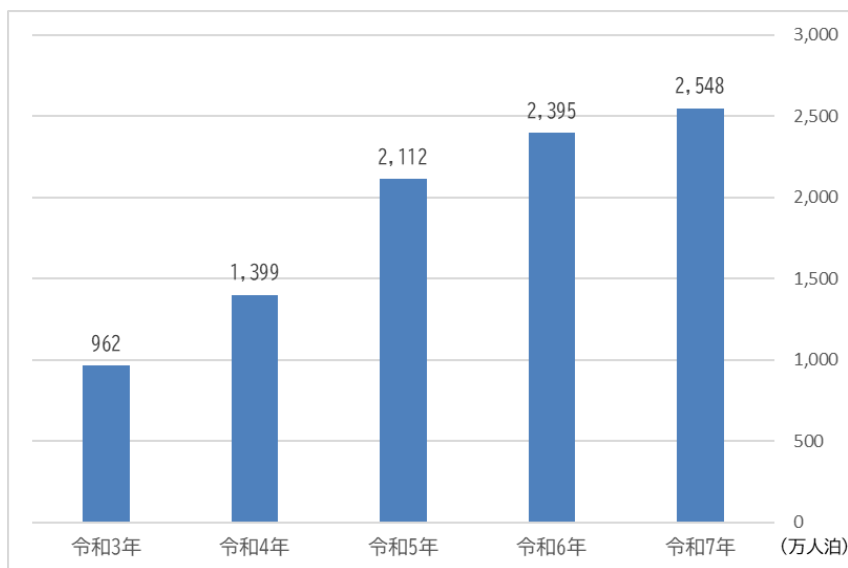
9 農林水産業の振興

“One Health” アプローチの考え方から、医療分野で問題とされる人と動物の共通感染症や薬剤耐性菌対策に畜産・獣医療分野から取り組むことで、人と動物の安全・安心の向上を図っていきます。

(1) 観光産業の高付加価値化

- ・ 本県の延べ宿泊者数は、令和7年は前年比 6.4%増の 2,548 万人泊となり、過去最高となっています。(図1)
- ・ 旺盛な観光需要を県内各地に取り込むため、旅行者の受入環境の充実に取り組むとともに、観光産業の生産性向上を図る必要があります。

図1 延べ宿泊者数



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」



①観光産業の生産性向上、収益性の向上

宿泊事業者に対して観光産業に知見のある専門家の派遣等を行い、経営課題の改善やユニバーサルツーリズム推進の取組を支援することで、生産性向上及び観光需要の取り込みによる収益性の向上を図ります。

また、県内全域の集客強化のため、宿泊施設のサービス向上のための研修会の開催や宿泊施設が行う観光地の魅力を発信する取組を支援するとともに、飲食店におけるベジタリアン・ヴィーガン、ムスリムといった多様な食習慣や文化的慣習への対応等、国内外からの旅行者の受入体制の強化を支援します。

加えて、飲食店等へのサイクルスタンド等の整備支援を行うとともに、宿泊事業者を対象に宿泊者の自転車持ち込み等を可能とする施設整備を支援します。

②新たな事業展開の支援

観光資源の魅力向上、周遊促進、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図ることを目的と

10 地域と調和した観光産業の振興

した新商品・サービスの開発や新規イベント・キャンペーン等を実施する事業者等を支援します。

また、サイクリストの主要アクセスポイント（空港、道の駅等）におけるゲートウェイ（レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能で必要な物品が購入可能等要件を満たした拠点施設）の整備を促進するとともに、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するため、サイクルバス、サイクルタクシー等の新規事業を実施する事業者を支援します。

③誰もが快適に観光できる基盤整備

外国人旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するため、英語、韓国語、中国語、タイ語など 22 言語に対応した多言語対応電話通訳サービスを実施するなど、ストレスなく旅行を楽しめる環境の整備に取り組みます。

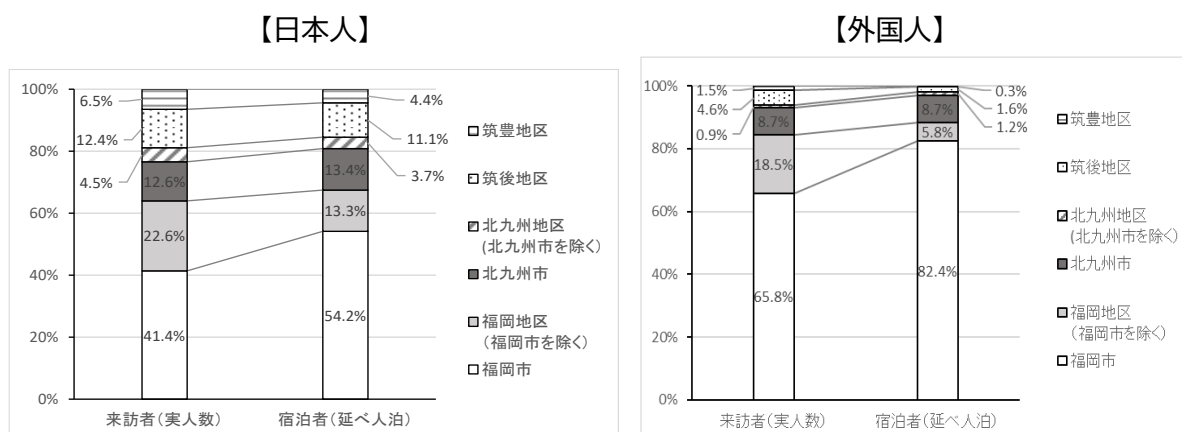
また、本県を訪れるすべての観光客が、年齢や障がい等の有無に関わらず、誰もが安心して旅行を楽しめる観光地づくりを目指し、ユニバーサルツーリズムの取組を推進します。

このほか、違法民泊対策など、民泊の適正な運営に向けた取組を推進します。

(2) 広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大

- ・ 本県を訪れる観光客の多くは都市部に集中しており、県内各地域への周遊を促進し、滞在時間や観光消費の拡大を図るためには、観光客のニーズを踏まえ、都市部にはない新たな魅力を創出するための取組が必要です。(図1)
- ・ そのため、本県では県内の6つのエリアにおいて、それぞれのエリアのテーマを明確にするとともに、テーマに沿って点在する観光資源をつなぎ合わせた広域ルートを設定し、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体的に楽しめる、新たな観光エリアの創出に取り組んでいます。
- ・ また、観光客の増加に伴い、特定の観光地に観光客が集中し、市民生活、自然環境、景観等に影響が生じないように、自然・文化の保全と地域住民の生活との両面を図りながら観光振興に取り組む必要があります。

図1 観光客の県内各地における分布状況(令和6年)



資料：令和7年度福岡県「旅行客の周遊等の状況に関する調査」(「モバイル空間統計」による福岡県観光ビッグデータ調査)



①魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ及び活用

点在している観光資源をテーマでつなぎ、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体に楽しめる6つの広域観光エリアの振興に取り組むとともに、万葉歌碑が所在する市町村の連携による観光プログラムの開発等を支援し、魅力ある広域観光ルートを創出します。

また、本県の強みである”海”を観光資源として活用し、国内外の釣り初心者から中級者、富裕層までが楽しめる釣り体験と、地域の宿泊・観光スポットを組み合わせたオールインワン・フィッシングツアーを造成します。

さらに、国内外の観光客などに福岡の魅力的な食材やメニューを発信し、食と自然・歴史文化を楽しむガストロノミーツーリズムを推進するため、ガラパーティーを核とした旅行商品造成・販売支援を行います。

10 地域と調和した観光産業の振興

加えて、ユネスコ世界文化遺産・無形文化遺産・世界の記憶や日本遺産、伝統芸能、伝統工芸等、県内各地域の歴史・文化の魅力を活かした観光振興に取り組みます。世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群については海の日を契機とした来訪促進イベントやガイダンス施設を拠点とした文化観光の推進等、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については HP「福岡県オンラインミュージアム」を活用し、来訪者の促進に取り組みます。

さらに、農山漁村における体験プログラム造成のため、都市農村交流団体等にアドバイザーを派遣します。

このほか、良好な景観の形成に向け、広域景観計画の策定・運用や、県の公共施設の景観整備事業を実施するとともに、県民の方々の景観に対する意識向上を図るため美しいまちづくりに関する絵画等の表彰などを行う景観大会を実施します。

②体験、交流、滞在型観光の推進

伝統工芸や酒造等の地域資源を活用し、観光資源の魅力向上、周遊促進、旅行消費額の拡大、体験プログラムの開発・販売促進に取り組みます。

また、豊富な自然を活用し、サイクリング、トレッキング（山歩き）をはじめとした様々な活動や、遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組めます。

さらに、古民家や農林漁業体験、マリンレジャーを活かしたグリーンツーリズムやスポーツツーリズム等、観光客のニーズに対応した本県ならではのニューツーリズムを推進します。加えて、九州・山口一体となったサイクルツーリズムを推進します。

このほか、農泊を体験する教育旅行の拡大などに向けた地域間の連携体制の構築や農泊を核とした地域振興に取り組む地域に対して助成を行います。

③国内外からの旅行者の安全・安心な受入環境整備

ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリムの多様な食習慣や文化的慣習を持つ国内外からの旅行者に対応できる飲食店の充実を図るため、飲食店・宿泊施設等を対象に普及・啓発のためのセミナーやメニュー開発に向けた個別支援を行います。

また、本県では、「ふくおか国際医療サポートセンター」を設置し、多言語による通訳サービス（電話通訳・医療通訳派遣）の提供や医療に関する案内の実施、外国人患者の受入に伴う医療機関向け相談窓口を設置し、外国人が安心して医療機関を受診できる環境整備を行っています。

ふくおか国際医療サポートセンターの提供サービス

[illegible]

資料：県医療指導課

(3) デジタルマーケティングの強化

- ・ 世界的なデジタル化の潮流を踏まえ、スマートフォン等のデジタル媒体を積極的に活用する重要性が増しています。
- ・ 多くの観光客は主にスマートフォンやパソコンを活用し、SNS や Web サイト等、様々な媒体から観光情報を入手しています。(表1)
- ・ このため、デジタル広告を活用し、ターゲットに合わせた効果的なデジタルプロモーションの強化が必要です。
- ・ さらに、デジタルプロモーションにより得られたデータやビッグデータ等各種データを継続的に収集・分析し、これらの結果に基づく戦略的な観光施策を推進する必要があります。

表1 出発前に役に立った旅行情報源(全国籍・地域、複数回答、上位抜粋)

1	SNS	43.3%
2	動画サイト	39.6%
3	個人のブログ	23.9%
4	自国の親族・知人	19.9%
5	日本在住の親族知人	12.8%

資料：観光庁「訪日外国人の消費動向 2025年 年次報告書」



①SNS 等を活用したプロモーションの推進

OTA※、Web サイト、SNS 等ターゲットとなる中国、欧米豪、東南アジア等で影響力のあるデジタル媒体を活用し、個人旅行者に直接届く情報発信を行います。

※ Online Travel Agent の略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社。

②ターゲットに合わせた情報発信

食、アウトドア、スポーツ、歴史、地元ならではの観光情報等、旅行者の興味を引くテーマをターゲットに合わせて発信することで、旅行意欲の効果的な喚起を行います。

また、「旅行」に興味を持つ人等、ターゲットを絞った精度の高い情報発信やデジタル広告を行うことにより、本県の観光 Web サイトや SNS へ誘導し、旅行者が求める旬の情報を届けます。

さらに、海外向けには、ターゲットとする国・地域で人気のインフルエンサーを活用した情報発信や現地のトレンドや興味等に応じた記事作成を行うことで、ターゲットへの訴求を図ります。

10 地域と調和した観光産業の振興

③デジタルデータの分析・活用

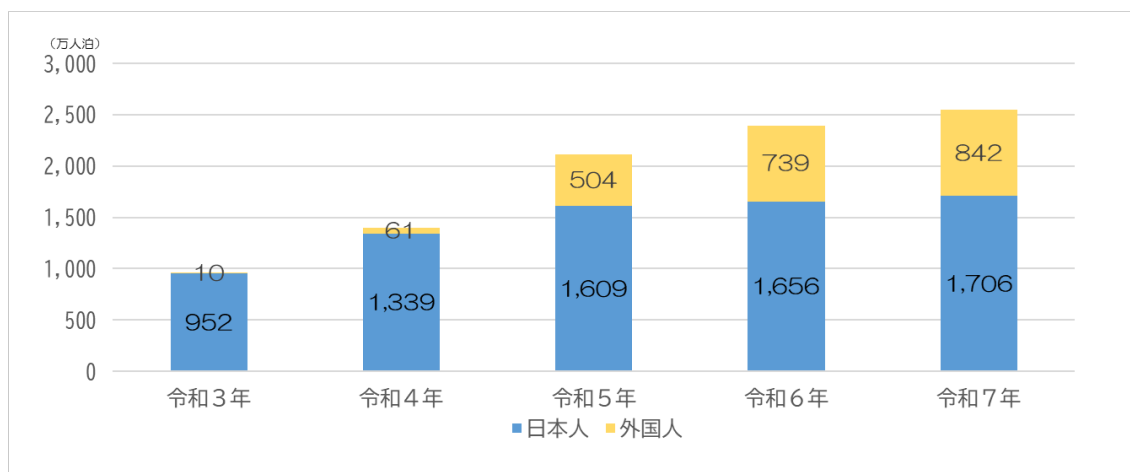
本県の観光 Web サイトや SNS の閲覧状況などを分析し、より効果的なデジタルプロモーションの推進を図ります。

また、携帯電話基地局情報に基づく本県への来訪・宿泊・周遊状況の調査・分析に併せて、SNS 情報等による旅行者の行動傾向を分析することで、観光客の旅行実態（旅マエ、旅ナカ、旅アト）を把握し、各種観光施策へ活用します。

(4) マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進

- ・ 本県の延べ宿泊者数は、令和7年は前年比6.4%増の2,548万人泊となり、過去最高となっています。(図1)
- ・ 観光客の訪問・宿泊先や時期が偏在していることから、魅力ある県内の観光地を広く周遊してもらうための広域観光ルートを設定し、新たな旅のニーズに合った平日・閑散期に誘導する取組が必要です。
- ・ また、本県への外国人入国者の国・地域は、全国と比べ、韓国の割合が高くなっています。この偏在性を解消するため、中国、欧米豪、東南アジア等をターゲットとした情報発信や国際航空路線の誘致等、外国人旅行者の誘客を促進する取組が必要です。

図1 延べ宿泊者数の推移



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」



①観光事業者や県内市町村等と連携した誘客・広域周遊の促進

旅行会社や交通事業者と連携し、国内外からの誘客の促進に取り組みます。

また、閑散期の平日における旅行需要を喚起するための宿泊・旅行助成を実施します。

さらに、県内市町村や観光事業者と連携して、広域観光ルートを組み込んだ旅行商品の造成を促進します。

加えて、観光施設等への内装・建築工事や什器等への「福岡の伝統工芸品」の導入を支援し、伝統工芸品の魅力を発信することにより、伝統工芸品産地への誘客を推進します。

このほか、修学旅行等におけるワンヘルス学習に対応したワークブックを活用しながらモニターツアーを実施し、県外からの修学旅行の誘致に取り組みます。

令和6年4月から6月に開催された「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」を

10 地域と調和した観光産業の振興

契機として、ふくおかを楽しむバスツアー「よかバス」事業を開始しました。

県内6エリア（筑前玄海、八女・筑後・広川、飯塚・嘉麻・桂川、京築、久留米・うきは・朝倉、日田彦山線 BRT ひこぼしライン沿線）及び「西の都」を行程に含むバス旅行商品の造成支援を行うとともに、県内を周遊するバス旅行商品を一括して閲覧・検索・予約できる専用サイトの運営・広報を実施します。

また、海外 OTA を活用し、インバウンドの県内宿泊や「よかバス」利用の助成を行う観光キャンペーンを実施します。

さらに、東京都の上野公園で開催される「クリスマスアドベント」で福岡県ブースを出展し、県内市町村と連携しながら本県の「食」と「観光」の魅力を一体的に PR します。

②九州一体となった誘客の促進

九州の観光の魅力を国内外に発信し、県境を超えた広域観光ルート作りや民間事業者による付加価値の高い旅行商品の造成を促進するため、九州観光機構や九州各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。

③ターゲットに合わせた情報発信

アンテナレストランを活用し、福岡の食、伝統工芸、物産、自然、文化等の魅力を PR するイベント等を実施します。

また、ターゲットに合わせて情報を発信することで、旅行意欲の効果的な喚起やリピーター化を促進します。（詳細はⅢ10(3)②に記載）

さらに、海外事務所等と連携し、旅行者や事業者のニーズを的確に把握するとともに、効果的な本県観光の情報発信を実施します。

④国際航空路線の誘致

本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

⑤県内温泉地への誘客・周遊推進

福岡空港国際線観光案内所に設置した「福岡の食と温泉コンシェルジュ」により、外国人観光客に県内の食と温泉地を案内します。併せて食と温泉地を紹介する多言語パンフレットを配架するとともに、国内外の旅行会社との商談会で活用します。

また、温泉宿泊施設、日帰り入浴施設等の情報を、県観光情報サイトを通じて国内外に発信するほか、県外を発地として、県内の温泉施設に宿泊するバスツアーを造成・催行する旅行会社に対し、貸切バス代金の一部を助成します。

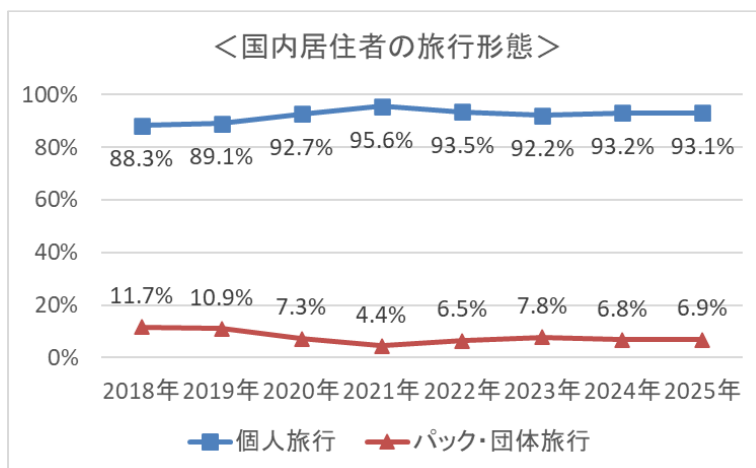
さらに、温泉地への宿泊を促進するため、夜間・早朝イベントを開催し、温泉地のにぎわいを創出します。

(5) 観光人材の育成、観光組織体制の強化

- ・ 旅行に関するニーズが多様化していることや、インターネットの普及により誰もが手軽に旅行の手配ができるようになったことに伴い、パック・団体旅行に対する個人旅行の比率は緩やかな増加傾向にありましたが、コロナ禍を契機にその傾向がより強まっています。
- ・ 令和7年は、国内居住者の9割以上、訪日外国人の8割以上を個人旅行が占めている状況です。(図1)
- ・ 個人旅行者のニーズに的確に対応した観光産業の振興を図るとともに、どこに行っても安心して旅行を楽しめるような地域づくりを進める必要があります。
- ・ 観光庁では、平成28年、地域の「稼ぐ力」を引き出し、観光地経営の視点に立った観光地域を作るため、「観光地域づくり法人(DMO)※」制度を創設しました。
- ・ 本県は、令和8年3月末時点で、登録DMOが13団体、候補DMOが2団体登録されています。(表1)
- ・ また、点在する観光資源をつなぎ合わせた広域ルートの設定を進めていることから、県域を越えた観光振興を図るための組織連携も必要です。
- ・ さらに、旅行者の多様なニーズに応えるため、地域が創意工夫を凝らした観光地づくりが重要です。

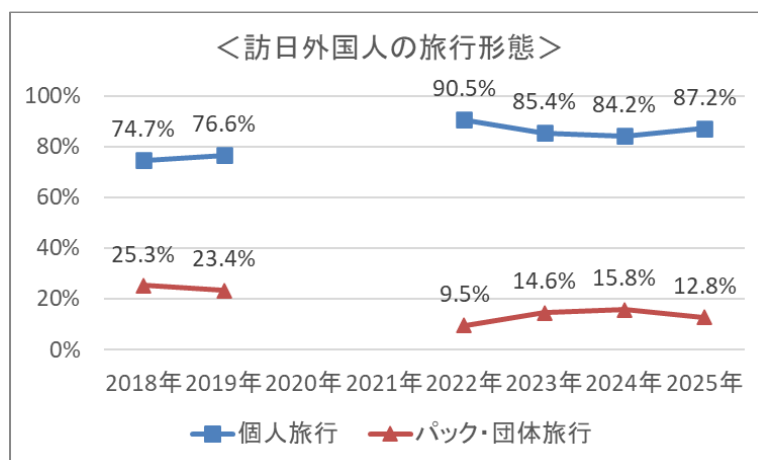
※ Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実行する機能を備えた法人。

図1 国内居住者及び訪日外国人の旅行形態の推移



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

10 地域と調和した観光産業の振興



資料：観光庁「インバウンド消費動向調査」

注：2020（令和2）年、2021（令和3）年は調査中止のため不明

表1 DMO団体の登録状況（令和8年3月31日現在）

DMOの区分	登録DMO	候補DMO
広域連携DMO	1	0
都道府県DMO	1	0
地域DMO	11	2
計	13	2

※対象とする観光地域エリアに応じて、広域連携 DMO（地方ブロックレベルの区域）、地域連携 DMO（単一都道府県の全域）、地域 DMO（単一市区町村の区域並びに複数市区町村にまたがる区域）の区分がある。 資料：県観光政策課



①各地域の観光を支える人づくり

国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光案内所スタッフや観光ガイドの育成及びスキルアップを図るとともに、飲食店、宿泊施設等の観光関連事業者の人材育成を支援します。

また、宿泊業の人材不足に対応するため、学生や転職希望者等を対象とした宿泊業への就職促進に取り組みます。

②県内の観光関連団体の機能強化

（公社）福岡県観光連盟が県内の観光振興のリーダーとしての役割を持ち、観光事業の企画・推進ができるよう、組織体制の強化を支援します。

10 地域と調和した観光産業の振興

③客観的データに基づく施策立案体制の確立

施策立案に関する客観的データの分析手段の確立、施策の点検・評価を充実させ、戦略的な施策展開を進めることができる体制をつくります。

また、観光による県内全域における消費拡大と観光産業の振興に向け、市町村、観光協会等に対して先進事例や観光ビッグデータ等の情報提供を行います。

④広域観光の振興に係る九州観光機構との連携

九州一体となり誘客を促進するため、九州観光機構や各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。

⑤市町村と連携した観光振興、宿泊税の活用

観光産業の振興にあたっては、地域の資源や魅力をよく知る市町村と連携して取組を進めます。その際、宿泊税交付金も活用し、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、それぞれ創意工夫を凝らした観光振興施策が実施できるよう支援します。

また、交付金により実施しようとする事業に関し、市町村の求めに応じ、情報の提供、専門的または技術的な助言その他の支援を行います。

(1) 産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援

- ・ 県全体で、デジタル・グリーン社会の実現、成長産業の創出等の産業政策を促進していく中、そうした分野で県民が就業し、幅広く活躍できるようにしていく必要があります。
- ・ 本県の基幹産業である自動車産業や農林水産業をはじめ、各分野・業種において、土台となる基礎的な知識・技術の習得に加えて、デジタル技術の活用等、様々な技術革新に対応できる DX 人材の育成が求められています。一方で、多くの企業ではこうした人材育成に課題があると考えており、その理由として、指導する人材の不足や人材育成の時間がない等が挙げられています。
- ・ 本県の雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっているものの、介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で人材不足の状況がみられます。こうした分野での人材確保に向けて、求職者等がスキルアップにチャレンジしやすい環境を県内各地域で整えていく必要があります。
- ・ 生産年齢人口が減少し、県内各地域で本県産業を支える様々な技能を引き継ぐ人材が減っていく中、特に若年層の担い手を育成し、将来への技能継承に向けた取組を進めていく必要があります。



①産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

●私立専修学校職業実践専門課程促進事業

企業等が求める人材の育成を目的に、職業実践専門課程として国に認定された学科を設置する専門学校に対して、企業等と共同で編成したカリキュラム等による職業実践教育に必要な経費等を助成します。

●職業訓練の充実

県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、半導体、デジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規学卒者や離転職者等向けに提供します。

②DX 人材育成の強化

●職業訓練の充実

高等技術専門校の電気科、OA 事務科、溶接科に最先端技術の訓練機器を導入し、企業のニーズを踏まえた DX 人材を育成します。(詳細はⅢ 1 (4) ①に記載)

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

③人材不足分野での人材の確保・育成・定着に向けた支援

●事業主等が行う職業訓練への支援

事業主等が実施する職業訓練について、国が定める基準に適合することを県が「認定職業訓練」として認定します。

④技能の継承・振興

労働者の技能の開発向上には、労働者の有する技能が社会的に適正に評価され、また尊重されることが必要です。

●技能尊重気運の醸成

労働者の技能を公証する国家検定制度である技能検定を実施するとともに、優秀技能者等の表彰を行っています。

また、県民に技能の素晴らしさを伝え、ものづくりへの関心を高めるイベントや若手技能者育成を目的とした各種技能競技大会等への参加を促進しています。

(2) 求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援

(1) 雇用情勢（全体）

- ・ 本県の雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっているものの、職業別にみると有効求人倍率の高い職業があり、求人と求職のミスマッチが見られます。
- ・ コロナ禍の中で、Web を活用した就職支援や採用活動等が急速に進みました。こうした時代の変化や地域ニーズ等を的確にとらえ、国や市町村等の関係機関とも連携し、機動的に雇用施策を推進していく必要があります。

(2) 分野別

①若者

- ・ 新規卒者の卒業後3年以内の離職率は、全国と比較して高い状況が続いています。一定の経験や技能を得る前の安易な離職は、離職後の若者のキャリア形成に悪影響を及ぼす可能性もあり、十分な留意が必要です。
- ・ 若者の県内就職を促進するため、県内外の若者が、県内企業の魅力に触れる機会を増やしていく必要があります。

②女性

- ・ 県内の25歳～44歳の就職を希望する女性約6.6万人（令和4年）のうち、子育て等を理由に求職活動をしていない女性が約1.5万人に上っており、働く意欲のある子育て中の女性は、数多くいます。
- ・ 医療施設等の専門的知識や技術が求められる職場で働く女性は、一旦、離職すると技術の進歩への適応に対する不安等から職場復帰が困難な状況です。

③中高年

- ・ 中高年求職者は、労働条件や職種のミスマッチにより離職期間が長期化する傾向にあることから、丁寧なキャリアコンサルティング（職業の選択や職業能力の開発及び向上等に関する助言及び指導を行うこと）の実施等、求職者一人一人の置かれた状況やニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・ バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（おおむね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる就職氷河期世代においては、今なお、不安定就労等を余儀なくされている方も少なくない状況にあることから、これら世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、効果的かつ継続的な取組を推進していく必要があります。

④高齢者（詳細はⅢ16(1)に記載）

⑤障がいのある人

- ・ 本県の民間企業（従業員40.0人以上）における障がい者雇用数は、令和7年に過去最高の22,516.5人となっていますが、本県の障がい者雇用率は、2.42%と法定雇用率2.5%に達しておらず、民間企業の法定雇用率は、令和8年7月から2.7%に引き上げられることから、障がいのある人の就労支援や企業の障がい者雇用への理解をさらに

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

促進する必要があります。

- ・ 県は、民間の事業主に対して率先垂範する立場にあるため、法定雇用率の達成に留まらず、障がいのある人の雇用を積極的に進める必要があります。



①若者の県内就職促進

●若者の就業支援

若者就職支援センターにおいて、おおむね 39 歳までの若者を対象に、きめ細かな就職支援を行っています。また、センターでの支援により就職した大学新卒者等について、就職後のフォローアップ等により定着支援を行っています。

若者サポートステーションにおいて、学校卒業後や離職後に一定期間無業の状態となった方（49 歳まで）を対象に、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験、集団活動への適応力を養うボランティア活動等の機会を提供し、職業的自立に向けた支援を行っています。

ひきこもり等の無業の状態にある方を対象に、メタバース空間での相談支援、交流の場づくり、スキルアップ支援、就労体験等を実施しています。

令和 8 年度から新たに、ものづくりや IT など、未経験分野への就職に挑戦する求職者を応援するため、県内企業とのマッチングから、就業開始後の Off-JT（初任者研修）まで一貫して支援を行います。

●高等学校への支援

高等学校において、進路指導担当者や進路支援コーディネーターによる求人開拓や生徒面談等の支援強化を図るとともに、早期離職を防ぐためにも、必要な勤労観・職業観の育成を行います。

新規高等学校卒業者合同企業説明会等、関係機関と連携した取組を実施し、進路決定率の向上を目指します。

●女子学生への支援

県内学生を対象に、就職時の県外転出理由を調査するとともに、女子学生の県内就職を促すため、ロールモデルや人事担当者と交流し、意見交換する県内企業の見本市「福岡ジョブ・コレクション」を開催します。

②女性の就業支援

●子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性の就業支援

県内 4 か所に設置している「ママと女性の就業支援センター」において、就職を希望する女性に対し、将来のキャリアに関する相談、個別相談から求人情報・保育情報の提供、セミナー・合同会社説明会の開催、求人開拓、就職のあっせんまで、きめ細かな支

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

援を実施しています。

●医療施設等への支援

こどもを育てる医療従事者の就労継続及び職場復帰を進めるため、病院内保育所の設置を促進しています。

また、女性医師の出産・育児などに対応できるよう、医療機関での短時間勤務制度の導入促進など、就業環境整備の取組を支援しています。

離職した看護職員の職場復帰に向け、福岡県ナースセンターにおいて、無料職業紹介や再就業移動相談を実施するとともに、復職研修（『カムバ』ナース応援プログラム）を開催しています。

●職業訓練支援

高等技術専門校では、子育て中の人々が受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。また、民間の教育訓練機関等に委託し、託児サービス付や短時間の職業訓練、e-ラーニングによる職業訓練を実施しています。

③中高年の就職支援

中高年就職支援センターにおいて、おおむね 40 歳から 64 歳までの中高年求職者を対象にきめ細かな就職支援を行っています。中高年齢者の早期再就職を支援するため、就職が多く見込まれる分野のセミナーを開催するとともに、ハローワークと連携した職業紹介を実施しています。

身近な地域でキャリアコンサルティング等の支援を受けられるよう、県内 18 か所で出前相談を実施しています。

また、不本意に非正規雇用労働に置かれた就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者の転職・早期再就職の促進を図るために、職業体験つき合同会社説明会を実施します。

さらに、本県では、令和元年 12 月に、福岡労働局をはじめとした行政機関、経済団体、労働団体、支援団体及び地域（市町村）と「就職氷河期世代活躍支援ふくおかプラットフォーム」を設置し、就職氷河期世代の方々の就職支援の取組を進めてきました。

7 年度から、プラットフォームの名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト福岡県協議会」に改め、支援対象を「就職氷河期世代」から「中高年世代（概ね 35 歳～59 歳）」に拡充し、支援対象者一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、取組を進めています。

高等技術専門校での最先端技術訓練に向けたカリキュラムの見直しを行い、就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者の正規就労を支援します。

8 年度からは、就職氷河期世代をはじめとする中高年求職者を対象に、未経験の職種への理解を促進し、就職につなげるための有償インターンシップを実施します。

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

④高齢者の就業支援

県内4か所に設置している「生涯現役チャレンジセンター」において、継続雇用や再就職、派遣による就業、シルバー人材センターでの就業等、本人の希望に応じた多様な就労を支援するとともに、これまで培ったノウハウを活用し、地域の高齢者の就労意欲の向上につなげる仕組みづくりや新たな雇用の創出を図ります。（詳細はⅢ16(1)①に記載）

⑤障がいのある人の就業支援

●障がい者雇用対策の推進

県内13か所に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人の就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行っています。センターには、精神障がいのある人や発達障がいのある人の職業適性を判定する心理専門職や、就職支援や定着支援を行う精神保健福祉士などを設置しています。

また、民間企業における障がいのある人の雇用を促進するため、求人開拓を行うとともに、就職相談から個別指導、職業紹介、就職後の定着まで一貫した支援を行っています。

さらに、テレワークによる障がい者雇用を促進するため、障がい特性に合わせて支援できる支援員を配置した「福岡県障がい者テレワークオフィス『こといろ』」を通じて、障がい者雇用が進んでいない県内企業のテレワーク導入を支援しています。

令和5年10月には、北九州市に県内2か所目となる障がい者テレワークオフィス「Beyond Office」（ビヨンドオフィス）を設置し、障がい者雇用の環境整備を促進しています。

加えて、障がいのある人の雇用に関する企業・県民の理解を促進するため、法定雇用率未達成企業を対象とするセミナーや、障がい者雇用優良事業所等の表彰などを実施しています。

●発達障がいのある人への就労支援

就労を希望する発達障がいのある人（疑いのある人を含む）に対して、発達障がい者支援センターと障害者就業・生活支援センターが連携し、本人の特性に応じた就労を支援します。

●職業訓練支援

福岡障害者職業能力開発校において、訓練生の社会適応能力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練や企業実習型の実践的なカリキュラムを含む訓練を計画的に実施することで、障がいのある人が働くために必要な技能の習得、就業を支援しています。

また、福岡障害者職業能力開発校及び高等技術専門校において、精神保健福祉士等の専門スタッフの配置や施設のバリアフリー化等、障がいのある人の訓練環境の整備を進めます。

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

●県庁における障がい者雇用の推進

会計年度任用職員として知的障がいのある人を任用し、本庁各所属からの依頼を受けて事務補助業務の一部を実施する「福岡県庁ワークサポートオフィス」を令和3年6月から設置し、障がいのある人の雇用を積極的に推進しています。

(3) 誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり

- ・ 将来の労働力人口の減少が見込まれる中、在職者のみならず、求職活動中の方、様々な事情で求職活動ができていないが就業を希望する方等を含め、働く意欲のある誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、安心して活躍できる魅力ある職場環境を整えていくことが重要です。
- ・ また、こうした環境整備は、働く側のみならず、企業側にも、例えば優れた人材の確保・定着や自社の労働生産性の向上等の大きなメリットが生まれる可能性があるという理解を広げていく必要があります。
- ・ 子育て応援宣言企業（9,230 社（令和8年3月末時点））や介護応援宣言企業（3,050 社（令和8年3月末時点））の輪は着実に広がっていますが、出産や介護で離職する人も多いことから、仕事と家庭を両立できる職場づくりの一層の促進が重要です。
- ・ 育児・介護休業法の改正を契機として、男性の育児休業取得促進に向けた更なる取組が必要です。
- ・ 総務省「令和4年就業構造基本調査」によると、本県における家族の介護を理由とした離職・転職者は4.3千人に上るとされており、その状況は、誰にも相談せず、介護休業制度等を活用しないまま離職しているケースが多くあります。
- ・ 厚生労働省の調査（令和5年度）によると、過去5年間に妊娠・出産・育児休業等に関わるハラスメントを受けた女性労働者の割合は26.1%、育児に関わる制度を利用しようとして、ハラスメントを受けた男性労働者の割合は24.1%となっています。さらに、このうち、女性の12.9%、男性の25.8%が育児休業の利用を諦めた経験があると回答しています。
- ・ 長時間労働の是正等、労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいますが、国の労働力調査によると、週60時間以上就業している割合は、30歳代や40歳代の男性で高くなっており、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の実施等デジタル技術を活用した働き方が急速に拡大しましたが、内閣府の調査（令和5年度）では、県内のテレワーク実施率は27.5%にとどまっています。テレワークの活用は、仕事と家庭の両立や障がいのある人等の就業機会の拡大に高い効果があると考えられることから、テレワーク導入を希望しているものの導入に踏み出せていない県内中小企業に対して支援を行っていく必要があります。
- ・ 就労していない障がいのある人を始め、若年無業者、ひきこもり状態にある人、がん患者、難病患者、ひとり親、刑務所出所者、ホームレス等働きづらさを抱える多様な人は、社会からの孤立、貧困といった課題を有しており、働く場の確保等、企業の理解をさらに深めることが必要です。



1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

①魅力ある職場づくりの促進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、働き方改革に関する各種制度の導入を促進するセミナーを開催し、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組を支援するためのフォローアップを実施しています。

また、中小企業で働く労働者の雇用環境を改善し、雇用の安定を実現するため、中小企業雇用環境改善支援センターを設置し、人材確保・定着・育成に関する企業向けセミナーや専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。

②仕事と家庭の両立支援

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

さらに、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、従業員数 100 人以下の中小企業に対し、男性の育児休業取得率 100%を目標に掲げた一般事業主行動計画の策定に係る費用を助成（福岡県よかパパ育休助成金）するとともに、育児休業制度の運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。

そして、男性の積極的な育児参加を応援するため、育児への関わり方や仕方などをまとめた「パパノートブック」を配布するとともに、心理士等の専門家による相談支援体制を整備することにより、男性の育児に関する不安や悩みによる心身の不調を防ぎます。

また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、育休を取得予定の男性や子育て中の男性に対し、家事や育児の実践的なノウハウを習得できる料理教室や育児研修を行う「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。

併せて、男女がともに望むキャリア形成を可能とする育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入を支援するため、中小企業事業主を対象にセミナーを実施し、男女がともに仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりを推進します。

また、介護をしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と介護の両立を支援する取組を自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めるほか、介護離職を防止するため、企業等で働かれている方向けに、県ホームページに介護と仕事の両立に係る講座の動画を掲載し、周知しています。

③働く場における女性の活躍推進

●雇用の場における女性の育成・登用推進

女性が活躍しやすい職場づくりを進めるためには、社会・経済活動分野をはじめとし

11 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

たあらゆる分野での男女共同参画が必要です。

そこで、本県では、行政、経済団体、関係団体等が一体となって女性の活躍を支援するため、平成28年に「福岡県女性の活躍応援協議会」を設立し、目指すべき指針として採択した「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき、女性が活躍できる環境整備などの取組を進めています。

女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等として活躍できるよう、必要なスキルとマインドを学ぶ階層別の総合的な研修を実施するとともに、研修を修了した女性社員が、やりがいをもって働き続けられる職場環境整備を促進するため、経営層・人事担当者向けの研修を実施します。

企業の女性役員候補者の人脈形成及び経営層の意識改革を図るフォーラムを開設し、企業経営に深く関わる社内取締役への女性登用を推進します。

女子学生の県内就職を促すため、ロールモデルや人事担当者と交流し、意見交換する「福岡ジョブ・コレクション」を開催します。（詳細はⅢ11（2）①に記載）

働く女性の交流の場「福岡キャリア・カフェ」を開催し、所属する企業等の垣根を越えた対話や交流ができる関係づくりを行います。令和8年度からは、子育て中や遠方にお住まいの方もオンラインで参加できるよう、ハイブリッド型で開催するとともに、女性トップリーダーや多くのロールモデルと交流する「福岡キャリア・ラウンジ」を開催します。

自分らしいキャリアを実現したい女性に対し、自己分析セミナーや企業との交流会を開催し、キャリアコンサルタントが就業を支援します。

個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じ、女性活躍の推進に向けた具体的なアドバイスを実施します。

女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を推進します。

生理休暇が当たり前に取得できる社会を目指し、中小企業の経営者や人事労務担当者を対象とした啓発セミナーや県民向け啓発イベントを開催します。

女性が活躍できる企業経営を中小企業に広げていくため、県内経済団体に所属する若手や男性・女性など幅広い経営者を対象とするワークショップを開催し、所属団体への提案につなげるとともに、自社での実践を促進します。

女性活躍推進の課題や必要な取組等について、官民連携で幅広く意見を交わすワークショップを開催し、県や業界における取組を推進します。

若者（主に女子中高生）が、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な分野で活躍する女性ロールモデルを提示します。

女性起業家を狙ったセクハラや詐欺の実態調査、関係者とともに対応策を考えるオ

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

オープンセッションを実施します。

起業したい女性や創業から間もない女性に対し、オンラインの無料相談や起業を目指す女性のステージに応じたセミナー・伴走支援を行うとともに、先輩起業家との交流の場を提供することで、女性の起業を支援します。

●就職を希望する女性に対する就業支援（詳細はⅢ11(2)②に記載）

●雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する周知・啓発

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。

●職業訓練支援

高等技術専門校では、子育て中の人が受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。（詳細はⅢ11(2)②に記載）

●福岡県保育士・保育所支援センターにおける取組

保育士資格を持っている方や子育て支援員等を対象に、就職相談から求人開拓、就職あっせんまでの一貫した就職、再就職の支援を行うとともに、「保育1日体験研修」を実施しています。

●県庁における取組

県庁では、多様な分野への配置や各種研修への積極的派遣を通じた人材育成のほか、女性管理職の活用事例集作成等による職員の意識醸成に取り組むことにより、女性職員の積極的な登用を推進します。

④テレワークの活用促進

テレワークによる障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用が進んでいない県内企業のテレワーク導入を支援しています。（詳細はⅢ11(2)⑤に記載）

⑤労働福祉の充実

解雇や労働条件など労働問題の解決を促進するため、県内4地域にある労働者支援事務所において、労働相談や労使の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施するとともに、日曜労働相談会などを開催しています。

最低賃金の改定にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援の実施や周知広報の徹底、地域間格差が拡大しないようにすること等を国に求めるとともに、県内企業が国の雇用関係助成金等を積極的に活用できるよう、国と連携し説明会等を開催しています。

⑥多様な就労機会の創出

●働きづらさを抱える人の雇用の場の創出

1 1 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり

様々な働きづらさを抱える人の働く場の創出を目的とする就労困難者訓練支援事業を実施します。

⑦公正採用選考の推進

差別のない公正な採用選考を推進するため、関係機関と連携しながら、企業を対象にした研修の実施や企業における公正採用選考人権啓発推進員の設置推進を行っています。また、公正採用選考に係るホームページの作成、啓発冊子やチラシの配布等を行い、企業や求職者に対する周知を行っています。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸

- ・ 県民が長生きしてよかったと思えるためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」を延ばすことが必要です。令和4年における本県の健康寿命は、男性が72.20年で全国32位、女性が75.28年で全国35位となっています。
- ・ 国民生活基礎調査（令和4年、全国値）によると、「介護が必要となった原因」は、心疾患、脳血管疾患、悪性新生物、糖尿病の生活習慣病が26.8%、転倒・骨折・関節疾患が24.1%となっています。
- ・ 市町村等の各医療保険者が生活習慣病を予防するために実施する特定健康診査の令和6年度の実施率は56.2%で、全国37位と低い状況です。
- ・ 健康寿命の延伸のためには、特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施や食生活の改善、運動習慣の定着等による発症予防と症状の進行や合併症の発症を防ぐ重症化予防が必要です。
- ・ たばこは、多くの有害物質を含み、喫煙は、肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、虚血性心疾患等、多くの生活習慣病の危険因子となります。令和4年における本県の20歳以上の者の喫煙率は、男性29.9%、女性4.6%となっています。
- ・ 歯と口の健康は全身疾患の予防や生活の質の向上につながるため、う蝕や歯周病の予防に関する県民の理解を深め、ライフステージごとの歯科口腔保健の推進を図ることが必要です。



①健康づくり県民運動の推進

本県では、平成30年度から、保健・医療関係団体、経済団体、企業、大学、マスコミ、行政などで構成する「ふくおか健康づくり県民会議」（令和8年5月末現在119団体）のもと、「健（検）診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」の3つを柱とする「ふくおか健康づくり県民運動」を推進しています。

●健（検）診受診率の向上

各保険者、保険者協議会、医療機関、職域関係者等の関係団体と連携し、健（検）診受診促進月間における普及啓発や「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」による情報提供に取り組みます。

また、国民健康保険加入者の特定健康診査の実施率向上を目指し、データ分析や優良事例の紹介等により、市町村の取組を支援します。

●食生活の改善

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのとれた食事や野菜・果物の摂取について普及啓発に取り組むとともに、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

1 2 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

また、食塩の適正な摂取の推進を目的として、その重要性についての啓発や、具体的な手段等を提供するスマートにソルトを使う減塩プロジェクト「TRY！スマソる？」を実施します。

●運動習慣の定着

ライフステージに応じて誰もが気軽に運動やスポーツを通じた健康づくりに親しむことができるよう、県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等を活用するとともに、市町村の運動教室等の取組を支援します。

そのほか、職場の健康づくりを支援するため、従業員やその家族の健康づくりに取り組む団体・事業所が、その取組内容を宣言し、登録する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録を推進するとともに、「地域・職域連携会議」を開催し、地域と職域が連携した、生活習慣病の早期発見、発症・重症化予防、生活習慣の改善等の地域の健康課題の解決を推進します。

また、減塩や運動の取組を活性化するため、市町村や企業と連携し、血圧測定の習慣化に向けた普及啓発を行います。

②たばこ対策の推進

肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、虚血性心疾患等、たばこが健康に及ぼす影響等に関する普及啓発や20歳未満の者等の喫煙防止、禁煙支援、受動喫煙防止の推進に取り組みます。

③歯科口腔保健の推進

う蝕予防のためのフッ化物利用の普及や歯周病予防のための定期的な歯科健診の受診勧奨、オーラルフレイル（口の機能の軽微な衰え）対策の普及等の取組を推進します。

(2) こころの健康づくりの推進

- ・ こころの健康には、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係等、多くの要因が影響します。心の不調に本人は気づきにくいいため、周囲の人が「いつもと違う」という変化に早く気づき、適切な支援につなげることが重要です。新型コロナウイルス感染症による長い自粛生活の影響もあり、社会的に孤立する人の増加も指摘され、年齢・性別に関わりなく誰もが利用しやすい相談体制の整備が必要です。
- ・ 本県の自殺者数は、令和6年以降は減少しているものの、こども・若者と女性に対する自殺対策が課題となっています。
- ・ 本県のアルコール依存症者は平成30年時点で1万人、ギャンブル等依存症者は令和5年時点で約5.8万人と推計されます。また、令和7年の覚醒剤の再犯者率は80.2%と高く、依存症に関する正しい知識の普及や問題を有する人とその家族が社会生活を円滑に営むことができる支援体制の整備が必要です。
- ・ 本県における15歳から64歳のひきこもり状態にある人は、約5万9千人に上ると推計されます。ひきこもりについては、当事者や家族の意思を尊重した一人ひとりに応じた伴走型支援が重要です。



①こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する相談窓口の整備のほか、精神保健に関する普及啓発、精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所による精神保健相談等に取り組みます。

②自殺対策の推進

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。令和5年3月に策定した「福岡県自殺対策計画（第2期）」に基づき、自殺予防電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」や、自殺予防 SNS 相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかけん」を設置するなど、相談体制を整備するとともに、関係機関や関係団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を推進します。

県立中学校、県立中等教育学校、県立高等学校においては、スクールカウンセラーや精神科医による「心の健康」講座を通じて、生徒の小さな悩みを把握し、個別の相談支援につなげることで事態の深刻化を早期に防止します。また、生徒の SOS に気づき、それに対するスキルを身に付けるために、スクールカウンセラーによる職員研修を実施します。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

③依存症対策の推進

●依存症対策

アルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症に対する相談拠点として、平成30年から福岡県精神保健福祉センターにおいて、電話や来所による相談への対応や、依存症問題に関する講演会、研修会の開催など、本人やその家族に対する支援を行っています。令和7年度末時点で、国の研修受講実績や治療実績等の基準を満たす21の依存症医療機関を専門医療機関として選定するとともに、これらの専門医療機関の中からさらに、アルコール健康障がい、薬物依存症及びギャンブル等依存症の治療拠点機関を選定しています。本人が必要な医療を身近で受けることができるよう専門医療機関の充実に取り組みます。

●薬物乱用防止対策の推進

本県では、薬物事犯の初犯者（執行猶予判決の者）を対象として、薬物依存症からの回復、社会復帰に向け、再乱用防止のための回復プログラム（グループワークで薬物使用をやめるための具体的な対処方法を学習）につなげる相談支援を行っています。

また、大麻事犯で検挙補導された少年の再乱用を防止するため、令和3年度に全国初の少年用大麻再乱用防止ワークブックを作成しました。県警察の少年サポートセンターが本ワークブックを用いて、再乱用防止プログラムを実施し、大麻乱用少年の立ち直りを支援しています。

④ひきこもり状態にある人への支援

地域のひきこもり支援の拠点として、平成22年に「福岡県ひきこもり地域支援センター」を、令和2年に筑豊地域と筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を開設し、電話や来所による相談に応じています。また、市町村への専門的な助言、地域支援機関のネットワークの構築など、ひきこもりの人やその家族がより身近な地域で支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図っています。

(3) がん、難病対策の推進

- ・がんは本県の死因第1位であり、令和6年にがんで亡くなった県民は16,054人と、全体の約4分の1を占めています。一方、医療技術の進歩やがんの早期発見、早期治療の推進等により、今ではがんも治せる病気になりつつあります。がんが死因の第1位を占め続ける中、がん検診受診率の向上、がん種、世代、就労といった患者それぞれの状況に応じた支援等、更なる取組が求められています。
- ・医療が進展した今日においても、依然として原因不明で治療方法が確立していない難病や幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾病（小児慢性特定疾病）が数多くあります。療養上の悩み、医療費等の経済的不安を抱える患者や家族も多く、適切な支援が求められています。



①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

がんを予防するため、生活習慣病対策を普及啓発するとともに、肝炎ウイルスの無料検査の実施等により、がんの罹患率を減少させます。

また、がん検診と特定健診を同時に受診できる「総合健診」を市町村が実施するよう促すほか、従業員やその家族に対しがん検診受診を働きかける事業所を登録・支援する取組等、全ての県民が受診しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見、早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんによる死亡者の減少を目指します。

②患者本位で持続可能ながん医療の実現

がんゲノム医療をはじめとした高度ながん医療の提供を推進するとともに、患者本位のがん医療を展開することで、がん医療の質を向上させます。また、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進め、効率的かつ持続可能ながん医療を提供することで、がん生存率を向上させ、がん死亡率を減少させます。さらに、支持療法や緩和ケアが適切に提供される体制を整備することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

③がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。

また、小児・AYA世代へのニーズに合わせた医療や治療後の日常生活への支援、がん患者・経験者に対する医療用ウィッグ等購入費の支援など、国や市町村、医療機関等と連携し、効率的な医療・福祉サービスを提供することで、がん患者が、いつでも、どこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのが

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

ん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

④働きながらかん治療を受けられる環境の整備

がんになっても自分らしく生き活きと働くことができる社会を実現するため、治療と仕事が両立しやすい職場づくりに取り組む事業所の登録や就労環境の整備に対する支援及びがん患者からの就労相談などに取り組みます。

⑤がん教育、がんに関する知識の普及啓発

県民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し、向き合うことができるよう、学校におけるがん教育のほか、県民向けのイベント等を通してがんに関する知識の普及啓発を推進します。

また、県立学校、市町村立学校（政令市を除く）及び私立学校を対象に、医療関係者やがん経験者などの外部講師を派遣する事業を実施するとともに、教職員を対象としたがん教育指導者研修会を実施します。

⑥難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上

難病及び小児慢性特定疾病を有する者やその家族からの様々な不安や悩みに対応でき、適切な情報提供や助言ができるよう、福岡県難病相談支援センターにおける総合的な相談支援に取り組みます。

家族等の介護者の心身の負担軽減を図るため、患者家族交流会や介護者の休息（レスパイト）等を目的とした在宅患者の一時入院事業等を充実させます。

⑦難病に関する医療提供体制の確保

難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、難病診療連携拠点病院や協力病院による難病診療連携体制の充実を図ります。

研修会の開催等により、難病医療に携わる医療従事者の人材育成に取り組みます。

(4) 医療提供体制の確保・医療保険制度の安定的な運営

- ・ 少子高齢化が一層進行する中、誰もが住み慣れた地域で暮らしながら必要な医療が受けられるよう、医療提供体制を確保していくことが必要となっています。
- ・ 令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、地域ごとに異なる人口構造の変化を踏まえた将来の医療需要に対して的確に対応し、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築していくことが必要となっています。
- ・ また、今般の新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等の感染拡大時には機動的に対策が講じられるよう、必要な準備を行うことも重要です。
- ・ 令和7年中における県内の救急搬送人員は、276,492人となっており、この10年間で約1.2倍に増加しています。また、救急要請から医療機関に收容されるまでに要した平均時間も増加傾向にあります。
- ・ 令和6年の在宅での死亡割合は26.2%ですが、本県の県政モニター調査（令和7年度）では、県民の44.6%が「自宅で最期を迎えたい」と回答しています。
- ・ 医療技術の高度化が進む一方、医療事故防止等、県民の医療安全に対する関心が高まっています。
- ・ 医薬品の不適正製造問題、医薬品の副作用、医療機器の不具合等により、生命・健康を脅かす事態が発生していることから、医薬品等の安全確保に対する関心が高まっています。
- ・ 国の医師偏在指標によると、本県は全国第3位の医師多数県となっていますが、地域や診療科で偏在が生じています。また、現在の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられている面があります。
- ・ 国の看護職員需給推計によると、本県において令和7年に必要とされる看護職員数は、少なくとも約92,000人と見込まれており、令和6年の看護職員数約83,000人との差である約9,000人を確保する必要があります。
- ・ 平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、県は、市町村とともに国民健康保険の共同運営者となり、財政運営の責任主体として、中心的な役割を担うこととなりました。
- ・ 本県の一人当たり医療費は全国的に見て高い水準で推移しています。特に後期高齢者の一人当たり医療費は、平成14年度以降、令和2年度を除き、連続して全国で最も高くなっています。
- ・ 県内のジェネリック医薬品普及率は令和6年度に83.9%に達しています。患者の負担軽減と医療費の適正化を進めるため、更なる使用促進を図ることが重要となっています。



12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

①地域医療構想の推進

「福岡県地域医療構想」に基づき、地域の実情や医療ニーズを踏まえながら、地域医療構想調整会議において協議を行うとともに、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築していきます。

また、「福岡県保健医療計画」に「新興感染症等発生・まん延時における医療等」を新たに位置づけ、感染症対応と一般医療の役割分担等、医療機関の間での連携体制を構築することにより、必要な医療提供体制を確保していきます。

②救急医療体制の確保

救急搬送人員の約4割は入院加療を必要としない軽症者となっています。急な病気やケガに関する相談を受け付ける救急医療電話相談（＃7119）の実施により、県民の急病時における不安の軽減、救急医療機関の適正利用促進に取り組みます。

③在宅医療の推進

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を続けられるよう、福岡県在宅医療推進協議会において在宅医療提供体制に関する検討を行うとともに、保健福祉（環境）事務所に設置した地域在宅医療支援センターでの相談対応、研修会や検討会の開催、住民啓発等を行っています。

また、在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるような体制の構築に取り組んでいるほか、24時間・365日対応可能な質の高い訪問看護提供体制の整備を図るため、訪問看護ステーション間の連携を目的とした交流会の開催、介護施設における看取りやアドバンス・ケア・プランニングを促進するための研修会の開催等を実施していきます。

さらに、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業を推進するため、各保健福祉（環境）事務所に在宅医療・介護連携支援員を配置して市町村支援を行うほか、「福岡県保健医療計画」において「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と位置付けた郡市区医師会等が実施する在宅医療充実強化のための取組や医療従事者向け研修等に対し助成を行っています。

④へき地医療対策の推進

「福岡県保健医療計画」に基づき、広域的なへき地医療支援体制を整備し、へき地医療の確保に努めています。医師確保が困難なへき地や離島等の公的医療機関に対し、自治医科大学を卒業した医師を派遣しているほか、へき地診療所の運営費や医療機器の設備について財政支援を行っています。さらに、無医地区等への巡回診療、へき地診療所への代診医派遣等を行うへき地医療拠点病院への財政支援も行っています。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

⑤医療機関における安全確保

医療安全の確保は医療機関における重要な課題の一つであることから、本県では、定期的に医療機関への立入検査を実施し、医療安全に対する取組状況等に関する指導を行っています。また、国の医療事故調査制度で得られた再発防止に関する知見を医療機関へ周知し、医療安全体制の確保に努めています。

また、在宅医療の利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、従事者の安全を確保し、在宅医療の継続的で円滑な提供体制の構築を図ります。

⑥医薬品等の安全確保

本県では、(公社)福岡県薬剤師会が実施している医療関係者やその他の県民に対する医薬品情報の提供や相談対応事業に対して助成を行っています。

また、平成30年度には福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会を立ち上げ、医薬品の適正使用を促進し、高齢者等の薬物療法に関する安全対策を進めるため、ポリファーマシー対策や医療関係者への研修事業等に取り組んでいます。

さらに、薬局やドラッグストア等への立入調査及び医薬品製造業者への国際基準に基づいた査察を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に取り組んでいます。

⑦医療・看護を担う人材確保と資質の向上

本県は全国3位の医師多数県であり、全国的には恵まれています。県内において地域や診療科で医師の偏在が見られます。このため、誰もが必要な医療を受けられるよう、「福岡県医師確保計画」に基づき、寄附講座の設置による医師不足地域への医師派遣、医師確保が困難な診療科の医師養成、専門医の養成等を行い、地域や診療科による医師の偏在解消に取り組んでいます。

また、「医師の働き方改革」についても、「医療勤務環境改善支援センター」において、相談対応やアドバイザーの派遣を行うなど働き方改革に取り組む医療機関の支援を行っています。

少子高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の専門化・高度化等により質の高いきめ細かな看護サービスを提供できる看護職員の需要は高まっています。このため、看護職員養成施設の運営や修学への支援、新人看護職員や看護教員を対象とした研修教育事業、外国人看護師候補者の資格取得支援、特定行為を行う看護師の養成などを通して質の高い看護職員の確保に努めています。

福岡県ナースセンターでは、離職者の再就業を支援するため、無料職業紹介や復職研修、県内4地区のサテライトでのハローワーク再就業移動相談を実施しています。

令和7年に必要とされる看護職員数は、少なくとも約92,000人と見込まれており、4年の看護職員数約83,000人との差である約9,000人を確保する必要があることから、「看護職員確保対策協議会」において、更なる確保策について協議を行っています。

12 健康づくり、安心で質の高い医療の提供

⑧国民健康保険制度の安定的運営

県内の国民健康保険運営にかかる統一的な方針として策定した「第二期福岡県国民健康保険運営方針」に基づき、共同運営者である市町村と連携しながら、国民健康保険制度の安定化を図ります。

国保財政を安定的に運営していくためには、国保特別会計の収支が均衡していることが重要であることから、市町村に対し、国保の安定的な財政運営に向けた助言を行うとともに、市町村の財政状況をよく見極め、県国保の財政運営を行っていきます。

また、被保険者の健康増進等に資するため、国保データベース（KDB）システム等を活用した調査・分析を行い、市町村に分析結果等を提供することにより、市町村が実施する保健事業等への支援を行います。

⑨医療費の適正化

患者の負担軽減と医療費の適正化を進めるため、平成19年度に福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会を立ち上げ、溶出試験の実施、高齢者向けの啓発資材や医療機関向けに汎用されているジェネリック医薬品のリストを作成する等、関係者への啓発に取り組んでいます。

令和7年度には、ジェネリック医薬品の使用割合が低いこども世代向けの啓発資料やバイオシミラーに関する啓発資料を配布しました。

今後も、医薬品製造業者の製造停止に端を発する供給不安及びその後の流通状況改善動向も見据えながら、使用促進を図っていきます。

(1) スポーツ立県福岡の実現

- ・ スポーツ庁の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は51.7%となっており、実施できない要因としては、“仕事が忙しいから”、“面倒くさいから”という回答が上位に挙げられています。楽しみを目的としたレクリエーションや健康のための身体活動もスポーツとして捉える等、スポーツに対する考え方を広げ、県民のスポーツ活動を促進することが必要です。
- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合は、小学校男子が9.0%、小学校女子が16.9%、中学校男子が9.0%、中学校女子が23.0%となっており、こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させ運動やスポーツをする習慣の定着に努める必要があります。
- ・ 運動部活動や地域クラブ活動等は、こどもが生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育む重要な場です。その運営にあたっては、こどもの発達段階やニーズを踏まえた指導を行う等、適切な運営が行われる必要があり、そのため、指導者には高いコーチング力やマネジメント力が求められます。



①スポーツ活動の推進

地域におけるスポーツの一層の振興を図るため、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツに親しみ楽しめる発表の場として、「スポーツフェスタ・ふくおか」、「福岡県障がい者スポーツ大会」を開催しています。平成26年度からは、県内全市町村が参加する市町村対抗「福岡駅伝」を開催し、スポーツを通じた世代間交流の促進、郷土愛の醸成、地域の活性化に努めています。令和8年度から、県主催スポーツ大会である「福岡県民スポーツ大会」、「福岡県障がい者スポーツ大会」、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」のスポーツ部門、「福岡県スポーツ・レクリエーション祭」を統合し、「スポーツフェスタ」としてリニューアルを行いました。県主催大会の周知や、運動未実施層のスポーツのきっかけづくりを目的に、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが参加できる「オープニングフェス（総合開会式）」を開催します。地域レベルでのスポーツ環境の整備・充実を図るため、（公財）福岡県スポーツ振興センター及び（公財）福岡県スポーツ協会と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成・活性化に取り組んでいます。

また、市町村が主体的に地域スポーツを推進するとともに、スポーツを活用した地域活性化を図ることができるよう、「地域スポーツイノベーションカレッジ」を開催し、国内外の最新情報を提供する等、市町村の課題に応じた新たな事業の創出や取組を支援しています。

東京2020オリンピック競技大会において正式種目となり注目を集めたスケートボード

13 スポーツ立県福岡の実現

や BMX 等のアーバンスポーツの普及振興を図るため、未経験者・初心者向けの体験会を開催します。

市町村における平日の部活動の地域展開を推進するため、地域クラブ活動の実施や推進体制の整備等に係る補助、指導者を確保・養成するための研修会、地域クラブと指導者のマッチングを行う人材バンクの設置等を実施し、市町村に対し事業成果の普及を図ります。

また、地域展開等の方針などを検討する協議会の設置、教職員や保護者等に対し、地域移行等の方向性や進め方についての説明会の開催を支援します。

スポーツフェスタ・ふくおか開催状況（令和7年度）

区分	内容		参加者（人）
生涯スポーツセミナー	実施なし（あり方について検討を行っていたため）		
スポーツ・レクリエーション祭	トランポリンなど 21 種目		2,943 名
県民スポーツ大会	夏季大会	水泳競技	1,259 名
	秋季大会	陸上など 22 競技	6,381 名
	冬季大会	市町村対抗福岡駅伝	1,115 名
	公開競技	山岳など 22 競技	3,262 名
合計			14,960 名

資料：県スポーツ振興課

②スポーツを推進する人材の育成

本県では、平成 16 年から福岡県タレント発掘事業に取り組んでおり、503 名の修了生のうち、パリ 2024 オリンピックに前回大会を越える 8 名が出場しました。（東京 2020 オリンピック 3 名出場）

今後も、競技適性の高いジュニアアスリートを早期に発掘するとともに、中央競技団体と連携し、世界に通用するアスリートの育成を目指した一貫指導システムの構築を図ります。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるように支援します。

さらに、アクション福岡を拠点として海外選手の招へい・育成と、海外選手との交流やスポーツ医・科学を活用した県内アスリートの強化育成を図る国内最高峰のトレーニングセンターの開設に向け、施設改修に係る基本計画の策定及び基本・実施設計を行います。

オセアニア地域の若いアスリートを受け入れ、育成・強化していくための体制構築を図ります。

13 スポーツ立県福岡の実現

世界で活躍するアスリートを育成するため、オーストラリアニューサウスウェールズ州との間で水泳、フィジーとの間でラグビーを通じた強化派遣を実施します。

アスリートが県内で就職し、本県を拠点に活動を継続することができるよう、企業・事業者に対してアスリートの雇用を促進するセミナーを実施するとともに、アスリートに対してキャリア形成支援に関する研修会を開催します。

各世代のスポーツ指導者に対して、最新のスポーツ医・科学や指導方法に関する研修に加え、クリーンでフェアなスポーツの推進（スポーツ・インテグリティ）に関する研修を行います。

女性が身近な場所で気軽にスポーツを行うことができるよう、スポーツ推進委員研修会において、女性の視点に立った指導ができる指導者を育成しています。

さらに、女性アスリートの育成・強化を推進するため、女子競技の強化拠点づくりを進め、発掘事業等を行うとともに、女性指導者の育成・派遣を行います。

③障がい者スポーツの推進

障がいのある人が日常的に気軽にスポーツ活動を行えるようにするために、スポーツ教室の開催などの「場づくり」、指導者の養成・確保などの「人づくり」、プログラムの普及などの「しくみづくり」を行うとともに、障がいのある人を対象としたスポーツ大会の開催などに取り組んでいます。

平成29年度から福岡県民スポーツ大会に障がい者の部を新設しました。

また、障がい者スポーツへの理解を深めるため、障がいの有無に関わらず、スポーツを楽しめる場を提供するほか、障がい者スポーツ指導員の育成や県有施設におけるパラスポーツ用具の無料貸出を行っています。

本県から世界で活躍できるパラアスリートを継続的に輩出するため、潜在的な能力を有する選手を発掘・育成する「フクオカ・パラスター・プロジェクト（通称：F-STAR）」に取り組んでいます。

また、国内外の大会への参加費用を助成する等、様々な大会に挑戦する障がい者アスリートを支援します。

④スポーツを推進する環境づくり

公立学校体育施設や公共スポーツ施設において、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツ活動を行うことができるよう施設の整備を推進します。

国、県の関係機関等が保有する国内外のスポーツに関する情報を配信している「ふくおかスポネット」、県内で活躍するスポーツ選手・チームの紹介や試合動画の配信等を行う「FUKUOKA SPORTS」の充実を図り、県民がスポーツを「みる」「する」「ささえる」ための情報を効果的に発信します。

13 スポーツ立県福岡の実現

⑤スポーツを通じた地域経済の活性化

福岡県スポーツコミッション及び（公財）福岡県スポーツ推進基金等とも連携し、大規模スポーツ大会等の誘致・開催に取り組めます。

9月に「買取大吉 アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026」を開催します。

また、10月の国際サイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2026」開催に向けて、福岡市、糸島市とともに準備を進めるほか100日前イベントをはじめとした大会PRイベント等の機運醸成施策を実施します。

12月にロサンゼルス2028オリンピック日本代表選考レースの一つとして「福岡国際マラソン 2026」を開催するほか、事前に小学生を対象としたランニング教室を開催するなどして、大会を通じたSDGsなどの達成を目指します。

さらに、令和7年5月にドーハ（カタール）で開催されたITTFサミットで2028年世界卓球選手権大会（団体戦）の開催地が本県に決定したことから、大会主催者等と連携し、大会の成功に向け準備を進めていきます。

福岡県スポーツコミッションにおいて、スポーツ大会の開催地や周辺エリアの観光を促し、選手団や参加者・観戦者の滞在等にかかる消費を促進するほか、温泉や食、地域の文化が体験できる福岡ならではのスポーツ合宿やスポーツツーリズムのプログラムを企画し、その普及・商品化に取り組めます。

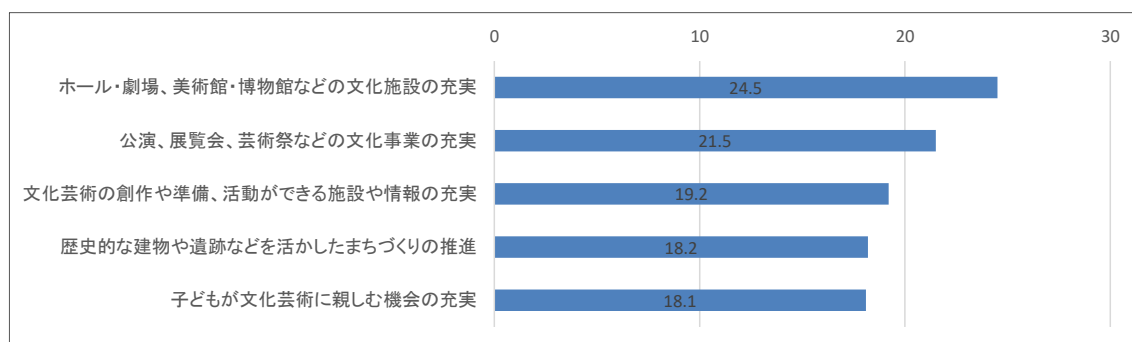
本県のバレーボールをはじめとする若い世代の選手を育成するため、オセアニア地域から各国代表の合宿を受け入れ、親善試合や交流プログラム等を実施します。

※鍵括弧の大会名は正式名称のとおり記載しています。

(1) 文化芸術の振興

- ・ 誰もが生涯を通じて、経済的状況や居住する地域、障がいの有無にかかわらず、等しく文化芸術活動に親しむことができる環境を充実させることが重要であり、文化芸術に親しむ機会の充実や、美術館等の文化施設の充実が望まれています。(図1)
- ・ 障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を推進することが必要です。
- ・ 過疎化や少子高齢化等社会状況の変化により、地域の活力の低下が懸念され、文化芸術の担い手や文化芸術活動を支える人材の減少等、豊かな伝統や文化の継承が困難な状況も見られます。
- ・ 文化の振興を観光の振興や地域活性化につなげ、この経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、国や関係自治体、地域住民等と連携し、地域の文化財や世界文化遺産をはじめとした県内の文化資源の保存・活用の取組をさらに進める必要があります。

図1 地域の文化的環境を充実させるために必要なこと



資料：福岡県「県民の文化芸術活動等に関する実態調査」(令和7年)



①文化芸術活動の推進

1) 文化芸術に親しむ機会の充実

市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、新たに学生のアイデアを取り入れたオープニングフェスを実施するなど、若者をはじめ広く県民が多様な文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供します。

また、公共施設における文化芸術の公演や展覧会等の開催に努め、子育て世代や高齢者をはじめ、県民が住んでいる地域で身近に文化芸術を鑑賞できる機会の充実を図ります。

14 文化芸術の振興

こども食堂で文化芸術ワークショップを開催するコーディネーターを育成し、こどもたちが文化芸術を体験する機会を提供します。

福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭等を支援し、学校の文化部活動の活性化を図っています。

福岡県にトップレベルの文化芸術公演を誘致し、一流の舞台芸術の鑑賞・体験機会の充実を図っています。また、優れた芸術に接する機会を確保するため、学校において文化庁との共催事業等を実施しています。

文化庁との共催事業（令和7年度）

事業の種類	公演内容	学校数
舞台芸術等感動体験事業 （学校巡回公演）	演劇、オーケストラ、舞踊等	21
文化芸術による子供育成推進事業 （芸術家の派遣事業）	伝統芸能、音楽、演劇	12

資料：県教育委員会

2) 県有文化施設等における取組

県有文化施設において、各施設の特色を活かした魅力ある公演等を開催します。また、公演等の事業を実施するにあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすい取組を進めます。

大濠公園能楽堂において、能楽等の公演の場を提供します。

九州国立博物館「きゅーはく号」による移動博物館の取組や九州歴史資料館における県民向け講座の開催等、文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。

県立美術館では、魅力ある展覧会や移動美術館展、県民から作品を公募する福岡県美術展覧会（県展）の開催、インターネット上で所蔵品を鑑賞することができるバーチャル美術館の運営などにより、県民の鑑賞や創作活動の充実を図っています。

九州歴史資料館では、利用促進のため、常設展示内容の充実とともに、時宜をとらえた特別展や企画展を開催するほか、学校における学習段階に応じた出前授業やこども向けイベントなどを実施します。

また、自宅や学校等でも展示の観覧や歴史を学ぶことができるように3D画像データのバーチャル展示や動画を配信するなど、歴史文化遺産の魅力を様々な方法で発信します。

さらに、自然災害等の文化財消滅の危機的状況を踏まえ、デジタル技術導入による文化財の保存・活用を推進します。

旧福岡県公会堂貴賓館では、多くの方々に文化財の魅力を知ってもらうため、ナイトコンサート等のイベントの開催や、料理の提供によるカフェの充実を図ります。

3) アウトリーチ活動の推進

小学校や特別支援学校へプロの演奏家を派遣し、楽器演奏体験活動等を行う出前授

14 文化芸術の振興

業を行います。

また、市町村の公共施設等へプロの演奏家を派遣し、クラシックコンサートなどを行います。

児童生徒が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供するため、小・中・特別支援学校や小児医療施設等へプロのダンサーや能楽師等を派遣します。

4) 文化財等の保存・活用

文化財の適切な保存に取り組みます。また、地域の文化財の価値や魅力を高め、観光振興、地域振興の分野と連携した文化財の多面的な活用に取り組みます。

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」等の保存・活用に取り組み、次世代へ継承します。

大宰府史跡の文化財について、総合的な保存・活用を図り、本県の文化財や歴史の魅力について国内外に発信することにより、地域住民による文化財の価値の再認識を促し、文化財の保存・活用の機運を醸成します。

また、地域との連携を強化するとともに、「西の都」大宰府の調査研究や展示、シンポジウムを通して大宰府史跡の普及・啓発に努めます。

歴史資料として重要な価値を有する公文書等を適切な環境の下に体系的、一元的に保存し、一般の利用に供するため、平成24年11月、県内市町村（政令市を除く）と共同で福岡共同公文書館を開館しました。

公文書館では、県や市町村の政策や重要事項に関する決定・実施の過程を記した公文書を永久保存しており、これにより、将来にわたる行政の説明責任を果たすことや、住民による検証が可能となることなどにより行政運営の向上に寄与していきます。

また、企画展示や館外展示等を開催し、歴史公文書の認知度向上、利用促進を図っていきます。

5) 伝統工芸の継承・発展

再整備を行ったアクロス福岡の匠ギャラリーにおいて、県の伝統工芸品を常設展示し、県の伝統工芸に関する情報発信を強化します。

また、本県の伝統工芸品が集結する展示販売会等を開催し、県民が優れた伝統工芸に接する機会を提供するとともに、県内伝統工芸品の認知度や売り上げの向上及び産地活性化を図り、伝統工芸品製造事業者の活動を支援します。

②文化芸術を育む人材の育成

1) 文化芸術に携わる人材の育成

公立文化施設や市町村において、文化芸術活動の中核を担う人材を育成するため、文化芸術の意義や必要性を学ぶ基本講座、地域や施設の特性を生かした事業の企画立案や運営方法を学ぶ実地研修等を実施する研修会「文化芸術イノベーションアカデミー」を開催します。

14 文化芸術の振興

2) 芸術家の育成

アクロス福岡において、プロの音楽家を目指すこどもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供等、育成から活動の場の提供まで長期に亘って若手音楽家を育成する取組を進めます。

また、福岡ジュニアオーケストラやその初心者コースである福岡ジュニアオーケストラアカデミーを運営し、こどもたちが音楽を気軽に楽しめる場を提供することで、将来の音楽家育成の裾野を広げる取組を進めます。

九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組みます。

国内外での幅広い活躍を目指す意欲的な若手芸術家を対象に、みやま市の廃校を制作拠点とした滞在型プログラムを実施し、集中して制作に取り組む環境を提供します。

また、滞在型プログラム等に参加した若手芸術家へのフォローアップを実施します。

併せて、文化芸術活動の担い手を育成・支援する「福岡県アーツカウンシル（仮称）」の設立準備委員会を設置するとともに、県内在住または出身の若手芸術家等が国内外で実施する展示・公演・上映等や海外の芸術コンクールへの参加等、多様な芸術活動に対する経費を助成します。

県立美術館において、県民から広く作品を公募する福岡県美術展覧会を開催し、県民の創作意欲を高め、美術活動の推進を図ります。

第80回福岡県美術展覧会 出品数・入選数（令和7年度）

部 門		公 募			
		出品数	出品人数	入選数	入選人数
日本画		63	59	50	50
洋 画		432	346	213	190
彫 刻		38	37	26	26
工 芸		140	123	97	95
書	漢 字	473	—	309	304
	か な	213	—	139	133
	てん刻	39	—	25	23.5
	調和体	69	—	44	41.5
	小 計	794	742	517	502
写 真		616	428	275	269
デザイン		218	211	121	116
合 計		2,301	1,946	1,299	1,248

資料：県教育委員会

注：入選数には入賞者も含む。

注：書部門における入選人数の0.5の端数は、1人が異種で2点入選のため。

14 文化芸術の振興

九州歴史資料館において、学芸員資格取得を目指す博物館実習生や学生のインターンシップ等を受け入れます。また、子どもたちの文化財への興味関心を高めるため、学校への出前講座や九歴ボランティアによる古代体験アイテムを活用した体験学習、バックヤード解説を行います。

国の重要無形民俗文化財に指定された豊前神楽をはじめ、県内各地域で保存継承されている神楽、風流、獅子舞等の民俗芸能について、アクロス福岡等における公演の開催や情報発信、後継者の育成等に取り組みます。

このほか、伝統工芸品製造事業者の後継者確保、育成に取り組みます。

③障がいのある人の文化芸術活動の推進

市町村と連携し、県障がい児者美術展の開催をはじめとした障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。

県有文化施設において、声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートや展示作品に触れることができる展覧会等、障がいのある人が施設を利用する動機付けとなるような公演等を開催するとともに、文化芸術を鑑賞する際の情報保障（手話通訳、音声ガイド等）の取組を進めます。

障がいのある人が居住する地域にかかわらず、文化芸術活動に触れる機会を創出するため、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等へ劇団や楽団等を派遣し、管弦楽、児童劇、演芸等の公演を実施するアウトリーチ活動を推進します。

さらに、障がいのある人の文化活動を支える人材を育成・確保するため、県障がい者文化芸術活動支援センターで文化芸術活動に関する相談や助言、情報提供等を行います。また、障がいのある人の文化芸術活動の普及を目的としたセミナーやイベントを開催します。

このほか、障がいのある人が創作した作品のレプリカや画像データのレンタル・販売を通じて、収入向上や社会参加を支援します。

④文化芸術に親しむ環境づくり

県営大濠公園南側において、本県の文化芸術の拠点となる新たな県立美術館の整備を進めます。令和3年11月に策定した、「新福岡県立美術館基本計画」に基づき、4年度は公募型プロポーザルを経て設計者を決定し、5年度は基本設計等を実施しました。7年度は、実施設計を実施するとともに、運営体制の検討を行いました。8年度は、建設工事に着工します。

障がいのある人や外国人、小さな子ども連れの家族等、多様な人々が利用しやすいよう、音声ガイド、外国語による表記、託児室の設置等県有文化施設の環境整備に取り組みます。

Web サイトや SNS 等多様な手法を活用し、本県の文化芸術の魅力を国内外へ発信します。

1 4 文化芸術の振興

アクロス福岡の「文化観光情報ひろば」や Web サイト「アクロスおでかけナビ」において、九州・山口エリアの音楽公演、演劇公演、文化講座、祭り等の情報の収集・提供に取り組めます。

⑤文化芸術を活用した地域の活性化

国内外から多くの観光客を呼び込むため、世界文化遺産をはじめとした様々な文化資源の魅力に触れ、文化への理解を深めることができる文化観光の取組を進めます。

周遊イベントの実施や地域の受入環境の充実等を通じて、世界文化遺産等への来訪を促し、観光振興や地域振興等にも活用していきます。「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については小学生を対象とした講座や県内の世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と連携したカードラリーの開催のほか本遺産に関する資料を展示する企画展を実施します。

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」については、これまでの調査研究成果の国内外に向けた発信や他の世界遺産と連携したカードラリーの開催をはじめとした周遊促進事業を通じて、本資産の顕著な普遍的価値の発信とともに更なる来訪促進を図ります。

文化財保護法で定められている文化的景観及び伝統的建造物群をはじめ、地域に残る歴史的な建造物、集落や町並み、景観等を地域で守り、次世代に継承していく取組を支援します。

九州国立博物館における海外博物館との文化交流協定に基づく講演会といった交流事業等、文化芸術を通じた国際交流を推進します。

(1) ジェンダー平等・男女共同参画の推進

(ジェンダー平等・男女共同参画の推進)

- ・ 誰もが、社会のあらゆる分野で自分に合った生き方を選択し、個人として持つ能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現は、活力ある地域社会を築くために重要であり、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標の達成にも関わっています。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に当たっては、多様な性のあり方を含め、誰もが人権を尊重されることが重要ですが、理解が十分とは言えません。
- ・ 「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する人の割合が増加する等、固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていますが、未だ約3割の人が固定的な性別役割分担意識を有しています。男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていく上で、こうした固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっています。
- ・ 性的少数者に対する偏見や差別の問題も顕在化しています。
- ・ こどもの頃から、誰もがともにひとりの自立した人間として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、こどもの成長段階に応じたジェンダー教育を行う必要があります。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画の推進には、あらゆる政策分野にジェンダー平等の視点を取り入れていくことが必要です。
- ・ 本県では、平成13年に制定した「福岡県男女共同参画推進条例」に基づき、福岡県男女共同参画計画を策定し、計画的、総合的に施策を進めてきましたが、働く場や家庭・地域等様々な場面で、男女間の格差が依然として存在しています。
- ・ 長時間労働の是正等、労働環境の改善に関わる法制度の整備は進んでいますが、国の労働力調査によると、週60時間以上就業している割合は、30歳代や40歳の男性で高くなっており、男性が地域活動や家事、子育てに積極的に関わりにくい状況にあります。
- ・ 女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっています。しかし、非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超えており、女性は30歳代からその割合が増えていきます。
- ・ 県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和4（2022）年に17.9%まで上昇しましたが、いまだ低い状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、仕事でのオンライン活用が拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっています。
- ・ 本県や県内市町村の審議会委員に占める女性の割合は、着実に拡大していますが、自治会長に占める女性の割合は約1割（11.9%（R7））と低い状況にあります。人口が減少する中、住みよい地域づくりを進めていくためには、女性が地域の意思決定や政

策決定の場に参加していくこと、働く世代の男女が活動を担っていくこと等、地域活動の担い手の多様化が求められています。

- ・ 令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、男女を問わず、立候補や議員活動をしやすい環境整備等を行うため、啓発活動や性的な言動等に起因する問題への対応等、更なる取組が求められています。

(誰もが安心して暮らせる環境づくり)

- ・ DV (Domestic Violence の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力) や性暴力、ハラスメントは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。令和7年度の本県における配偶者暴力相談支援センターで受けた DV 相談件数は 2,480 件、令和7年の県警察における DV 事案の相談等件数は 3,012 件と依然として高水準であり、性犯罪については、認知件数が 437 件で、発生率(人口 10 万人当たりの認知件数)も、全国と比較すると高水準で推移しています。
- ・ 企業におけるハラスメントは、法整備を含め対策が強化されてきましたが、企業内だけでなく、大学、スポーツ界、就職活動の場等様々な場面でのハラスメントが問題になっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対して、就業や生活面において様々な形で深刻な影響を与えています。
- ・ ひとり親家庭のうち母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていないほか、こどもの養育費の受給が進んでいない現状があります。
- ・ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別等がなく、安心して暮らせる環境の整備が重要です。
- ・ 様々な人権課題に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう取り組むことが必要です。
- ・ 生涯を通じ健康を維持することは、誰もがいきいきと働き、社会で活動するための重要な基盤であり、平均寿命が延び人生 100 年時代が到来する中、健康寿命を延ばし、学び・活躍し続けられる環境づくりが求められています。
- ・ 本県では、平成 29 年7月九州北部豪雨をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、防災・減災対応、避難所運営等の被災者支援、災害からの復興等の場面で、多様な視点で対応することが求められています。



15 ジェンダー平等の社会づくり

①ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

政策・意思決定の場への女性の参画を進めるため、市町村・男女共同参画センターの職員を対象に、研修を実施します。

小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」（平成31年3月改訂版）を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。

県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動等で、男女がお互いを尊敬し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。

県民がジェンダー平等について考え、理解を深めるフォーラムを開催します。また、10月～11月を「福岡県ジェンダー平等マンス」として、県民企画の講演会やパネルディスカッション等を県内各地域で実施します。

高校生がジェンダー平等について意見交換し、その成果を社会に向けて発信するワークショップを開催します。

大学生がジェンダー平等について考え、ロールモデルや著名人へのインタビュー等を行いながら、課題解決に向けた方策等の成果を取りまとめ、関係団体等への政策提言を実施するワークショップを開催します。

本県が実施する様々な政策分野において、ジェンダー平等の視点を確保し、施策に反映していきます。

ジェンダーギャップの実例や解消のためのアクションに関するフォトメッセージや川柳を募集し、優秀作を表彰するとともに、受賞作や応募作を利用した啓発を実施します。

2) 性の多様性に関する理解促進等

性的指向や性自認は、自らの意思に基づいて選択・変更できないものであり、これらを理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。

また、本県では、令和4年4月から、性的少数者が直面している社会生活上の障壁をなくすために、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度に対する市町村・民間企業等の理解を促進し、利用可能なサービスの拡充を図ります。さらに性の多様性について、民間事業者に対するセミナーを実施するとともに、広く県民への啓発を行います。

性的少数者の支援に携わる弁護士及び専門相談員によるLGBTQ専門の電話相談を実施します。

3) 地域・家庭・社会活動におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

女性の自治会等の役員への参画促進、働く世代の男女に地域活動に参加することを促す工夫や好事例の紹介等を、市町村等と連携して積極的に展開します。また、地域で

15 ジェンダー平等の社会づくり

活躍できる女性人材を育成するために、福岡県男女共同参画センターあすばるのホームページで地域の女性団体の活躍等を発信します。

女性の地域活動への参画を推進するため、自治会長等を対象に実施した女性参画の障壁に関するアンケートの結果を踏まえ、女性の参画に必要な取組を実施する市町村に対してアドバイザー派遣等の支援を行います。

男性職員が家事・育児等の家庭生活に積極的に参画することが、男女がともに活躍できる働きやすい職場づくりのために必要であることから、男性職員の仕事と子育ての両立をさらに促進し、フォローアップに取り組めます。

4) 働き方改革、仕事と生活の両立

女性の負担を軽減し、更なる女性の活躍を促進するため、九州各県とも連携し、男性の家事、育児参画を促進するための啓発事業等を実施しています。

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

さらに、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、従業員数 100 人以下の中小企業に対し、男性の育児休業取得率 100% を目標に掲げた一般事業主行動計画の策定に係る費用を（福岡県よかパパ育休助成金）助成するとともに、育児休業制度の運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。

そして、男性の積極的な育児参加を応援するため、育児への関わり方や仕方などをまとめた「パパノートブック」を配布するとともに、心理士等の専門家による相談支援体制を整備することにより、男性の育児に関する不安や悩みによる心身の不調を防ぎます。

また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、育休を取得予定の男性や子育て中の男性に対し、家事や育児の実践的なノウハウを習得できる料理教室や育児研修を行う「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。

他に、待機児童の解消や多様なニーズに対応した保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立を支援します。

介護をしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

5) 働く場における女性の活躍推進

女性が活躍しやすい職場づくりを進めるためには、社会・経済活動分野をはじめとしたあらゆる分野での男女共同参画が必要です。

そこで、働く場における女性活躍推進のため、「企業の意識改革・風土改革」や、「女性人材の育成」などに取り組んでいます。（詳細はⅢ11(3)③に記載）

県内4か所に設置している「ママと女性の就業支援センター」において、きめ細かな

15 ジェンダー平等の社会づくり

支援を実施しています。(詳細はⅢ11(2)②に記載)

高等技術専門校では、子育て中の人を受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。(詳細はⅢ11(2)②に記載)

農林水産業においては、農業農村の固定的な役割分担意識の解消に向けたワークショップや女性が農業技術などを学ぶ研修を行います。

県庁では、多様な分野への配置や各種研修への積極的派遣を通じた人材育成のほか、女性管理職の活躍事例集作成等による職員の意識醸成に取り組むことにより、女性職員の積極的な登用を推進します。

県警察においては、令和7年4月1日現在における全警察官に占める女性の割合は11%であり、その割合は年々増加傾向にあります。

今後も社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化する治安課題に的確に対応していくためには、女性をはじめとした「多様で有為な人材」の視点を警察業務に反映することが重要です。

また、県警察では、13年度当初までに全警察官の定員に占める女性警察官の割合を14%とする計画を策定し、同計画の達成に向けて女性警察官の採用を促進していくため、その割合に応じて必要な警察施設に女性専用トイレ、仮眠室、シャワーの整備を行うこととしています。

今後の女性警察官の配置にあたっては、多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、両性の視点をもったきめ細やかな警察活動を行っていくため、男女の別のない適材適所の人事配置を積極的に進めていきます。

6) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

本県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めます。

また、市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けた状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。

政治分野における男女共同参画の推進に向けて、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨等を周知するとともに、必要な情報の収集・提供、啓発等を行います。

②誰もが安心して暮らせる環境づくり

1) 人権を侵害する暴力の根絶

「第6次福岡県男女共同参画計画」に基づき、DVの根絶に向けた啓発の推進、被害防止、相談体制の充実、被害者の保護と安全の確保及び自立支援について、関係団体と連携し総合的な対策を行っています。

本県における性犯罪の認知件数は、全国的に見て高い水準で推移しています。また、性暴力は、被害者の身体だけでなくその心を傷つけ、長い間立ち直れないような苦しみ

15 ジェンダー平等の社会づくり

を与えます。これらのことから、本県では、性暴力の被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるため、平成 31 年 2 月、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）」を制定しました（平成 31 年 3 月 1 日一部施行、令和 2 年 5 月 1 日全面施行）。この条例の規定に基づき、令和 2 年度から、児童・生徒に対して性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を創設し、性暴力根絶に向けた教育・啓発活動を推進しています。

さらに、性暴力の被害者も加害者も出さないという条例の基本理念のもと、2 年 5 月に「福岡県性暴力加害者相談窓口」を設置し、再犯防止専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援及び問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介等により、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援しています。

そのほか、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、従業員の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント防止対策の促進を図ります。

併せて、職場での労働問題の解決を促進するため、県内 4 地域にある労働者支援事務所において、労働相談や、労使の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施するとともに、職場のハラスメント集中相談会などを開催しています。

2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

ひとり親家庭等の親の生活の安定と自立を促進するため、生活と子育ての支援、就業支援、養育費の確保支援、経済的支援を柱とした総合的な自立支援策を推進しています。

高齢女性等が、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができるよう合同説明会や就業相談会などを通じて、就業・社会参加の支援に取り組めます。

さらに、高齢女性等が地域で安心して暮らしていけるよう、民生委員や老人クラブ等が行う「見守りチーム」による見守り活動に係る市町村の取組への支援や、各家庭を訪問する機会の多い事業者が、日常業務を通じてひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」に取り組んでいます。

また、高齢女性等の社会参加を促進するため、老人クラブが行うスポーツ活動、健康づくり、地域活動を支援しています。

障がいのある女性等の雇用を推進するため、障がいのある求職者を対象とした職業紹介事業を実施するなど、障がいの特性に応じた就職支援を行います。

部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題に加えて、女性であることさらに複合的に困難な状況に置かれないう、これらの人権課題についての正しい理解を深めるための啓発に取り組めます。

日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を対象に、専用相談

15 ジェンダー平等の社会づくり

窓口を設置し、本人の自己決定ができるよう十分な情報提供等を行っています。

性的少数者のDV被害者に適切に対応するため、専用の相談窓口「男性・LGBTQの方のDV被害者相談ホットライン」を設置しています。

支援が必要な女性に対し、公認心理師等による出張専門相談、街頭・こども食堂などでの声掛けなどのアウトリーチ型の支援を行います。

困難な問題を抱える女性の置かれている状況に応じた、円滑な自立・定着支援を推進するため、自立に必要な住まい、雇用先などの地域と関係機関との支援関係の構築に取り組めます。

3) 生涯を通じた男女の健康支援

健康寿命を延ばし、一人一人が長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取組を行います。

年齢性別を問わず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組めます。

また、学校において、生徒の性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るため、専門医（産婦人科医・精神科医）による性と心の健康相談事業を実施します。

女性が安心して妊娠・出産するための支援や、不妊や不育症の治療等への支援を行います。

また、梅毒など性感染症は、比較的症状が軽く、感染者が治療を怠りやすいため、男女ともに感染者数が高い水準で推移しています。このため、県民に対して、積極的に正しい知識の普及啓発や相談・検査の機会の提供を行うことにより、一層の性感染症対策の推進を図っていきます。

さらに、女性アスリートの指導者の養成及びスポーツ団体におけるジェンダー平等を推進するためのセミナーを実施します。

4) 防災・復興におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興に取り組めるように、地域防災計画の策定など、防災に関する政策・方針決定の場である防災会議において、女性委員の増加に努めます。

また、ジェンダー平等・男女共同参画の視点を持って防災・復興に対応できる人材の育成等を通じて、平常時からの地域コミュニティのジェンダー平等・男女共同参画を推進します。

(1) 高齢者の活躍応援

- ・ 我が国の平均寿命は、「65 歳以上が高齢者」と定義された昭和 31 年当時に比べ大きく延伸しています。

平均寿命の比較：昭和 31 年男性 64 歳、女性 67 歳

令和 5 年男性 81 歳、女性 87 歳

- ・ 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和 6 年）によると「何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか」の設問に対し「70 歳ぐらい、またはそれ以上」あるいは「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答した方は約 6 割となっており、多くの高齢者は元気で働きたいと望んでいます。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口（都道府県）」（令和 5 年推計）によると、本県の 65 歳以上の高齢者の人口は、令和 2 年の 143 万人（本県人口の 27.9%）から 25 年後の令和 27 年には 158 万人（本県人口の 34.1%）に増加すると予想されています。
- ・ 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、令和 2 年の 304 万人から 25 年後の令和 27 年には約 17%減少し、252 万人となることが予想されています。令和 2 年に 2.1 人で 1 人の高齢者を支えていましたが、令和 27 年には 1.6 人で 1 人の高齢者を支えることになるかと予測されています。
- ・ また、改正高年齢者雇用安定法が令和 3 年 4 月に施行され、70 歳までの就業機会確保措置が事業主の努力義務となりました。
- ・ 厚生労働省の「能力開発基本調査」によると、年代が上がるにつれ、自己啓発を実施する人の割合が下がる傾向があります。
- ・ 超高齢社会・人口減少社会において、持続的な経済発展を図っていくためには、高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、仕事や社会参加等の場でさらに活躍できる社会づくりに取り組む必要があります。



①生涯現役社会づくりの推進

●生涯現役社会づくり

本県では、高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる、選択肢の多い「生涯現役社会」の実現を目指しています。

平成 23 年に経済団体、労働者団体、NPO・ボランティア団体、行政等の 17 団体で構成する「70 歳現役社会推進協議会」（令和 4 年 5 月 25 日から、「生涯現役社会推進協議会」に名称変更）を設立しました。24 年には、全国初の高齢者のための総合支援拠点

16 高齢者、障がいのある人への支援

「福岡県 70 歳現役応援センター（令和 4 年 4 月 1 日から、「福岡県生涯現役チャレンジセンター」に名称変更）」を開設し、「高齢者の活躍の場の拡大」、「就業・社会参加支援」、「各種セミナーの開催」などに取り組んでいます。25 年 5 月に北九州市に開設した応援センターの「北九州オフィス」に続き、27 年 6 月には「久留米オフィス（久留米市）」及び「飯塚オフィス（飯塚市）」を開設しました。

センターでは、専門相談員が就業や社会参加を希望する高齢者の相談に応じ、それぞれの経験や技能、知識を活かすことができる進路を提案し、就業や社会参加のマッチングを行うほか、独自の求人開拓を行っています。また、企業に対する「70 歳以上まで働ける制度（継続雇用制度、定年延長、定年廃止）」の導入の働きかけも行っており、その導入促進を図るため、25 年度には「70 歳以上まで働ける企業」への県入札参加資格審査における加点制度の導入などに取り組んでいます。

また、高齢者雇用のための人事・給与に関する企業向けセミナーを実施するとともに、50 歳代の在職者に対し、定年後、次のキャリアハスムーズに移行するための個別相談を行っています。

令和 8 年度からは、未経験の職種で働くイメージの具体化や不安解消のために、高齢の求職者が就業しやすい職種について職場見学会を実施します。

●ふくおか子育てマイスターの養成

高齢者が自らの経験を活かして子育てを応援するふくおか子育てマイスターの養成を進め、高齢者の活躍の場の拡大に取り組みます。

②高齢者の生きがいづくりの推進

●生きがいと健康づくり対策の充実

高齢化の進行に伴い、元気な高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができる地域社会の形成が重要になっています。

本県では、高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブが行うスポーツ活動、健康づくり、地域活動を支援するほか、高齢者の健康づくり等に関する指導者養成を行っています。

●ねんりんスポーツ大会・ねんりん文化交流大会

本県では、文化・スポーツ活動を通じた高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援するとともに、社会参加を促進し、はつらつとした高齢社会を築くことを目的に、平成 13 年度から「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」を開催していました。令和 8 年度からは、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」を見直し、「スポーツ交流大会」と「文化交流大会」をそれぞれ開催、「スポーツ交流大会」は「スポーツフェスタ 福岡県民ねんりんスポーツ大会」、「文化交流大会」は「ふくおか県芸術文化祭ねんりん文化交流大会」として実施します。また、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団派遣を行っています。

16 高齢者、障がいのある人への支援

ます。

●シニア美術展

高齢者の文化芸術活動を促すとともに、ふれあいと生きがいづくりを推進するため、「福岡県シニア美術展」を開催します。

(2) 地域包括ケアの推進

- ・ 高齢化の進行に伴い、医療や介護を必要とする高齢者は今後さらに増加することが見込まれます。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進が求められています。
- ・ 本県の認知症高齢者数は、令和7年の約19万人から令和12年には、約21万人に増加することが見込まれます。このような中、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。
- ・ 今後、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢世帯、認知症高齢者の増加が見込まれており、高齢者が孤立せず、安心して生活できる地域づくりが必要となっています。
- ・ 多くの県民が介護について理解と認識を深め、介護を必要とする高齢者とその家族を支援する地域づくりが必要です。
- ・ 介護が必要な高齢者、認知症等により判断能力が十分でない高齢者が、その尊厳を尊重され、不当に権利を侵害されることのないよう、取り組む必要があります。
- ・ 高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、予防に取り組むことも重要です。



①地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの運営について財政的な支援を行うとともに、その職員を対象に地域包括ケアシステムの構築に係る研修を実施します。

また、医療や介護などの多職種が連携する地域ケア会議において、個別ケースの検討とその積み重ねにより地域課題を把握し政策形成につなげていくことができるよう、リハビリテーション専門職の派遣や地域ケア会議の構成員等に対する研修を行います。

②医療・介護サービスの充実

●在宅医療と介護事業の連携

高齢化の進行に伴う慢性疾患の増加により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が増加しているため、「福岡県地域在宅医療支援センター」を中心に、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業及び「福岡県保健医療計画」において「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と位置付けた郡市区医師会の支援を行います。

24時間・365日対応可能な質の高い訪問看護提供体制の整備を図るため、訪問看護ステーション間の連携体制の構築、訪問看護技術向上を目的とした交流会・研修会の開催

16 高齢者、障がいのある人への支援

を行います。

③認知症対策の推進

認知症の人やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成、認知症をテーマにしたフォーラムの開催、認知症の日に合わせたライトアップイベントや本人による発信の支援など、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

認知症は誰もがなり得ると言われているため、運動習慣の定着を図る等、認知症の予防につながる活動を推進するとともに、医療専門職や介護職員等を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、認知症の早期発見・早期診断につながる取組を進めます。

また、「福岡県認知症医療センター」において、専門医療相談や鑑別診断、地域の医療・介護関係者を対象とした助言や研修のほか、認知症と診断された後の不安を軽減するための相談支援等を行います。

さらに、認知症の人が地域で生活を続けていく上での障壁を減らすため、「行方不明認知症高齢者等 SOS ネットワーク」の構築など「認知症バリアフリー」を推進するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人の医療・福祉・就労を総合的に支援します。

④地域で支え合う体制づくりの推進

高齢化が進行する中で、ひとり暮らし高齢者が孤立せず、安心して生活するためには地域における見守り活動が重要です。

本県では、町内会や小学校区といった小地域ごとに、民生委員や老人クラブ等が行う「見守り活動チーム」の要となって見守り活動を推進する市町村職員や市区町村社会福祉協議会職員に対する研修を行うとともに、優良な活動を行っている団体を表彰することにより、見守り活動の輪が一層広がるよう、市町村の取組を支援しています。

また、各家庭を訪問する機会の多い事業者が、日常業務を通じてひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」にも取り組んでいます。平成 24 年の新聞販売店連合組織との包括協定締結を始め、現在 24 事業者と協定を締結しています。

このほか、「介護の日」に合わせて、県民の介護に対する理解と認識を深めるとともに、介護職の魅力を伝えることで介護分野への就職を促進するためのイベントである「ふくおか介護フェスタ」を開催しています。

⑤安心して生活できる住まいの確保

●住宅型有料老人ホーム等への立入検査等の実施

住宅型有料老人ホームは、届出により設置できる施設であり、近年、急速に増加しています。本県では、サービスの質の向上を図るため、住宅型有料老人ホーム等に対する

16 高齢者、障がいのある人への支援

書面検査や立入検査を行っています。

また、施設の管理者に対する講習会や、施設で働く職員に対する介護技術や専門知識に関する研修を開催しています。

●高齢者向け住宅の普及促進

地域優良賃貸住宅（高齢者型）及び高齢者向け優良賃貸住宅への入居促進やサービス付き高齢者向け住宅※等の供給促進により、高齢者の居住の安定確保を進めていきます。

※ 地域優良賃貸住宅（高齢者型）、高齢者向け優良賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅は、民間事業者が建設する居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、高齢者の居住に配慮した住宅で、サービス付き高齢者向け住宅は生活相談サービスを提供します。

●安全・安心な住まいに関する情報提供

本県の住宅展示場「生涯あんしん住宅」における介護機器等の展示・体験、住宅の建設から維持管理に至るまでのポイントを解説した「住まいづくりの手引き」の配布、バリアフリーに関する住宅相談などにより、住宅のバリアフリー化に関する情報提供や普及啓発を行っております。

●住宅確保要配慮者に対する居住支援

高齢者をはじめとした、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、以下のようなさまざまな取組を行っています。「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進」、「入居にあたっての家賃債務保証や住宅に係る情報提供・相談、生活相談・支援などを行う法人（居住支援法人）の指定の推進」、「地方公共団体や不動産関係団体、居住支援法人等で構成される協議会（福岡県居住支援協議会、福岡県居住支援法人連絡協議会）による協議や情報提供の充実」、「居住支援法人を支援サービスや支援エリアごとに検索ができるポータルサイトの開設」などの取組を行っています。

●県営住宅のバリアフリー化及び入居募集の倍率優遇措置

県営住宅において、建替等によるバリアフリー化を進めるとともに、入居者募集時の倍率優遇措置を行い、住宅の確保に配慮が必要な方の居住の安定を図ります。

⑥高齢者の権利擁護

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者は、財産管理や介護保険サービスの利用契約などを自分で行うことが難しく、また、悪質商法などの被害に遭うおそれもあります。

このため、成年後見制度の利用促進等に取り組み、高齢者の権利擁護を図っています。

また、高齢者の尊厳が尊重されるよう、高齢者虐待防止に係る知識・ノウハウを有する市町村等の職員を育成するほか、高齢者虐待防止に関する周知・啓発や、施設職員を対象とした身体拘束廃止に向けた研修を実施しています。

高齢者虐待の通報窓口である市町村の職員を対象として、通報・相談受付の対応、虐待が確認された場合の改善指導等について研修を実施しています。

16 高齢者、障がいのある人への支援

⑦介護予防の促進

介護が必要になる主な原因の一つであるロコモティブシンドローム（運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態）を予防するため、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」やイベント等を通じて、予防のための簡単な運動（ロコトレ）や自宅で簡単に取り組める自己チェック法等の普及啓発に取り組めます。

また、住民主体の介護予防活動の育成・支援に取り組んでいる市町村を支援するため、県内4か所の「福岡県介護予防支援センター」において、リハビリテーション専門職による相談対応、技術支援、研修会等を行います。

(3) 介護サービスの確保

- ・ 社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が開始されました。
- ・ 高齢化の進行に伴い、要介護認定者数や介護サービス事業所数も増加しており、高齢者の暮らしを支える制度として定着しています。
- ・ 今後、介護保険制度の利用者が増加し、介護サービスのニーズが着実に増加していくことが見込まれる中で、必要な介護サービスの供給量の確保が求められています。また、支給限度額に対するサービスの割合が極端に高い、あるいは特定の業者に偏っている場合は、適正なサービスの提供となっていない可能性があるため、より利用者の意向や状態にあったケアプランが作成されるよう、介護給付適正化の取組を進めていく必要があります。
- ・ 一方、本県の介護職員の離職率は全国平均を上回っています。また、介護職員の有効求人倍率も全産業の平均を上回っており、今後、介護サービス需要の増加・多様化が見込まれる中、介護人材を確保することが課題となっています。



①供給量の確保及びサービスの質の向上

在宅生活を支える地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等の入所施設等、介護基盤の計画的な整備を進めるとともに、社会福祉法人や医療法人のほか、民間事業者の介護サービスへの幅広い参入を促し、サービス供給体制の確保を図っています。

施設の設置状況

(R8年4月1日現在)

区分	施設数	定員	現員	入所率
特別養護老人ホーム	444 施設	25,773 人	23,709 人	92.0 %
介護老人保健施設	171 施設	14,431 人	12,324 人	85.4 %
介護医療院	54 施設	3,299 人	2,954 人	89.5 %
養護老人ホーム	36 施設	2,306 人	1,989 人	86.3 %
軽費老人ホーム	125 施設	5,615 人	5,281 人	94.1 %

資料：県介護保険課

②介護給付の適正化

要介護認定の適正化を図るため、保険者の介護認定審査会の委員、認定調査員、主治医及び保険者職員への研修を実施するとともに、介護認定審査会にアドバイザーを派遣し技術的助言等を行っています。さらに、アドバイザー派遣で明らかとなった要介護認定の課題や改善方法等について、要介護認定従事者に広く周知するための認定審査セミナーを開催しています。

16 高齢者、障がいのある人への支援

また、ケアマネジメントの適正化を図るため、保険者の担当職員を対象に、ケアプランチェックの手法や介護支援専門員に対する指導方法について、研修を行っています。さらに、保険者のケアプランチェックの現場にアドバイザーを派遣し、助言を行うことにより、保険者のチェック能力の向上を図るとともに、その成果に関する報告会を開催し、全保険者のチェック能力の強化に努めています。

③介護人材の確保・定着、資質の向上

本県では、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」のための事業を実施し、その確保・定着、資質の向上を図っていきます。

●参入促進

介護事業者が行う労働環境改善や人材育成の取組を求職者等に分かりやすく示すため、働きやすい介護職場であることの認証を付与します。

多様な介護人材を確保するため、福祉人材センター（福岡県社会福祉協議会に設置）に就職支援専門員を配置し、採用面談への同行などのきめ細かな就職支援や、介護に関する入門的研修と職場体験、職業紹介の一体的実施などに取り組みます。

また、介護福祉士等を目指す学生への修学資金や離職した介護人材への再就職準備金及び一定の研修を修了して他業種等から初めて介護分野等へ就職する人への就職支援金の貸与事業の活用を促進します。

さらに、介護特定技能外国人候補者と介護施設等とのマッチング、介護福祉士養成施設による留学生確保や日本語学習支援、介護施設等による介護福祉士を目指す留学生への奨学金支給、EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者を受け入れた介護施設等による学習を支援します。

●労働環境・処遇の改善

介護職員の職場定着を促進するため、管理者等を対象とした職場環境の改善を図る研修や、介護職員処遇改善加算を取得していない介護施設等を対象とした加算取得促進のための勉強会、社会保険労務士等の相談対応を実施します。

また、介護施設等における介護ロボット、介護記録から報酬請求業務まで一貫してできる介護ソフトやタブレット端末等の導入を促進することにより、介護職員の負担軽減を図ります。

さらに、ノーリフティングケア（持ち上げ・抱え上げ・引きずり等のケアを廃止し、リフト等の福祉用具を積極的に使用するとともに、職員の身体に負担のかかる作業を見直すもの）の普及促進のため、モデル施設が中心となった地域連絡協議会の活動支援や新規取組施設に対する研修を実施します。

このほか、介護事業所等の利用者等からの暴力・ハラスメントに対し、従事者の安全を確保し、在宅介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ります。

16 高齢者、障がいのある人への支援

●資質の向上

質の高い介護サービスを提供するため、小規模事業所を対象とした課題解決をテーマにしたディスカッション形式の交流会を開催します。

また、関係団体等と連携し、離職した介護福祉士等の届出制度を活用した再就職支援や再就職希望者への再就職準備金貸付事業の活用を促進します。

(4) 障がいのある人の生活支援

- ・ 平成 25 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立を踏まえ、本県では、平成 29 年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（障がい者差別解消条例）」を制定し、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、各種施策に取り組んできました。令和 3 年には障害者差別解消法の改正により、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮が、国や自治体と同じように義務化されることとなりました。障がいを理由とする差別の解消の推進や合理的配慮が幅広く社会に浸透するための取組をさらに進めることが必要です。
- ・ 障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。このため「障害者虐待防止法」（平成 24 年施行）に基づき、虐待を受けた方への対応とともに虐待の未然防止への取組を進めています。
- ・ 障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供、相談支援等を受けることができる体制づくりや外出・移動支援等社会参加の促進を図る施策の充実を進めていくことが重要です。
- ・ 障がいのある人が経済的に自立するためには、障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入と併せて、就労が可能な方の一般雇用への移行を進めるとともに、障がい福祉サービス事業所を利用して働く障がいのある人の収入水準を引き上げていくことが重要です。本県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売促進を図ることにより、障がいのある人の収入向上に努めてきました。全国的にはまだ低水準であり、更なる販売拡大等、収入向上施策の推進が必要です。
- ・ 障害者差別解消法を踏まえ、また、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障がいのある人等が、建築物や公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設等公共空間において円滑かつ安全に移動でき、地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境づくりを進めています。
- ・ ろう者が日常生活や社会生活を安心して送ることができる社会を実現するため、令和 5 年に「福岡県手話言語条例」を制定し、手話を言語と位置づけ、令和 7 年に制定された「手話に関する施策の推進に関する法律」も踏まえながら、手話を使用しやすい環境の整備を進めています。



16 高齢者、障がいのある人への支援

①障がいを理由とする差別の解消の推進

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重や意思決定の支援、地域社会における共生など7つの基本的視点を掲げた「福岡県障がい者長期計画（第3期）」（令和3年度～8年度）、障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障がい者福祉計画（第6期）・福岡県障がい児福祉計画（第3期）」（令和6年度～8年度）に基づき、障がいのある人が生涯にわたって安心して生活できるよう、障がい者福祉施策を進めていきます。

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、本県においても、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を29年に制定しました。

条例に基づき、県庁内に障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けています。

また、「障がいのある人への合理的配慮に関する動画」、「外見からは障がいがあることがわかりにくい人への合理的配慮に関する動画」、「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック」を活用した研修会等の啓発活動の実施により、事業者や県民の理解を深めます。

②障がいのある人の権利擁護

人権尊重の理念と障がい福祉事業の実施の意義への理解を深めるため、障がい福祉サービス事業所等のスタッフに対して、虐待防止の徹底、施設の適正運営の指導を行います。

③障がいのある人の地域生活支援

地域で生活する障がいのある人のライフステージに応じた支援をするため、障がい児・者施設等の有する療育機能を活用し、身近な地域での療育体制の充実を図ります。

●発達障がいのある人への支援の推進

発達障がいのある人とその家族が豊かな生活が送れるよう、発達障がい者支援センターを中心とした相談支援や研修の充実により、身近な地域における支援機能の強化を図るとともに、発達障がい者支援拠点病院等の関係機関とのネットワークの構築により、地域における支援体制を拡充していきます。また、発達障がい児等療育支援事業所（医療連携型）による医学的知見に基づく療育支援を進めていきます。

●医療的ケア児者の支援の充実

医療的ケア児者とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療的ケア児支援センターにおいて、ワンストップ相談支援や緊急時の一時預かり等の支援を行うとともに、支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所や在宅医療を提供する医療機関の確保、介護する家族の負担軽減を図るためのレスパイト事業、障がい福祉サ

16 高齢者、障がいのある人への支援

ービス事業所等の介護職員等が受講する喀痰吸引等研修費用の助成を行います。

また、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、在宅医療を提供する医療機関の確保等、医療的ケア児の在宅医療の推進を図ります。

④障がいの特性に応じた就労支援

●障がいのある人の収入向上

障がい者施設で働く障がいのある人の収入向上を図るため、障がいのある人がつくる「まごころ製品」の売上拡大に取り組んでいます。

令和3年7月に（公財）日本財団と締結した収入向上にかかる連携協定に基づく「就労支援の場」の設置等により、障がい者施設による物品・役務サービスの供給の円滑化に資する共同受注を推進するとともに、IT 業務の共同受注体制の強化に取り組んでいます。

併せて、「障害者優先調達推進法」に基づき、「まごころ製品」の調達の推進を図るための方針を策定し、全庁的に障がい者施設からの調達の推進に取り組みます。

●農福連携

障がいのある人が働きやすい環境を整えるため、一連の農作業を細分化する手法や配慮する点などを学ぶための農福連携講座を開催します。

また、農業人材の確保や障がい者の賃金向上を図るため、農業分野における障がい者の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

さらに、「農業」と「福祉」の連携をより推進していくために、農業に取り組む障がい者施設がつくる農作物等を販売する農福連携マルシェの開催等を行います。

⑤福祉のまちづくりの推進

社会、文化、経済その他様々な分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くためには、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者をはじめすべての県民が、建築物や道路、公園等を安全かつ快適に利用できるようにすることが必要です。このため、普及、啓発活動等を通じて、行政、民間事業者、県民が一体となって段差などのバリア（障壁）を取り除いていく「福祉のまちづくり」を推進しています。

●バリアフリー

公共施設や建築物、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化を促進します。

道路空間においては、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、駅・住宅・公共施設等の周辺に指定されている重点整備区域内の道路についてバリアフリー化を推進します。

●ふくおか・まごころ駐車場事業

公共施設や民間施設などの障がい者等駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として

16 高齢者、障がいのある人への支援

登録し、障がいのある人や高齢者、妊産婦など車の乗り降りや移動に配慮が必要な人に利用証を交付することで、安全に安心して駐車できるよう支援しています。

●県庁舎における対応

全ての所属において耳マークを掲示し、申し出により、筆談で対応するとともに、県庁や県の出先機関の窓口に設置された二次元コードを読み込むことにより、手話通訳者につながる遠隔手話通訳サービスを行っています。また、(一財)日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を県庁の代表電話や各出先機関に導入しています。県庁総合案内、県民相談室及び出先の保健福祉環境事務所等においては、話し手の声を聞こえやすくする機器を設置しています。また、必要に応じ、行先まで職員が同行して案内するようにしています。

●広報

各戸配布広報紙「福岡県だより」の録音版、点字版及び音声コード版並びに県の魅力を伝える広報誌「グラフふくおか」の点字版(点字ふくおか)の製作・配布、広報テレビ番組の字幕放送、知事記者会見の手話通訳及び県公式 YouTube チャンネルで配信する知事記者会見等の動画への字幕付与を行っています。

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインに関する県の取組を、ホームページ上で情報発信しています。

(1) DV 防止対策及び被害者支援

- ・ 令和7年度の本県における配偶者暴力相談支援センターで受けた DV (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力) 相談件数は 2,480 件、令和7年の県警察における DV 事案の相談等件数は 3,012 件と依然として高水準であり、DV は未だ深刻な社会問題となっています。
- ・ 交際相手からの暴力である「デート DV」について、若年層では、依然として、男女ともに十分な認識が広まっていないことから、加害者も被害者も生まないための正しい理解の促進が必要です。
- ・ こどもの目の前で行われる DV (面前 DV) は、こどもへの心理的虐待にあたり、こどもに対して著しい心理的外傷を与えます。また、DV とこどもへの虐待が同時に起きる痛ましい事件も発生しています。
- ・ 若年女性、男性、性的少数者、外国人、障がいのある人、高齢者等、DV 被害者の状況も多様化しているため、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援が必要です。
- ・ 本県における令和7年の県警察に寄せられたストーカー事案に関する相談等件数は、1,546 件、検挙件数は 263 件と高水準で推移しています。



①配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

「第6次福岡県男女共同参画計画」に基づき、DV 防止対策や被害者への支援を関係団体と連携しながら行っています。

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者からの相談を受けるとともに、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、今後の生活の方向性に関する相談や問題解決のための支援を行っています。安全確保が必要な被害者については、一時保護を行い、さらに一時保護解除後も、被害者が地域で自立し定着するための支援として、民間シェルターを活用した生活相談、行政機関等への同行、就業支援等を実施しています。

また、「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」を設置し、市町村をはじめ、関係機関によるネットワークづくりに取り組み、情報の共有化や連携強化に努めています。

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた DV 防止キャンペーン、パンフレットやカードの配布などを通じて、DV 防止の啓発や相談窓口の周知を行います。

さらに、将来の加害者と被害者を生まないため、交際相手からの暴力に関する現状、対策、事例、相談窓口等を記載した啓発リーフレットを中学生と高校生に配布するほか、交際相手からの暴力について専門知識を持つ NPO 等の講師を、中学校や高等学校に派遣しています。

性暴力や虐待被害などの困難な状況におかれ、自ら悩みを抱え込み孤立している若年女性に対し、夜間見回りや SNS による声掛けや相談対応、居場所の提供などを行い、自立

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

を支援しています。

男性や性的少数者のDV被害者に対し、専用の相談窓口を設置するとともに、市町村相談担当者の支援、緊急時の安全確保や生活を立て直すための助言等を行っています。

また、被害者支援の一環として、DV加害者からの専用相談窓口を設置するとともに、パートナーへの暴力をやめたいと悩む方を対象とした暴力防止プログラムを実施しています。

県警察では、配偶者や交際相手からの暴力事案については、認知した段階から、その軽重にかかわらず、迅速・的確に対処するとともに、関係機関との緊密な連携を図り、加害者に対する検挙措置及び被害者の保護対策を講じています。

さらに、令和7年度からは、経済的な問題を抱える被害者等に対して転居費用の一部を支出することで、被害者等が安心して暮らせる住環境づくりを支援しています。

配偶者暴力相談支援センター

設置者	施設の名称	相談電話
福岡県	女性相談支援センター	・ 福岡県女性サポートホットライン 070-4442-3893 ・ 福岡県配偶者からの暴力相談電話 (夜間・休日) 092-663-8724
	筑紫配偶者暴力相談支援センター	092-584-0052
	粕屋配偶者暴力相談支援センター	092-939-0511
	糸島配偶者暴力相談支援センター	092-323-0061
	宗像・遠賀配偶者暴力相談支援センター	093-201-2820 0940-37-2880
	嘉穂・鞍手配偶者暴力相談支援センター	0949-22-4070 0948-29-0071
	田川配偶者暴力相談支援センター	0947-42-4850
	北筑後配偶者暴力相談支援センター	0942-34-8111 0946-24-5780
	南筑後配偶者暴力相談支援センター	0943-23-7520 0944-73-3200
	京築配偶者暴力相談支援センター	0930-23-2460
北九州市	北九州市配偶者暴力相談支援センター	093-591-1126
福岡市	福岡市配偶者暴力相談支援センター	092-711-7030

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

②ストーカー対策の推進

ストーカー事案は、加害者が被害者に強い執着心や支配意識を有し、後先を考えず、被害者やその親族等に危害を加えるなど重大事件に発展する可能性が高いという特性があります。

県警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他各種法令を適用し、的確に加害者の検挙や行政命令等の措置を講じるとともに、禁止命令を受けたストーカー加害者に対する連絡を行うほか、自治体等の関係機関や支援団体と連携した避難措置等により、被害者やその親族等の安全確保を図っています。

さらに、令和7年度からは、経済的な問題を抱える被害者等に対して転居費用の一部を支出することで、被害者等が安心して暮らせる住環境づくりを支援しています。

また、地域精神科医療と連携し、精神科医の診察や精神保健福祉士との面談による加害者の更生に向けた取組を推進するなど、被害の未然防止と拡大防止に努めています。

(2) こどもの貧困対策の推進

- ・ 国民生活基礎調査によると、我が国のこどもの貧困率は、平成 30 年に 14.0%だったものが令和 3 年には 11.5%と減少し、改善傾向にあります。
- ・ 本県における生活保護を受給する 17 歳以下のこどもの数は、11,106 人（令和 6 年度）となっており、就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒の数は、80,769 人（令和 6 年度）となっています。
- ・ 本県においては、17 歳以下の生活保護率や小中学校の就学援助率は改善傾向にあるものの、全国平均と比べて高い水準が続いていることから、こどもの貧困状況は、全国より厳しいものとなっています。
- ・ こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、以下の方針で重点的に取り組む必要があります。
 - ① 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援
 - ② 支援が届いていない、又は届きにくいこども・家庭に配慮した対策
 - ③ 生まれた地域によってこどもの将来が異なることのないよう、市町村の取組支援
 - ④ 行政、学校、ボランティア、こども食堂等、地域の関係者が一体となって行う支援



①教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、高校生等を対象に高等学校等就学支援金を支給します。

また、非課税～年収目安 490 万円の世帯や生活保護受給世帯の高校生等を対象に返還の必要がない高校生等奨学給付金（専攻科の生徒については、非課税～年収目安 380 万円の世帯、扶養する子が 3 人以上であれば、年収目安 380 万円～年収目安 600 万円の世帯まで対象となります。）を支給するほか、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、奨学金及び入学支度金を貸与します。

さらに、県内に進路支援コーディネーター 10 名を配置し、生活困窮生徒や就学困難生徒に関する進路情報の収集及び状況把握により、進路決定のための継続した支援を行います。

●生活困窮世帯への支援

生活困窮世帯の小・中学生を対象として、県内郡部において無料の学習会を開催し、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図るほか、中学 2 年生から高校生までのこどもと保護者に対し、大学等進学に向けた学習支援や相談支援を実施しています。また、大学等を受験する 20 歳未満のこどもに対し、入学試験や模擬試験の受験料を助成しま

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

す。

●生活保護世帯のこどもの進路選択の支援

生活保護受給中の子育て世帯に対し、こどもが自分の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう、県保健福祉（環境）事務所に教員経験者などの相談員を配置し、アウトリーチ支援を行います。

②生活の安定のための支援

●基本的生活習慣習得のための取組

小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりのため、就学前児童及びその保護者等の基本的生活習慣習得のための取組を推進します。

●こども支援オフィス

経済的に困っており、様々な悩みや不安を抱える子育て世帯の人の相談に応じる「こども支援オフィス」を県内5か所（粕屋オフィス、水巻オフィス、久留米オフィス、行橋オフィス、田川オフィス）に設置し、ワンストップかつアウトリーチ（出張訪問）型の相談支援や町村役場での出張相談会を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供しています。

③保護者に対する就労の支援

●職業訓練支援

高等技術専門校では子育て中の人を受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。（詳細はⅢ11（2）②に記載）

●就労機会の確保

保護者の就労機会確保に向けて、年代別・対象別の就職支援センターによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っています。

●子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性の就業支援（詳細はⅢ11（2）②に記載）

●ひとり親家庭等の就業支援

ひとり親家庭等の親に対して、県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行っています。令和5年度からは、「ママと女性の就業支援センター」とも連携して、就職あっせん等を実施するなど、就業支援機能を強化しています。また、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成すること等により、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組んでいます。

④経済的支援

●生活に困窮している人への支援

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、生活福祉資金の貸付けを行っています。

●ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活を下支えするため、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の経済的支援を行っています。

ひとり親家庭の親子、父母のいないこどもに医療費の一部助成を行うことにより、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の増進を図っています。

●障がい児への支援

障がい児の健康保持及び福祉の増進のため、障害児福祉手当の支給、重度障がい児医療費の一部助成等の経済的支援を行っています。

(3) ひとり親家庭の支援

- ・ ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うこととなるため、就業をはじめ、こどもの養育や教育、住居等の問題等日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- ・ 収入が少なく経済的に困窮しているひとり親家庭及び寡婦に対して、収入の安定化を図るため、就業支援、養育費の確保、各種資金の貸付等の支援を行う必要があります。
- ・ 特に、母子家庭の母は、離婚時に就業していなかったり、パートや派遣社員等の非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事に就けていない現状があるため、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。



①生活と子育ての支援

●日常生活の支援

ひとり親家庭及び寡婦の一時的な日常生活の支障に対し、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進しています。

ひとり親家庭等の児童に大学生等のボランティアを派遣し、学習を支援するとともに、こどものよき理解者として進学相談等に応じています。

ひとり親家庭及び寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う保健福祉（環境）事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修等により資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図っています。

保護を必要とする母子家庭については、住居を確保するとともに、生活の自立とこどもの福祉を増進するため、母子生活支援施設への入所等適切な対応を行っています。

家計、育児、自身の健康面の不安など生活上の悩みを持つ母子家庭に対して、一定期間の母子生活支援施設の利用による相談支援を行っています。

●保育所への優先入所

市町村におけるひとり親家庭のこどもの保育所への優先入所の取組を支援するため、保育所の利用の調整を行う市町村に対する助言・指導を行っています。

●放課後児童クラブの優先利用

市町村における放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。

●ひとり親世帯の優先入居

県営住宅の抽選方式募集において、倍率優遇措置等を行うことで、ひとり親世帯の住宅確保を支援します。

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

②就業支援

●相談・就業支援

県内3か所に設置している「ひとり親サポートセンター」において、就業支援を行っています。（詳細はⅢ17(2)③に記載）また、時間に制約のあるひとり親でも気軽に相談できるよう、SNS相談窓口も開設しているほか、AIチャットボットにより、ひとり親からの質問に24時間365日対応しています。

さらに、自立支援プログラムを作成し、一人一人に合った支援方法を選択することにより、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行っています。

●住居費の貸付

自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費（家賃）の貸付を無利子で行っています。

●資格取得支援

ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給すること等により、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組んでいます。

●職業訓練

高等技術専門校では、子育て中の人を受講しやすいよう、託児サービス付の職業訓練を実施しています。（詳細はⅢ11(2)②に記載）

③養育費の確保支援

養育費の重要性を広く認識してもらうため、市町村窓口における離婚手続き時の啓発用チラシの配布等を行っています。

ひとり親家庭や離婚を考えている方を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談等を行っているほか、電話による月1回の弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施しています。また、ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な人に対して、都合のよい時間と場所で弁護士に無料で1時間相談できるクーポンを発行しています。

公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図っています。

④経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に、児童扶養手当を支給しています。

ひとり親家庭の親子、父母のいないこどもを対象に医療費の一部を助成しています。

生活の維持やこどもの修学等で経済的に困っているひとり親家庭や寡婦の経済的自立、

17 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金として、各種資金の貸付を行っています。

(4) 生活困窮者等の支援

- ・ 近年、本県の生活保護世帯数は、減少傾向で推移（令和6年度 93,655 世帯）しています。高齢化の進行に伴い、高齢者世帯が全体の半数を占め、今後の増加も見込まれることから、障がい者世帯、傷病者世帯等と合わせ、最低限度の生活を保障していく必要があります。一方、生活保護世帯の自立を助長するため、世帯の状況に応じた支援、稼働能力のある世帯への就労支援の強化が課題となっています。
- ・ 本県の生活保護受給者の約9割が医療扶助を受給しており、令和6年度の生活保護費に占める医療扶助費の割合は 58.1%と高いため、必要な医療を確保したうえで、不適正な頻回受診、重複受診の是正等、医療扶助の適正化を図る必要があります。
- ・ 生活困窮者は、就労や健康、住まい、家庭の問題等の課題を複数抱えていることが多く、その課題は複雑かつ多様化しており、早い段階での包括的な支援が求められています。
- ・ 本県のホームレスの人数は、ピーク時の 1,237 人（平成 21 年 1 月）から 121 人（令和 8 年 1 月）と大幅に減少しています。今後とも、ホームレスからの脱却に向けた支援とともに、新たに又は再びホームレスとなることを防止する取組が必要です。
- ・ 中国残留邦人やその家族を含めた本県の国費帰国者は、令和 8 年 4 月現在で 303 名となっています。
- ・ 中国帰国者は、言葉、文化、生活習慣等の違いによる問題を抱えているほか、高齢化により年々自立が難しくなっており、自立への支援と生活の安定が課題となっています。



①生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

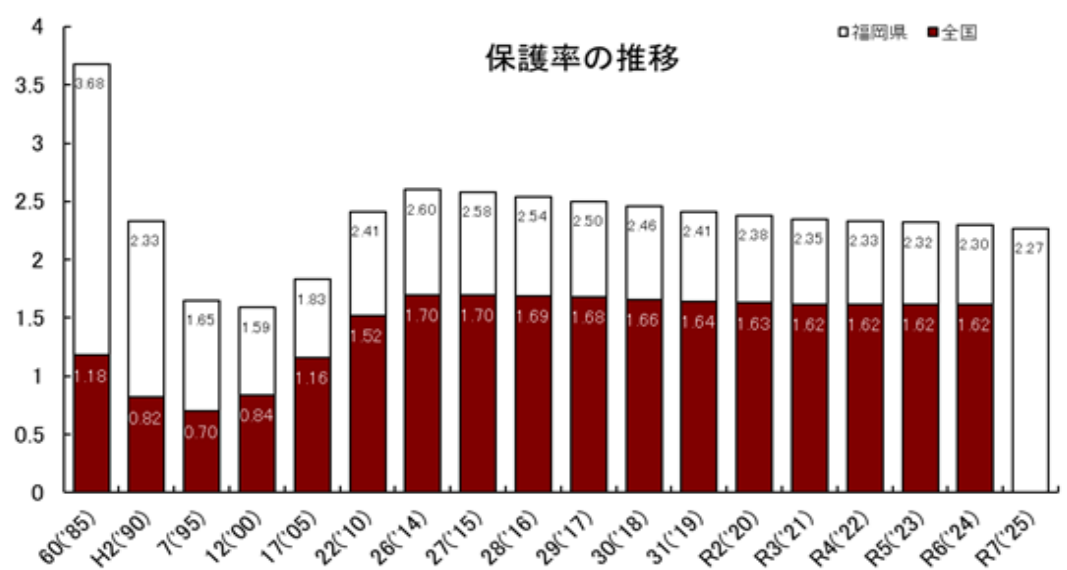
1) 生活保護受給者の自立支援・適正実施の推進

本県の生活保護率（人口百人当たり被保護人員の割合）は、エネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、筑豊地区を中心に被保護世帯が急増したため、昭和 35 年度には全国最高（3.46%、（全国 1.74%））となりました。

59 年度以降は、景気が回復したことや年金制度の充実が図られたこと等により、減少傾向で推移しましたが、平成 9 年度以降は景気低迷の影響を受け、生活保護率は増加傾向となり、20 年度からは、急速な雇用情勢の悪化などの影響を受け、都市部を中心に増加が拡大し 25 年度まで増加していましたが、26 年度からは、僅かではありますが、減少しています。

1 7 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

(単位: %)

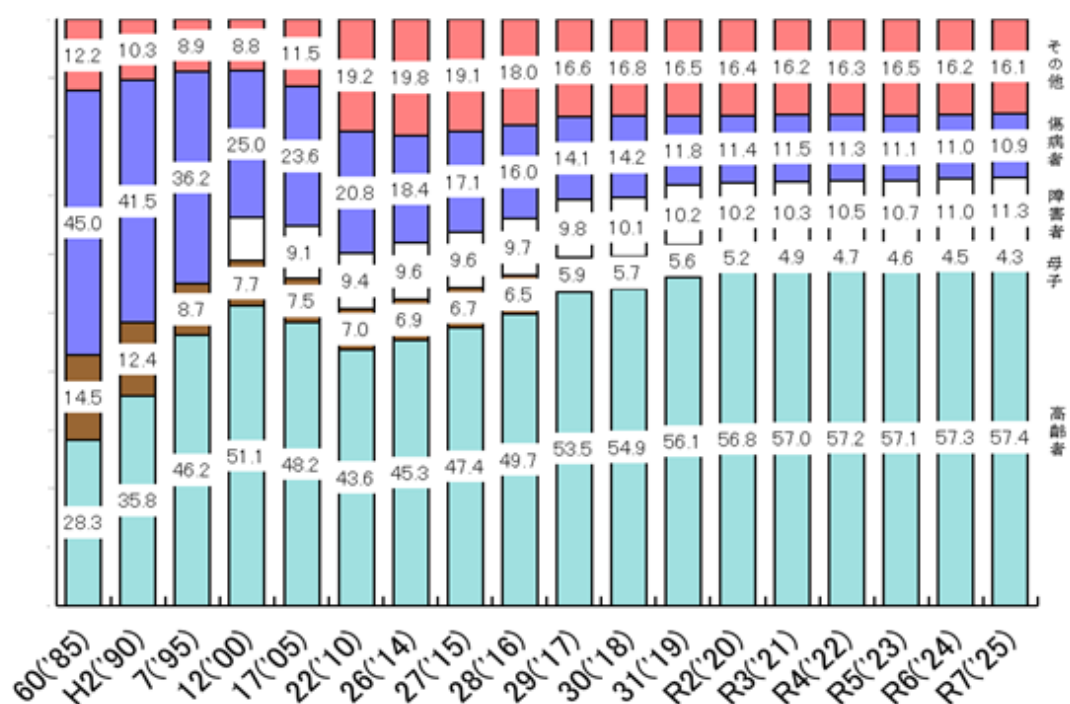


資料：県保護・援護課「福岡県的生活保護」(年度平均)
：令和7年度全国保護率は未発表

年度

世帯類型別被保護世帯 構成比の推移

(単位: %)



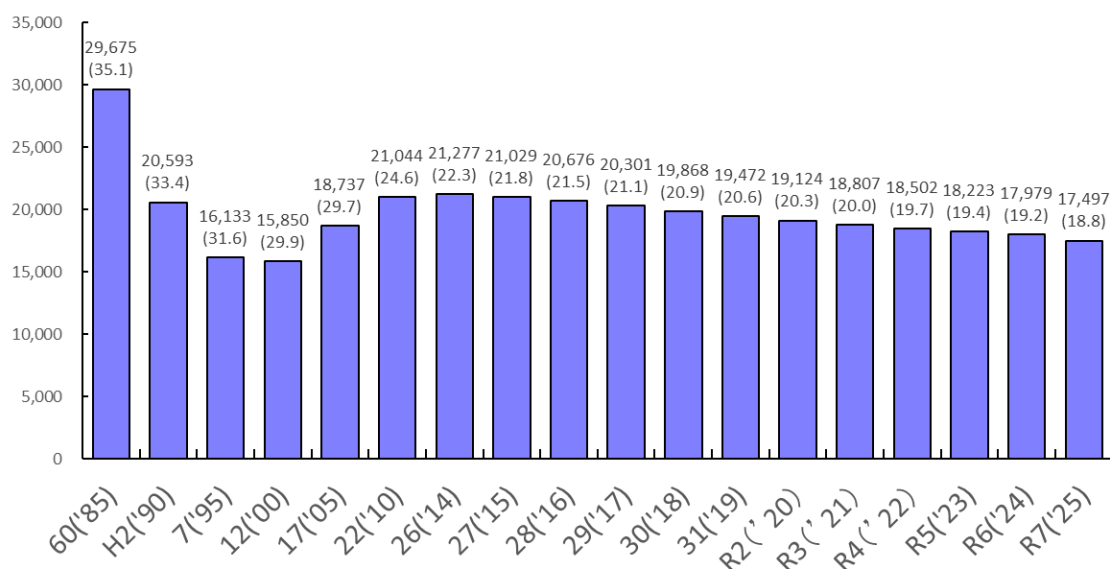
資料：県保護・援護課「福岡県的生活保護」(年度平均)

注1)：平成11年度から傷病障害者世帯を障害者世帯、傷病者世帯に区分して集計。

注2)：平成17年度から高齢者世帯の定義変更。

1 7 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

筑豊地区の被保護世帯数の推移



資料：県保護・援護課「福岡県的生活保護」〈年度平均〉

注：1) 筑豊地区とは、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、
嘉麻市及び遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡の6市4郡。
2) () 内の数値は政令市・中核市を含む世帯数に対する比率。

生活保護世帯の就労による自立に向け、稼働能力のある受給者に対して、職業カウンセラーによる支援計画作成、職業訓練、就職支援及び就職後の職場定着支援を一体的に行います。また、社会生活や日常生活の自立に向け、様々な課題を抱える生活保護受給者に対し必要な支援を行います。

高等技術専門学校では、生活保護受給者も対象とした職業訓練を実施しています。

また、不適正な頻回受診、重複受診については、適正受診指導等の取組により、医療扶助費の適正化を推進します。

本県では、生活保護制度の目的である最低生活の保障と自立助長の観点から、生活保護の適正な実施に努めています。

2) 生活困窮者等の自立支援

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮への支援（第2のセーフティネット）を抜本的に強化するものです。平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第108号）に基づき、福祉事務所設置自治体（市又は県（町村部に限る））は、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心に行います。そこでは個々の生活困窮者の状況に応じ、生活困窮者への相談支援を実施するほか、住居確保給付金の支給、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、家計管理の支援等を行うことで、自立の支援を行います。

1 7 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援

本県では、北九州外 28 市においては各市が自立相談支援機関を設置し、町村部については、県が 31 町村を 5 地域に分け、各地域に 1 か所の福岡県自立相談支援事務所（糟屋郡、遠賀郡・鞍手郡、朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡、嘉穂郡・田川郡、京都郡・築上郡）を設置し、町村やハローワークなど関係機関と連携して取組を進めています。

令和 6 年 3 月に策定した「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第 5 次）」に基づき、市町村間の調整への支援、情報提供及び啓発広報活動などを行うとともに、県や関係市、関係機関、NPO などで構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」を設置し計画を推進しています。

②中国帰国者及び戦傷病者等の援護

1）中国帰国者への支援

中国帰国者の地域での生活を支援するため、支援・相談員や自立支援通訳を派遣し、日常生活に必要な援助を行っています。また、自立を図るために就労相談員を派遣し、関係機関と連携して就労相談を実施しています。

中国帰国者の生活状況等を把握するため、中国帰国者生活相談・ふれ愛電話事業により、定期的な電話や訪問を実施しています。

2）戦傷病者等への支援

先の大戦により公務上の傷病にかかり、一定程度以上の障がい有する方や療養の必要がある方に対して、「戦傷病者手帳」を交付しています。

「戦傷病者手帳」をお持ちの方に対して、療養費の支払いや、戦傷病者乗車券引換証交付等の各種給付を行っています。

戦没者の遺族に対し、遺族年金や各種給付金等の給付や相談対応を行っています。

(1) 人権教育・人権啓発の推進

- ・ 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職場等の社会生活の様々な場面において存在しています。
- ・ 部落差別（同和問題）に関しては、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。
- ・ 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する暴力・虐待等深刻な人権侵害も依然として発生しています。また、性的少数者に対する偏見や差別等の人権問題が顕在化しており、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ等も課題となっています。
- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行ったりする等の問題が発生しています。
- ・ 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進み、本県においては「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。



①人権尊重の意識や行動の定着

●偏見や差別のない人権尊重の社会

人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」（平成 15 年策定、30 年改定）に基づき、あらゆる機会をとらえ、県民一人一人の人権意識を高め、差別や偏見を解消するための人権教育・啓発の充実を図っていきます。

また、（公財）福岡県人権啓発情報センターにおいて、常設展示や同和問題啓発強調月間、人権週間行事における啓発事業の一層の充実を図り、人権問題に係る啓発を推進します。

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

●人権教育の推進

近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行される等、個別の人権課題についての法整備が進んでいます。

このような人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、平成30年3月に改定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえ、県民一人一人の人権意識を高め、差別や偏見を解消するための人権教育・啓発の充実を図っています。

また、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、31年3月に公布・施行した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に示された責務に鑑み、これまで培われてきた同和教育の成果等を踏まえつつ、全ての人の基本的人権を尊重する教育を推進しているところです。

学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導資料や人権教育学習教材の活用を推進しています。

さらに、人権教育を通して培われた知識や様々な技能、態度をもとに、課題を自ら発見し、他者と協力しながら学びを深め、論理的に思考・判断し、人権問題の解決に向けて主体的に行動していく総合的な課題解決能力を育成するための研修プログラムを実施します。

加えて、教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

●公正採用選考の推進

差別のない公正な採用選考を推進するため、関係機関と連携しながら、企業を対象にした研修の実施や企業における公正採用選考人権啓発推進員の設置推進を行っています。また、公正採用選考に係るホームページの作成、啓発冊子やチラシの配布等を行い、企業や求職者に対する周知を行っています。

②人権施策の推進

●部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）について、「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、平成31年3月に公布・施行した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査に取り組みます。相談体制の充実については、福岡県弁護士会と連携し、弁護士による無料の電話法律相談を実施します。教育及び啓発については、法律や条例の周知を図るため、ポスター、

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

リーフレット、新聞広告、テレビスポット CM などを活用して啓発を行います。また、部落差別の実態に係る調査を行うとともに、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、サイト管理者等に対し、削除要請を行います。

●女性

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせたDV防止キャンペーン、パンフレットやカードの配布などを通じて、DV防止の啓発や相談窓口の周知を行います。また、将来の加害者と被害者を生まないため、中学生、高校生向けDV啓発リーフレットの配布や学校への講師派遣など若年層向けの取組も行います。

●こども

令和4年4月1日に施行した、「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」に基づき、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもの自立支援、再発防止までの一連の事業を総合的に実施するため、引き続き児童相談所の機能強化や市町村との連携強化等に取り組めます。

●高齢者

高齢者の社会参加を促進するため、「スポーツフェスタ 福岡県民ねんりんスポーツ大会」及び「ふくおか県芸術文化祭 ねんりん文化交流大会」を開催するほか、生涯現役チャレンジセンターにおいて企業、NPO・ボランティア団体とのマッチングを実施します。

また、高齢者の総合相談窓口となる地域包括支援センターの運営について財政的な支援を行うとともに、高齢者の尊厳が尊重されるよう、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とした高齢者虐待防止に係る研修を実施します。

●障がいのある人

障がい者虐待防止のため、障がい福祉サービス事業所等の職員・市町村窓口職員等を対象とした障がい者虐待防止研修を実施します。また、障がいを理由とする差別の解消に向け、相談及び紛争防止等の体制の整備、障がい者差別解消支援地域協議会の運営、事業者に対する研修を推進します。

●性的少数者

性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、啓発や取組を推進します。（詳細はⅢ15（1）①に記載）

●外国人

県と国等の外国人材に係る専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPEN センター」を設置し、生活や就労、在留資格等に係る外国人からの相談にワンストップで対応しています。さらに、市町村が窓口で受ける外国人からの相談に対し、三者間通話・通訳サービスを活用して、多言語による相談対応を支援しています。

また、ハイトスピーチ解消に関する啓発動画を映画館や県庁ロビー等で放映し、ハイトスピーチは許されないという認識を広め、その解消を図るための啓発を推進します。

18 人権が尊重される心豊かな社会づくり

●HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV検査普及週間及び世界エイズデーに合わせた各保健福祉（環境）事務所等での普及啓発や医療従事者、福祉施設職員への研修、また、ハンセン病問題を正しく理解することに主眼を置いた啓発事業の実施など HIV感染者・エイズ患者及びハンセン病患者・元患者や家族等への偏見や差別を解消するための取組を実施します。

●インターネット

インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、サイト管理者等に対し、削除要請を行います。

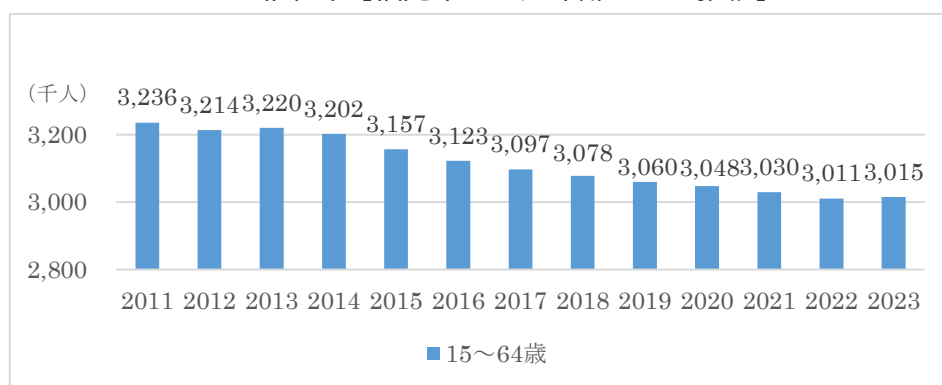
●さまざまな人権課題

ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題等について、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。

(1) 外国人材が活躍できる地域づくり

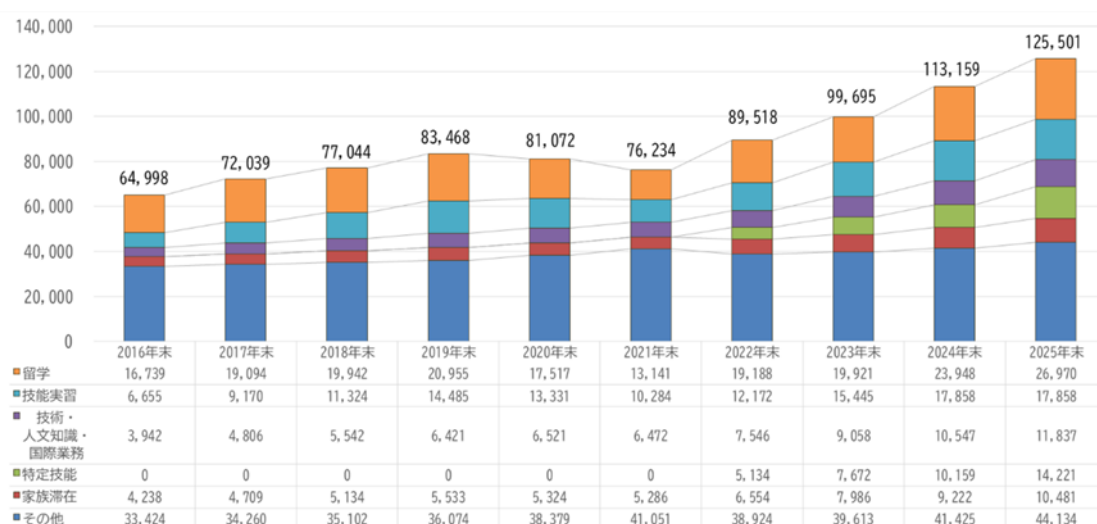
- ・ 本県は、少子高齢化の進行により、生産年齢人口が平成12年をピークに減少しており、働き手や地域社会の担い手不足が深刻化していくことが見込まれています。(図1)
- ・ 一方で、県内に在住する外国人の人口は増加傾向にあり、特に技能実習生や留学生といった外国人材の増加が顕著となっています。(図2)
- ・ 今後、人口減少社会の中で地域の活力を維持していくためには、県内企業の働き手や地域社会の新たな担い手として外国人材に活躍してもらうことが不可欠です。
- ・ このため、外国人材が、安全・快適に暮らし、働きやすく、地域社会に参画しやすい環境を整備することにより、世界から外国人材を本県に呼び込む必要があります。

(図1)【福岡県の生産年齢人口の推移】



資料：住民基本台帳

(図2)【福岡県の在留資格別在留外国人数】



資料：法務省「在留外国人統計」



19 外国人材に選ばれる地域づくり

さらに、医療機関が行う外国人看護師候補者への日本語学習支援等の取組に対して助成します。

このほか、介護職種の技能実習生及び特定技能外国人を対象に、介護技術や日本語の基本を学ぶ研修を実施します。また、介護施設等が行う外国人介護職員とのコミュニケーション支援や学習支援等の取組に対して助成します。

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、企業向け相談窓口を設置し、企業の懸念や疑問を解決できるよう支援するとともに、事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理について啓発を実施しています。（表1）

また、登録支援機関等の業務における課題の解消や、各機関の実情にあった効果的な取組についての理解を深めてもらうため、県内各機関相互の研鑽を目的としたセミナーを開催しています。

（表1）福岡県外国人材受入企業相談窓口

場所	連絡先	対応日時	県ホームページ
福岡市博多区東公園 2-31 福岡県行政書士会館内 (※県から福岡県行政書士 会に業務委託)	電話：0120-86-2905 メール：soudan01@gyosei- fukuoka.or.jp FAX：092-631-0580	月～金（祝日・年末年始を除 く） 10:00～17:00 ※メールは随時受付	「福岡県外国人材受入企業相談窓口」 のご案内 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokujin01.html

資料：県就業支援課

③外国人材の地域社会への参加促進

県内在住の留学生や JICA 海外協力隊等海外活動経験者を講師として派遣し、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図る「国際理解教室」を開催しています。

また、（公財）福岡県国際交流センターにおいて、県民に対する国内外の情報提供、広報啓発、国際交流団体への支援、ボランティアの育成などの交流促進事業を行っています。

④外国人との共生社会形成に向けた相互理解促進

外国人の配偶者や子どもなど日本語が全く分からない「日本語ゼロ初級者」向けの日本語教室の開設する市町に対し、専門家により助言を行い、教室の支援をしています。

また、（公財）福岡県国際交流センターにおいて、留学生など新規入国者向けに、日本の生活マナーや交通ルール等を学んでもらうオリエンテーションを開催しているほか、在住外国人が講師となり、「外国人コミュニティ」や「日本語学習」の現状など、生活者としての外国人の声を県民に直接届ける「多文化共生ひろばカフェ」を開催しています。

(2) 海外との地域間交流・国際貢献の推進

- ・ 本県は、米国・ハワイ州、中国・江蘇省、タイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市との姉妹提携・友好提携や 24 か国・地域 39 か所に設置された海外福岡県人会、本県で学んだ留学生が組織する元留学生会等を活用し、地域間交流を進めています。
- ・ また、アジアの諸地域との環境協力協定や九州唯一の国連機関である国連ハビタット福岡本部への支援を通じ、国際協力・貢献に取り組んでいます。
- ・ さらに県内には、アメリカ領事館をはじめ、韓国、中国、ベトナム、タイ、インドの総領事館のほか多くの名誉領事館が設置され、本県と海外とをつなぐかけ橋となっています。
- ・ 国際的に活躍する県民や企業を増やし、海外からの優秀な人材の誘致を進めるためには、これらのネットワークを活かし、アジアをはじめ世界の諸地域と経済、環境、青少年育成等多様な分野で交流・協力関係を構築し、国際社会における本県の知名度や存在感を一層高めていくことで、「世界から選ばれる福岡県」を目指す必要があります。
- ・ 併せて、県内企業等で積極的に国際協力・貢献等に取り組む人材を育成する必要があります。



①地域間交流・連携の推進

本県では、昭和 56 年に米国・ハワイ州、平成 4 年に中国・江蘇省、18 年にタイ・バンコク都、19 年にインド・デリー準州、20 年にベトナム・ハノイ市とそれぞれ友好提携等を締結し、経済、環境、文化、教育、観光、青少年育成などの幅広い分野において交流を行っています。また、オーストラリアとの交流を進めています。

令和 8 年度は、オーストラリアニューサウスウェールズ州との間で水泳を通じた交流を実施します。

韓国南岸地域（釜山広域市、全南光州統合特別市、慶尚南道、済州特別自治道）とは、佐賀県、長崎県、山口県とともに、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を開催し、水産や観光などをテーマに多様な共同交流事業を進めています。

このほか、本県では市町村の国際交流や海外自治体との友好提携を支援しており、現在、県内 12 の市町が 14 か国 31 自治体と友好提携を締結しています。

本県から海外へ移住した人々が組織する海外福岡県人会は、移住国と本県とを繋ぐ交流の窓口・かけ橋として貴重な財産となっています。このため本県では、県人会の更なる活性化と後継者育成を目的として、県費留学生の受け入れや各県人会の子弟を本県に招

19 外国人材に選ばれる地域づくり

へいする事業を実施しています。

また、県人会活動の情報共有や母県福岡との関係強化を目的として、平成4年から3年ごとに海外の県人会が一堂に会する「海外福岡県人会世界大会」を開催しています。

②国際協力・貢献の推進

本県では、アジア諸地域の環境課題解決に貢献するため、県内に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、環境協力を推進しています。

具体的な取組として、アジア諸地域から環境施策の中核を担う行政官を本県に招き、環境技術・政策等に関する研修を行う「国際環境人材育成事業」を平成18年度から実施しています。本事業の実施により、アジア諸地域における環境問題の解決に貢献するとともに、環境分野における人的ネットワークの構築を目指しています。(表1)

また、国際環境人材育成事業を通して構築した人的ネットワークを活用しながら、アジア諸地域の環境改善に向けた国際環境協力事業を実施しています。(参考1)

このほか、地元自治体や経済界等と連携した国連ハビタット福岡本部への支援を通じて、アジア太平洋地域のまちづくりに貢献するとともに、国連ハビタット福岡本部と連携し、国際協力に対する県民・企業の理解促進に努めています。

(単位:人)

国 地域 年度	アセアン・インド													総 計	
	中国				アセアン・インド										
	江 蘇 省	山 東 省	遼 寧 省	小 計	ベトナム			タイ			デ リ ー 準 州	中 央 政 府	マ レ ー シ ア		小 計
					ハ ノ イ 市	中 央 政 府	地 方 政 府	バ ン コ ク 都	中 央 政 府	地 方 政 府					
18年度	4	2	1	7	2	-	-	2	2	-	1	1	8	15	
19年度	4	2	1	7	0	-	-	2	2	-	0	-	4	11	
20年度	4	2	1	7	2	-	-	2	2	-	1	-	7	14	
21年度	4	2	1	7	3	-	-	2	2	-	1	-	8	15	
22年度	4	2	1	7	2	-	-	2	2	-	0	-	6	13	
23年度	5	2	1	8	4	-	-	2	2	-	0	-	8	16	
24年度	4	1	1	6	2	-	-	3	2	-	1	-	8	14	
25年度	3	2	2	7	2	-	-	8	2	-	2	-	14	21	
26年度	4	2	-	6	4	-	-	6	2	-	2	-	14	20	
27年度	4	2	-	6	2	-	-	9	2	-	1	-	14	20	
28年度	3	2	-	5	2	-	-	2	5	5	1	-	15	20	
29年度	4	-	-	4	2	2	4	9	2	1	1	-	21	25	
30年度	2	-	-	2	2	-	6	2	2	-	1	-	13	15	
R1年度	4	-	-	4	2	-	-	2	2	-	2	-	8	12	
R5年度	3	-	-	3	2	-	-	2	-	-	-	-	4	7	
R6年度	4	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	4	8	
R7年度	4	-	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	4	8	
受入人数	64	21	9	94	37	2	10	59	31	6	14	1	160	254	

資料：県環境政策課

(表1) 国際環境人材育成事業における海外行政官受入人数

※令和2～4年度は、新型コロナウイルスの影響により、受入研修に代えてオンライン研修を実施(研修実績266人)。

19 外国人材に選ばれる地域づくり

- ・中国向けコース：60 人
 - ・アセアン・インド向けコース：63 人
 - ・個別プロジェクト推進コース（ベトナム・フエ省、タイ・バンコク都）：143 人
- （参考1）現在取り組んでいる主な国際環境協力事業
- ・ベトナム・ハノイ市における県内企業と連携した環境技術の導入支援
 - ・ベトナム・フエ市（旧フエ省）における福岡方式廃棄物処分場の整備への支援
 - ・タイ・バンコク都におけるごみ減量化支援
 - ・インド・デリー準州の環境改善に向けた協力

③国際的に活躍する人材の育成

姉妹提携先との交流では、米国・ハワイ州とフードビジネス分野における人材育成交流事業を実施します。また、友好提携先との交流では、タイ・バンコク都とアントレプレナーシップ（起業家精神）人材育成プログラム、ベトナム・ハノイ市と日本語教育分野での交流を実施します。

また、国連ハビタット福岡本部と連携し、国連機関やグローバル企業で必要とされる英語運用能力やマネジメント能力を身に着けた即戦力グローバル人材を育成するプログラムを実施します。

(1) 犯罪や事故のない地域づくりの推進

- ・ 本県の暴力団勢力は減少しているものの、県内には依然として全国最多となる5つの指定暴力団が本拠を置いており、暴力団によると見られる重要事件が未解決であるほか、近年、一部の暴力団は、二セ電話詐欺等を広域的に敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」と共謀し、資金を獲得している実態が認められる等、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策を始めとする組織犯罪対策を強化する必要があります。
- ・ 令和7年の飲酒運転による交通事故の発生件数は、96件と、6年ぶりに増加に転じた令和6年と同数であるなど、飲酒運転撲滅に向けて更なる取組の強化が必要です。
- ・ 令和7年中、飲酒運転による交通事故を起こした者の約8割が高濃度のアルコールを体内に保有した状態である等、酒の影響があることを十分認識しながら運転する悪質なドライバーの存在が認められます。
- ・ 本県の性犯罪の認知件数は、5年ぶりに減少に転じたものの、依然として高水準で推移していることから、引き続き、性犯罪やその前兆となる声かけ・つきまとい等の被害防止に向けた予防対策や性犯罪の早期検挙に向けた対策等を推進する必要があります。
- ・ 本県の刑法犯認知件数は、4年連続で増加しており、また、県民の身近で発生する二セ電話詐欺やサイバー犯罪等については、社会の情勢の変化を背景に、手口が多様化・巧妙化する等、その対策が課題となっています。
- ・ また、刑法犯の検挙者の約半数が、再犯者となっている現状があります。
- ・ 令和7年の交通事故発生件数は、17,368件（前年比-1,105件）、交通事故死者数は85人（前年比-6人）といずれも減少したものの、依然として、交通事故死者数における高齢者の割合が半数以上を占めています。
- ・ 令和7年の自転車関連の交通事故発生件数は、2,689件（前年比-186件）、自転車乗用中死者は12人（前年比-1人）といずれも減少したものの、自転車対歩行者の交通事故は近年横ばいで推移しており、そのうちの半数以上が歩道上で発生しているなど、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る広報啓発活動や安全で快適な自転車通行空間の確保が求められています。
- ・ 令和7年中の薬物事犯の検挙人員は、857人（前年比-28人）と減少したものの、依然として高水準で推移しており、大麻事犯の検挙人員も408人（前年比-58人）と減少したものの、依然として若年層の占める割合が高く、その蔓延が懸念されています。
- ・ 近年、国外においては、車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生しており、国内においても、要人や重要施設に対する襲撃事件のほか、不特定多数の者が集まる施設等において刃物による無差別殺傷事案などが発生しています。テロ等不法行為による事件は、手段や態様が多様化しており、どこでも起こり得る状況と言え、テロ等に対する平時からの備えが求められています。



20 安全で安心して暮らせる地域づくり

①暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

未解決重要事件を始めとする暴力団犯罪に対する取締り、暴力団員の離脱・就労支援、暴力団事務所の撤去等の社会全体が一体となった暴力団排除活動、対立抗争事件への警戒や暴力団等から県民を守る保護警戒活動など、引き続き、総合的な対策を推進していきます。

併せて、匿名・流動型犯罪グループ対策については、あらゆる法令を駆使した検挙と犯罪収益の剥奪を徹底するとともに、犯罪組織の資金を剥奪するため、集団民事訴訟の提起を支援する活動や各種広報媒体を活用した広報啓発、暴力団排除教室等を通じた、いわゆる「闇バイト」の危険性の周知による犯行に加担させないための対策等を強力に推進していきます。

②飲酒運転撲滅対策の推進

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、県、市町村、警察、関係機関等と連携し、飲酒運転撲滅の日（毎月 25 日）や飲酒運転撲滅週間（8 月 25 日から 31 日）を中心に交通安全教育用 VR、飲酒運転撲滅啓発動画「未来への道標」等を活用した交通安全教育、広報啓発活動等を展開しています。

また、飲食店を起点とした飲酒運転の抑止のため、関係機関・団体と連携し、「飲酒運転撲滅 100 日チャレンジ作戦」を実施し、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進していきます。

加えて、飲酒運転を見掛けた際の 110 番通報義務の周知、飲酒運転通報訓練の実施に向けた働きかけ等に努めるとともに、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録の拡大等、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく取組を着実に推進していきます。

さらに、飲酒運転の実態に即した実効ある取締り、いわゆる飲酒運転周辺者三罪（「車両等提供罪」、「酒類提供罪」及び「同乗罪」）等の摘発に向けた捜査を実施し、飲酒運転を徹底検挙しています。

このほか、飲酒運転違反者等に対する受診等義務の履行を促進するため、アルコール依存症に関する診察を受けることのできる医療機関の指定、保健所や県庁での適正飲酒指導の実施、義務未履行者に対する架電による受診勧奨、指定医療機関の受診費用の助成等に取り組んでいます。

③性犯罪をはじめとする性暴力根絶対策の推進

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）」の規定に基づき、児童・生徒に対して性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を創設し、性暴力根絶

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

に向けた教育・啓発活動を推進しています。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」では、24 時間 365 日、被害者からの相談を受けるとともに、医療機関等への付添いなど、いつでも必要な支援を行うことができるよう、性暴力被害に特化した相談体制を整備しています。また、「福岡県性暴力加害者相談窓口」を設置し、再犯防止専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援及び問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介等により、性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援しています。

性犯罪やその前兆となる声かけ・つきまとい等の被害を防止するため、防犯アプリ「みまもっち」を始めとする情報発信媒体を活用して事件情報・防犯対策情報を発信しているほか、学校、企業等と連携して性犯罪等の被害防止に向けた防犯教室を実施するなど、子どもや女性の自主防犯行動を促す広報啓発及び防犯教育を推進しています。

自治体等への働きかけによる街頭防犯カメラ等の設置や、セキュリティ・マンション・アパート（防犯性能の高い賃貸集合住宅）の普及促進等により、性犯罪の起きにくい環境整備に取り組んでいます。

防犯カメラ画像の収集・精査や適正な証拠資料の採取など、迅速・的確な初動捜査を徹底するとともに、科学捜査や捜査支援システムを活用した防犯カメラ映像の解析等各種捜査を推進し、性犯罪の早期検挙を図ります。

【福岡県の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）認知件数等の推移】

区分/年	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
認知件数	3 2 1	2 2 8	2 5 1	2 8 1	3 6 2	4 8 2	4 3 7
全国順位	5 位	8 位	7 位	8 位	1 0 位	1 1 位	1 7 位
検挙件数	3 1 3	2 1 9	2 1 2	2 1 0	2 6 0	3 5 7	3 8 5
検挙人員	2 2 1	1 6 8	1 7 9	1 6 9	2 2 9	2 7 3	3 2 6

※ 単位は、認知件数及び検挙件数が「件」、検挙人員が「人」

（資料：県警察刑事部捜査第一課）

順位は、人口 10 万人当たりの性犯罪認知件数の順位

④県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

「安全・安心まちづくり条例」に基づき、地域で取り組まれている自主防犯ボランティア活動の支援や、「ながら防犯」に取り組む企業・団体を登録する「みんなで防犯応援隊運動」を推進しています。

また、犯罪の起きにくい地域づくりを推進するため、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施など、自主防犯ボランティア団体に対する各種支援を行っているほか、街頭防犯カメラ等の設置促進等により、県民の防犯意識の向上及び防犯環境の整備に努めています。

このほか、ニセ電話詐欺を根絶するため、県警の防犯アプリ「みまもっち」に各種詐欺の疑似体験機能を追加するとともに、令和 8 年度には、国際電話及び詐欺電話をブロックする機能を追加する予定です。また、「ニセ電話気づかせ隊」を始めとする関係機関・団

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

体による被害阻止や広報啓発など、県民運動の展開等による予防活動を推進するとともに、各種捜査を通じて犯人グループの検挙・解体や犯罪収益の剥奪を徹底しています。

⑤サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

県警察では情報通信技術の進展や社会情勢の変化に応じて変容するサイバー事犯の取締りを推進しています。

また、「サイバーセキュリティに関する協定」の活用や「福岡県サイバー攻撃対策協議会」の運営をはじめ、産業界・学術機関との連携をより一層強化し、対処能力の高度化を図るとともに、県民が被害に遭わないためのタイムリーな情報発信を始めとした各種広報啓発活動を通じ、社会全体のサイバーセキュリティ意識の高揚を図るなど、サイバー空間の安全確保に取り組んでいます。

⑥重要凶悪事件の徹底検挙

認知時の迅速・的確な捜査を推進するとともに、科学技術や各種分析システム等を駆使した捜査活動により、殺人、強盗等の重要凶悪事件の徹底検挙を図ります。

⑦薬物乱用防止対策の推進

覚醒剤・大麻等の薬物乱用を根絶するため、薬物の水際阻止、薬物密売組織等に対する摘発、薬物乱用者の取締りを徹底し、薬物密売等の流通に関する需要側と供給側両面からの対策を推進しています。

また、知事を本部長とする「福岡県薬物乱用対策推進本部」において、薬物乱用問題の早期解決に向け、「福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略」に基づき、大麻等違法薬物乱用に関する若年層を中心とした啓発や社会復帰支援体制の充実による再乱用防止対策の強化に取り組んでいます。

⑧テロ対策の推進

本県では、平成16年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の基本指針に基づき、17年度に「福岡県国民保護計画」を策定し、30年度には、国の基本指針の変更に伴い、改定を行いました。この計画に定める県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処などを実施するため、令和8年度は、関係機関の情報伝達・各種措置の手続きの練度向上及び連携強化を目的とした図上訓練を実施します。

また、テロの標的となり得る不特定多数の者が集まる施設等の管理者や行事等の主催者に対し、自主警備体制の強化やテロ対策に資するハード面の整備等について助言・指導を推進するとともに、テロを未然に防止するため、情報の収集・分析や国際海空港での水際対策、重要施設及び各種行事における警戒警備、広報啓発活動等に取り組んでいるほか、

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

官民連携の枠組みを活用し、テロを許さない社会の実現に向けた機運の醸成を図っています。

さらに、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対しては、販売時の本人確認や使用目的の確認を徹底するよう要請するほか、事業者向けマニュアルを用いて不審動向が認められる場合の通報を促し、不審な購入者への対処要領を教示するとともに、学校等に対しては、化学物質の適切な保管管理等を要請しています。

⑨再犯防止対策の推進

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することを目的として平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」、及び 29 年 12 月に策定された国の「再犯防止推進計画」に基づき、31 年 3 月に「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。また、令和 5 年 3 月に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、本県の再犯防止の取組を更に推進していくため、6 年 3 月に「第二次福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるためには、刑事司法手続きを離れた後も続く「息の長い」支援が必要です。

そのため、国の刑事司法関係機関、市町村、犯罪や非行をした人を支援する民間協力者と連携・協力しながら、就労の確保、住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等、再犯の防止に関する取組を進めていきます。

⑩犯罪被害者等支援対策の推進

犯罪被害者本人とその家族、遺族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的被害や経済的困窮等大きな問題に直面しているため、「福岡県犯罪被害者総合サポートセンター」において、相談やカウンセリング、付添い支援など総合的な支援を行っています。また、県内 4 地区に相談窓口を設置し、広域的な支援を行うとともに、弁護士への相談費用の無料化や損害賠償請求訴訟の再提訴費用への助成、犯罪被害者等見舞金の支給を行っています。

平成 30 年 3 月には、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現により県民福祉を向上させることを目的に、「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定、同年 12 月、本条例に基づく「福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定し、令和 4 年 3 月には「第 2 次福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。この計画に基づき、関係機関の連携による支援体制の整備・充実、県民や事業者の犯罪被害者等への理解の増進など、犯罪被害者等支援施策の更なる充実に取り組みます。

このほか、県警察では、犯罪被害者等支援の具体的な取組内容及びその推進要領を示した「福岡県警察犯罪被害者等支援基本計画」を推進し、各種施策のより一層の充実・強化

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

を図るとともに、毎年度、その取組結果を検証しています。

また、幅広く犯罪被害者等からの相談に応じる犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」や性犯罪被害者等からの相談に応じる「性犯罪被害相談電話」(#8103)を運用するとともに、傷害罪などの被害者や性犯罪の被害者を対象に医療経費を公費で負担する制度や犯罪行為により精神的被害を受けた犯罪被害者等を対象にカウンセリング費用を公費で負担する制度等を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っています。

⑪交通安全対策の推進

県、市町村、警察、関係機関等が連携し、四季の交通安全県民運動、歩行者の安全を確保するための「横断歩道マナーアップ運動」等を展開するとともに、ハード・ソフトの両面から必要な交通事故抑止対策を推進しています。

幼児・児童に対しては、基本的な交通ルールを周知するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、学校等との連携による交通安全教育資料を活用した日常的かつ恒常的な交通安全教育の促進や保護誘導活動等を行っています。

また、道路の利用状況や利用者の意見を踏まえ、安全対策が必要と判断される通学路について、児童の安全な通行を確保するため、歩道の整備、防護柵の設置、交差点の改良などを推進しています。

高齢運転者に対しては、安全な運転を継続するためのドライビングスクール等の参加・体験・実践型の交通安全教育、頻回事故歴者に対する交通安全教育及び補償運転の広報啓発活動並びに運転に不安がある方等を対象とした安全運転の継続に必要な助言・指導、自主返納制度の周知を実施しています。

さらに、運転免許を自主返納した方が利用できる民間事業者（バス、タクシー等）の支援事業について周知を図るとともに、高齢者運転免許自主返納等支援事業を行っている市町村に対する助成を実施しています。

また、先進安全技術を備えた安全運転サポート車の機能を体験する試乗会を県内各地で実施するとともに、安全運転サポート車の機能を紹介したチラシを配布するなど、安全運転サポート車の広報及び普及啓発を図っています。

高齢歩行者に対しては、安全な交通行動を促すため、歩行者シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育や明るい服装、反射材用品の着用促進等の広報啓発活動を推進しています。

また、交通事故実態を的確に分析し、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しています。

自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車道や路肩のカラー舗装・路面標示などの整備に取り組み、自転車通行空間の確保を図ります。

また、安全・安心な歩行空間の確保のため、歩道の整備や自転車通行空間の整備、事故の危険性が高い交差点の改良を行うとともに、利便性の向上のため、道路標識や、道路情

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

報提供装置及び簡易パーキングなどの整備を推進しています。

自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車利用者に対する年齢に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育やルールを守らなかった場合の罰則や事故発生の危険性、ヘルメット着用の有用性、加害者となった場合の責任の重大性等の広報啓発活動を推進するとともに、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により義務化された自転車損害賠償保険等の加入徹底に取り組んでいます。

自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、同地区等において、指導啓発活動や交通指導取締り等を集中的・重点的に推進しています。

⑫野生鳥獣による人的被害対策の推進

ニホンザル等の野生鳥獣が住宅地に出没し、人的被害のおそれが生じた場合又は発生した場合に適切に対処できるよう、県・市町村・関係機関の連絡体制を整備し、それぞれの役割を明確化した「野生鳥獣による人的被害防止マニュアル（令和6年9月策定）」に基づき、状況に応じ必要な対策や対応を迅速に行い、被害発生及び拡大防止に取り組んでいます。

「福岡県鳥獣被害対策システム」の出没情報を活用し、県民への注意喚起を迅速に実施します。

(2) 暮らし・食品の安全の推進

- ・ SNS を活用した新しい商品・サービス等、取引方法の多様化により、消費生活相談の内容が複雑化しており、消費者被害を防止するための取組の強化が求められています。
- ・ 消費者が貸金業法に反するヤミ金融等を利用する、また多重債務に陥ることがないよう啓発等の取組を実施する必要があります。
- ・ 理・美容所、公衆浴場等の生活衛生関係施設は、県民の生活に不可欠なサービスを提供しており、継続的に衛生水準の維持・向上を図っていく必要があります。
- ・ 住宅を活用した宿泊サービスの提供（民泊）については、違法民泊や衛生上の問題への適切な対応、地域におけるトラブル防止に継続して取り組む必要があります。
- ・ 高圧ガス、火薬、採石を扱う事業所や現場は常に災害発生の可能性を抱えており、ひとたび事故が発生すると甚大な被害を伴うため、厳しい安全確保が求められます。
- ・ 世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要増加により、食品の安全安心に対する消費者の信頼の確保がますます重要となっています。
- ・ 食のグローバル化の進展に伴い、国際標準と統合的な衛生管理が求められています。
- ・ 近年の食中毒は、食品流通の多様化、複雑化を背景に、広域・大規模化及び被害の重篤化が懸念されており、未然防止対策及び発生時の迅速な対応が求められています。
- ・ 健康の維持・増進に役立つとして流通している健康食品の中には、医薬品成分を含有した不正なもの（無承認無許可医薬品）があるため、健康被害の防止と消費者の信頼の確保が重要になっています。
- ・ 農産物の生産工程を点検し、課題や問題点を改善する GAP の取組は、県産農林水産物の安全・安心を確保する観点から、今後も拡大が必要です。
- ・ 家畜伝染病の発生は畜産経営や地域へ多大な影響を及ぼすことから、飼養衛生管理基準の遵守、まん延防止体制の維持に加えて、高い衛生レベルによる飼養環境づくりが求められています。

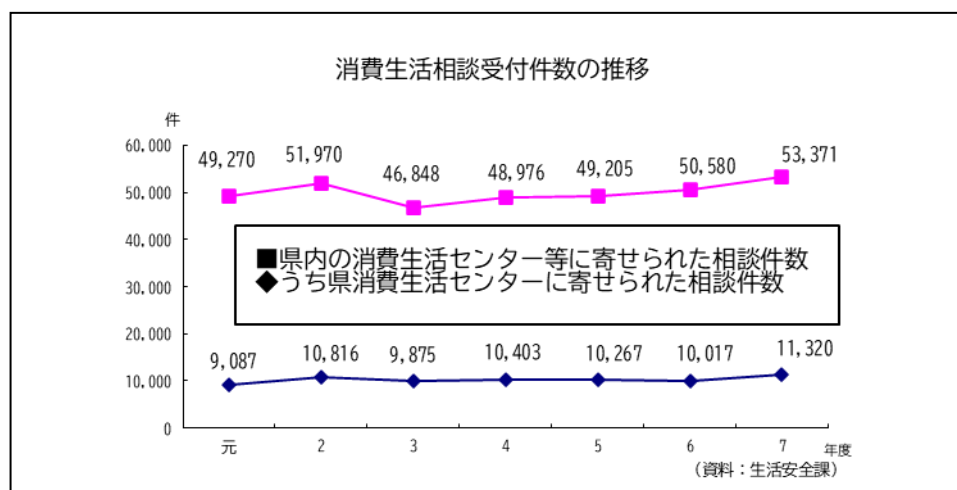


①消費生活の安全・安心の確保

消費者を取り巻く社会経済環境は、規制緩和の進展や経済社会のデジタル化、国際化の影響などを反映し大きく変化しています。

このような中、情報通信技術を活用した新しい商品・サービスの出現や取引方法の多様化により、消費者の選択の余地が広がり消費生活は豊かになってきている反面、取引方法や取引内容をめぐる新たな消費者トラブルが発生しており、消費者問題は一層複雑・多様化しています。

20 安全で安心して暮らせる地域づくり



苦情・相談の多い商品・役務（サービス）の推移
(年度別上位5位及び年度合計) (単位：件)

	6年度	7年度
1	商品一般 1,004 (10.0%)	商品一般 1,006 (8.9%)
2	不動産貸借 529 (5.3%)	不動産貸借 788 (7.0%)
3	健康食品 408 (4.1%)	基礎化粧品 372 (3.3%)
4	基礎化粧品 402 (4.0%)	健康食品 351 (3.1%)
5	相談その他 326 (3.3%)	相談その他 346 (3.1%)
年度 合計	10,017	11,320

消費者が安全で快適な消費生活を送っていくことができるよう、本県では、商品、サービスの適正な規格・表示の確保や事業者と消費者との間の取引の適正化を図っています。

また、消費者と事業者とのトラブルを迅速かつ適正に解決するため、県消費生活センターの相談体制の充実を図っています。

【県消費生活センター相談窓口】(電話番号 092-632-0999)

平日 9:00～16:30、日曜 10:00～16:00

消費生活の安定、向上を図るためには、消費者自らが自主的かつ合理的な消費活動を行っていくことが重要です。住民に身近な市町村が主体となって、悪質商法の被害にあわないための注意喚起や消費者教育、情報提供を行うことがより効果的であるため、本県では市町村が実施する消費者教育・啓発に使用する資料の提供を行うとともに、最新の消費者トラブル事例について情報提供しています。また、高齢者・障がい者を周囲で見守る多様な担い手が消費者トラブルに気づき、確実に消費生活相談窓口へつなげていくよう、見守りの担い手を対象とした研修動画の作成などに取り組むほか、相談件数が多い商品・サービス等に関して、YouTube の広告動画で注意喚起を行います。

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

貸金業者への立入検査を実施することで、貸金業務の適正な運営確保と資金需要者の利益保護を図り、多重債務者の発生防止に取り組めます。

また、県民を脅かす悪質商法、ヤミ金融等の悪質事業者の取締りを強化します。

②生活衛生の安全・安心の確保

生活衛生関係施設の衛生水準の確保及び向上を図るため、立入り検査等による監視・指導を徹底します。

民泊については、衛生水準の確保と周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため、関係機関と連携して違法な営業に対する是正・改善指導を行います。

③産業保安の確保

高圧ガス事業者、火薬類取扱事業者、採石事業者を対象とした講習会により法令遵守を指導するとともに、事業者への検査・監視・指導を強化することにより保安の確保を図っています。

また、県内の高圧ガス関係団体、大学で構成する「福岡県高圧ガス保安推進会議」を活用し、保安技術者の育成や保安技術情報の発信を通じた自主保安体制の構築を推進するとともに、県内で発生した高圧ガス事故の詳細な原因究明及び再発防止対策の提唱を通じて、事故撲滅に取り組んでいます。

④生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

●食品の衛生管理・監視体制の整備

食品供給行程の各段階における監視・指導・検査を強化することで、衛生レベルの向上や、食品に起因する健康被害の未然防止、健康被害発生時の拡大防止を図るとともに、食品の安全性の一層の向上を図るため、製造・加工段階における HACCP に沿った衛生管理の定着を促進します。

また、店舗、インターネットで流通している健康食品等の検査を行い、違反品を流通から排除するとともに、県民への注意喚起を行い、健康被害の未然防止を図ります。

●県産農林水産物の安全・安心の確保

適正な食品表示を推進するため、小売店・直売所等を対象とした巡回調査を実施します。

また、農薬や肥料の適正使用や農業生産活動の実施、記録、点検及び改善活動を行う農業生産工程管理（GAP）を通して、県産農産物の安全確保を推進していきます。

畜産物については、生産段階における安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進していきます。このほか、家畜伝染病の発生予防対策を推進し、農林水産物の安全確保に努めていきます。

(1) 県内各地域の振興

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む中山間地域等では、集落機能や生活サービス機能が低下し、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難になることが危惧されています。
 - ・ 一方で、都市住民が農山漁村の持つ価値や魅力を再評価し、交流、移住を行う「田園回帰」とよばれる人の流れがあり、こうした動きを踏まえた取組が必要です。
 - ・ 経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である地域公共交通は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少、運転手不足の深刻化等により、厳しい環境に置かれています。
 - ・ 都市部でも、中心市街地の衰退、都市のスポンジ化※により、生活の利便性や魅力の低下が懸念されています。
 - ・ 適正な管理が行われていない空き家が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。
 - ・ 県全体と比べて人口減少や経済活動の縮小が著しい県境地域（豊築地域・有明地域）にあっては、その地域の特殊性を踏まえ、市町や隣県と連携した取組が必要です。
- ※ 空き地・空き家等がランダムに発生する現象。



①地域の基幹産業の振興、雇用の創出

これからのデジタル社会における全ての産業の根幹となる大規模データセンターや半導体をはじめとした企業等を、地域のポテンシャルを最大限に活かし、国内外から戦略的に誘致します。

過去5年間（令和3年度～7年度）の企業立地件数は、合計217件であり、業種別では、製造業が98件と最も多く、次いで運輸業が34件などとなっています。県内4地域の立地状況は、北九州地域が55件、福岡地域が93件、筑後地域が50件、筑豊地域が19件となっています。

県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に向けた調査等を行う市町村を支援しています。また、企業が実施するテレワークを活用したサテライトオフィスの設置等に対応するため、空き校舎や校庭等の遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備等を行う市町村を支援しています。

また、基幹的産業である農林水産業を振興するため、DXの推進による生産力の強化、県産農林水産物のブランド力や販売力の強化とともに、次代を牽引する人材を育成しています。

2 1 地域の活力向上

②中山間・過疎地域の活力の向上

農山漁村地域は、農林水産業を支えるだけでなく、県土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有する重要な地域ですが、特に中山間地域においては、高齢化の進行や荒廃農地の発生などにより、地域の活力の低下が懸念されています。一方、本県は都市部と中山間地域が高速道路等の広域道路ネットワークで結ばれており、比較的短時間で往来出来るという特徴を有しています。このことから、中山間地域の活性化のため、都市部の消費者に向けた魅力ある特産物づくりの促進、棚田等の地域資源を活用したイベントの開催等を通じての都市部との交流促進に取り組むとともに、地域住民だけでの実施が困難となった草刈りや伝統行事などの地域共同活動に都市住民の参画を促します。また、地域を支える人材の確保に向けた取組を支援し、活力の増進を図ります。

鳥獣被害対策については、農林水産物被害の軽減に向けた侵入防止柵の整備や捕獲活動などを支援するとともに、野生鳥獣の行動域を見える化するシステムの活用や市町村域を越えた一斉捕獲などの対策を強化していきます。また、捕獲されたイノシシやシカの肉は、地域の魅力的な資源の一つであるため、ジビエフェアの開催や未活用の捕獲獣を県域で収集・加工し、ペットフード原料として有効活用する取組を支援するなど、獣肉の利活用の拡大に取り組みます。（詳細はⅢ 3（1）に記載）

さらに、県民参加の森林づくりを進めるため、県民の森林に対する理解を深め、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上を図ることを目的に、「福岡県森林環境税」を活用し、NP0 やボランティア団体等が自ら企画立案して行う森林の整備や里山の保全などの森林づくり活動に対する支援を行っていきます。

③地域を支える人材の育成及び確保

地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成することを目的とし、「未来の地域リーダー育成プログラム」、「ふくおか地域リーダー育成キャンプ」を実施します。

また、県内7か所に高等技術専門校を有する本県の強みを活かし、半導体、デジタル、グリーン分野、介護等の人手不足分野の人材育成等、地域ニーズにマッチした職業訓練を新規卒卒者や離転職者等向けに提供します。

加えて、観光事業者や大学等との連携を通じ、観光地域づくりを牽引する地域の観光人材を育成します。（詳細はⅢ 1（4）⑤に記載）

間伐材等の森林資源の有効活用に向けて、地域の森林・林業を支える主体の一つとして、週末や仕事の合間を利用して無理なく間伐等の作業を行う「自伐林家」の育成に取り組んでいきます。

④地域おこし協力隊制度の活用推進

都市地域から過疎地域等に、一定期間、生活の拠点を移した者を、市町村が「地域おこし協力隊」として委嘱し、隊員は、1年以上3年以下の任期中、観光振興や特産品開発、

2 1 地域の活力向上

農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行っています。任期終了後、地域へ定住し地域の担い手として活躍してもらうことが期待されており、実際に、そうした事例もある一方、市町村が隊員に求めるニーズと隊員がその地で実際にやりたいことのミスマッチなどが理由で、任期途中での退任や、任期終了後の定住に結びつかないといった課題もあります。

このほか、本県では、隊員と行政とのミスマッチを防ぎ、新規隊員数の増加及び退任後の同地域への定住を促進するため、地域おこし協力隊を受け入れる県内市町村職員を対象とした研修を開催するほか、県内の隊員経験者と連携し、隊員向けの個別相談会や市町村訪問等の支援を行っています。

⑤地域コミュニティの活性化の支援

近年、全国的に人口減少や少子高齢化等による担い手不足等のため、自治会や町内会、行政区等の地域コミュニティの持つ自治機能が低下しています。地域コミュニティにおける地縁の共同体意識が希薄化し、地域のまとまりの力が弱体化するなどにより、今まで地域で解決できていたことへの対応が困難となっています。

このほか、本県では、市町村における地域コミュニティ活性化の取組が進展していくよう、市町村職員や地域の担い手を対象に、様々な課題解決に向けたノウハウや先進事例を紹介する研修会等を開催するほか、小さな拠点※の形成に対する助言など、市町村の支援に引き続き取り組んでまいります。

※ 中山間地域等において、日常生活に必要な機能・サービス（買い物、福祉、交通手段等）を基幹集落に集め、確保する取組のこと。

⑥地域公共交通の維持・確保

路線バスの減便や廃止が相次ぐ中、高齢者や車を運転できない方々のために、通院や通学、買い物などの日常生活における移動手段を確保することが必要です。

本県では、広域的・幹線的な路線バスに対する助成に加え、市町村に対する独自の補助制度により、コミュニティバスの運行費用、車両減価償却費用等に対して助成を行っています。

さらに、地域公共交通での移動がしづらい「交通空白」の解消に向けた市町村の取組を支援するため、コミュニティバスの広域運行や公共ライドシェア導入等について、市町村間の調整や研修会、専門アドバイザーの派遣を実施します。

また、市町村間の広域運行を促進するため、データ利活用による地域交通網の最適化や地域公共交通の結節点となる広域モビリティハブ機能の構築、コミュニティバスの運行情報等を提供するシステムの構築等、複数市町村が連携した取組を支援することとしています。

バス・タクシー運転手不足が課題となっていることから、その確保に向け、交通事業者

2 1 地域の活力向上

の職場環境整備に対する助成や運転手の魅力発信、運転体験会・合同会社説明会の開催のほか、乗合バス・タクシー事業者の人材確保・職場定着の取組を支援するアドバイザーを派遣します。あわせて、3大都市圏から福岡県内に移住し、乗合バス等の運転手として就職する方に奨励金を支給することとしています。

また、誰もが利用しやすいタクシー車両の普及促進のため、ユニバーサルデザインタクシー及び福祉タクシー車両を導入する際の助成を行っています。

県内の離島を結ぶ離島航路も、離島住民が通勤、通学、通院などに利用するほか日常生活物資、産業物資を輸送するなど、本土と島とをつなぐ唯一の交通手段として重要な役割を果たしており、県はこれら航路の運営に係るやむを得ない欠損に対して国と共に補助を行い、航路の維持確保を図っているところです。

県内の鉄道においては、人口減少や生活様式の変化等による輸送人員の減少等により、事業者は厳しい経営状況が続いていますが、今後も、鉄道輸送における安全性を確保していくことが重要です。本県では、第三セクター鉄道や中小民鉄といった地域鉄道事業者が行う安全施設整備事業に対し、沿線市町村とともに補助を行っています。

また、利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、鉄道駅のバリアフリー化を行う鉄道事業者へ補助する市町村に対して助成を行っています。

このほか、MaaS の企画乗車券の販売促進に対する助成や交通情報のオープンデータ化に取り組むとともに、MaaS の取組によって得られるデータや IC カードデータ、人流データ等の活用を図っているところです。

⑦地域間及び地域内道路ネットワークの形成

本県では、平成 16 年に都市計画事業認可を受けて西鉄天神大牟田線(春日原～下大利)連続立体交差事業を推進しています。この事業は、市街地において連続して道路と交差している鉄道の一定区間を高架化する事業です。事業効果としては、令和 4 年度に鉄道の高架化が完了し、踏切がなくなったことで事故が解消され、交通渋滞も緩和しました。また鉄道で分断されていた地域が一体化するため、周辺住民等の利便性が飛躍的に向上し、まちづくり・都市の発展といった面においても極めて大きな効果が期待されます。

また、街路を整備し、交通渋滞を緩和し交通の円滑化を図っています。また、街路整備は下水道などの公共空間の確保や延焼防止などの防災機能強化にもつながり、県内各地域の振興に大きな役割を果たしています。

このほか、地域の活性化及び持続的な発展を図るためには、地域内はもとより地域間における人や物の活発な往来が必要不可欠となっています。そのため、地域や拠点施設を結ぶ道路ネットワークの形成や生活の利便性・安全性を高める道路整備を行っています。

⑧持続可能な都市づくりの推進

●豊かで暮らしやすい都市づくりの推進

2 1 地域の活力向上

本県では、持続可能な都市づくりを進めるため、市町村と連携し商業施設や公共施設、大学などの大規模集客施設を拠点（街なか）や公共交通軸の沿線に誘導する取組を行っています。

また、市町村に対し、街なかや公共交通軸の沿線に計画的に居住機能や都市機能の誘導を図るための「立地適正化計画」の作成の支援を行っています。このような取組に合わせて、県の都市づくりの最上位計画である「福岡県都市計画基本方針」について、「多様な価値観を包摂した、災害に強い都市をつくる」という観点を取り入れて見直しております。

●空き家の適正管理・利活用の促進

近年、地域における人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加しています。このような空き家の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

こうした中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行され、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家（特定空家等）に対する指導、勧告、命令、行政代執行が可能となりました。さらに、令和 5 年 12 月の法改正により、そのまま放置すると「特定空家」になるおそれのある「管理不全空家」に対しても、指導、勧告が可能となりました。

本県では、市町村、民間事業者等と一体となって空き家対策を総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に「福岡県空家対策連絡協議会」を設置し、空き家の適正管理や有効活用に関して、現状課題や情報共有を図り、空き家対策の連携・強化に向けて取り組んでいます。

●適正管理に向けた取組

「福岡県空家対策連絡協議会」において、実態調査の手引き、所有者等調査マニュアル、管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準、特定空家等対応マニュアルの作成等により、市町村の空き家対策を支援しています。

●利活用にに向けた取組

県内市町村の空き家バンクの情報を集約し、まちの魅力や移住者への支援策などと併せて情報発信を行うサイト「福岡県版空き家バンク」を、福岡県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会福岡県本部と連携して開設しています。

令和 2 年 10 月には「福岡県空き家活用サポートセンター」を開設し、空き家の利活用に関して豊富な経験を持つ専門相談員が、空き家や将来空き家になりそうな住宅の所有者から相談を受け、基本的な情報の提供から、所有者の意向を踏まえた活用・処分方法の提案、専門事業者とのマッチングまでの支援をワンストップで行っています。

また、県内の市町村や空き家に関わる専門事業者と連携して出張相談会を開催し、潜在的な空き家の掘り起こし活動も行っています。

2 1 地域の活力向上

5年度から空き家対策に積極的に取り組む専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録し、ホームページ等で公表することで、空き家所有者等が空き家対策に積極的な専門事業者に対し、直接相談しやすい環境づくりを行っています。

さらに、近年の住宅価格の高騰と空き家の増加を踏まえ、市町村及び買取再販事業者と連携して「空き家再生子育て応援事業」を8年度より実施します。この事業は、市町村が把握している活用可能な空き家を抽出し、買取再販事業者が若年・子育て世帯にとって魅力的な住宅にリフォームして手頃な価格で販売することで、住宅取得を応援し定住を促進します。

●マンションの管理適正化

都市部の主要な居住形態として定着しているマンションについては、新たなマンションの供給が続く一方で、今後は建物の老朽化や居住者の高齢化がさらに進み、適切な管理の促進が必要となっています。

そこで、本県では令和5年9月に「福岡県マンション管理適正化推進計画」を策定、同年10月より「マンション管理計画の認定制度」の運用を開始し、管理組合向けセミナーの開催やパンフレット等により認定制度の普及啓発を行っています。また、市に対する「マンション管理適正化推進計画」の策定支援や、一般社団法人福岡県建築住宅センターを通じて、マンション管理相談窓口の設置やマンション管理士派遣事業などの管理組合に対する支援を行っています。

⑨県境地域の振興

豊築地域（豊前市・吉富町・上毛町・築上町）及び有明地域（大牟田市・柳川市・みやま市）は、県全体と比べて、人口減少や経済活動の縮小が著しい状況にあります。これらの地域は、大分県や熊本県と接する「県境地域」とあるという特殊性から、様々な施策を実施する上で、隣県の自治体と相互に影響を受け合う関係にあります。

また、同地域の市町では、それぞれ、九州周防灘地域定住自立圏、有明圏域定住自立圏を形成し、隣県の市町との間で、生活機能やネットワークの強化等に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、本県では、県境地域振興を強力に進めるために、令和6年12月、「福岡県県境地域振興ビジョン」を策定し、県としての取組の方向性を取りまとめました。

本ビジョンでは、「産業の振興」「安全・安心なまちづくり」「人材の育成」を3つの柱として、両地域の関係人口の創出や首都圏等からの移住定住の促進を図り、魅力ある地域を創出することを目指して、地域での暮らしや仕事がイメージできるプロモーション動画の作成や首都圏等でのPR、市町と連携したイベント等に取り組むこととしています。

⑩嘉飯桂地域の振興

嘉飯桂地域（飯塚市・嘉麻市・桂川町）では、平成30年に策定した「嘉飯圏域定住自

2 1 地域の活力向上

立圏共生ビジョン」に基づき、地域全体で移住・定住促進に向けた都市機能及び生活機能の確保、充実を図っていますが、人口減少と少子高齢化の進行が深刻な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本県では、嘉飯桂地域全体の振興を強力に推進するために、令和8年3月に、「嘉飯桂地域振興ビジョン」を策定し、県としての取組の方向性を取りまとめました。

本ビジョンでは、「地域経済の活性化と雇用創出」、「安心して暮らせる生活環境の整備」「関係人口・交流人口の拡大」、「地域の未来を担う人材の育成」を4つの柱として、魅力ある地域の創出を目指しており、嘉飯桂地域の「食」を通じた福岡都市圏及び首都圏内の魅力体験フェア、市町と連携した地域の魅力発信イベント等に取り組むこととしております。

(1) NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進

- ・ NPO・ボランティア等との協働に対する理解が進み、本県においても多様な主体と協働した取組が広がっています。
- ・ 近年、自然災害の頻発、さらにはコロナ禍によって、社会的課題がより複雑化・多様化してきていることから、企業や NPO・ボランティア団体等多様な主体による協働をさらに推進する必要があります。
- ・ 特に、NPO にあっては、困難を抱える方への対応等行政だけで支援が届きにくいところを担う役割がこれまで以上に高まっていることから、社会的・公益的活動の担い手として自立と発展に向けた活動基盤の強化が求められています。
- ・ 「社会の役に立ちたい」という理由から、ボランティア活動に参加する人の割合が増加しています。災害時には被災地における支援活動に多くのボランティアが参加しています。また、日頃から河川清掃・道路美化、こどもの学習支援等様々な分野でボランティアが活動しています。
- ・ SDGs の取組や ESG (環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance)) 要素を考慮した経営の拡大等、企業の社会的責任の一環として社会貢献活動を行う企業が増えています。本県では、令和 8 年 5 月現在、34 社の企業等と包括提携協定に基づく取組を実施していますが、更なる協働の取組を創出することが必要です。



①NPO・ボランティアとの協働の推進

企業や NPO、行政など多様な主体の協働を創出し、協働による社会課題の解決に向けた取組につなげるため、各主体の出会いの場となるコラボミーティングの開催や協働事例の紹介による啓発に取り組んでいます。

このほか、多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組む活動を支援する「ふくおか地域貢献活動サポート事業」や他の模範となる優れた協働の取組を表彰する「ふくおか共助社会づくり表彰」を実施しています。

県内で河川を中心とした河川愛護活動、森や山林の保全活動、海岸の保全活動及び地域づくりなどを行う様々な団体が集まって活動を報告するイベント「ふくおか水もり自慢！」を行うことで、各流域内外での連携を強化し、小さな団体を含めて活動を活発化します。

②NPO・ボランティアの活動基盤強化

コラボステーション福岡において、事業運営、資金調達等専門的な相談に対応するほか、税理士による会計・税務の個別相談会を開催し、NPO・ボランティア団体の組織運営力や財政力の強化を図っています。

2 2 共助社会づくり、生涯学習の推進

また、休眠預金等の助成金情報の提供や相談対応により、NP0 の資金確保を支援しています。

③ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関心がある人の参加を促進するため、コラボステーション福岡のサイトを活用し、ボランティア募集や活動内容等の情報を提供しています。

また、災害対応、復興支援に取り組む NP0 や関係団体と平時から連携を強化し、発災時には速やかに災害ボランティア活動の情報発信を行うとともに、支援団体間の情報共有の場を設ける等、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援しています。

県内の公営物の管理者と連携し、道路、河川、海岸の清掃や環境保全、その他愛護活動を行うボランティア団体等への需用品の支給など、活動支援を行います。また、各愛護団体の活動を一体的に PR し、交流イベントを開催することにより、担い手の確保に向け、愛護活動を活性化していきます。

④企業との協働の推進

企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業との包括提携協定を拡大します。

個別協議や定期連絡等を通じて協定を締結した企業と県政の課題を共有し、協定に基づく取組の充実を図るとともに、新たな取組を創出します。

また、ワークショップや活動現場見学等を通じ、地域課題解決に取り組む意欲の高い企業に対し協働への理解促進を図るとともに、具体的な協働機会を提供し、企業が他の主体と協働して地域課題解決を図る取組を創出します。

(2) 生涯学習の推進

- ・ 県民が実際に行った学習内容の分野別推移をみると、「仕事に役立つ知識・技能」をはじめ、「趣味・教養的なもの」や「日常生活に役立つもの」等各分野で学習した人の割合が増加しており、県民それぞれが、ライフスタイルに応じて学習に取り組んでいる傾向にあります。人生 100 年時代と言われる中、誰もがいつでも学び直しができ、キャリアアップをしながら、様々な場での活躍を選択できる環境を整えることが必要です。
- ・ PTA、こども会、婦人会等社会教育団体による活動や公民館、図書館等社会教育施設における学習機会及び情報の提供は、生涯学習・社会教育を推進する上でも重要な役割を果たしています。
- ・ 地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる社会的包摂の実現や多様な人々の社会参加と活躍に資する学習機会の提供が求められています。
- ・ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下し、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、さらに学校、家庭、地域が連携してこどもの育成に取り組む必要があります。
- ・ 感染症対策や ICT 化の進展により、オンライン学習等新しい生活様式に対応した学習環境を整えることが必要です。



①個人学習の推進

誰もが身近に生涯学習に取り組めるよう、生涯学習情報提供サイト「ふくおか生涯学習ひろば」により、行政機関や大学等様々な機関・団体が実施する多様な生涯学習情報を一元的に提供しています。

また、県民が学んだ成果を地域や社会での活動、NPO・ボランティア活動において発揮できるよう、ボランティアの募集や活動内容等の情報を発信しています。

県民が自らの可能性に挑戦し、高めた技術や学んだ成果を発揮できるよう、誰もが身近に参加できるスポーツや文化イベントを実施します。

②社会人の学び直しの推進

県が設立している三公立大学法人において、その知的資源を生かし、公開講座やリカレント教育の充実を図っています。

再就職を目指す離転職者が有利な条件で就職できるよう、高等技術専門学校等において、確かな知識と技能を身に付けるための多様な職業訓練を実施しています。

「九州 DX 推進コンソーシアム」により、九州大学等と連携しながら DX 人材育成のプ

2.2 共助社会づくり、生涯学習の推進

プログラム構築を行います。（詳細はⅢ 1（4）に記載）

経営発展意欲のある農業経営体に対して、事業計画の策定やスマート農業、経営管理能力など具体的な経営課題解決を目的としたリカレント講座を実施して、本県農業を牽引するトップランナーを育成します。

公共職業訓練実施状況（令和5年度）							
		科目数	定員	入校者	修了者	就職者	就職率
県立高等技術専門学校 （7校）	施設内訓練	35	840	524	476	420	88.2%
	委託訓練	205	3951	3090	2906	2297	79.0%
	小計	240	4791	3614	3382	2717	80.3%
国立県営福岡障害者能力開発校 （1校）	施設内訓練	7	145	78	57	50	87.7%
	委託訓練	21	75	59	53	26	49.1%
	小計	28	220	137	110	76	69.1%
計		268	5011	3751	3492	2793	80.0%

資料：職業能力開発課

（注1）：委託訓練とは、民間の専修学校・大学・事業者等に委託して行う訓練をいう。

（注2）：修了者及び就職者については、就職退校者を含む。

③社会教育の推進

社会教育振興の中心施設である県立社会教育総合センターでは、ホームページ「ふくおか社会教育ネットワーク」により、各県立施設の事業に関する情報をはじめ、講師・指導者、社会教育施設、視聴覚教材、子育て、イベント、国や県のデータ等に関する情報を提供しています。また、指導者の養成・研修や、家庭教育や社会教育行政に関する調査研究を行うとともに、こどもの生活習慣の形成やしつけなど家庭教育全般にわたる相談に対応するため、専門相談員を配置して、家庭教育相談「親・おや電話」やメール相談を実施しています。

また、豊かな自然環境の中で、野外活動や集団宿泊体験などを通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養い、心身ともに健全な青少年の育成に資する3つの県立青少年教育施設（社会教育総合センター少年自然の家、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）を設置し、その機能の充実と利用促進に努めています。

福岡県青少年科学館では、常設展・特別展や科学・天文イベント等の充実を図り、科学教育の普及、振興に努めています。

さらに、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全安心な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動」を実施し、地域と一体となってこどもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

2.3 快適な環境の維持、保全

(1) 循環型社会の推進

- ・ 本県の一般廃棄物（ごみ）の県民1人1日当たりの排出量は依然として全国平均を上回っており、更なる減量に取り組む必要があります。（図1）
- ・ 産業廃棄物の排出量は、近年横ばいで推移しており、更なる排出の抑制や再生利用可能な資源の循環利用を進めていく必要があります。（図2）
- ・ 近年、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の規定も踏まえ、資源循環の促進や適正処理を一層推進していく必要があります。
- ・ 不法投棄をはじめとする産業廃棄物の不適正処理が依然として発生しており、今後も適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

図1 一般廃棄物（ごみ）の排出量

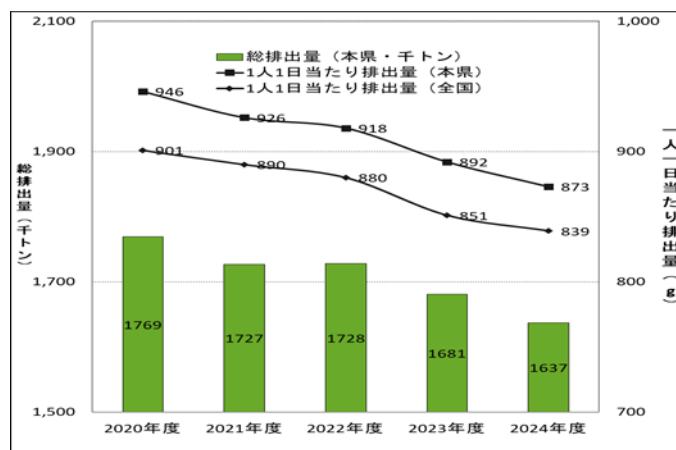
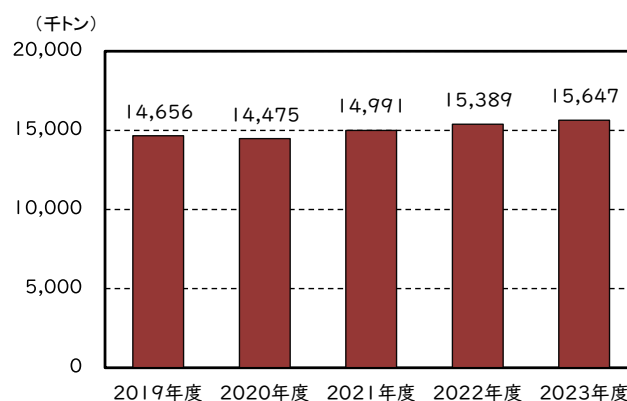


図2 産業廃棄物の排出量



資料：福岡県「環境白書」

環境省環境再生・資源循環局「令和5年度一般廃棄物処理実態調査」



2 3 快適な環境の維持、保全

①資源循環利用の推進

●循環型社会づくり

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術の開発、廃棄物の回収ルートの整備、環境産業の振興、事業者、県民の意識改革など様々な取組が必要です。

国においては、リサイクルの促進に関する法整備が逐次なされており、本県においても、各種リサイクル法の円滑な施行に取り組むとともに、平成 17 年に導入した産業廃棄物税の税収を活用して、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する助成や、環境人材の育成、再生資源を原材料として製造した製品を認定するリサイクル製品認定制度、リサイクルに関する情報サイトの運営などの施策を実施しています。

また、地域や職場、学校等で開催される 3R 学習会への講師派遣による啓発活動も推進しています。

さらに、28 年度からは食品ロス（食べられるのに食用にせず廃棄する食品）の削減、令和 2 年度からはプラスチックの資源循環の取組を強化しています。

本県では、このような取組を進めることによって、廃棄物の排出抑制とリサイクルを促進し、循環型社会の実現を目指しています。

●県産リサイクル製品認定事業

平成 27 年度に県内製造リサイクル製品を認定する「福岡県県産リサイクル製品認定制度」を創設し、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図っています。

また、県民や事業者が親しみを感じるよう、認定製品の愛称を「ふくくる」とし、積極的に販売、使用する事業所を「県産リサイクル応援事業所」として登録することにより、県内リサイクル産業を育成し、循環型社会の形成を目指します。

●食品ロス削減の推進

製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する食品ロス削減推進協議会を中心として各主体での取組を促進します。

具体的には、フードバンク活動の普及促進や飲食店における食べ残し持ち帰りボックスの導入拡大、食品ロス削減に関する優れた取組の表彰等を行います。

●プラスチック資源循環促進

令和 2 年度に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、関係団体、県民、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。この憲章に基づき、「ワンウェイプラスチックの削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」の取組を進めています。

2.3 快適な環境の維持、保全

●廃棄物の排出抑制及び資源循環利用促進

産業廃棄物について、多量排出事業者に対する指導等、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導や働きかけを強化し、排出抑制及び資源循環利用を促進します。

●バイオマス資源の活用

未利用間伐材などのバイオマス利用を促進します。(詳細はⅢ 9 (2)に記載)

また、下水汚泥の固形燃料化や緑農地利用、建設資材化、消化ガスの発電利用を推進し、資源循環型社会の形成に努めます。

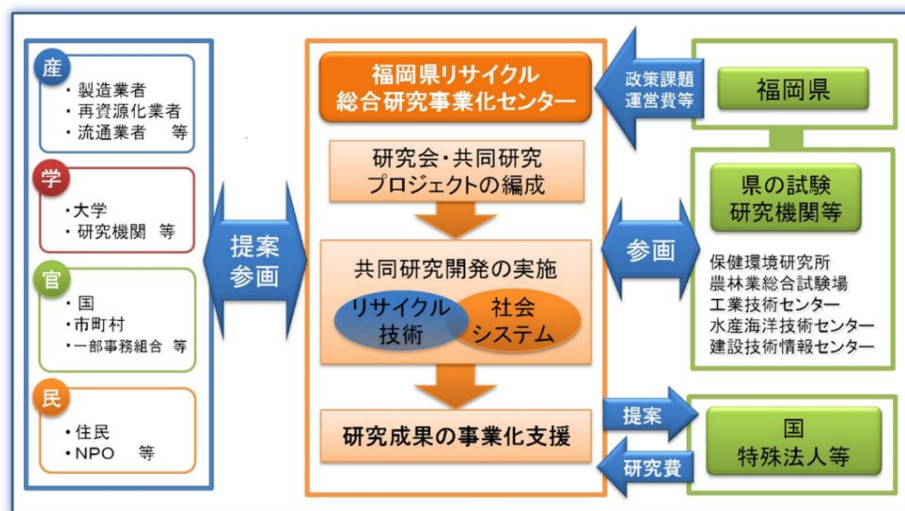
●福岡県リサイクル総合研究事業化センター

平成 13 年に北九州市に「福岡県リサイクル総合研究事業化センター」を設立し、産学官民の共同研究により、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを開発しています。

本センターは、共同研究の支援、研究成果の事業化の支援、資源循環ビジネスのマッチングを実施することにより、地域に根差したリサイクルシステムの構築を目指しています。

また、廃棄太陽光パネルスマート回収システムの推進事業や使用済プラスチックのリサイクルと製品への活用を促進するプラスチック Re:born プロジェクト、グリーンEV バッテリーネットワーク福岡（GBNet 福岡）による使用済 EV バッテリー資源循環モデル構築事業等の実施機関としての役割も担っています。さらに、令和8年度は、使用済 EV バッテリーの資源循環「福岡モデル」の構築に向け、GBNet 福岡の参画企業と連携し様々な実証事業に取り組めます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センターの主な機能



資料：(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター

2 3 快適な環境の維持、保全

②廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

●一般廃棄物の処理

一般廃棄物の適切かつ効率的な処理体制の構築のため、市町村等への助言・指導を行います。また、施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、海洋環境の保全についての普及啓発や漂着したプラスチックの回収等に取り組みます。また、海岸漂着物等の回収に係る課題や対策について協議を行う等、市町村と連携し、海洋環境の保全に取り組みます。

●産業廃棄物の処理

産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査、産業廃棄物処理施設への立入検査、休日・夜間監視パトロール、県警察の協力によるヘリコプターを使用した空からのパトロール等の実施により監視指導の強化に努めるとともに、ICTの活用としてウェアラブルカメラ及び遠隔操作対応監視カメラを導入し、効率的かつ効果的な監視指導を進めています。さらに、令和5年度には、より迅速な監視指導を行うため、最新型赤外線カメラ搭載ドローン及びAI-OCRを導入しています。加えて、令和8年度は、動画からAIが不法投棄された廃棄物を検知するシステムを開発し、山林や河川敷など不法投棄多発地点を通行する協力企業等の協力を得て、不法投棄監視パトロールを強化していきます。

また、産業廃棄物処理業者の許可情報や指導履歴等の情報を一元化して検索できるシステムの整備、デジタルカメラのGPS機能により不法投棄場所を電子地図上にマッピングするシステムによる市町村等との情報共有、不法投棄が疑われる現場等への監視用カメラの設置、県外から搬入される産業廃棄物について産業廃棄物処分業者が事前に県に届け出る制度の運用など、情報を効率的に活用した不法投棄・不適正処理の早期是正を図っています。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対しては、産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得を目的とした講習会を実施するなど、関係者の啓発に努めています。

さらに、産業廃棄物を運搬中の車両を停車させ、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の携帯の有無や記載内容の確認を行う産業廃棄物運搬車両検問を実施し、マニフェスト制度の適正な運用の徹底を図っています。

令和元年度からは、許可期限の2年6か月前において、過剰保管に至りやすい中間処理業者や指導が累積している事業者等に対し、産業廃棄物監視指導課、廃棄物対策課、担当保健福祉環境事務所の三者合同による立入検査を実施するとともに、監視指導担当職員の資質向上のため、過去の事案を題材とした研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組をさらに強化しています。

不法投棄等の不適正処理の是正指導に重点的に対応するため、現職警察官を産業廃棄物監視指導課に2名、廃棄物不法投棄等対策専門員（警察官 0B）を産業廃棄物監視

23 快適な環境の維持、保全

指導課及び各保健福祉環境事務所に計 20 名配置するなど、監視指導体制の強化を図っています。

また、廃棄物の不法投棄に関する監視と情報交換を目的として、県や県警察、国、政令市等で構成する福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会や、保健福祉環境事務所ごとに市町村や警察署、県の関係機関からなる地域連絡協議会を設置するなど、関係機関との緊密な連携を図っています。

その他、問題が長期化している産業廃棄物不適正処理現場において、モニタリング調査などにより実態を詳細に把握するとともに、廃棄物に関する学識経験者で構成する専門家会議の助言を踏まえ、問題の解消に向け、迅速かつ集中的に取り組んでいます。

(2) 自然との共生と快適な生活環境の形成

- ・ 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。調和のとれた自然環境の保全や生物の棲み分けの維持は、人と動物の健康や人間と自然の共生の確保、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、ワンヘルスの推進や持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- ・ 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっています。
- ・ 農山漁村には、そこに人が住み、農林漁業を営むことで、洪水や土砂崩れ等の自然災害を防ぐとともに、美しい風景と生き物のすみかを形成するといった県民全体に及ぶ多面的機能を有しています。人口減少や高齢化が進行する中でも、将来にわたり、これらの機能を維持していくことが必要です。
- ・ 水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- ・ 健康で快適な生活環境を確保するためには、良好な大気環境の確保、流域の特性に応じた水環境の保全、化学物質による環境経由での人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれの低減等に向けた取組が必要です。
- ・ 水資源の安定的確保は、日常生活や産業活動の基盤として、不可欠です。上水道は、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化等の問題に直面しており、水道基盤の強化が必要です。
- ・ 公園は、こどもから高齢者まで幅広い年齢層のレクリエーション活動、健康増進活動、文化活動等、多様な活動の拠点であり、その整備・充実が必要です。
- ・ 老朽化した狭小な公営住宅等においては、快適な住環境の形成に向けた取組が必要です。
- ・ 良好な景観は、美しく、誇りと愛着を持てる県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、現在及び将来にわたる県民共有の資産として、良好な景観の保全形成をはじめとする美しいまちづくりに継続的に取り組むことが必要です。
- ・ 動物は心に潤いを与える存在であるといわれていますが、いまだ多くの犬猫が保健福祉（環境）事務所や動物愛護センター等において引き取られており、動物の愛護や適正（終生）飼養に関する意識の向上が課題となっています。また、致死処分数の更なる削減のために返還・譲渡を促進する必要があります。



23 快適な環境の維持、保全

①生物多様性の保全と持続可能な利用

●自然と人間との共生の確保

多種多様な生物からなる生態系は、人類の生存にとって重要な生物多様性の恵みをもたらします。また、ワンヘルスの理念の推進においても、生物多様性の保全は重要な取組の一つです。

本県では、県、市町村、事業者、県民等が一体となって、希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました（令和3年5月）。

現在、約1,000種の野生動植物が県内で絶滅のおそれがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要なキビヒトリシズカやムラサキ、コバンムシ等の21種（令和8年4月にクロモジ1種を追加）を本条例第9条に基づき、「指定希少野生動植物種」として指定し、生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的にを行い、必要に応じて保護回復事業を実施することとしています。

その他、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮するため、河川が本来有する自然環境の機能が十分発揮されるように、多自然川づくりを実施しています。

●自然環境の保全と適正な利用

都市化の進展に伴う自然の減少や生活様式の多様化等により、県民の自然に対するニーズは高まる傾向にあります。このため、自然公園などの優れた自然環境の保全と適正な利用の増進に努めています。

本県には、優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることを目的に国立公園1か所、国定公園3か所、県立自然公園5か所の自然公園が指定されており、その総面積は88,101haで、県土面積の17.68%を占めています。公園区域内においては、一定の行為を禁止、制限する一方、優れた自然風景の保全及び安全で快適な利用確保のため、歩道、園地、野営場等の整備を計画的に行っています。

自然公園区域以外の地域では、自然環境を保全する必要があるものを自然環境保全地域として指定し、一定の行為を制限し、自然豊かな環境の保全に努めています。

また、瀬戸内海に残されている自然海浜のうち3地域を自然海浜保全地区に指定し、一定の行為については事前の届出を義務付けるとともに、毎年清掃美化事業を行い、環境の美化を図っています。

2 3 快適な環境の維持、保全

福岡県の自然公園

(単位：ha、令和8年3月31日現在)

区分	公園名	面積	保護規制区分面積			県土面積 に対する 割合 (%)	指定年月日 (最終変更 年月日)
			特別保護 地区	特別地域	普通地域		
国立	瀬戸内海	46	－	43	3	0.01	S31.5.1 (H3.7.26)
	小計	46	－	43	3	0.01	
国定	玄海	5,870	－	5,785	85	1.18	S31.6.1 (H26.9.30)
	耶馬日田 英彦山	8,269	322	6,912	1,035	1.66	S25.7.29 (H29.9.28)
	北九州	8,107	320	7,787	－	1.63	S47.10.16 (H8.10.2)
	小計	22,246	642	20,484	1,120	4.47	
県立	太宰府	16,568	－	1,656	14,912	3.32	S25.5.13 (S53.3.31)
	筑豊	8,550	－	79	8,471	1.71	S25.5.13 (H8.5.17)
	筑後川	14,690	－	2,149	12,541	2.95	S25.5.13 (H4.5.13)
	矢部川	17,830	－	910	16,920	3.58	S25.5.13 (H3.5.15)
	脊振雷山	8,171	－	1,301	6,870	1.64	S40.9.14 (S50.2.15)
	小計	65,809	－	6,095	59,714	13.20	
合計		88,101	642	26,622	60,837	17.68	

資料：県自然環境課

福岡県自然環境保全地域

名称	猪野自然環境保全地域	大島自然環境保全地域	鳥屋山自然環境保全地域	沖ノ島自然環境保全地域
位置	糟屋郡久山町大字猪野 字神路山	宗像市大島字神崎	朝倉市大字佐田字鳥屋	宗像市大島字沖ノ島
面積	15.2ha (特別地区15.0ha、 普通地区0.2ha)	10.7ha (特別地区2.0ha、 普通地区8.7ha)	15.71ha (特別地区15.71ha)	92.5ha (特別地区92.5ha)
特質	スダジイを主体とした優れた 照葉樹林	ハマヒサカキを主体とした 優れた海岸植物群落	スダジイ・アカガシを主体 とした優れた照葉樹林	タブノキを主体とした優れた 原生林及び野鳥の生息地

資料：県自然環境課

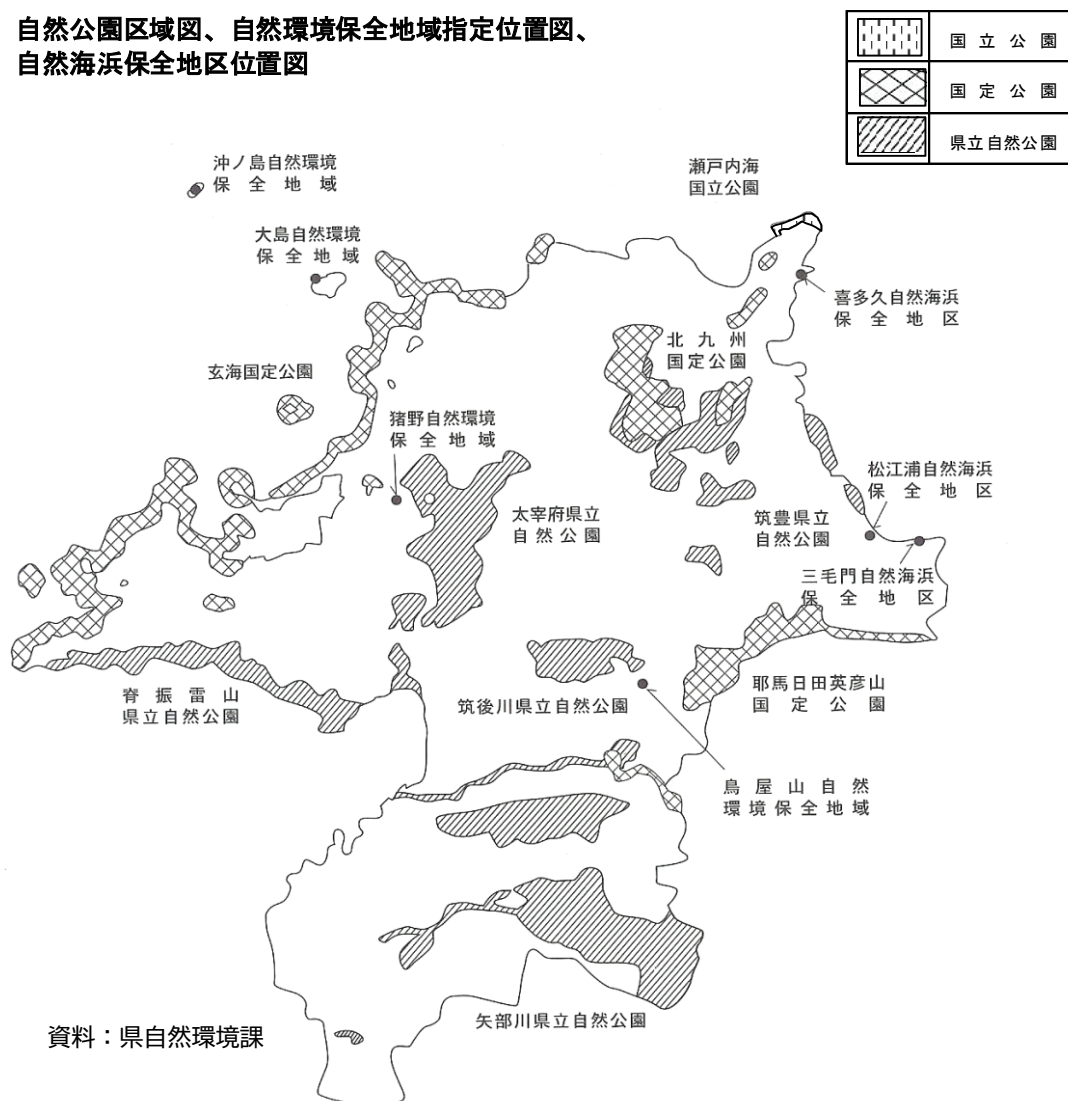
福岡県自然海浜保全地区

名称	喜多久自然海浜保全地区	三毛門自然海浜保全地区	松江浦自然海浜保全地区
位置	北九州市門司区大字喜多久	豊前市大字杵川及び三毛門	豊前市大字松江
海岸延長	1.2km	2.0km	1.0km
特質	トベラ、マサキを優占種と した海岸林が良好な状態で 生育する自然海浜	なだらかな礫混じりの砂浜 が発達し、大潮時には広大 な干潟が現れる。	なだらかな礫混じりの砂浜 が発達し、大潮時には広大 な干潟が現れる。

資料：県自然環境課

2 3 快適な環境の維持、保全

自然公園区域図、自然環境保全地域指定位置図、
自然海浜保全地区位置図



●環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施に当たって、事業者が、その事業が環境に与える影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて事業内容を環境保全上よりよいものにしていくための制度です。

本県においては、「環境影響評価法」及び「福岡県環境影響評価条例」に基づき、それぞれが定める一定規模以上の事業について環境影響評価が実施されています。

令和2年3月には、「福岡県環境影響評価条例施行規則」を改正し、一定規模以上の「太陽電池発電所の設置及び変更の工事」を対象事業に追加しています（令和2年7月施行）。

また、「福岡県環境影響評価条例」で定める規模に満たない事業であっても、一定規模以上の工場の設置や宅地の造成、土石の採取などについては、「福岡県環境保全に関

23 快適な環境の維持、保全

する条例」に基づく届出、許可申請に際して、手続等が簡略化された環境影響評価の実施を求めています。

●農地保全の取組

農地は食料の供給をはじめ、県土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有しています。

このため、本県では「多面的機能支払制度」や「中山間地域等直接支払制度」等を活用し、地域で取り組んでいる農業生産活動等の継続といった農地の保全や水路等の維持管理を行う活動組織を支援しています。

●森林の適切な整備・保全及び県産木材の利用推進

森林の有する公益的機能の持続的発揮を図るため、森林の適切な整備・保全を推進していきます。

森林の整備については、森林所有者等が実施する間伐等に対する支援のほか、今後荒廃の恐れがある森林では、「福岡県森林環境税」を活用した、強度間伐などを実施し、森林の荒廃の未然防止を図っていきます。

本県では、公共・民間施設等での木材利用促進に向け、木造ビルの提案ができる技術者の育成や、アドバイザー派遣により設計や工法についての技術的な支援を行っています。（詳細はⅢ9(2)に記載）

また、未利用間伐材などのバイオマス利用を促進します。（詳細はⅢ9(2)に記載）

●藻場・干潟の保全

藻場・干潟は、水生生物の産卵・育成場であるとともに、水質や底質を浄化する機能も有していることから、漁業者が実施する保全活動への支援や技術指導を行っています。

また、藻場の海藻に貯留される炭素（ブルーカーボン）は、脱炭素社会の実現に向けて大きな役割が期待されています。本県では、ブルーカーボンのクレジット化※に向けたCO₂算定技術の実用化や、藻場保全活動の拡大に向けたウニの効率的な除去方法の検証に取り組み、ブルーカーボンの創出を推進していきます。

※海藻が吸収したCO₂の量を算定し、売買取引の対象とすること。

②快適な生活環境の形成

●大気

大気汚染防止対策を進める上で大気の状態を把握する必要があるため、県内18市町の55か所の常時監視測定局において測定を行っています（令和8年3月末現在）。

二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、令和6年度に測定を行ったすべての常時監視測定局で環境基準※を達成しています。

光化学オキシダントについては、全国と同様、本県においても環境基準を達成できない状態が続いています。また、高濃度の光化学オキシダント発生に伴う「光化学オキシ

2 3 快適な環境の維持、保全

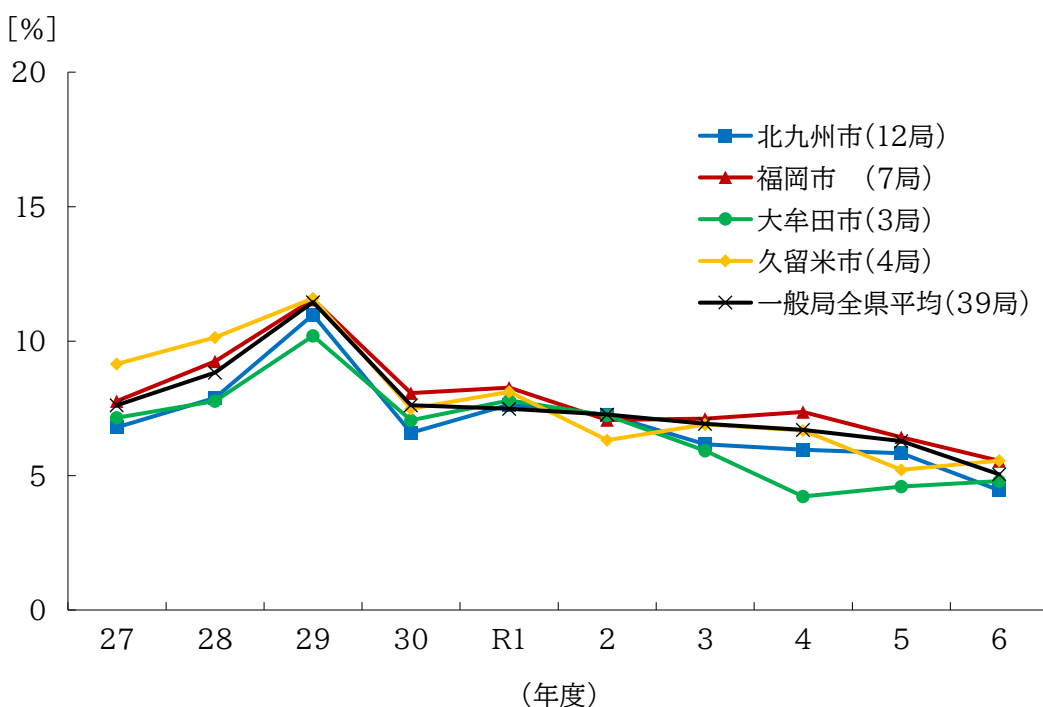
ダント注意報」を、直近では令和元年5月に2日間発令しました（令和8年6月30日現在）。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成26年度まで環境基準を達成できない状態が続いていましたが、近年は改善傾向にあり、令和3年度以降は測定を行ったすべての常時測定局で環境基準を達成しています。また、高濃度の微小粒子状物質（PM_{2.5}）発生に伴う注意喚起を、直近では令和3年3月に1回発出しました（令和8年6月30日現在）。

なお、これまでの観測結果等から、高濃度の光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）が発生する要因として、大陸から移流してきた汚染物質の影響を受けている場合が多いと推定されています。

※ 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。
大気では、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質及びダイオキシン類等に環境基準が設けられています。

光化学オキシダントの経年変化（一般環境大気測定局）
～昼間0.06ppm（環境基準）を越えた時間数割合～



（注）過去10年間、継続測定している局の年平均値

資料：県水・大気環境課

●水質

県内の河川、海及び湖沼の水質の状況を把握するため、毎年度、水質測定計画を定めて、水質調査を実施しています。また、「水質汚濁防止法」に基づく工場や事業場の排

2 3 快適な環境の維持、保全

水規制、生活排水対策の推進、海水浴場の水質調査等を行っています。これらの施策により、環境基準※¹のうち人の健康の保護に関する項目については近年概ね達成されているほか、生活環境保全に関する項目で水質汚濁の代表的指標である BOD※²や COD※³の値についても徐々に改善しており、近年の達成率は 70%から 80%台で推移しています。

「環境基本法」に基づき新たに設定された水生生物の保全に関する環境基準項目については、平成 26 年度から調査を開始し、水域ごとに順次当該基準の種類の当てはめを行い、令和 2 年度に全ての水域で種類の当てはめが終了しました。

※1 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。人の健康に係る項目としてカドミウムや鉛等の 27 項目、生活環境保全に係る項目として BOD や COD 等 13 項目が設けられています。

※2 BOD：水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示しています。

※3 COD：水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行していることを示しています。

●土壌

「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質を使用する特定施設の廃止や一定規模以上の土地の形質の変更などの機会を捉えて土地の汚染状況を調査するよう、土地所有者等に指導を行っています。土地の汚染状況を調査した結果、特定有害物質が濃度基準に適合しない場合には、適切な対策を行うよう指導をしています。

●污水处理施設の整備推進

衛生的で快適な生活環境の形成や公共用水域の水質保全のために、地域の特性に応じて下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備を促進するとともに、持続可能な事業運営のため、污水处理施設の広域化・共同化の取組を推進します。

農業集落排水施設は、農村集落周辺の生活環境の向上と、公共用水域の水質保全とともに、農村周辺の豊かな自然環境を維持することなどを目的に実施していきます。

●水道の広域化の取組推進

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給するため、水道の基盤強化が期待される広域化について、令和 4 年度に策定した「福岡県水道広域化推進プラン」に基づき、経営統合や施設の共同化、事務の広域的処理など、市町村等と連携し多様な水道の広域化に向けた取組を推進します。

●都市公園事業の推進

都市公園の整備・利活用を推進し、地域住民の多様な余暇活動や健康増進を支える場を充実させ、快適な生活環境の創出を図ります。

●都市計画制度の適切な運用

23 快適な環境の維持、保全

都市内の限られた土地資源を有効に配分し、環境と調和しながら、活力ある社会経済活動の場として機能し、県民が快適で安心して暮らしていくことができる都市計画を進めるため、関係部局間での調整や市町村に対する助言を行っていきます。

●公営住宅等の長寿命化

「県営住宅個別施設計画」に基づき、老朽化した公営住宅等の更新等を促進することにより住環境の向上を図ります。

③美しいまちづくりの推進

●個性豊かな美しいまちづくりの推進

本県は、本当の豊かさを実感でき、次の世代に継承することができるまちづくりを目指して「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、美しいまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

これまでに本県では、「矢部川流域景観計画」「筑後川流域景観計画」「京築広域景観計画」の3つの広域景観計画を策定しており、計画に基づいた届出制度を運用することで、広域的な観点からの良好な景観形成に努めています。

また、県民の方々に県内の美しいまちづくりに関心を持ってもらうため、美しいまちづくりに関する絵画や写真、建築物への表彰制度を実施しており、例年、まちづくり団体や学生による取組の発表や景観に関する体験イベント、表彰式などを行う景観大会も実施しています。

まちの景観を構成する屋外広告物を優良なものへ誘導するため、屋外広告物の保全・創出を図る取組や、屋外広告物に関する事業者、広告主、県民の意識向上を図る取組を実施しています。

市町村や県民によるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり専門家」の派遣事業も実施しています。

さらに、県の公共施設を美装化する景観整備事業を県内各地で実施し、公共施設等の整備によって住民に永く愛される景観形成を図っています。

今後も、本県では市町村や県民の方々と連携して、美しいまちづくりの実現へ向けて取り組んでいきます。

●花による美しいまちづくりの推進

広域的な美しい景観の形成に加え、日常の社会活動から見える身近な部分の彩りにも着目し、令和6年度から「花による美しいまちづくり」の取組を推進しています。

市町村が整備する花壇への助成制度などの活用促進、「花による美しいまちづくりのコーディネーター」による講演会やセミナーの開催、県庁舎や県営公園などの公共施設へのフラワーボックスや花壇整備等の取組により、地域の景観向上、地域コミュニティの活性化及び県産花きの消費拡大を目指すとともに、美しいまちづくりを推進していきます。

23 快適な環境の維持、保全

④動物愛護の推進

●動物愛護を推進するための施策

地域猫活動の普及、マイクロチップ（個体識別のための固有番号が記録された電子標識器具）等による所有者明示の推進、犬猫の譲渡の促進等により致死処分ゼロを目指し、動物の適正飼養に関する県民の意識向上を図ります。

(1) 学力、体力の向上

- ・ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和7年度)において、小学校国語、理科及び中学校国語の平均正答数は全国平均以上であり、全体としても全国平均水準を維持しており、児童生徒の確かな学力が育成されています。
- ・ 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- ・ 「青少年の意識・ニーズに関する調査」(令和5年度)では、海外留学や海外で仕事をする意向があるのは、小・中学生で2割台半ば、高校生で3割台であり、海外留学や海外で仕事をしたいと思わない理由は、小・中・高校生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- ・ 将来、こどもたちがグローバル社会において活躍するために必要な実践的な英語力を身に付けるには、4技能5領域(聞くこと・読むこと・話すこと〔やり取り・発表〕・書くこと)を総合的に育成することが重要です。
- ・ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和7年度)における本県の体力合計点平均値は、小学校男子、中学校男子が全国平均を上回り、小学校女子、中学校女子が下回っています。
- ・ こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- ・ メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- ・ 栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病等の健康課題が見られ、学ぶ意欲や体力の低下の一因と考えられています。



①学力の向上

確かな学力の育成のため、県・市町村・学校が一体となって、総合的な学力向上の取組を推進しています。(詳細はⅢ1(1)①に記載)

また、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進める「地域学校協働活動事業」を実施し、地域と一体となってこどもの成長と学校を支える体制整備を図っています。

②外国語能力の向上

グローバル人材に必要とされる英語の4技能5領域(聞く、読む、話す(やり取り)、話す(発表)、書く)の向上と、主体性、積極性の育成のため、児童生徒の英語力の向上

24 教育の充実

と、教員の英語力・指導力の向上の両面から取組を進めます。(詳細はⅢ1(3)②に記載)

③体力の向上

本県のこどもの体力については新型コロナウイルス感染症の影響による低下状況からの回復傾向がみられるものの、引き続き、こどもが運動やスポーツに親しむ機会の減少や、運動時間の減少に伴う体力低下が懸念されています。

このため、「スポコン広場」の開催や体力アップシートの配布、体力向上プランに位置付けた「1校1取組」運動を推進するとともに、中・高等学校及び特別支援学校における運動部活動への部活動指導員の派遣など、体力向上に向けた総合的な取組を行っています。

④健康教育の推進

近年、こどもの健康課題が、多様化・複雑化しており、メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等を抱えるこどもが増加しています。

このため、こどもの性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るため、専門医（産婦人科医・精神科医）による性と心の健康相談事業を実施します。

また、こどもが生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるために、「ワンヘルス」に関する教育啓発のためのリーフレットをリニューアルしました。

がん教育については、県立学校及び市町村立学校（政令市を除く。）を対象に、医療関係者やがん経験者などの外部講師を派遣する事業を実施するとともに、教職員を対象としたがん教育指導者研修会を実施します。

食育については、研究指定校等における朝食摂取率の改善に効果が認められた取組を、研修会やホームページ等を活用して県内各学校に周知します。

また、こどもが自分の朝食について、振り返ることができる「朝食いきいきシート」を作成・配布し、望ましい生活習慣の定着を推進します。

(2) 豊かな心の育成

(道徳教育、人権教育の推進)

- ・ 「福岡県民ニーズ調査」(令和7年度)によると、教育分野では、道徳、人権など、児童生徒の心を豊かにするための教育へのニーズが最も高くなっています。
- ・ 規範意識は、幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- ・ 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、社会生活の様々な場面において存在しています。

(実体験を重視した教育の推進)

- ・ 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

(幼児教育の充実)

- ・ 幼児期は、基本的な生活習慣を獲得するとともに、自尊感情やコミュニケーション能力、他者への信頼感等を育み、社会性の基礎をつくる重要な時期であり、こどものその後の成長に大きく影響を与えることから、質の高い幼児教育の充実を図る必要があります。

(読書活動の充実)

- ・ 読書活動は、言葉を学び、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高めるとともに、多くの知識を得て多様な文化を理解することができるようになる等、こどもの成長に欠かせないものであるため、より一層の推進が必要です。

(いじめや不登校等への対応)

- ・ 本県における小学校・中学校・高等学校のいじめの認知件数や不登校のこどもの数は増加傾向にあり、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応が必要です。

(少年の非行防止と健全育成)

- ・ 少年非行には、少年の規範意識の低下、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下等様々な背景があります。
- ・ 本県における少年の非行情勢は、刑法犯少年の検挙補導人員及び非行者率ともに、戦後最少であった令和3年から4年連続で増加しており、全国的に見ても高水準で推移する等深刻な状況です。

(インターネット適正利用の推進)

- ・ インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。

24 教育の充実

- ・ スマートフォン等の普及に伴い、SNS 等が介在したいじめの増加や性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。

(学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実)

- ・ 家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中で、これまで家庭や地域が担ってきたしつけ、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、社会性の習得等の教育機能が低下してきています。また、学校をめぐる課題が複雑化・多様化し、学校、教員だけでは解決できない課題も増えています。



①道徳教育、人権教育の推進

未来を担う児童生徒の豊かな心の育成のために、小・中学校においては、地域の道徳教育推進の中核となる教員を育成する道徳教育地域指導者研修を実施するとともに、各学校における「道徳教育実践ハンドブック vol.2」の活用を推進しています。(詳細はⅢ 1 (1)②に記載)

また、自他の人権を守ろうとする実践力を持ったこどもを育成するため、学校教育においては、指導資料や人権教育学習教材の活用を推進しています。

さらに、人権教育を通して培われた知識や様々な技能、態度をもとに、課題を自ら発見し、他者と協力しながら学びを深め、論理的に思考・判断し、人権問題の解決に向けて主体的に行動していく総合的な課題解決能力を育成するための研修プログラムを実施します。

加えて、教職員への効果的な研修や研究事業を実施し、教職員自身の人権意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成に努めています。

社会教育においては、人権教育・啓発に関わる担当者の研修や地域の指導者の養成、啓発資料の作成・提供等を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう努めています。

②実体験を重視した教育の推進

こどもの主体性や協調性を育むため、「地域学校協働活動事業」等において放課後等におけるこどもの体験活動を実施します。(詳細はⅢ 1 (1) ②に記載)

③幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園等の役割などについて情報提供を行うとともに、幼稚園等と小学校の

24 教育の充実

合同研修の実施促進などの啓発を行います。

また、保護者等からの家庭教育・子育て全般の相談に応じる電話相談「親・おや電話」及びメール相談を実施します。

さらに、子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」を開催します。

④読書活動の充実

「読書好きを育む環境づくり応援事業」を実施し、乳幼児、小・中学生、保護者・地域住民・読書関係者を対象に、発達段階に応じた読書好きを育む取組を体系的・継続的に実施できるように支援しています。

また、多くの人が集まる商業施設等や読書活動に触れる機会が少ない場等で、読書が好きになるきっかけづくりや読書への興味関心が広がる取組を企業や関係団体等と連携しながら実施します。

さらに、市町村における読書活動の取組の実践発表、参加者同士の意見交流など、地域で読書活動に関わる関係者の情報交換、活動の活性化を図る実践交流会を各教育事務所で実施します。

⑤いじめや不登校等への対応

いじめ問題対策については、未然防止、早期発見・早期対応や、きめ細かな取組を強化するため、文部科学省作成の「生徒指導提要」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を基に、令和7年に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂しました。

また、各学校におけるいじめ問題対策の実効性を高めるため、令和3年に「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」を策定しました。この中では、いじめ防止対策推進法に示された、「いじめの重大事態への対処」についても具体的に記載しています。

なお、平成28年度から、「学校生活・環境多面調査」の活用を推進し、いじめの未然防止や迅速かつ適切な早期対応に取り組んでいます。

不登校対策については、小・中学校では、不登校の児童生徒と最も信頼関係が深い教師を中心にチームで支援する、「チームサポート方式」での対応、小学校で作成した「チームサポート方式に係る支援計画（個票）」を中学校に引き継ぐことなどにより、校種間での連携を深め、こどもの成長過程を見ながら継続的に一貫した支援を行っています。

また、全ての教師や保護者が共通実践できる取組を整理した「福岡アクション3」、「保護者のアクション3」の全学校や家庭での推進、不登校予防診断チェックリストの全小・中学校への配布及び活用の推進をしています。加えて、令和5年度から不登校児童生徒の保護者に対して「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」を作成・配布し、当該児童生

24 教育の充実

徒が社会的に自立できるための支援を行っています。これらの取組は、本県独自の取組として、継続して行っています。

また、「生徒指導提要」や「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」、文部科学省通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」等を踏まえ、令和3年に策定した「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を令和8年2月改訂し、様々な要因により学びのアクセスができない児童生徒をゼロにすることを目指しているところです。

令和4年度から十分な個別支援を受けられていない不登校児童生徒に対し、学生ボランティアを活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を行っています。令和6年度から「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を実施し、小学校へ不登校児童支援員を配置することで早期に対策を行う取組を行っています。

さらに、貧困をはじめとするこどもの生活環境を改善するため、全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置を目指すなど、専門スタッフの配置拡充により、学校の生徒指導及び教育相談体制を強化する「児童生徒を取り巻く生活環境改善事業」を平成30年度から実施しています。

これまでに、いじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーを全小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校に配置するとともに、スクールカウンセラー・スーパーバイザーを全教育事務所へ配置し、教育相談体制の強化を図っています。

また、県立学校のいじめの重大事態化を防止するため、弁護士・警察官OB・医師等の外部専門家による学校支援体制の強化を図っています。

さらに、県立高等学校では、13校に訪問相談員を配置するとともに、令和7年度に学びの多様化学校として新設された小郡高校みらい創造コース及び県内4地区の定時制単位制課程高等学校を含めた13校にスクールソーシャルワーカーを重点的に配置しています。

こうした取組を通じて、福祉関係機関との連携を積極的に図るなど、学校だけでは対応困難な不登校生徒宅への訪問や働きかけを通して、生徒を取り巻く環境等の改善を図っています。また、不登校生徒が県立高等学校に進学しやすい環境を整備するため、博多青松高等学校の通信制課程において協力校3校（ひびき高等学校、大牟田北高等学校、西田川高等学校）でのスクーリング（面接指導）を実施しています。

県立特別支援学校では、全校にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整え、教育相談機能の充実及び関係機関との連携強化に努めています。

また、心に不安や悩みをもつ児童生徒及び子育てに悩みを抱える保護者に対しては、「子どもホットライン24」により、24時間体制での相談対応を行うとともに、メールによる相談対応も行っています。

さらに、令和3年度から「福岡県 SNS を活用した教育相談体制整備事業」を実施し、

24 教育の充実

様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS を活用した相談体制の構築を図り、問題の深刻化を未然に防止する観点から、相談窓口の充実に取り組んでいます。

福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」においては、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者に対する専門的な相談・情報発信等の支援を行っています。

豊かな自然の中で自分のペースでのびのびと過ごせる場所を整備し、社会的自立を支援するために社会教育施設において不登校児童生徒の居場所づくりに取り組みます。

また、地域住民等との協力による「地域学校協働活動事業」を活用し、不登校児童生徒が気軽に立ち寄れる地域での居場所（サポートスポット）をつくり、学習や体験活動等を通じて社会的自立心を育むとともに、保護者を支える地域の仕組みづくりに取り組みます。

そのほか、不登校児童生徒の受け皿となっている非営利法人が設置するフリースクールの活動を支援しています。

⑥少年の非行防止と健全育成

児童生徒の規範意識を育成するため、発達段階や校種に応じて「望ましい行動の促進」、「インターネットの適正利用」や「非行防止」等をテーマとした学習会を実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を実施しています。保護者も児童生徒とともに規範意識について学ぶことで、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、学校と家庭が連携した児童生徒の規範意識の育成を推進しています。

また、非行等の問題を抱える少年の非行防止、自尊感情や社会的スキルの向上のための体験活動、生活基盤を安定させるための寄り添い型の就労支援や就労時の身元保証事業等を実施します。

県警察では、非行等の問題を抱える少年に対する電話連絡、面接等を通じた立ち直り支援活動や学校、地域住民、ボランティア、市町村等と連携した街頭補導活動等を行い、少年を見守る社会気運を醸成しています。

また、学校と警察のパイプ役としてスクールサポーターを全警察署（博多臨港署及び福岡空港署を除く。）に1人配置し、学校訪問を通じて非行問題等に対するアドバイス、安全対策の支援、いじめ問題への対応等、児童生徒の非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を推進しています。

⑦インターネット適正利用の推進

青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、ネット問題に詳しい専門家、通信事業者、教育機関、PTA 及び行政等で構成する「福岡県青少年の安心・安全なインターネット利用推進連絡会議」において、施策の検討や課題の共有等を実施します。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりのため、「福岡県青少

24 教育の充実

年健全育成条例」に基づき、県民に対し、フィルタリングの重要性について啓発を行います。

「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」においては、学習会のテーマの1つに「インターネットの適正利用」を設定し、保護者とともにインターネットの適正利用について考える場を設定しています。また、教員研修や研究推進によって教員の情報モラル指導力の向上を図ります。

学校の教育活動においては、規範意識育成学習等を通じ、スマートフォン等の取扱いに関する指導や情報モラル教育を行い、犯罪被害防止と安全な利活用を促進しています。家庭や地域においては、スマートフォン等利用に関するルールづくりや、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性、フィルタリングの利用促進等の対応策について周知を図っています。

県警察では、児童買春を始めとする少年の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿して、犯罪被害から少年を守るための活動を行っています。

⑧学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実

未来を担うこどもたちの豊かな学びや成長を支えるために、これからの学校は、「地域とともにある学校」として地域と学校がパートナーとして連携・協働することが求められています。学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となってこどもたちを育むために、保護者や地域住民等の参画を得ながら学校運営や特色ある学校づくりを行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の取組を支援しています。

また、地域人材の協力による学校支援活動全体において、多様な地域資源の活用により特色ある教育活動の展開や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全・安心な放課後の居場所づくりを進め、教員の働き方改革を推進し、教員がこどもと向き合う時間の確保とともに教育活動の充実に資する体制整備を図っています。

さらに、家庭の教育力向上と家庭での生活習慣づくりを推進するため、学校、家庭、地域と連携・協働し、家庭教育支援に関わる人材育成等の取組の充実を推進します。

また、県民の教育への関心と理解を一層深めるとともに、次代を担うこどもの育成を期し、学校、家庭、地域社会が連携して教育の充実と発展を図ることを目的に、令和2年2月に「福岡県の教育月間を定める規程」を制定しました。毎年11月をふくおか教育月間とし、教育をテーマとした記念行事を開催しています。

(3) 個性や能力を伸ばす教育の推進

- ・ グローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えていくことが必要となります。
- ・ 集団的な遊びや自発的、能動的な体験活動を通して、こどものコミュニケーション能力の育成や自主性、心の回復力、チャレンジ精神、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- ・ 本県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍するこどもの数や通級による指導を受けているこどもの数も増加傾向にあります。
- ・ 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのあるこどもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。
- ・ 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが必要です。
- ・ 本県の新規学卒者の就職率は高い状況にありますが、卒業後の早期離職者を防止する必要があります。



①こども本位の指導の推進

小・中学校において、こどもが自律的に成長するための原動力となる非認知的能力（学びを調整する力、粘り強く挑む力、自己有用感、自己効力感、協働する力等）を育成するため、鍛えて、ほめて、こどもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた具体的実践を県内に広く普及しています。（詳細はⅢ 1（1）③に記載）

②遊びや体験、自発的、能動的な体験活動の充実

こどもたち同士による外遊びや年齢の異なる仲間・地域の大人との交流、多様な生活体験・社会体験・自然体験等の取組を推進します。

③特別支援教育の推進

特別支援学校、特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒等の数は増加傾向が続いています。また、障がいの重度・重複化や多様化が進む中で、知的発達遅滞のない発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への対応も求められています。（詳細はⅢ 1（1）③に記載）

24 教育の充実

④キャリア教育・職業教育の推進

児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、目的意識を持って進路を主体的に選択できるよう、学校教育だけでなく、地域の企業・経済団体等と連携して、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させるキャリア教育・各地域のニーズに応じた職業教育を充実させることが重要になっています。（詳細はⅢ1（1）③に記載）

(4) 教育環境づくり

- ・ デジタル化の急速な進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化等に伴い、様々な教育ニーズに対応する必要があります。
- ・ 国際化の進展に伴い外国人のこどもや帰国児童生徒が増加していることから、日本語指導、適応支援等個々の状況に応じた支援を推進する必要があります。
- ・ 少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、県が設立している三公立大学法人が地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、各大学の個性・特色を明確にし、魅力ある大学をつくることが求められます。
- ・ 全てのこどもが等しく学校教育の ICT 化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。
- ・ 全国で登下校中のこどもが交通事故や不審者等による事件の被害者となる事態が発生しているほか、大雨、台風、地震等、災害の発生が増加しており、こどもの安全確保が課題となっています。
- ・ 学校施設、社会教育施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、計画的な老朽化対策が求められます。
- ・ 本県は、全国と比較して就学援助や高校生等奨学給付金の受給割合が高く、厳しい就学環境の中で学習するこどもたちへの支援が求められています。
- ・ ICT を活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。
- ・ 学校現場における様々な課題に対応していくため、幅広い視野を持ち、実践的指導力のある人材を確保していく必要があります。
- ・ 学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その役割が拡大する中、授業改善や教育活動の一層の充実が求められており、教員の長時間勤務が課題となっています。



①今日的な教育ニーズへの対応

学習の基盤となる資質

小・中学校においては、カリキュラム・マネジメントに基づいた情報活用能力向上のための実践的な研究の支援を行い、成果や実践事例を普及します。

高等学校においては、これまでの事業成果であるプログラミングの学習モデルを実践するとともに、情報担当教員の研修の充実を図ります。

また、「情報Ⅰ」の実習の中で、プログラミングを活用して、生活における諸問題の解決を生徒に考えさせる学習活動ができるマイコンボードを整備することで、「情報Ⅰ」への興味・関心を高め、学習意欲の向上を図ります。さらに、情報技術を活用した課題解決

24 教育の充実

のために、身の回りにある情報を再構成する力やプログラミング的思考力を育成します。

帰国・外国人児童生徒等への日本語指導の指導力向上を図るため、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の日本語指導担当教員や市町村教育委員会の担当職員を対象とした研修の実施や、組織的な日本語指導の支援体制整備を目的とした運営協議会の実施及び日本語指導アドバイザーの派遣を行っています。また、県立高等学校において、日本語指導者及び学校生活サポーターの配置、通訳ソフトの配布を行い、日本語指導が必要な生徒への支援を行います。

県立高等学校では、社会の変化や生徒の学習ニーズの多様化に対応するため、特色ある学科・コースを地域的なバランスを図りながら配置するなど、高等学校の特色化・活性化を図っています。

また、特色ある学科・コースにおける教育活動の状況を中学生や保護者等に紹介するとともに、高等学校教育に対する理解を促進し、中学生の進路決定の一助とすることを目的に、中学生を対象とした進路相談事業や高等学校体験入学等を実施しています。

地域の経済社会の発展を支える産業イノベーション人材を育成するため、拠点校において先行的に高校教育改革を推進し、その成果等を県内高等学校へ普及する取組に着手します。

県が設立している三公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標のもと、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成するとともに、地域貢献活動の充実に取り組んでいます。

九州歯科大学は、歯学部を設置する唯一の公立大学として、高度な専門性を持った歯科医療人を育成するとともに、県民の健康づくりに寄与する研究も展開しています。

福岡女子大学は、平成23年に開設した「国際文理学部」において、国際的な学習環境や体験的学習を充実させ、次代の女性リーダーを育成するとともに、社会人女性に対する教育等も推進しています。

福岡県立大学は、地域に根ざし、地域とともに発展する大学として、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与する人材を育成するとともに、地域社会のニーズを踏まえた諸活動を推進しています。

②私立学校教育の充実

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、独自の校風や教育理念のもと特色ある教育を展開し、資金の調達をはじめとして自らの責任において学校運営を行っており、私立学校の教育活動によって本県の教育の多様さが確保され、教育の活性化につながっています。

また、幼稚園で約98%、高等学校で約40%の幼児・生徒が私立学校に通うなど、私立学校は本県の学校教育において大きな役割を担っています。そのため、私立学校における教育条件の維持向上と保護者の教育費負担の軽減を図り、学校経営の健全性を確保する

24 教育の充実

等、私学振興を図る必要があります。

本県では、幼稚園から小・中・高等学校、専修・各種学校に至る私立学校に対し、経常費助成を中心とする各種補助や施設整備補助金等の助成事業を行っています。併せて、私立学校が行う教育改革及び教育環境の改善について、情報の提供や助言を行うなどの支援を行っています。

③学校教育の情報化

県立学校では、タブレット型パソコンや大型提示装置など学校の ICT 環境を整備しています。また、こどもが日常的に ICT を活用するために必要な技術支援体制として、ICT 支援員を全県立学校に派遣しています。

ICT を活用した取組として、県立高等学校の生徒が学校の枠を越えて、指導力の高い教員の講習をオンラインで受けたり、アーカイブ動画で自身の進路や興味・関心に応じて学習できたりする環境を構築します。また、他校生徒と協働した学習活動など、多彩な学習機会を提供するとともに、生徒の学習データを蓄積・分析するデジタル採点分析システムを活用し、個々の生徒に合わせた指導や授業の改善を実施します。

さらに、情報、数学、理科等の教育や、ICT を活用した文理横断的な学びを強化する学校に必要な環境を整備します。

特別支援学校においては、訪問教育を受けている児童生徒や病気療養中の児童生徒の交流又は学習機会の確保・充実を図るため、分身ロボット等を活用するとともに、障がいの状態や特性に応じた各教科等の指導の充実を図るためデジタル教科書等の普及を進めています。

また、義務教育段階の公立学校においては、1人1台端末の着実な更新を実施します。（詳細はⅢ1(1)④に記載）

私立学校に対しては、4年度に創設した1人1台端末の整備にかかる補助制度で、学校が整備する経費を助成することにより、ICT 環境の整備や活用が進むよう支援します。

④こどもの安全確保

大学教授や安全教育3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の専門家及び教育関係者等で組織した福岡県学校安全推進委員会を設置し、実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策等について協議します。

また、安全教育充実のため、モデル地域、実践校を指定し、地域や学校の実態に応じた安全教育の指導方法や教育手法の実践的な研究を行い、その結果を県内の学校に周知し、共有化を図っています。

さらに、県立学校に対しては安全教育アドバイザーを実践校へ派遣し、危機管理マニュアルや避難訓練の実施について、指導・助言を行っています。

24 教育の充実

⑤学校施設、社会教育施設の整備・充実

県立学校については、「福岡県公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画」（平成30年3月）に基づき、改築や改修などの老朽化対策を計画的に実施しています。市町村には、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供しています。

また、生徒の健康を守り、災害時における避難所環境の改善を図るため、県立高校の体育館等へエアコンを設置しています。

さらに、教育環境の改善を図るため、県立高校、特別支援学校のトイレに温水洗浄便座を設置しています。

社会教育施設については、利用者が施設を安心して利用できるよう、計画的に補修・修繕を行い、老朽化対策を行います。

⑥厳しい教育環境にあるこどもへの支援

家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、高校生等を対象に高等学校等就学支援金を支給します。

また、高校生等が安心して教育を受けられるように、非課税～年収目安490万円の世帯や生活保護受給世帯の高校生等を対象に返還の必要がない高校生等奨学給付金（専攻科の生徒については、非課税～年収目安380万円の世帯、扶養する子が3人以上であれば、年収目安380万円～年収目安600万円の世帯まで対象となります。）を支給します。

さらに、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、奨学金及び入学支度金を貸与します。

これらの制度について、全ての対象者が利用できるよう、制度の周知徹底を図るため、中学校3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシを配布し、中学生進路相談事業やホームページによる周知を行っています。

また、貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するため、学校に教員以外の専門スタッフ（スクールソーシャルワーカーや生徒指導支援スタッフ）を配置・派遣します。特に全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実を図ります。

私立学校に対しては、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の助成により、学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように支援しています。

⑦教員の指導力・学校の組織力の向上

福岡県教員育成指標をもとに、全ての教員が効果的かつ計画的な研修を受けられるよう、若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのキャリアステージに応じた基本研修、今日的課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修など、教員の資質・能

24 教育の充実

力の向上に資する研修を実施します。(詳細はⅢ1(1)④に記載)

また、教職員の ICT の利活用をサポートする ICT 支援員を全県立学校に派遣しています。

特別支援学校においては、福岡県教員育成指標を踏まえた特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を牽引する核となる人材の育成を推進しています。

また、それぞれの障がい種別の専門性の維持向上や学校経営に参画できるミドルリーダーの育成に取り組んでいます。

「教育職員の働き方改革取組指針(福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)」(平成30年3月策定(令和8年3月改定))に基づき、教育職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを感じながら働くこと及び「教育職員がこどもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることができるよう、教育職員の意識改革や学校現場における業務改善、ICTの活用による校務の効率化等、教育職員の働き方改革を進めています。

県立学校においては、生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに学校の様々な情報を教員間で共有する学校用グループウェアを普及・推進するとともに、デジタル採点分析システムを活用し、業務の効率化と指導の充実に取り組みます。

県立高等学校入学者選抜の出願手続を Web 上で行うシステムを活用し、志願者や保護者等の利便性の向上や教職員の業務の効率化を図ります。

また、より専門的な技術指導を行う体制の整備及び教職員の負担軽減のため、中・高等学校及び特別支援学校等の運動部活動に部活動指導員を配置するほか、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を実施します。

教員採用試験では、大学3年生チャレンジ特別選考や大学等推薦特別選考、教育免許を有していない社会人経験者特例の導入、併願受験の対象者拡大を行うなどの工夫改善を図っています。

また、大学等と連携し、学生等を対象とした「教員養成セミナー」や教職の魅力等を伝える出前講座を実施するなど、質の高い教員の確保に努めています。(詳細はⅢ1(1)④に記載)

県立学校においては、ICTの効果的な活用等による「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現する授業改善を進めます。

(1) 出会い・結婚応援の推進

- ・ 本県の平均初婚年齢は、昭和 45 年からの約 50 年間で男性では 3.9 歳、女性では 5.2 歳上昇しています。また、平成 2 年までは、男女ともに 1 桁台であった 50 歳時未婚率は、令和 2 年時点で男性では 26.7%、女性では 19.7%にまで上昇しています。
- ・ 一方で、「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」では、「できるだけ早く結婚したい」「いずれ結婚したい」が 46.3%にのぼり、「一生結婚するつもりはない」という回答は 16.5%という結果が出ています。独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が約 5 割で一番多い回答となっています。
- ・ 未婚化や晩婚化の要因としては、若者の不安定な雇用、結婚観やライフスタイルの変化、出会いの機会の減少等、複合的なものが考えられます。
- ・ 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心してこどもを産み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、県内各地域において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成等に取り組むことが重要です。



①多様な出会いの場の提供

出会いの場の提供など、結婚のきっかけづくりに取り組む「出会い応援団体」の登録拡大を進めるとともに、ふく♡こい LINE 公式アカウント・メールマガジン「あかい糸める」等で「出会い応援団体」がボランティアで開催する出会いイベントの情報発信を行っています。

また、「企業・団体間マッチング支援センター」を設置し、職場や業種の枠を超えた出会いの場の創出にも取り組むなど、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場の提供を推進するとともに、複数の市町村等と連携し、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信する広域的な出会いイベントを開催しています。

さらに、令和 5 年度から、出会い応援団体の独身者が交流できる会員制コミュニティサイト「ふく♡こいコミュニティ」を開設し、AI を活用した出会いイベントを開催しています。

加えて、7 年度から、趣味等をテーマとしたフリートーク交流会「福岡ふらっとカフェ」を県内 4 地域において開催し、若者が気軽に興味を持って参加できる出会いの場を提供しています。

②出会いから結婚へつなげるための支援

中高生が、こどもを産み育て、家族を持つことをイメージできるよう、「乳幼児ふれあ

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

い体験」に取り組む学校と保育所・幼稚園等のマッチングを支援します。

また、若者の結婚や家族形成に対する意識醸成の強化を図るため、教育現場と連携し、学生を対象としたライフプラン教育を推進します。さらに、将来、結婚したいとの希望を持つ、若い世代を対象に、ライフプランを具体的に描き、実践していくためのセミナーを開催し、出会い・結婚に向けた行動を後押しします。

なお、独身者に対しては、コミュニケーションスキルアップやマナーアップなど、出会いイベントや交際の発展等に役立つセミナーを実施しています。

(2) 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実

- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。
- ・ 出産年齢の上昇等により、リスクの高い妊婦が増加しており、安心して出産できる医療体制の整備が必要となっています。また、分娩を取り扱う医療機関等が減少する中で、リスクの低い妊婦が高度医療機関を利用すること等により、高度医療や急性期医療の確保に支障が生じることが懸念されています。
- ・ 安心して妊娠・出産をするためには、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や気軽に相談ができる体制、早期に支援が必要な妊産婦を把握し支援を行う体制が必要であるとともに、不妊や不育症に悩む人への精神的、経済的負担の軽減も求められています。
- ・ 小児・AYA 世代（思春期・若年成人の世代）発症のがん患者等のための生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療は、高額であり経済的な負担となっています。
- ・ 小児科医の不足や地域偏在等により、小児救急医療体制の確保が困難になる地域が生じることが懸念されています。



①周産期医療体制の確保

安心してこどもを生み育てられる環境を整備するため、周産期（妊娠満 22 週から出生後 7 日未満の期間）医療の充実を進めています。

切迫早産や多胎妊娠などリスクの高い妊産婦や新生児に対応するため、7 か所の総合周産期母子医療センターと 5 か所の地域周産期母子医療センターを中心に、24 時間高度で専門的な医療を提供できる体制の整備に努めています。

また、福岡地域に、「母体搬送コーディネーター」を設置し、周産期母子医療センター及び協力病院でのスマートフォンによる受入可否情報共有化や、医療施設間の母体搬送調整を行うなど、円滑な搬送体制構築を進めています。

②母子保健の充実

少子化や高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など母子をとりまく環境が大きく変化する中、市町村において児童福祉と母子保健の機能を一体的に有する相談機関「こども家庭センター」を適正かつ円滑に運営できるよう支援を行うとともに、市町村の産後ケア事業等を支援することにより、産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を推進しています。

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

令和6年度から、市町村が行う産後ケア事業の利用者負担を軽減するため、県独自の補助金を創設し、産後ケア事業の利用促進を図っています。

妊婦健診や出産、産婦健診、不妊治療等のために遠距離の産科医療機関等に通院する必要がある妊産婦等の経済的負担を軽減するため、交通費や宿泊費の助成を行っています。

また、「福岡県プレコンセプションケアセンター」を設置し、電話・面談等により性やからだの悩みに関して相談に応じると共に、出前講座やオンライン漫画の配信などプレコンセプションケアに関する情報発信を行っています。

妊娠・子育て・思春期の様々な悩みや不安に対して、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ることができるよう体制の整備を行うとともに、SNSを活用し、若年者に対する性知識の普及啓発も行っています。

また、市町村、医療機関等関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行うとともに、こころに不調を抱える妊産婦へ早期に受診可能な医療機関等を紹介する連携拠点病院を県内4地域に設置し、安心してケアを受けられる体制を整備することにより、乳幼児虐待の未然防止を図ります。

③不妊・不育に悩む人への支援

医療保険適用外の高額な医療費が必要となる不育症の検査・治療や、保険診療による特定不妊治療と併用して先進医療に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、一部費用の助成を行っています。

また、保健福祉（環境）事務所に不妊・不育と性の相談センターを設置し、不妊や不育症に関する相談、心の悩みに関する相談を行うとともに、不妊治療と仕事の両立に関する啓発に努めています。

このほか、将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等に対し、希望を持ってがん等の治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費及び温存後生殖補助医療費の助成を行います。

④小児医療の充実

地元の開業小児科医が小児の中核病院に出向いて診療する等、連携による医療提供体制の確保を図るとともに、小児救急医療電話相談事業（#8000）の周知や「福岡県小児救急医療ガイドブック」を活用した医療情報の提供を行います。

また、こどもの医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図っています。

●5歳児健診を推進

市町村による5歳児健診を推進するため、小児科医が不足する地域に派遣する体制づくりや、健診可能な医師確保のための研修を実施します。

(3) 子育てを応援する社会づくりの推進

- ・ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図る必要があります。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の開始等により、保育ニーズが増大する中、令和元年度まで、主に保育所整備により利用定員増を進め、県全体では申込者数を上回りましたが、市町村ごとの状況に差が生じており、待機児童が発生しています。
- ・ 保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育等の多様な保育サービスの充実へのニーズが高くなっていることから、多様な保育サービスの充実を図るとともに、認定こども園の設置等による質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域の子育て支援の充実を図る必要があります。
- ・ 保育所での障がい児の受入れが近年増加していることや、令和3年9月から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児が在籍する保育所への支援や人材の確保等の措置が求められていることから、障がい児等の保育所における円滑な受入体制の整備を進める必要があります。
- ・ 全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるこどもの居場所づくりを進める必要があります。
- ・ 育児・介護休業法の改正を契機として、男性の育児休業取得促進に向けた更なる取組が必要です。
- ・ 本格的な人口減少時代に対応し活力ある地域社会を維持するため、女性の活躍が不可欠なものとなっていますが、県内の子育て応援宣言企業の育児休業取得率は、女性が9割を超えているのに対し、男性は上昇傾向であるものの依然として59.1%と低い水準となっており、男性の育児休業取得促進を図る必要があります。
- ・ 子育て世帯の所得減少等を背景に、子育て世帯が住宅を取得しづらい現状があります。



①幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

保育所等の実態に応じた人員の確保策の検討・提案や短時間保育士の雇用に対する助成等により、待機児童発生市町村や保育士不足の施設に対し重点的な保育士確保に係る支援を行い、早期の待機児童解消を目指します。

就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援しています。

また、福岡県保育士・保育所支援センター（愛称：ほいく福岡）の活用等により増大する保育ニーズに対応する保育士等を確保するとともに、幼児教育・保育従事者に対し、必

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

要な知識や技術力を向上させるための研修実施等、保育人材の育成を進めます。

さらに、保育施設の職場環境改善や魅力的な求人情報掲載等に関する助言を行う専門家を保育所等へ派遣し、保育人材の離職防止や職場復帰を支援します。

●保育所における虐待防止等を強化

保育士や保育施設長を対象とした研修、虐待未然防止に向けた保育所への助言を実施するとともに、虐待発生時にこどもの心のケアを行う専門人材を派遣します。

②多様な保育ニーズへの対応

●地域こども・子育て支援

延長保育、病児保育等の促進、地域子育て支援拠点や一時預かりの普及の促進など、子育て家庭への支援に取り組んでいます。また、子育て世帯が必要な時に病児保育を利用できる環境を整えるため、利用可能な施設の検索等が可能な病児保育支援システムの導入促進を図ります。

さらに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、病児保育を利用する保護者が負担している利用料に対して助成を行うとともに、保育士確保、施設整備及び備品購入の支援を行うことにより、病児保育施設の利用定員拡大を図ります。

●障がい児保育等受入体制支援

市町村が実施する障がい児や医療的ケア児の保育に係る受入体制の構築等を支援します。障がい児や医療的ケア児の受入れを円滑に進めるため、検討部会において受入体制に係る標準モデルを策定するとともに、保育所に勤務する職員等への研修を実施します。

●私立幼稚園における預かり保育等

教育時間終了後や休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園に対し助成することで、長時間の預かり保育を支援し、多様な保育サービスの充実を図ります。

●こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくり推進アドバイザー」を配置し、こどもの居場所の開設希望者・運営事業者からの相談対応を行うとともに、市町村に対し、居場所づくりに係る助言等を行います。

こどもがそれぞれの状況に応じた居場所につながるができるよう、県内のこども食堂やフリースペースなどのこどもの居場所に関する情報を「こどもの居場所マップ」により発信します。

●放課後児童クラブへの支援

市町村が行う放課後児童クラブの整備や運営の支援、放課後児童支援員の認定・養成を行います。

また、放課後児童支援員の確保のため、クラブと支援員とのマッチングを行うとともに、クラブの魅力を紹介する動画を配信します。さらに、クラブが行う児童への支援を

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

強化するため、配慮を必要とする児童への支援方法等を助言するアドバイザーを派遣します。

③地域における子育て支援

●地域における子育てを応援する取組

地域子育て支援拠点等の設置を促進し、地域の子育て応援体制づくりを進めます。

ふくおか・みんなで家族月間キャンペーンの実施や子育て応援パスポートの利用促進等により、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めます。

子育て支援員やふくおか子育てマイスターを養成し、地域における子育て支援の人材育成を進めます。

●母子保健の充実

市町村による妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合相談支援を行うこども家庭センターの効果的な運営を支援する等、母子保健の相談支援体制の充実を図っています。

また、市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業等を支援し、妊産婦の不安の軽減等を図っています。

●第3子以降の保育料を無償化

多子世帯の経済的負担の大きさや3人以上の子育て世帯が特に減少していることを踏まえ、安心してこどもを産み育てられる環境を推進するため、第3子以降の保育料の無償化に取り組む市町村を支援します。

●ベビーシッター利用者の支援

子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、生後6か月未満の乳児に係るベビーシッター利用料等を助成する市町村を支援します。

●こども食堂

貧困対策にとどまらず、世代を超えた交流の場、学びや体験の場など、こどもたちの大切な居場所となっているこども食堂が、地域で安定・継続して活動できるよう、地域レベルのネットワーク化を促進します。

ふるさと納税制度を活用した「福岡県こども食堂応援プロジェクト」を実施し、こども食堂の認知度向上や支援の輪の拡大を図り、こどもたちの笑顔あふれる社会づくりに取り組みます。

支援の必要があるこども・家庭を関係機関の支援窓口に適切につなぐための取組を、子育て世帯の方の相談に応じるこども支援オフィスにおいて行います。

④仕事と子育ての両立支援

●魅力ある職場づくりの促進

若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方を選

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりのため、働き方改革に関する各種制度の導入を促進するセミナーを開催し、働き方改革の実践に向けた支援を行うほか、働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の更なる参加企業の拡大と企業の自主的な取組を支援するためのフォローアップを実施しています。

●仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進

子育てをしながらその能力を活かして働き続けることができる社会の実現を目指し、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の登録拡大及び取組内容の充実に努めます。

さらに、男性が育児休業を取得しやすい職場づくりを促進するため、従業員数 100 人以下の中小企業に対し、男性の育児休業取得率 100% を目標に掲げた一般事業主行動計画の策定に係る費用を助成（福岡県よかパパ育休助成金）するとともに、育児休業制度の運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。

そして、男性の積極的な育児参加を応援するため、育児への関わり方や仕方などをまとめた「パパノートブック」を配布するとともに、心理士等の専門家による相談支援体制を整備することにより、男性の育児に関する不安や悩みによる心身の不調を防ぎます。

また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、育休を取得予定の男性や子育て中の男性に対し、家事や育児の実践的なノウハウを習得できる料理教室や育児研修を行う「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。

⑤子育て世帯への住宅支援

●こどもまんなか住宅流通促進事業

住宅ストックの有効活用を図るため、中古住宅が市場で安心して取引されるよう、建物の状態を調査する「住まいの健康診断」の普及を促進しています。平成 23 年度から診断費用に対する助成を行い、令和 6 年度から若年世帯・子育て世帯の中古住宅の取得を促進するため、診断費用に対する助成を割り増ししています。

また、平成 28 年度から、中古住宅の流通を促進するとともに、若年世帯・子育て世帯や高齢者世帯を含む多世代の居住を促進するためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助する「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業」を実施しています。令和 6 年度から「福岡県こどもまんなか既存住宅流通リノベーション推進事業」に名称を変更し、若年世帯・子育て世帯の幅広いニーズに柔軟に対応するため、補助区分を撤廃し、上限額の引き上げを行いました。さらに県内の移住増加を図るため、7 年度から中古住宅を購入して県外から移住する世帯には、補助率と上限額の引き上げを行っています。

●子育て世帯の優先入居

県営住宅の抽選方式募集において、優先枠を設定することで、子育て世帯の住宅確保

25 出会い・結婚・出産・子育て支援

を支援します。

⑥こどもまんなか社会づくりの推進

令和7年3月に開設した「福岡県こどもまんなかポータルサイト」において、こどもの権利の啓発や、こども施策に対するこどもや保護者等の意見募集・紹介、県民等の「こどもまんなか」の取組紹介等を実施し、社会全体でこどもまんなか社会づくりを進める気運を醸成します。

(1) 児童虐待防止対策の推進

- ・ 児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、著しい場合は死に至らしめることもあり、こどもに対する最も重大な権利侵害です。
- ・ 県所管児童相談所における児童虐待相談対応件数は、近年、高い水準で推移しており、令和6年度には7,442件となっています。
- ・ このような中、本県では、平成28年度から令和7年度までに児童相談所職員を158名から353名に大幅に増員し、警察官や弁護士、保健師を配置する等体制の強化を図りました。
- ・ 令和元年には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童相談所における介入的機能と支援的機能の分離、児童福祉司や児童心理司の増員、関係機関間の連携強化等、児童虐待防止対策の更なる強化が求められました。
- ・ 児童虐待の早期発見、防止のためには、児童相談所の体制整備に加え、アセスメント（調査分析）力の強化、一番身近な相談窓口である市町村の家庭支援体制の充実、市町村、児童相談所、学校、警察、医療機関等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の機能強化等に取り組む必要があります。



令和4年4月に、こどもへの虐待の防止及びこどもの権利擁護に関し、基本的理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」を施行し、児童虐待防止対策を推進しています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	3,513	4,652	5,280	6,184	6,760	7,547	7,442

資料：県こども福祉課

①児童相談所の体制強化

児童虐待等により、保護を要する児童相談に迅速に対応するため、児童相談所において24時間いつでも相談を受ける体制を整えるとともに、児童虐待相談対応件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、体制の充実を図っています。

また、児童福祉司等に対し、専門性の向上のため、課題を抱える家族への接し方、支援に係る研修や虐待の兆候に気付きにくいケースを想定した演習等を実施しています。

26 きめ細かな対応が必要なこどもの支援

一時保護所について、こどもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所居室の個室化等に取り組み、より家庭的で開放的な環境を整備するとともに、一時保護所の児童に対し、学力、特性に応じたきめ細かな個別指導を行うため、学習指導員を増員し、学習支援の充実を図っています。

児童相談所の運営について、児童福祉の専門家などの外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図っています。

②市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童虐待の防止には関係機関相互の連携強化が重要であることから、関係機関で構成する市町村の要保護児童対策地域協議会の運営に関する助言・指導を積極的に行い、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、こどもや家族支援に取り組んでいます。

また、児童相談所は、当該協議会において支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、市町村を指導するとともに、こどもに対する危険性が高いと判断した場合はこどもの安全を確保しています。

虐待の早期発見・早期対応及び再発防止を図るため、児童相談所と警察は緊密に連携しながら、こどもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対応しています。

③発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進

虐待の早期発見・早期対応のため、本県では、地域の医療機関の協力のもと、児童虐待対応のネットワークを構築し、児童虐待対応へのノウハウを有する拠点病院が地域の医療機関に研修や情報提供等を行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図っています。また、出産後の養育について不安のある妊産婦等に看護師等が妊娠段階の相談対応から出産、育児まで継続した支援を行っています。

児童相談所において、虐待を行った保護者に対するカウンセリングを行うとともに、虐待を理由に離れて暮らす親子等に対し、個々の家族の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、こどもや保護者への支援・指導を行い、家族の再統合に向けた支援を行っています。

(2) 特別な援助を必要とするこどもや家庭への支援

- ・ 本県においては、約1,800人（令和6年度）のこどもたちが児童養護施設や里親家庭等で生活しており、その中には、虐待を受けたこどもや発達障がいのあるこどもが増えていることから、よりきめ細かなケアが必要となっています。
- ・ 平成28年に児童福祉法が改正され、自らの家庭で暮らすことができないこどもについて、家庭と同様の環境で養育されるよう、特別養子縁組、養子縁組、里親への委託を進め、それが難しい場合は、できる限り家庭的な環境となるよう、小規模化かつ地域分散化された施設で養育することとされています。
- ・ こうしたこどもたちは、保護者からの支援を受けられない場合も多く、円滑に社会に巣立っていけるよう、きめ細かな自立支援に取り組む必要があります。
- ・ 少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等様々な要因により、本来、大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしているこども（ヤングケアラー）がいます。
- ・ 高校中退後進路が決まっていない、またはひきこもりの状態にある等社会とのつながりが薄れてしまっている若者がいます。
- ・ 家庭や学校に居場所のないこどもたちが警固公園に集まってきており、犯罪に巻き込まれるなど社会的な問題となっています。



①家庭と同様の環境における養育の推進

様々な広報媒体や機会を活用し、里親制度の普及啓発を図るとともに、委託前の児童との丁寧なマッチングや委託後の里親への相談支援を行い、里親委託の推進を図っています。また、NPO法人等を活用し、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に行う里親支援センターを県内4か所に設置し、より質の高い里親養育を推進しています。

「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進しています。

行動や情緒面で課題を抱えるこども等、手厚い養護が必要なこどもに対して、家庭的な環境の下で安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進しています。また、児童養護施設等における心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図っています。

②こどもの自立支援の推進

こども等に対する継続的な相談支援や状況把握を行う専任職員の配置を進め、施設等

26 きめ細かな対応が必要なこどもの支援

における自立支援機能の充実を図っています。

個々のこどもの学習能力に応じて、十分な教育が受けられるよう、施設等における学習環境の充実を図っています。また、就職や進学に必要な費用の一部負担、就職やアパート賃貸の際に必要な保証人の確保等により、施設等のこどもが円滑に社会に巣立つことができるよう支援しています。

施設等を退所し、就職するこども等に対して、児童自立生活援助事業所を活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援しています。

NP0 法人を活用し、児童福祉、法律や心理支援等の専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談や生活支援、就業支援等を行うとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供しています。

③ヤングケアラーや困難を抱えるこどもへの支援

家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見と適切な支援へつなぐために、学校や介護・障がいの事業所、医療機関、地域の民生児童委員等の関係機関の職員を集めた研修を行っています。

また、高校生以上のヤングケアラーを対象に、ヤングケアラー経験者が勉強や進路、友人関係などの悩みを聞くオンラインによる「ヤングケアラーほっとサロン」を開設します。

進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ「若者自立相談窓口」を設置し、若者の就学や職業的な自立を促しています。

いじめの早期発見・解消を図り、重大化・長期化を防ぐため、「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、学校外の立場で、いじめに悩むこどもや保護者を支援しています。

④警固界限のこども・若者への支援

警固公園及びその周辺における犯罪被害防止等のため協議会を設置し、関係機関が課題の共有、有効な施策の検討等を行い、各機関で恒常的な連携を確保しています。

犯罪被害を防ぐため、警固界限の危険性について広く注意喚起する動画を配信しています。

警固界限に集まるこどもたち一人ひとりの悩みに寄り添い、相談しやすい環境を整えるため、相談スペースの設置やアウトリーチによる支援を実施しています。

また、虐待や貧困等の様々な事情により帰る居場所がないこども・若者の緊急避難場所として「こども若者シェルター」を設置しています。

(1) 感染症対策の推進

- ・ 新興感染症等が発生した場合は、甚大な健康被害の発生、社会経済活動に対する影響をできるだけ抑える対策が必要です。
- ・ 多くの新興感染症が人獣共通感染症であり、この発生には、人と動物の関係の変化、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が強く関係しているとされ、ワンヘルスの視点からの各分野の取組が必要です。



①感染症の発生予防・まん延防止対策の充実

1) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等感染症などの新興感染症をはじめとする感染症の中には、ひとたび国内に侵入すると甚大な健康被害を及ぼす可能性があるものが含まれています。このため、検疫所、感染症指定医療機関、市町村等の関係機関と緊密に連携し、海外から流入する感染症の患者発生に備えた訓練を行うとともに、様々な感染症の発生状況やその予防方法等を積極的に県民に周知し、健康被害の防止に取り組んでいます。

2) 医療提供体制の強化

新興感染症等が発生した場合に備え、感染症指定医療機関の病床整備等を行うほか、病床や発熱外来等に対応する医療機関等との協定締結、結核患者の療養のための病棟整備やエイズ患者等の治療を行うエイズ治療拠点病院の施設整備等を行っています。

また、新興感染症の感染拡大時にも、県内医療機関に医療用資材を安定供給するため、令和4年9月に福岡県医療機器協会と協定を締結し、医療用資材の流通備蓄体制を構築しています。

3) 疫学調査・健康診断

結核をはじめとする様々な感染症の患者発生があった場合には、市町村や医療機関等の関係機関と連携し、感染症に応じた疫学調査や健康診断等を実施し、感染症のまん延防止を図ります。また、県民への正しい知識の普及啓発や疫学調査に基づく適切な指導を行うことにより、その発生予防にも取り組んでいます。

4) 人獣共通感染症対策

●発生予防（平時の対応）

医療、獣医療、関係自治体等と連絡会議等を開催し、関係者及び関係機関等の緊密な連携体制の構築を図るとともに、県民に対して、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

また、飼養衛生管理基準の遵守指導やワクチン接種を推進し、家畜伝染病の発生予防に努めます。

2 7 感染症対策の推進

さらに、狂犬病予防法による犬の登録及び予防注射の徹底について、市町村、獣医師会等と連携し、飼い主に対し、啓発・指導します。

●まん延防止（患者発生時の対応）

患者発生時には、疫学調査、健康診断等を実施するとともに、必要に応じて感染症専門医による支援体制を整備します。

家畜伝染病発生時には速やかな罹患家畜の処分、農場や通行車両の消毒等を実施します。

●動向調査、監視

人における人獣共通感染症の発生動向を把握・分析し、その結果を県民や医療関係者に迅速に公開するほか、畜産農場への立入により、家畜伝染病の発生動向を把握します。

また、愛玩動物の病原体保有状況等調査を実施し、感染症の発生動向を把握・分析します。

●研究開発、創薬

バイオ技術を核とする新産業の創出や関連企業、研究機関の一大集積を形成し、次世代医薬品の研究開発を推進します。

(1) 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進

- ・ 本県では、大雨特別警報が平成 29 年九州北部豪雨以降の 9 年間で 6 回発表されており、全国で最多を数え、毎年のように大規模な自然災害が発生しており、災害復旧・復興に向けた取組を加速することが求められています。特に、BRT（バス高速輸送システム）で復旧した JR 日田彦山線（添田駅～夜明駅）では、沿線の地域振興と持続的な発展に向けた取組が期待されています。
- ・ 近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に備え、ハード・ソフト一体となった施策を進め、災害に強い県土づくりに取り組む必要があります。
- ・ 道路や河川、上水道、下水道、農業水利施設、漁港等の多くのインフラ施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されています。今後、建設後 50 年以上経過する施設の割合が急速に高まるため、施設の適切な維持管理に努める必要があります。



①頻発する災害からの復旧

本県では、毎年のように大規模な自然災害が発生しており、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」予算等を活用し、被災地の復旧・復興に向けて全力で取り組んでいます。

災害復旧に当たっては、原形復旧のみならず、機能を向上させる改良復旧事業の活用も含めて検討し、再度の災害発生防止に努めます。

②JR 日田彦山線沿線の地域振興

日田彦山線沿線の地域振興については、令和 3 年 2 月に策定した「福岡県日田彦山線沿線地域振興計画」に基づき、域内の人口確保、域外からの人を呼び込むための魅力ある地域づくりや地域が潤う産業振興を進めています。

本県では、沿線の地域振興を長期的、安定的に推進していくため設置した「福岡県日田彦山線沿線地域振興基金」を活用し、東峰村、添田町が地域の実情に合わせて実施する BRT の利用促進や地域振興に資する取組の支援等を行っています。

③流域治水等の推進

●流域治水

本県では、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進しています。

このため、4 つの一級水系については国が、52 の二級水系については県が、国・県・市町村からなる「流域治水協議会」を設立し、流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有等を行っています。

この協議会では、これまでの河川、下水道等の整備による治水対策に加え、水田やグ

2 8 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

ラウンド等に雨水を貯留・浸透させ、河川への流出を抑制するための対策など、流域治水の取組の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を令和4年3月に策定・公表しました。このプロジェクトは、3つの対策の柱で構成されています。

- (1) 河川の氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策
- (2) 被害対象を減少させるための対策
- (3) 被害の軽減や早期復旧・復興のための対策

現在、このプロジェクトに基づき、流域内のあらゆる関係者と一体となって流域治水を推進し、防災・減災・県土の強靱化に取り組んでいます。今後も、随時、協議会を開催しながら、プロジェクトを更新していきます。

令和5年度より、「流域治水協働推進事業」を創設し、市町村や事業者が行うため池やグラウンド等の雨水貯留浸透施設の整備への支援を行っているほか、国の交付金などを活用し、農業者等が行う水田の雨水貯留機能を向上させた「田んぼダム」の導入への支援を行っています。

(1) 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

- ・河川改修（河道掘削、堤防整備、遊水地整備等）
- ・雨水貯留・排水施設の整備
- ・学校グラウンド・公園等の治水利用
- ・ため池の事前放流
- ・水田の雨水貯留機能向上
- ・クリーク・先行排水 など

(2) 被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定・見直し
- ・公共施設電気等設備のかさ上げ など

(3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水位計・河川監視カメラの設置
- ・ハザードマップの作成
- ・避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立
- ・防災教育や避難訓練等の実施
- ・排水ポンプ車の配備 など



出典：国土交通省ホームページ

流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

●治水

本県では、平成29年以降、梅雨前線や台風などの影響による豪雨により、河川からの溢水や内水氾濫が発生するなど、甚大な浸水被害が発生しました。

このような災害から県民の生命・財産を守るため、河道改修と併せて調節池、排水機場などの整備を進めています。

●治山・砂防

本県は、高度な土地利用が進み、住宅の整備が山地まで及んでいるため、降雨による災害発生の危険性を常にはらんでいます。このため、台風や梅雨前線豪雨、地震などによる土砂災害の予防や復旧、二次災害防止対策について、各種の施策を講じ、その推進

28 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

に取り組んでいきます。

県土の保全や水源のかん養、保健休養等の機能を持つ保安林の指定と整備に努めるとともに、保安林の持つ機能を高度に発揮させ、山地災害を防止するため、危険度を考慮し計画的に治山事業を進めていきます。

また、荒廃溪流からの土石流や、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民生活を守るため、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防関係施設の整備を積極的に進めています。

●道路防災

災害を未然に防止するため、法面の崩壊・落石等の災害のおそれがある箇所について、道路利用者が安心して利用できるように道路防災対策を推進します。

●農林水産施設

防災重点農業用ため池や排水機場といった農業水利施設や漁港の整備・改修を計画的に進めていきます。また、農業用ハウスの浸水リスクを回避するため、農地中間管理機構の活用により、市町村の枠を越えた広域的な農地の利用調整を推進していきます。

●防災情報等の充実

危険度情報をあらかじめ提供するほか、災害時の避難活動に資する河川や土砂災害等の防災情報をさらに充実します。また、関係機関と連携し、県境を含む防災体制の強化を推進します。

④耐震化の推進

地震等による被害の軽減を図るとともに、円滑かつ迅速な応急活動や地域の産業・人流・物流を維持できるよう、道路や港湾、上水道・下水道等のインフラ施設の耐震化を進めています。

●橋梁

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋や崩壊といった致命的な損傷を防止するための対策を実施しています。橋長 15m以上の対象橋梁 234 橋については耐震対策が完了しています。現在は、橋長 15m未満の橋梁について、対策を進めています。

●港湾

大規模災害時の海上輸送ルートを確保するため、岸壁等の港湾施設の耐震化を推進します。

●市町村庁舎

市町村庁舎については、国の補助制度等を効果的に活用し耐震化を促進しています。

●学校施設

私立学校施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の耐震化を促進するため、耐震化工事を行う学校法人に助成を行っています。

28 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化

●災害拠点病院等

災害時においても医療を継続して実施できるよう災害拠点病院等の耐震化を促進しています。

●住宅・その他の特定建築物※

耐震化の普及啓発促進策として、耐震改修相談窓口の開設、耐震診断アドバイザーの派遣、耐震改修セミナーの開催等を進めています。また、耐震改修工事事業者の技術力向上のための研修を実施し、県民が安心して改修工事を依頼できる事業者の情報を公表しています。

さらに、耐震化を促進するため、木造戸建て住宅や、耐震診断が義務化された民間の大規模建築物を対象とした補助制度を創設しています。特に、木造戸建て住宅を対象とした補助制度は、市町村の財政負担がなくとも実施可能な補助制度として、県内すべての市町村において利用できるようになっており、令和4年度からは木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助制度と名称を改め、耐震改修と省エネ改修を併せて行う工事に要する経費の一部について補助するなど、安全・安心かつ快適な住まいの普及を図っています。

また、県、市町村、関係団体が連携を強化し、さらなる耐震化に向けて取り組むため、6年5月に「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」を設立し、耐震化に関する課題や情報の共有及び取組の検討を行っています。

※ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条で定める一定規模以上の学校、体育館、老人ホーム等不特定多数が利用する建築物。

⑤災害に備えた上下水道連携強化

上下水道施設の耐震化と併せて、災害時の早期断水解消に向け、広域的な給排水支援や応急復旧といった初動対応を迅速に行うため、国や市町村等、上下水道一体での連携強化を図っていきます。

⑥老朽化対策の推進

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ施設の老朽化が深刻であり、今後、建設から50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなります。道路、河川、砂防、港湾、海岸、上水道、下水道、農業水利施設、治山施設及び漁港等のインフラ施設を将来にわたって安全に利用していくためには、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を加速させる必要があります。このため、福岡県公共施設等総合管理計画に基づき策定した個別施設計画のメンテナンスサイクルにより計画的な老朽化対策を行っていきます。

(1) 地域防災力と危機管理の強化

- ・ 本県は平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめ、大規模な自然災害が頻発しており、集中豪雨や台風、地震等に備え、地域防災力を強化していく必要があります。
- ・ 県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけ被害を軽減していくため、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく取組が必要です。
- ・ また、災害に備えて必要な資機材を整備するとともに、国や市町村、関係団体等との相互の連携・協力体制を構築し、構築した関係を持続的なものとする必要があります。



①地域防災力の向上

●防災情報の発信強化

本県では、災害に対する日頃の備えや避難行動に役立つ情報を、県防災ホームページ等により、積極的に発信しています。

令和 3 年 6 月には、県防災ホームページを改修し、市町村の避難指示発令状況や避難所の開設・混雑状況などをリアルタイムに地図でわかりやすく表示できるようにしました。

4 年 12 月に、気象や避難情報等が容易に入手でき、操作も簡単で、誰にも親しみやすい県独自の防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の配信を開始しました。ひとりでも多くの県民の皆さまに登録していただけるよう、市町村や防災協定締結先企業等と連携した PR や、県・他団体等のイベント出展など、様々な手段による普及に取り組んでいます。

また、6 年度に実施した「地震・津波に関する防災アセスメント予備調査」の結果を踏まえ、7 年度に「震度予測」や「液状化予測」などを地図で表示する地震メニューを追加しています。

あわせて、7 年度から実施している津波浸水想定成果となる「浸水域データ」についても、地図上で確認できるよう同メニューに追加する予定です。

県では、防災意識の高まりもあり、8 年 4 月 1 日現在の自主防災組織の組織率は 95.4%となっています。また、地域の防災力を高めるためには、地域で防災リーダーとなる人材の育成が不可欠です。本県では、自主防災組織等のリーダーを対象として、防災に関する知識や技術の習得を目的とした研修、訓練を実施しています。

災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人などの避難行動要

29 地域防災力と危機管理の強化

支援者が迅速かつ適切に避難できるよう、3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化されました。本県では、この計画が早期に作成されるよう、市町村における計画作成への理解向上及び避難支援者の確保等の取組を支援します。

また、災害時に要配慮者が円滑に避難し、避難先で必要な支援が受けられるよう、市町村職員研修会を開催し、福祉避難所の充実に向けた市町村の取組を支援します。

●消防団への加入促進

消防団は、地域防災の中核的存在として、地域の安心・安全のため大きな役割を果たしていますが、全国的に消防団員数は減少しており、本県も同様の傾向にあります（令和7年4月1日現在の団員数は22,637人）。

本県では、県内消防団員の約7割が被雇用者団員であることから、事業所に消防団への理解を深めてもらうため、経済団体等を通じて消防団協力事業所制度の仕組みやメリット（県の入札加点制度）を周知するとともに、消防団活動に協力的な事業所や団員確保に貢献している事業所を表彰しています。

さらに、市町村が実施する広報活動等に対する補助金制度に加え、令和8年度からは、女性消防団員の皆さまがその視点を生かし、より活躍できるよう、女性専用の更衣室やトイレの整備といった環境整備に取り組む市町村への補助事業を新たに創設しました。こうした取組を通じて、消防団の加入促進と体制強化に積極的に貢献する市町村を支援しています。

●災害時における外国人支援

本県では、増加する在住外国人への支援を充実させるため、外国人の防災・災害時支援にも力を入れています。多言語で作成している「外国人のための防災ハンドブック」により、平時から防災に関する基本的なことについて周知を図るとともに、防災アプリの外国語版でいち早く災害関連情報を知ることができる環境を整備しています。

また、大規模な災害が発生した際には、「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、（公財）福岡県国際交流センターと連携して、被災市町村の外国人対応を支援する体制を速やかに整えます。

さらに、県内の外国人コミュニティ等を対象とした連絡会議を通じ、メンバーへの周知を依頼するとともに、コミュニティ全体における防災知識の普及と防災力の向上を図ります。

●在宅人工呼吸器使用者の非常用電源導入支援

災害等による停電時に在宅人工呼吸器使用者の命を守るため、人工呼吸器の非常用電源の導入を促進するとともに、緊急受入協力医療機関リストを作成します。

②災害対応力の強化

●地域防災計画の見直し

29 地域防災力と危機管理の強化

本県では、地震や風水害等の災害から県民の安全を確保するため、災害対策基本法に基づき、県や市町村、防災関係機関等が実施する防災業務の総合的かつ計画的な大綱として「福岡県地域防災計画」を定めています。

令和8年4月に、国の「防災基本計画」の修正等を踏まえ、「福岡県地域防災計画」（基本編・風水害対策編、地震・津波対策編、事故対策編、原子力災害対策編）を改正するなど、必要に応じた修正等を行っています。

●市町村防災力の強化

市町村地域防災計画を修正する際に、県と事前協議を行うよう促し、協議を受けた際には、市町村地域防災計画に関係法律の改正状況等を適切に反映するとともに、県地域防災計画とも整合性がとれた内容となるよう、助言を行っています。

また、適切な避難所運営が実施されるよう、自主防災組織や自治会役員等の地域住民を対象に避難所運営に必要な知識・ノウハウを習得することを目的とした研修会や訓練を実施しています。

●関係団体との協定締結

本県では、関係団体との災害応援協定の締結等により、災害時応急対策活動を実施する体制の整備・強化に取り組んでいます。

●警察の災害対応能力の強化

県警察では、大規模災害に的確に対処するため、自治体や関係機関と連携した訓練や機動隊による救出救助等の実践的な訓練を行っているほか、迅速的確な救助活動を実施するため、救出救助資機材の整備等を行い、平素から災害対応能力の強化を図っています。

●災害医療の充実・強化

地震などの自然災害や大規模交通事故の際に、重篤患者に対する救急医療などを担う「災害拠点病院」を指定するとともに、災害時における医療機関の被災状況、受入可能患者数等の情報収集・提供を行う「福岡県広域災害・救急医療情報システム」を整備しています。

また、災害現場に迅速に駆けつけ、その場で救急医療を行う福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）を運用しています。

●災害時の福祉支援体制の整備

避難所における要配慮者の生活機能低下や災害関連死等を防止するため、本県では令和3年3月に、福祉関係団体及び福岡県社会福祉協議会と、福祉専門職による災害派遣福祉チーム（DWAT）の避難所等への派遣に係る協定を締結し、要配慮者に対する適切な福祉支援を行う体制を構築しました。

災害福祉支援ネットワーク協議会の開催やフォローアップ研修等による平時からのチーム員の育成を通じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制づくりに取り組みます。

●市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援

29 地域防災力と危機管理の強化

福岡県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会等を対象に実施する、災害を想定した災害ボランティアセンターに係る研修、実地訓練に対する助成を行い、災害時の市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援します。

●防災体制の充実強化

福岡県備蓄基本計画に基づき、大規模災害時に、市町村が甚大な被害を受け、物資が不足した場合に備え、食料や避難所運営に必要な資機材等を備蓄しています。

●ペット救援対策の推進

災害時における動物救護については、飼い主に対し、災害時の同行避難等に必要な備えについて啓発するとともに、各市町村に対し、地域防災計画に同行避難等について規定するよう助言を行っています。

●災害時の住宅支援体制の整備

本県と福岡県宅地建物取引業協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部との間で締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、被災された方に対する民間賃貸住宅の提供について、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

災害発生時における速やかな住宅支援を実現するため、関係機関と協力・連携体制を図り、応急仮設住宅の提供に係る協定を締結し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備に努めています。

●災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため、関係機関との連携強化や市町村職員への研修等を通じて、災害廃棄物処理体制の整備を進めています。

●ジェンダー平等の視点をもって災害に対応できる人材の育成

自主防災組織のリーダーを対象に、ジェンダー平等の視点を踏まえた避難所運営の実動訓練を実施します。

また、市町村の防災訓練において、ジェンダー平等の視点を踏まえた避難所開設運営の図上訓練やシミュレーションゲームなどを行うための講師を派遣します。

●原子力災害対策

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年、防災危機管理局を設置し、原子力防災を専任で担当する部署を新設するなど体制の強化を図りました。

また、原子力災害に対応する地域防災計画を策定（24年9月）するとともに、市町村の避難計画の策定を支援するため、広域避難基本計画を策定（24年9月）しました。

さらに、原発立地県である佐賀県並みの情報提供に加え、福島第一原子力発電所の事故のような「非常時」には、玄海原子力発電所から30km圏外の福岡市にも、九州電力から直接連絡が入る仕組みを盛り込んだ原子力安全協定を、全国に先駆けて九州電力と締結しています。

本県は、原子力防災対策の実効性を高めるため、情報収集・伝達、広域避難、原子力

29 地域防災力と危機管理の強化

災害医療、緊急時モニタリング等の原子力防災訓練を、毎年、佐賀・長崎両県と連携して実施しています。

●情報伝達機能の強化

災害時に気象情報、避難情報、被害情報等を収集・伝達する防災・行政情報通信ネットワークの適切な維持管理と必要な機能強化に努めています。

●AI による災害リスク予測システムの導入

発災時の初動対応の強化、県民の早期避難支援、災害の未然防止等のため、災害リスクを予測・分析する災害リスク予測システムを導入しました。

●盛土等の規制強化

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、危険な盛土等を規制するため、土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等について県知事の許可の対象としています。（北九州市、福岡市及び久留米市については各市が所管します。）

また、規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められるため、県では既存の盛土等の分布や安全性についても調査を進めています。

(1) 福岡空港・北九州空港の機能強化、鉄道ネットワークの強化

- ・ 空港は、観光、ビジネス、物流、国際交流等、経済・社会活動の活性化に極めて大きな役割を果たしており、今後も増大し、多様化する航空需要に幅広く応え、成長するアジアの活力を取り込み、本県のみならず九州全体の発展につなげていくため、福岡空港と北九州空港の機能強化を進めていく必要があります。
- ・ 福岡空港は、国内外の多彩なネットワークを活用した国際展開によって、九州、西日本、アジアの拠点空港を目指しており、未就航のアジア、北米、オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致に取り組む必要があります。
- ・ 北九州空港については、24 時間利用可能な空港であり、九州で唯一、貨物定期便が就航しています。貨物拠点空港としてさらに発展していく上で、現在の 2,500 メートル滑走路では、大型貨物機の長距離運航ができないという課題を抱えています。そのため、国は、令和 4 年度末に滑走路を 3,000 メートルに延長する計画を事業採択し、令和 5 年 12 月に着工しました。今後は滑走路延長事業の着実な推進を国に求めていくとともに、北九州市をはじめ関係自治体と連携し、貨物定期便の誘致や貨物取扱量の増加に引き続き取り組む必要があります。
- ・ 両空港が抱える課題を克服し、それぞれの特徴を活かして、役割分担と相互補完をしていくことが重要です。
- ・ 鉄道は、通勤・通学をはじめとする県民生活を支えるだけでなく、本県と九州各県との交流・連携を高め、九州の一体的発展・浮揚を図る基幹的な交通機関です。



①福岡空港の滑走路増設、アクセスの強化

令和 7 年 3 月の第 2 滑走路の供用開始により、発着枠が増加したことを踏まえて、未就航のアジア、北米、オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致を行い、国内外のネットワークを拡充します。

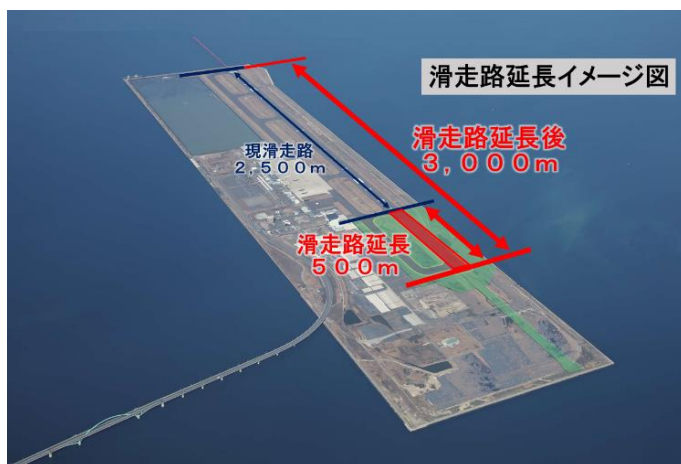
また、発着枠の増加に伴い更なる空港利用者の増加が見込まれることから、福岡空港へのアクセス強化と周辺道路の混雑緩和を図るため、福岡高速 3 号線（空港線）延伸事業を推進しています。

②北九州空港の滑走路延長（3,000 メートル化）

令和 2 年度から、国において滑走路延長に向けた環境アセスメント等の調査が開始され、3 年度には、国、県、関係市町が協力し、事業に対する地域住民などの理解促進や円滑な合意形成を図るための PI（パブリック・インボルブメント）の手続きが終了しました。4 年度末には北九州空港滑走路延長事業が 5 年度の新規事業として採択され、5 年 12 月に着工されました（9 年 8 月末供用開始予定。）

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

県は、滑走路 3,000 メートルへの延長の着実な推進を国に求めていくとともに、供用開始後を見据え、欧米便をはじめとした長距離貨物定期便の誘致や貨物取扱量の増加に引き続き取り組み、貨物拠点空港を目指します。



事業期間	令和5～9年度（予定）
総事業費	約130億円

資料：北九州空港施設計画検討協議会
『北九州空港滑走路延長計画について（PIレポート）』より作成

③鉄道ネットワークの強化

鉄道の利便性向上による交流人口の拡大に向け、都市間を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図ります。

福岡市地下鉄空港線と JR 福北ゆたか線の接続については、基礎調査結果を活用して関係者が行う検討に対し、支援を行います。また、西鉄天神大牟田線の単線区間（聖マリア病院前駅～大善寺駅間、蒲地駅～開駅間）の複線化について、関係者と協力し、実現を目指しています。

さらに、九州全体の広域的な高速鉄道ネットワークを強化するため、昭和 48 年に基本計画路線に決定された東九州新幹線について、福岡県東九州新幹線整備推進期成会をはじめ、関係自治体等と連携した整備構想の促進に取り組みます。

(2) 道路、港湾の整備

- ・ 県内には、「福岡空港」や「北九州空港」のほか、国内有数の取扱貨物量を誇る「北九州港」や「博多港」、自動車産業の集積する「苅田港」、世界遺産の構成資産かつ稼働資産である「三池港」等、優れた交通拠点を有しています。県民の生活と産業の発展を支えるためには、それらインフラ施設を最大限に活用していくことが重要です。
 - ・ 空港や港湾等の交通拠点を整備し、機能をさらに発揮させるためには、拠点までのアクセス機能の強化や県内各地域を結ぶ幹線道路の整備を推進する必要があります。
 - ・ 平常時・災害時を問わず、人流・物流を支える強靱なネットワークを構築するためには、高規格道路における未整備区間の早期解消や暫定2車線区間の4車線化、リダンダンシーの確保、環状機能の強化等を図ることが必要です。
 - ・ 都市部においては、慢性的な渋滞が発生している箇所もあり、交通の円滑化を図る必要があります。
- ※ 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化する等、予備の手段が用意されていること。



①下関北九州道路の実現

下関北九州道路は、北九州市と山口県下関市の中心部を結び、関門橋や関門トンネルと一体となって、関門地域の循環型ネットワークを形成する道路です。

九州と本州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈の一翼として、関門地域の一体的発展への寄与が期待されます。

また、平常時・災害時を問わず関門トンネル・関門橋の代替路としての機能と役割を担う必要不可欠な道路です。

国と2県2市（福岡県、山口県、北九州市、下関市）が連携して、都市計画や環境影響評価の手続きを進め、令和7年12月、都市計画決定権者である山口県と北九州市によって、具体的なルートが盛り込まれた都市計画が決定されました。

引き続き、早期事業化に向けて、関係自治体や経済界等と連携し、国等に対し、積極的に要望を行います。

②広域ネットワークの整備

地域の活性化や災害時における被災地支援、復旧・復興を図るためには、平常時・災害時を問わず安定的な人流・物流ネットワークを確保する必要があります。このため、福岡都市圏や北九州都市圏などの県内主要都市や交通・物流の拠点となる空港、港湾、鉄道駅等へのアクセス機能の強化をはじめとした広域道路ネットワークの整備に取り組んでい

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

ます。

広域道路ネットワークの主軸となる高規格道路の整備については、西九州自動車道の未整備区間の早期解消や東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化整備促進を図るため、沿線自治体と連携して国などへ働きかけます。

高規格道路を補完し本県の骨格となる基幹的な道路網として、都市部と地方部を結ぶ道路の整備を進めます。

さらに、大規模災害時における救急救命活動や支援物資輸送などの救援活動、災害復旧などの支援活動を支えるため、緊急輸送道路や重要物流道路において道路拡幅やバイパス等の整備を推進します。

また、物流の効率化や企業誘致に資する道路ネットワークを強化する戦略的な道路整備（Fukuoka スムーズコネクト）に向けて、交通ビッグデータの分析を行います。

③地域の自立促進のための道路網の整備

高速道路の利便性向上による地域経済の更なる活性化や地域生活の改善を進めるため、スマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路の整備を促進します。

また、都市部においては慢性的に発生している交通渋滞を緩和するため、道路拡幅やバイパス整備、道路と鉄道等との交差部の立体化等の整備を進めます。

現在、西鉄天神大牟田線（春日原～下大利間）において、連続立体交差事業を推進しています。令和4年度に鉄道の高架化が完了し、踏切がなくなったことで事故が解消され、交通渋滞も緩和しました。さらには鉄道で分断されていた地域の一体化により周辺住民等の利便性の向上が期待されます。

④県営港湾の整備・利用促進

苅田港では、苅田港本航路や新松山地区のふ頭・臨海工業団地の整備を進めており、令和元年度に新松山臨海工業団地において第1期分譲地約36haの分譲が完了し、4年度から分譲を開始した第2期分譲地約27haは、トヨタ自動車（株）との売買契約により、7年2月に分譲完了しました。4年度から造成着手した第3期分譲地約26haは現在造成工事中です。また第3期分譲地の南側の新たな土地の造成を7年度から着手します。さらに、7年3月に策定した苅田港長期構想を踏まえ、10年から15年程度の将来を目標年次として、港湾の利活用の指針や新たな埠頭用地・工業用地等を定める港湾計画の改訂を行います。

三池港では、国際フィーダー航路を利用した国際コンテナ定期航路における集荷拡大のため、関西や関東方面の大口の荷主企業や三池港背後圏企業に対して、積極的にポートセールスを行います。また、7年10月、大型船舶の夜間出港が可能となるよう夜間入出港の基準を改定しました。これを積極的にアピールすることで、新規航路の誘致に取り組めます。

30 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

県管理の地方港湾においては、地域の実情を踏まえ、港湾機能の拡充に向け航路の浚渫や係留施設の整備等を実施しています。

